

図7-1-1-1 一宮の耕地整理組合
(大正2年~昭和16年)

キ御認可相成度別紙設計書及規約相添耕地整理法施行規則第四十四条ノ事項ヲ具シ比般申請候也。

大正貳年壹月貳拾九日

この申請書が出されて約3ヶ月後の大正2年4月18日に芳賀耕地整理組合として設立を認可されている。この年さらに前記した予定地の測量設計の補助を依頼している。

耕地整理予定地測量設計補助申請書

一、耕地整理予定地ノ所在

御津郡馬屋下村大字芳賀字清水

二、耕地整理予定地区ノ地目別面積

田	三町一反一畝七歩
畑	三反三畝六歩
山林	一町七反十歩
原野	二十三歩
溜池	六畝二十歩
堤塘	四畝二十三歩
合計	五町二反六畝二十九歩

三、地区内土地ノ所有者総数，総面積及び総地価

所有者総数	総面積	総地価
十四人	五町一反五畝十六歩	九百三十一円二十銭

四、同意者ノ総数及び其所有スル土地ノ総数面積及び総地価

同意者総数	総面積	総地価
十三人	五町四畝十三歩	九百一円八十六銭

右耕作地整理施行致度ニ付キ測量設計御補助相成度御聴許ノ上ハ耕地整理及ビ土地改良奨励規程堅ク遵守可致別紙地区内土地所有者ノ同意証相添比般申請候也。

大正二年十月

この申請書からおこなわれた耕地整理の規模やその内容をうかがうことができる。耕地整理面積が約5町2反ほどであることから、小規模な整理がおこなわれたことがわかるが、山林、原野の面積がみられることから開墾がおこなわれており、畑を地目変換し、その上、溜池を拡張する計画がなされたことがわかる。しかし、資料がないため馬屋下村大字芳賀字清水というだけで具体的な施行地域はわからない。

この耕地整理の後、大正3年、4年と申請書が出されていることから、おそらく耕地整理がおこなわれたものと思われる。

昭和2年6月に、一宮町では一番規模の大きい耕地整理が芳賀耕地整理組合の手によっておこなわれている。耕地整理のおこなわれた面積は、46町7反という規模で、しかも一宮町でも屈指の良池であ

る芳賀の新池（写真1）の増築をおこない、用水量不足を改善している。この耕地整理がおこなわれる2年前、すなわち大正13年は、空梅雨の上、半夏の雨もなく、その年の8月初めには芳賀の新旧両池は底をつき、水を使い尽くした。やっと9月半ばに豪雨が降ったものの稲は実らなかった。この時のように片山峯吉氏は「馬屋下村誌」の中で、

「9月半ばに一夜、豪雨が夜を徹して降ったが、時すでに遅かった。枯死状態の稲は甦って秋風に乘って出穂はしたものの、水田一杯にはりつめた季節にもれて、結実せず、いまいましてきばえにもついに一握の米も穫られず、ただ牛馬の飼料たるに過ぎなかった。この両池掛40町は芳賀の穀倉地帯といわれた生命線でもあったので、食糧にも事欠き、村内からはもちろん、ついに印度米まで買入れて一年を過ごした。この遺憾は実に骨髓に徹した。」

と述べている。このような苦い経験から、新たに芳賀耕地整理組合を結成して、新池の増築および用水量の補給とそれに伴う放水路の改良をおこなった。

「芳賀耕地整理組合設計書」（昭和2年）に、工事計画の説明が記されている。

一 用 水 源

本地区ノ主要用水源ハ新池古池ニシテ其貯水量二万二千九百五十立坪ヲ有スルモ全灌溉地域ニ対スル用水量不足ノ結果旱害ヲ蒙リツツアルヲ以テ新池ノ増築ニヨリ之ガ補給シ計ラントス。

一 用 水 量

現況調査ノ結果本地区ノ単位用水量ハ一反歩一日一・五立坪（水深三分）ナルヲ以テ総灌溉反別三十八町歩ニ対シテハ五百七十立坪ヲ要ス、之ガ本地方ノ最大連続旱六月数四十二日間ノ所要水量二万三千九百四十立坪ニシテ水路内其他ノ損失量ヲ全量ノ一割ト見做シ之ヲ加算スル時ハ総所要水量ハ二万六千三百七十七・七立坪ナリ。

一 補 水 計 画

前述ノ如ク総所要水量二万六千三百七十七・七立坪ニシテ新池ノ増築ヲ行ヒ水深二尺ノ増加ヲ計ル時ハ増築後ノ水面積三町七反歩（堤塘内側増築ニヨル水面縮小ト水深増加ニヨル自然ニ増加ス可キ水面ト大差ナキモノト認ム）ナルヲ以テ増加貯水量三千七百立坪トナリ之ヲ新池古池従前ノ合計貯水量二万二千九百五十立坪ニ合算スルトキハ二万六千六百五十立坪トナリ前記総所要水量ニ対シ尚約三百立坪ノ余裕アルヲ以テ新池増加水深二尺ノ増築計画ヲナス。

一 放 水 路

本池ノ放水路ハ現形図ニ示セル如ク堤外ノ排水路ニアリ近年改築セル完全ナル「コンクリート」堰ナリ巾員三十尺ヲ有シ流域ヨリ排出スル最大日雨量ヲ安全ニ流過シツツアリ本池ノ貯水ハ主トシテ比ノ排水路ヨリ分岐ヲ以テ取入シ満水位ニ達シタルトキハ分岐ヲ閉鎖ス比ノ場合直接流域（二十町歩）ヨリ流出スル集水量ハ分岐中員十五尺ヲ有スルヲ以テ分岐上ヲ安全ニ流過シツツアリ故ニ放水路及分岐ノ変更改築ノ必要ヲ認メズ。

以上設計書に示されているとおり、当時新旧両池の全貯水量は22,950立坪であったが、この地区の総所要水量は26,377.7立坪は最底限なければならなかった。そのため、新池の増築により貯水量をふやそうという計画をたて、増加貯水量3,700立坪と新旧両池の貯水量22,950立坪を合わせて26,650

立坪となるよう設計された旨が記されている。

この工事は、昭和2年6月16日に開始され、工事期間3ケ年を経て竣工したものであるが、工事施行後の地目別面積は設計書によるとつぎのようである。

<地 目>	<面 積 (町)>
田	4 0 0 2 0 4
外 畦	0 3 2 0 3
小 計	4 0 3 2 0 7
溜 池	5 8 5 0 6
堤 塘	2 1 7 2 4
道 路	0 1 7 1 2
水 路	0 1 6 1 0
小 計	8 3 6 2 2
合 計	4 8 7 0 2 9

また、新池堤塘増築後の概要はつぎのとおりである。

種 別	本 堤 塘	副 堤 塘
堤 長	1 0 9 間	1 1 6 間
堤 高	2 5 尺	1 5 尺
最 大 水 深	2 0 尺	-
内 法	1 割 4 分 (張石)	1 割 2 分 (張石)
外 法	1 割 7 分	1 割 2 分
根 石 垣 法	-	5 分 (高1間2分)
馬路ノ巾員	1 0 尺	9 尺
内面鋼土厚	平均4尺以上	平均5尺以上
鋼土頂ト堤 頂トノ差高	1 尺	1 尺
放水路底ト馬 路トノ差高	4 尺	4 尺
満 水 面 積	3 町 7 反 歩	-
平 均 水 深	1 1 尺	-
貯 水 量	2 0 3 5 0 立 坪	-



写真7-1-1 芳賀の新池とその堤塘
(昭和45年4月 淵本弘道撮影)

この新池増築工事により、この地区内の旱害は防がれ、その後、大きな増産となり、道路、水路の新設改良によって利便と労力節減などいろいろと効果を収めたことは言うまでもない。また、工事施行による利益として土地価額騰貴による利益、つまり用水量増加や道水路の改良の結果、田地の価格が相当50円高くなることなどによる利益も設計の段階で計画されている。それを表にして示してみると次のようになる。

表7-1-6 設計書による整理後の土地価額騰貴の利益

	地目	面積 (反)	単価 (円)	金額 (円)
整理前	田	380	× 700	= 266,000
整理後	田	3789	× 750	= 284,175
差引増進価格				18,175

従ってこの設計書通りにいくと、整理後の土地価額騰貴のため18,175円の利益を得ることとなる。その上、もうひとつ工事施行による利益として、生産上の利益があげられる。これは、設計書による整理前の反当収支と整理後の反当収支を比べてみれば、どれくらいの利益が得られるのかをだいたい知ることができる。表7は、整理前と整理後の反当収支の内訳を示し、どれくらいの利益が得られるものを計算して表にまとめたものである。

表7-1-7 整理前と整理後の反当収支

	収 入						支 出				
	作物	収量 (石)	単価 (円)	金額 (円)	雑収 (円)	計	労銀	肥料代	公課	雑費	計
整理前	水稲	2.4	35	84	5	89	30	10	15	3	58
	小麦(麦)	1.6	15	24	2	26	20	5	—	2	27
	計				115						85
収入と支出の差引利益						30円					
整理後	水稲	2.64	35	92.4	5.5	97.9	30	10	15	3	58
	小麦(麦)	1.6	15	24	2.0	26	20	5	—	2	27
	計					123.9					85
収入と支出の差引利益						38.9円					

この表から整理前と整理後の単価35円は変わらないが、整理前の水稲の反当収量2.4石が整理後には2.64石と0.24石増産し、整理前の水稲反当収入金額は2.4石×35円=84円となり、整理後には2.64石×35円=92.4円となって、84円の増収が見込まれることとなる。また、水稲の雑収で整理後0.5円増加しているが、その他は整理前後を通じて変わっていない。つまり、主に整理後の水稲の反当収量が増加したため、反当収入がふえたものであり、この設計書通りにいくとこれは耕地整理のもたらした効果とも言うことができる。つぎに収入と支出の差し引き利益をみみると、整理前は30円となり、整理後は38.9円となる。したがって、反当り8.9円の生産上の利益を得ることになる。これを耕地整理施行地区全体からみみると表7-1-8のようになる。

表7-1-8 稲作増収による利益

	地目	面積 (反)		反当利益 (円)		金額 (円)
整理前	田	380.0	×	30.0	=	11,400.00
整理後	田	378.9	×	38.9	=	14,739.21
差引利益						3,339.21

したがって、全地区の耕地整理による水稻増収による利益は、3,339円21銭となる。

以上、昭和2年におこなわれた芳賀の耕地整理は、新池の増築によって必要な用水量を確保し、道水路の新設改良をおこなうことによって早害を防ぐばかりか、労力の節減、水稻の反当収量の増加を確保することとなった。

この耕地整理に要した費用は、11,015円で、そのうち県の補助金は3割であった。また、費用の償還年限は4ケ年であった。

② 松尾耕地整理組合

大正元年9月1日、岸敬二郎氏、岸孝平氏、岸改次郎氏、岸桂次郎氏等がこの耕地整理事業を発起し、予定地の実地踏査を岡山県に申請した。大正2年2月15日、岡山県より技師の出張実査の結果、この地区が適当な地区であるとの通知を得た。そして、大正3年8月に松尾耕地整理組合設立認可申請書を提出し、大正4年3月9日、県知事より松尾耕地整理組合として認可の指令を受けた。すでに大正2年から工事は着手されており、大正9年12月25日に、一応の竣工をみている。

この工事施行の目的は「松尾耕地整理組合地区設計書」につきのように記されている。

工事施行目的

- 一、用水ノ欠之ヲ補ヒ且ツ畑地交換地ノ用水ニ供スル目的ヲ以テ旧溜池ノ築堤ノ不完全ヲ修理スルト同時ニ之ガ増築ヲ行フントスル。
- 一、道路ノ改修ヲ行ヒ農産物、肥料ナドノ運搬ヲ便ニシ耕地ノ利用ヲ増進セントス。
- 一、水路ノ新設、改修ヲ行ヒ、灌排ヲ自由ナラシム。
- 一、低地ノ埋上グヲ行ヒ浸水及ビ過湿ノ害ヲ除キ二毛作地タラシム。
- 一、道水路ノ改善ト共ニ区画ノ改正ヲ行ヒ耕作ヲ便ニス。
- 一、中川上ニ架セン番ノ木笥ヲ改メテ、吹上ゲトナシ、以テ永久的トシ従来ノ如ク年々要スル冗費ヲ省カントス。

松尾にある旧溜池を増築し、堤塘を改良することによって、用水量の欠乏を補い、また道路、水路の新設改善、地目の交換、区画の整備によって、水稻の生産力を上げようというものである。すなわち、この増築工事によって、灌漑、排水、運搬の利便および労力の節減を目標とするとともに、それに伴う作物の増収をその目的としたものであった。

工事の内容は、4つの区分に分かれ、溜池1ヶ所、沖合道路6ヶ所、吹上渡樋1ヶ所、溝渠畦畔改築6ヶ所となっている。溜池増築の工事がおこなわれたのは、大正2年8月25日で、工事終了は大正4年4月20日であった。沖合道路と溝渠畦畔改築は大正4年9月25日同時に着手され、溝渠畦畔改築は大正8年11月に、沖合道路は大正9年12月25日にそれぞれ竣工している。また吹上渡樋の工事

は、大正5年9月22日より着手され、同年11月2日に竣工した。

これらの工事の期間中、組合は再三、工費補助金交付申請書を岡山県に提出し、大正4年7月に743円、大正9年3月に450円、最後の工事が完了した翌年の大正10年3月に414円を、それぞれ補助金として交付されている。

つぎに、おこなわれた耕地整理によって、どれくらいの利益および損益があるかを示した「設計書」の利益計算によると、(A)稲作増収による利益、(B)畑地変換による増収の利益、(C)二毛作地増加による生産の利益、(D)労力節約の利益の以上4つが永久的利益として、また、(E)土地価格増加の利益が一時的利益として示めされている。これらの利益のそれぞれを表に示してまとめてみるとつぎのようになる。

<永久的利益>

(A) 稲作増収による利益

		上 田	中 田	下 田	計
整 理 前	反 別 (反)	1 5 5	8 5	5 9	2 9 9
	反 当 収 量 (石)	2 7 0	2 4 0	2 1 0	—
	総 収 量 (石)	4 1 8 5 0	2 0 4 0 0	1 2 3 9 0	7 4 6 4 0
整 理 後	反 別 (反)	1 9 4	6 0	4 5	2 0 9
	反 当 収 量 (石)	2 8 0	2 5 0	2 1 5	—
	総 収 量 (石)	5 4 3 2 0	1 5 0 0 0	9 6 7 5	7 8 9 9 5
差 引	増	1 2 4 7 0	—	—	1 2 4 7 0
	減	—	5 4 0 0	7 2 1 5	8 1 1 5
増減の差引					4 3 5 5

当時一石の売価を20円として計算したもので、それによって計算してみると

$$4 3 5 5 \text{ 石} \times 20 \text{ 円} = 8 7 1 1 \text{ 円}$$

となる。したがって、稲作増収による利益として、871円10銭の利益を受けることができるものとして見積った。

(B) 畑地変換による増収の利益

		夏 作		冬 作		計
		田	畑	田	畑	
整 理 前	反 別 (反)	4.2 1 5	—	4.2 1 5	—	—
	反 当 収 入 (円)	3.5 0	—	1.6 1	—	—
	総 収 入 (円)	1 4.8 8	—	6.8 4	—	2 1.7 2
整 理 後	反 別 (反)	4.1 1 9	0.0 2 6	4.1 1 9	0.0 2 6	—
	反 当 収 入 (円)	2 3.7 1	3.5 0	2.2 6	1.6 1	—
	総 収 入 (円)	9 8.6 3	3.2 0	9.4 0	1.4 0	1 0 8.4 9
差 引	増	8 3.7 5	0.3 2	2.5 6	0.1 4	8 6.7 7
	減	—	—	—	—	—
増減の差引						8 6.7 7

(c) 二毛作地増加による生産の利益

二毛作地増加反別	8反
反当平均収入	2円26銭
総収入(利益)	18円8銭

(D) 労力節約の利益

	夏作	冬作	合計
労働力人員(人)	299人	150人	—
一日平均1人当りの節約	50銭	40銭	—
利益	149円50銭	60円00銭	209円50銭

<一時的利益>

(四) 土地価格増加による利益

		上田	中田	下田	上畑	計
整理前	反別(反)	155	85	59	4,215	—
	価格(円)	400	450	250	100	—
	総価格(円)	62,000	29,750	16,520	425	108,695
整理後	反別(反)	194	64.119	45	0.026	—
	価格(円)	420	370	290	100	—
	総価格(円)	81,480	23,740.31	13,050	8.67	118,278.98
差引	増	19,480	—	—	—	19,480
	減	—	6,009.69	3,470	41.633	9,896.02
	増減の差引(円)					9,583.98

以上、耕地整理による利益をまとめてみると、永久利益（毎年入る利益）は、(A)(B)(C)(D)を合計して9,583円96銭となり、一時的利益は、9,583円98銭となる。しかし、これはあくまで、設計書の上での推定であるので、耕地整理後に得た実際の利益として取り上げるわけにはいかないが、少なくとも、この耕地整理によって利益を上げようという趣旨であることは確かである。したがって、問題は、整理後実際に設計書に示したような利益が得られたかどうかである。それを知る具体的な資料は得られなかったが、松尾耕地整理組合解散認可申請書（大正11年）の関係書類の中で、予測以上の利益があったことが書かれてある。それによると、

「灌漑、排水、交通運搬、耕地上コトゴトク整理施行ニヨリ便利及ビ労力ノ節減等利益多大ニシテ予期以上ノ成績ヲ見ル、故ニ米、麦其他作物ノ収量ハ従前ヨリ増収アル事ハ疑ヒノ余地ナシ」

と記されている。

大正11年、松尾耕地整理組合が解散されてから14年後の昭和12年1月20日に、松尾第二耕地整理組合が新たに設立されている。しかし、この時の耕地整理はあまり規模の大きなものではなく、施行面積も反も畝で、その目的は、用水路の新設改善と溜池の改築であった。

③ 森上耕地整理組合

森上は、前にあげた芳賀や松尾などとは異なり、ほとんどが畑地か山林であって、水田は、山と山の溪谷の低位部におけるもののみで、非常に少ない。そのため、ほとんど天水によって集められた溜池を灌漑用水として利用している。しかし、この地区は、大きな用水量を十分に貯える溜池がないため、この地区およびこの地区付近の溜池を用水源としている。したがって、自然と、その工事内容も畑地、山林を水田に変換したり開墾したり、溜池の新設、用水路の新設をしたりして、山林、畑地を変換開墾した土地に用水を供給することが耕地整理の主な目的となった。この点が他の耕地整理組合と異なっている点といえよう。

④ その他の耕地整理組合

前記した3つの耕地整理組合と同じく、他の長野耕地整理組合、狼谷池耕地整理組合、登々木池耕地整理組合、辛川市場耕地整理組合、首部耕地整理組合も同様、用水源としての溜池の拡張新設、道水路の新設改善、地目変換が主な目的となっている。これらの耕地整理が、各地区の農業生産力に大きな進歩をもたらしたことは前述の耕地整理施行後の利益からみて明らかである。

(a) 横尾池用水改良事業

横尾池用水改良事業は、耕地整理組合のように市町村で行なったものではなく、県でおこなった用水改良事業である。大正12年4月17日、用排水幹線または用排水設備の改良事業に対し、国より5割以内の補助があることとなり、県でもこれに県費を2割以内をつぎ足して事業をおこなうこととなった。

岡山県では、大正13年にまず作北の地に塩手池をつくり、その後あいついで排水事業をおこなっている。横尾池用水改良事業は、昭和15年、赤磐郡の田原用水改良事業とともに着手されている。

耕地整理のところでも述べたように、この一宮町の地域は、用水源として多数の溜池および砂川、中川を利用してしたが、用水は幾度にもおよぶ溜池新築増築にもかかわらず不足しており、一宮、馬屋下、平津の全地区を通じて、平年に於ける平均被害は、年に7分4厘の減収となっている。しかも、日照りが長く続くと、用水は枯渇し、大正13年は稲作期において夏、天連続59日、昭和14年においては用水期間中無雨の状態であったため、大正13年に5割以上、昭和14年に7割以上の減収をきたした。このため、関係者は、用水源の確保を痛感し、昭和14年の早魃対策として溜池の新設を計画し、陳情の結果、早害防止農業水利改良事業として採択されるに至った。新設溜池は、砂川の上流部、御津郡馬屋上村の境、御津郡馬屋下村大字横尾の溪谷に築造することとし、横尾池と命名した。横尾池新設の工事が着手されたのは、昭和16年4月でいちょうの竣工をみたのは昭和27年5月のことである。

横尾池之記

由来当該地区ハ純農村ニシテ専ラ田 生産ニ依存シテ経済ノ立地条件トス然ルニ従来水利不足早害ノ脅威ニ悩ム偶々本県耕地課秋山技師比地点ヲ相シ天下無ニノ貯水地築造ニ好適ナル所以テカ説懇懇ス即チ有識者翕然トシテ共鳴シ直ニ馬屋下一宮平津 高松各町村ヲ以テ関係地区ト定メ其灌漑面積五百余町歩ニ対シ横尾池支配地域用水改良事業施行ヲ県ニ申請起コス蓋シ北方未曾有ノ大工事ニシテ実ニ十ヌ一年ノ星霜ヲ閱ス其間大洋戦争ニ直面シ勞資欠乏其他幾多ノ苦難ヲ克服シ遂ニ竣工ヲ以テ水利体制ノ確立ヲ実現ス因ニ比偉業達成ニ就キ町長ノ秋山慶彦氏ノ終始一貫誘液至ラザル無キ恩恵ハ横尾池ノ父トシテ銘記ス可ク猶主タル関係当事者ノ氏名ヲ列記シテ記念ト為ス



写真 7 - 1 - 2 横 尾 池
(昭和 4 5 年 4 月 淵本弘道撮影)

管 理 者 狩谷荒次郎 高木照夫
 工 手 片山峰吉 藤田鷹一 兒子一郎
 但 当 者 秋山増太 片山周一 岸高工
 昭和二十七年五月 児 子 清 雄
 馬屋下村長 岸 静 夫 誌併書
 石工 西 崎 勉 影 刻
 (横尾池の石碑より)

(イ) 狼谷池，登々木池の分水

多くの耕地整理事業や横尾池用水改良事業からみてもわかるように、この地域では、土地改良事業といっても、そのほとんどが灌漑排水事業で占められている。それは、瀬戸内海沿岸では雨量が少ないため、水田耕作のための用水が不足しがちであったためである。岡山平野は讃岐平野とならんで、山すその耕地を灌漑するための多くの溜池が築かれている。一宮町も例外にもれず溜池の数は93にのぼっており、その中には奈良朝以前につくられたと伝えられている宗形池のような古い溜池もある。ここにあげた狼谷池，登々木池も水田耕作に欠かせない用水源として、使用された。登々木池の詳細はわからないが、狼谷池は「延保5年(1748)大窪，辛川市場，今岡，西辛川，一宮のために，狼谷に新池を造った」と馬屋下村誌に記されている。

① 登々木池

登々木池造築の時期は明確ではないが、かなり古いものであるらしく、明治11年にはすでに分水の規定がなされている。登々木池は、当時備前国津高郡芳賀村地内に位置し、その分水地域は、当時備前

国津高郡辛川市場、大窪村、福谷村の
三地域であった。明治11年5月29
日に定めた分水規定書はつぎのよう
である。



写真7-1-3 登々木池
(昭和45年4月 淵本弘道撮影)

分水規定書

備前国津高郡芳賀村地内トト木池、
同郡辛川市場村、大窪村、福谷村分
水規定左ノ通り、

第一条 (略)

第二条 各村用水時限反別割ニテ

左ノ如ク定ムルト雖ドモ

雙方協議之上時間ノ延縮ハ妨ゲナキモノトス、但辛川市場大窪兩村ハ従来ノ慣行ニ仍リ用
水時間ヲ折半ス

十 一 時 間	大 窪 村
十 一 時 間	辛 川 市 場 村
式 時 間	福 谷 村

但時限ヨリ十五分迄ハ猶豫スト雖ドモ其余ノ違緩或ハ他ノ時間中用水ニ充ツルモノハ将来
規定時間半ヲ減ズモノトス

(後 略)

大窪村、辛川市場村、福谷村の各用水時間は、各村の反別の割合によって、1日24時間を分けたものと思われる。しかし、辛川市場村と大窪村とは、反別の割合にかかわらず、用水時間を折半するものとしている。その結果、1日につき大窪村11時間、辛川市場村11時間、福谷村2時間という割合で分水することになったものである。また、定められた時間外あるいは定められた時間以上、用水時間にあてることが禁止され、15分までのオーバーは猶予するが、それ以上の時間あるいは決められた時間外を用水時間にあてると、規定時間の半分を減らすことが記されている。

② 狼 谷 池

前にも記したように、狼谷池は延保5年(1748)大窪、辛川市場、今岡、西辛川、一宮の用水源として造られた池であり、昭和19年、横尾池が造築されるまでこれらの地域にとって重要な貯水池であった。一宮にて見出しされた分水協定書は、大正3年8月22日のものであり、大窪、辛川市場、今岡の三地区の分水協定事項が示されている。その「狼谷分水協定書」はつぎのようである。

協 定 書

御津郡一宮村大字辛川市場、同郡馬屋下村大字大窪、同郡平津村大字今岡(以下村名並大字ノ文字ヲ

略シ単ニ辛川市場、大窪、今岡ト記ス)

ノ营造物タル本郡馬屋上村大字三和所在
字狼谷池分水ノ方法ニ関シテハ從來一定
ノ慣行アルモ辛川市場及今岡対大窪トノ
間屢々紛議ヲ生シ互ニ反目セルハ双方ノ
不利益ナルヲ認メ大正三年八月貳貳日
一宮村所在中山尋常高等小学校ニ於テ御
津郡長小野慎一郎代理御津郡書記藤原素
二郎及有志者辛川市場深井吉次郎之レガ
調停ノ局ニ當リ一宮村長淺野真尺、馬屋
下村長岸桂次郎、平津村長兒島達次郎並
關係三大字ヨリ各三名ノ代表者会同ノ上実地ノ狀況ト從來ノ慣行トヲ參酌シ審議ヲ重ネ将来ニ於ケル
分水ノ方法ヲ左ノ如ク協定ス

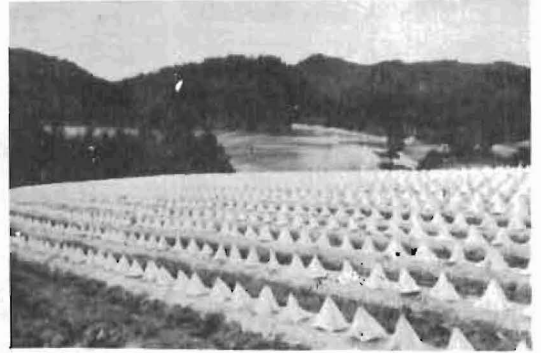


写真7-1-4 狼谷池
(昭和45年4月 淵本弘道撮影)

本協定書ハ三本ヲ作り各一本ヲ關係大字ニ領地スルモノトス

協 定 書 事 項

- 一、 狼谷池樋管開放ノ場合關係区域内一周時間ヲ六拾時間トシ左ノ順序ニ依リ分水スルモノトシ爾後
毎周此割合ニ依ル
第一 大窪へ拾七時間
第二 辛川市場へ貳拾壹時參拾分間
第三 今岡へ拾時四拾五分間
第四 辛川市場へ拾時四拾五分間
- 二、 辛川市場及今岡へ分水ノ時間ニ於テ水路中漏世ノ慮アル箇所ニ對シテハ之ヲ防止スル範圍ニ於テ
土俵堰其他適宜ノ作業ヲ為スコトアルモ大窪ニ於テハ異議ナキハ勿論務メテ便宜ト保護ヲ興フルモ
ノトス
- 三、 用水欠乏ノ為メ關係区域内ノ一大字若クハ二大字ヨリ本溜池樋管開放ノ要求アリタルトキハ他ノ
大字ニ於テ其必要ヲ認メザル時ト雖ドモ之ニ同意シ第一項ノ方法ニ依リ分水スルモノトス
- 四、 大窪ニ於テ同大字ノ营造物タル同所字奥田池ノ樋管開放ハ第一項第一号ノ時間中之ヲ実行スルハ
勿論ナルモ時トシテハ辛川市場又ハ今岡ヘノ分水時間ニ亘ルコトナシトセズ此場合ハ双方立会ノ上
適宜分水(水路同一ニシテ混流ノ箇所アルニ依ル)スルモノトス
- 五、 本溜池ノ水路中大窪地内溝渠ノ浚渫ハ毎年大窪ニ於テ其日時ヲ定メ之ヲ辛川市場へ通知シ大窪ノ
選定ニ係ル担当者指揮ノ下ニ共同作業ヲ為スモノトス前項作業ニ要スル人夫ハ五分ヲ大窪二十五分
ヲ辛川市場ニ負担出夫スルモノトス
- 六、 本協定書ノ各事項ハ大正參年八月貳拾參日ヨリ実行スルモノトス
右協定ノ事項ハ後日ニ至リ双方違背ノ行動ナキヲ証スル為メ關係村長及各大字ノ代表者左ニ記名印ス
大正參年八月貳拾貳日

最初、狼谷池は、今岡、西辛川、一宮、大窪、辛川市場の用水源として造られたが、大正3年のこの分水協定書によると分水地域は、辛川市場、大窪、今岡の3地域に限定されている。狼谷池分水の方法に関して従来、辛川市場および今岡と大窪との間で争いが絶えなかったが、お互いに不利益となることを認め後、大正3年8月22日、この分水協定を出した。狼谷池分水の方法は、一周の時間を60時間と決め、大窪へ17時間、辛川市場へ21時間30分、今岡へ10時間45分、再び辛川市場へ10時間45分の割合で分水するものとした。また、この分水協定書の協定事項には、水路の漏泄の際の処置や用水不足の時の処置方法などこまごまとした協定がなされている。

—参 考 文 献—

- 岡山県土地改良事業団体連合(1966)
- 岡山県農業土木史
- 中国四国農政局計画課
- 岡山平野における農業発展と土地改良
- 馬屋下村誌

(沼 本 範 子)

(2) 農業人口と労働力の構造変化

表7-1-8 一宮町の人口

	世帯数	総数	男	女	人口密度	一戸当 世帯人員
25年	1,773戸	8,737人	4,240人	4,497人	307	—
30年	1,778	8,899	4,310	4,589	312	—
33年	1,760	8,715	4,247	4,468	305.7	5.0人
35年	1,846	8,629	4,127	4,502	302.7	4.7
38年	1,918	8,743	4,216	4,527	306.7	4.6
40年	2,080	8,904	4,239	4,665	312.3	4.3
42年	2,338	9,314	4,691	5,123	344.2	4.2

市町村勢要覧より作製

一宮町の人口をS. 35年とS. 40年とで比較してみると、表7-1-8においてみられるように男4,127人から4,239人に、女4,502人から4,665人とそれぞれ112人(2.7%)、163人

(3.6%)と増加していることがわかる。さらに世帯数も1,847戸から2,080戸と233戸(12.6%)の増加を示している。これらの増加の傾向は他の町村にはみられない著しい特徴となっている。これは、一宮町が岡山市と隣接し、交通の便もよく、都市のドーナツ化現象によるベッドタウンとなってきたためであろう。団地の建設などに伴って、その傾向は今後さらにすすむことが予測される。S. 40年とS. 42年と比べると、男4,239人から4,691人、女4,665人から5,123人へとそれぞれ9.6%、8.9%とS. 35年とS. 40年の5年間における増加の割合より2~3倍も大きな率となっている。

表7-1-9 農家戸数

	29年	32年	35年	40年
農家戸数	1301	1258	1274	1214

以上のように全体的には増加の傾向にあるなかで、農業人口はどのようになっているのかを見てみよう。表7-1-9から、S. 35年の農家戸数(1,274戸)は、総世帯数の

市町村勢要覧

約69%をしめているが、S. 40年(1,214戸)では約58%であり、実数の上ではなお多くの農家数が存在していることを示しているが約10%以上もの率で減少している。この消えていった60戸の農家は、どのような方面に転進していったのだろうか。その答えを出す前に表7-1-10を見てもらいたい。

表7-1-10 経営規模別戸数

	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5ha以上	計
農家戸数	266	255	212	293	166	22	1214戸
%	21.9	21.0	17.4	24.1	13.7	1.9	100

1965年 農業センサス

ここでは特に注意してもらいたいのは、1.0~1.5haに属する農家である。その前後の規模の農家数と比べると実数において80戸は40戸も少ない。1.0ha以下の、いわゆる零細農家が4.1%と半数近くしめている。このことは、1.0~1.5haの農家の経営がそれ以上またはそれ以下の農家と比べて困難であることを示しているのではないだろうか。逆に、零細農家といわれている1.0ha以下の農家は、1.0~1.5haの農家と比べるとその経営状態がよいのではなかろうか。このことは、一宮町だけにみられる現象とはいえないが、どちらにしてもこの1.0~1.5haの農家が消えていったのではないかと考えられる。このことは、次にあげる表7-1-11からもうかがうことができよう。就業構造のところでも述べるが、これらの農家は、その規模を縮小して兼業色の強い農家となるか、またはその規模を拡張して専業化の道をとるか、全く農業を捨てざるかの3つのうちいずれかを選んだにちがいない。経営規模別戸数と農業人口とで最も多くをしめているのは、1.0ha以下のいわゆる零細農家のグループである。

1.0ha以下の戸数は全体の4.1%と半数近くを形成している。また世帯員数では、2,232人で全体の3.7%をしめている。これらのグループに属する人々はなぜ農業を見捨てようとしなのだろうか。資料の整理が不十分で断定できないが、次のようなことが言えるのではなかろうか。すなわち、これら

表7-1-11 農家人口

	総世帯員数 (雇人を含む)	男 (雇人をのぞく)			女 (雇人をのぞく)		
		15才の人	15才未満の人	16才以上の人	15才の人	15才未満の人	16才以上の人
0.5ha未満	1,043人	7	105	377	9	98	446
0.5～1.0	1,189	13	105	420	10	145	489
1.0～1.5	1,012	13	103	372	7	115	401
1.5～2.0	1,540	16	174	548	7	179	614
2.0～2.5	955	8	94	374	12	103	363
2.5ha以上	140	2	17	48	—	20	52
計	5,879	61	598	2,139	45	660	2,365

1965年 農業センサス

の農家には、兼業従事者が多く、自給的農業を営む一方、兼業による収入を獲得することが可能であり1.0～1.5haの農家と比べて経営事情がよいためであろう。1.0～1.5haの農家になると、時間的にも労働事情などからも農業だけでは経営しにくく一方で兼業をするには農業が負担となり結局は、農家経営が兼業をかねてはなりたちにくくなっているのではなからうか。つまり、1.0ha以下の農家は、兼業と農業のバランスがうまく保たれているためであろう。このように考えると、次に多い1.5～2.0haの農家では、商品供給のための農業が成り立っていると言えないであろうか。

表7-1-12 就業構造 <男>

	農業だけに従事	農業と兼業の両方に従事		兼業だけに従事	どちらにも従事せず
		農業の方が多い	兼業の方が多い		
16～19才	38 (16.8)	1 (0.5)	25 (11.1)	19 (8.4)	143 (63.2)
20～24	21 (10.1)	8 (5.2)	95 (46.8)	63 (31.0)	16 (7.9)
25～29	35 (20.6)	22 (12.9)	79 (46.5)	32 (18.8)	2 (0.2)
30～34	48 (21.5)	31 (13.9)	116 (52.0)	26 (11.7)	2 (0.9)
35～39	59 (29.5)	24 (12.0)	99 (49.5)	18 (9.0)	—
40～44	53 (32.7)	31 (19.1)	69 (42.6)	9 (5.6)	—
45～49	50 (32.3)	30 (19.4)	65 (41.3)	10 (8.0)	—
50～54	73 (45.6)	24 (15.0)	54 (33.8)	9 (5.6)	—
55～59	74 (52.9)	18 (12.9)	35 (25.0)	9 (6.4)	4 (2.8)
60～64	85 (60.7)	16 (11.4)	29 (20.7)	6 (4.3)	4 (2.9)
65才以上	253 (69.9)	25 (6.9)	28 (7.7)	6 (1.7)	50 (13.8)
	789 (36.8)	230 (10.8)	694 (32.4)	205 (9.6)	221 (10.4)

表7-1-12 就業構造 <女>

	農業だけに従事	農業と兼業の両方に従事		兼業だけに従事	どちらにも 従事せず
		農業の方が多い	兼業の方が多い		
16~19才	24 (9.5)	1 (0.4)	8 (3.2)	21 (8.3)	199 (78.6)
20~24	52 (21.9)	3 (1.3)	38 (14.0)	95 (40.1)	49 (20.7)
25~29	128 (66.7)	1 (0.5)	25 (13.0)	16 (8.3)	22 (11.5)
30~34	151 (74.4)	9 (4.4)	21 (10.3)	14 (6.9)	8 (4.0)
35~39	166 (73.8)	13 (5.8)	29 (12.9)	10 (4.5)	7 (3.0)
40~44	169 (77.5)	9 (4.1)	32 (14.7)	3 (0.9)	5 (2.8)
45~49	131 (81.4)	4 (2.5)	17 (10.6)	5 (3.1)	4 (2.5)
50~54	165 (85.1)	7 (3.6)	13 (6.7)	—	9 (4.6)
55~59	149 (84.7)	9 (5.1)	7 (4.0)	2 (1.1)	9 (5.1)
60~64	115 (82.1)	6 (4.3)	2 (1.4)	1 (0.8)	16 (11.4)
65才以上	215 (58.7)	1 (0.3)	11 (3.0)	3 (0.8)	136 (37.2)
計	1465 (61.9)	63 (2.7)	203 (8.6)	170 (7.2)	464 (19.6)

1965年 農業センサス ()内は各年令層中での割合

次に農業の就業構造を表7-1-12から考えてみたい。まず男の場合についてみると、“農業だけに従事”する者と“兼業の方が多い”者との割合は、36.8% (789人)、32.4% (694人)とやや前者の方が多く、ほぼ等しい。しかし、各年令層のなかでの割り合いを考えてみると、20~24才の層から45~49才の層にかけては後者の方が多く、30~34才の層がピークとなり、一方では50~54才の層からは前者が多くなり、65才以上では実数の上でも圧倒的に多く70%弱となっている。“農業の方が多い”者は実数の上ではたいした数ではないが、25才から64才にかけて広がっており、従来からある専業従事者と新しい波として登場してきた2兼業従事者とのギャップを埋めるような形となっている。“兼業だけに従事”する者は、20才に集中し全体の50%をしめている。次に女の場合をみてみると、20~24才の層に最も多いのが“兼業だけに従事”する者であり、25才以上になると“農業だけに従事する”者が各層のほとんどすべてをしめている。なかでも50~54才の層では85%をしめ全体の61.9%もの高率となっている。20~24才において“兼業だけに従事”する者が高い率をしめしているが、これは農業従事者の減少と相対的なものであって、“農業だけに従事”する者52人に比べて43人多いだけである。これは20~24才の若い層において農業を行なう者が少ないことも示している。このことから、農業は女性にとって重労働であり、収入も不定期的であるのに対して、定期的な収入、軽い労働となる会社勤めに大きな魅力を持っているだけでなく、花嫁修業や両親の意向（できるだけ楽な仕事をさせてやりたい等）というものも大きく影響しているためであろう。男女とも16~19才の層で“どちらにも従事せず”が多いのは、高校進学がほとんど義務

教育化しているため通学者が多いためである。また65才以上に多いのは、病気・老令により農業ができなくなったためであろう。以上のことから農業の就業構造に関しては、一宮町も他の町村の多くにみられる「3ちゃん農業」となっていることがわかる。すなわち、おじいちゃん・おばあちゃん・おかあちゃんに依存する農業という形を示している。しかしその一方で、新しい農業（兼業農業等）の動向も増してきていることに気がつく。“兼業の方が多い”者、すなわち第2種兼業者が20～49才にわたって最も多くをしめているのがそれである。そして今後このグループに属する者が、波のうねりのように“農業だけに従事”する層を序々におしやっていくことになり2兼農家が専業農家にとってかわるようになる。これは、都市近郊の農家の大きな特徴の一つでもある。ぶどう・もも・かき等の果樹栽培や野菜の栽培などをとり入れた合理的な多角経営的な農業への脱皮を示している。耕地の宅地転換などでますますベットタウン化を示すなかで将来さらに農業の経営形態を変えていくことになるのではないだろうか。

表7-1-13 専業兼業別農家人口

		専業	1 兼	2 兼	計	
総農家数		267 (220)	522 (413)	425 (367)	1214 戸	
農家人口 (雇人をのぞく)	男	16才未満	137人	300人	222人	659人
		16～59才	293	744	604	1641
		60才以上	120	227	151	498
	女	16才未満	166	298	241	705
		16～59才	326	869	666	1861
		60才以上	117	205	182	504
農業就業人口	男	16～59才	244 (83.3)	363 (48.8)	33 (5.5)	640
		60才以上	109 (90.8)	190 (83.7)	80 (52.9)	379
	女	16～59才	269 (82.5)	588 (67.8)	324 (48.6)	1191
		60才以上	105 (92.1)	134 (65.4)	98 (53.8)	337

1965年 農業センサス () 内は農家人口に対する農業就業人口の割合

表7-1-14 兼業従事者

	兼業だけ	兼業のかた わら農業を	農業のかた わら兼業を
職	258人	461人	8人
工	90	244	14
出稼ぎ	4	23	12
人夫・日雇	1	65	221
自営兼業	26	104	38

1965年 農業センサス

表7-1-15 兼業種別農家数

	一宮	平津	馬屋下
職	180 (515)	158 (602)	143 (510)
工	70 (500)	51 (471)	76 (395)
出稼ぎ	7 (571)	6 (667)	7 (429)
人夫・日雇	60 (150)	47 (85)	51 (176)
自営兼業	60 (633)	15 (933)	16 (625)

1965年 農業センサス

() 内は2兼農家のしめる割合

最後に兼業農家についてみてみよう。1兼農家は総農家数に対し、4.13%と最も多く、専業農家は少なく2.20%で、残りの3.67%が2兼農家となっている。男の場合農業就業人口の農家人口に対する割合は、1兼・2兼とも60才以上の層は、16~59才の層に比べて高い率を示している。このことは“3ちゃん農業”の担い手である高令者の労働力が多くいることを示している。また女の場合には、いずれも半数以上の高い率となっているが、これもおかあちゃん・おばあちゃんの労働力が要求されているためである。兼業従事者の行なっている職業を表7-1-14から見ると兼業だけの場合では、職(事務職員)が多く68.1%をしめている。それに対して、農業のかたわら兼業に従事する者の場合、人夫・日雇が多い。兼業のかたわら農業に従事する者は、職・工(恒常的賃労働者)が多い。また、それぞれ商店等の自営兼業を行なうものは、約1割存在している。

以上でごく最近の一宮町における農業人口および労働力の構造に関する考察をおえることにするが、資料収集・整備が不備であり、「変化」が十分考察できなかったことを、おわびするとともに次の人の研究に期待している。

(遠 藤 省 三)

(3) 農耕地の変動と農民層の分解

(a) 農耕地の変動

私に課せられた課題は一宮町の農耕地の変動と農民層の分解であるが、資料及び能力の関係上、明治末期から昭和30年の合併までを旧一宮村、合併後は一宮町全域を取りあげ検討してみた。

(イ) 明治末期から昭和の初期までの旧一宮村における農地の変動

表7-1-16 有 祖 地

	田 反 別	畑 反 別	山 林	原 野	池 沼	宅 地 坪 数
明治 4 4	262町4829	31町0319	117町8515	0町8506	0町0016	62750坪28
4 5	262.4814	31.0319	107.8418	0.9226	0.0016	62765.22
大正 2	262.1913	30.2507	107.8818	0.9226	0.0016	66339.33
5	259.9718	30.2929	150.5916	0.9226	0.0016	67165.01
6	262.2419	38.4819	141.4006	0.9321	0.0016	66455.64
7	262.0908	28.5504	141.4006	0.9321	0.0016	66786.63
11	262.5127	27.5727	141.7813	0.9321	0.0016	67052.35
昭和 1	261.8007	25.1114	141.9721	0.9321	0.0016	70436.47
4	260.9813	27.6124	143.5903	0.7019	0.0016	71426.83
5	260.7611	29.4504	140.4026	0.6828	0.0101	75784.31

一宮村議事録より作成

表7-1-16は一宮村議事録より有祖地の変動について作成したものであるが、それによると田反別面積が明治44年には262町4829、それが昭和5年には260町7611とわずか1町7218しか減少していない。畑も31町0319が29町4504と1町5815の減少しか示していない。田畑面積とも明治末期から昭和の初期にかけては多少の減少は示しているが、非常に微々たるものでほとんど変動がないといってもさしつかえはないだろう。他方、山林面積や宅地坪数は増加を示している。山林面積は明治44年が117町8515であったのに対して、昭和5年には140町4026と22町5511の増加、宅地坪数は62.750坪28が75.784坪31と13.034坪03もの増加を示している。次に表7-1-16の各年度ごとの変動をみやすくするために図7-1-2を作った。

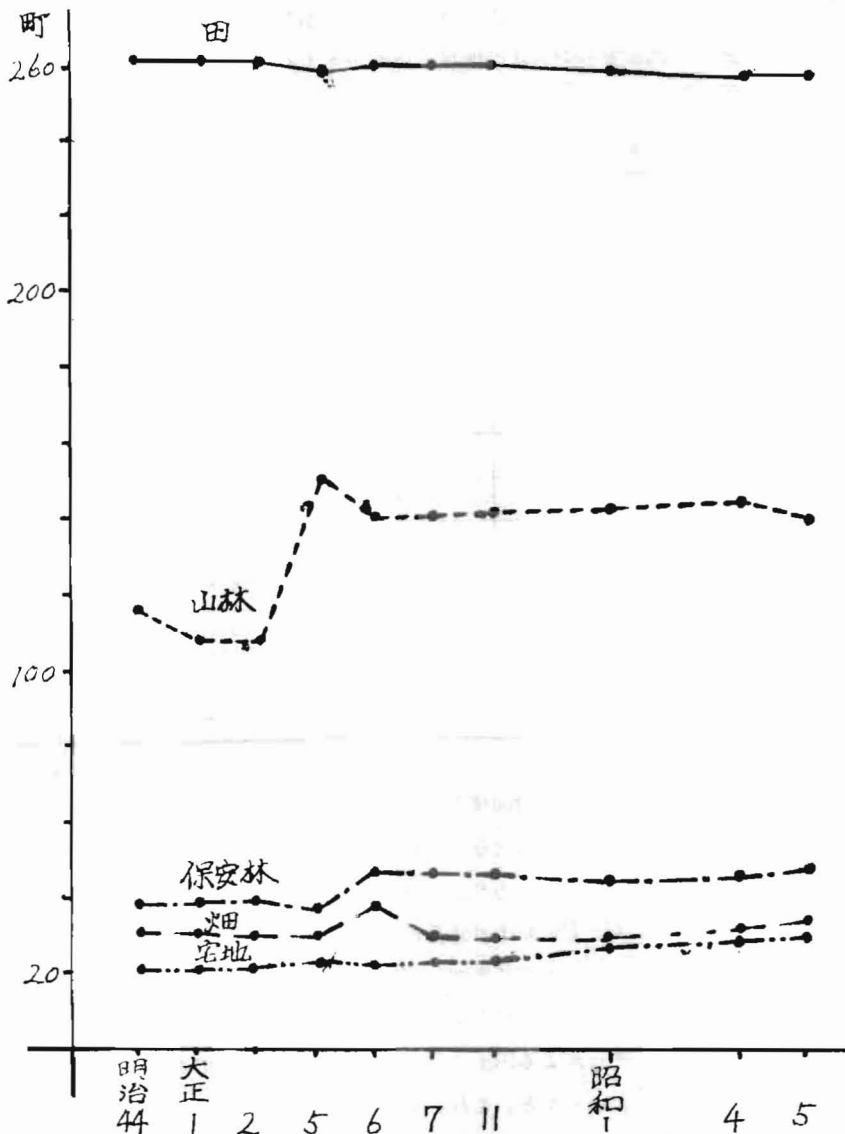


図7-1-2 有祖地の変動(一宮村議事録)

これを見ても田の増減はほとんどみられないが、畑の場合、大正6年にある程度の増加がみられる。しかし翌大正7年には以前の面積以下に減少、昭和元年までわずかつつの減少がみられる。しかしその後再び増加の傾向をあらわしている。このことは農家が畑作に力をいれようとしたことが推察できるのではないか。山林面積をみると前に明治末期から昭和の初期までの間にかなり増加したことを述べたがそれは大正5年までに増加したのであって、その後は翌大正6年に9町1910ほど減少してからは横ばい状態が続けていることがわかるだろう。このことは一宮村の場合たしか林産物がなないので、山林を経営するのに限度がきたのではないかと思われる。この図をみて気づかなければならないのは宅地がわずかながら増加し続けていることである。宅地面積が増加するという事は、田や畑などの耕地をつぶしてそこに家を建築する可能性が大である。故にこのことから前に述べた田や畑の面積のわずかつつの減少と宅地面積の増加との両者の間の相関関係が理解できるだろう。

(四) 主要作物の作付反別面積の変動

表7-1-17 作付反別及び収穫高

	米		麦		藁 草	
	面積(町)	収穫高(石)	面積(町)	収穫高(石)	面積(町)	収穫高(貫)
明治44	261.3	5,992	182.3	1,677	33.3	86,580
45	261.3	5,897	183.0	1,882	29.96	88,205
大正2	262.1	6,773	18.9	3,214	27.6	81,420
5	262.1	5,242	139.4	1,892	26.2	75,194
6	262.2	6,530	137.5	1,980	36.9	70,036
7	259.0	6,517	160.7	1,742	21.3	38,340
11	258.0	6,308	202.6	2,819	22.6	47,607
昭和1	261.0	5,742	177.0	2,368	32.2	67,790
4	256.3	7,176	186.3	3,352	38.8	93,120
5	257.4	7,209	186.5	3,077	39.7	95,280
22	218.9	-	147.8	-	-	-

一宮村会議録により作成

表7-1-17は米・麦・藁草の作付面積及びその収穫高をあらわしたもので、図7-1-3は作付面積の変動をグラフにしたものである。これをみると、米の作付面積は昭和の初期までは多少の増減はあるがほとんど変動がないといってもいいだろう。しかし麦の作付面積をみるとその増減には激しい変動がみられる。大正5年に139.4町と前年より急激に減少している。しかし翌大正6年を最低にその後再び増加を示し大正11年には202.6町にまで伸びた。そして大正11年をピークとしてその後減少と増加の大きな変動を繰り返している。昭和22年の米・麦の作付面積をみると激変しているが、これは太平洋戦争での日本の敗戦、それによる国土の荒廃などの影響が多大であることが推察される。藁草の場合も比較的変動が大きいことがわかる。これは藁草などの商品作物はその時々々の景気などによって作付される面積にも影響を受けるとと思われる。米の作付面積を表7-1-16の田反別面積と比較してみ

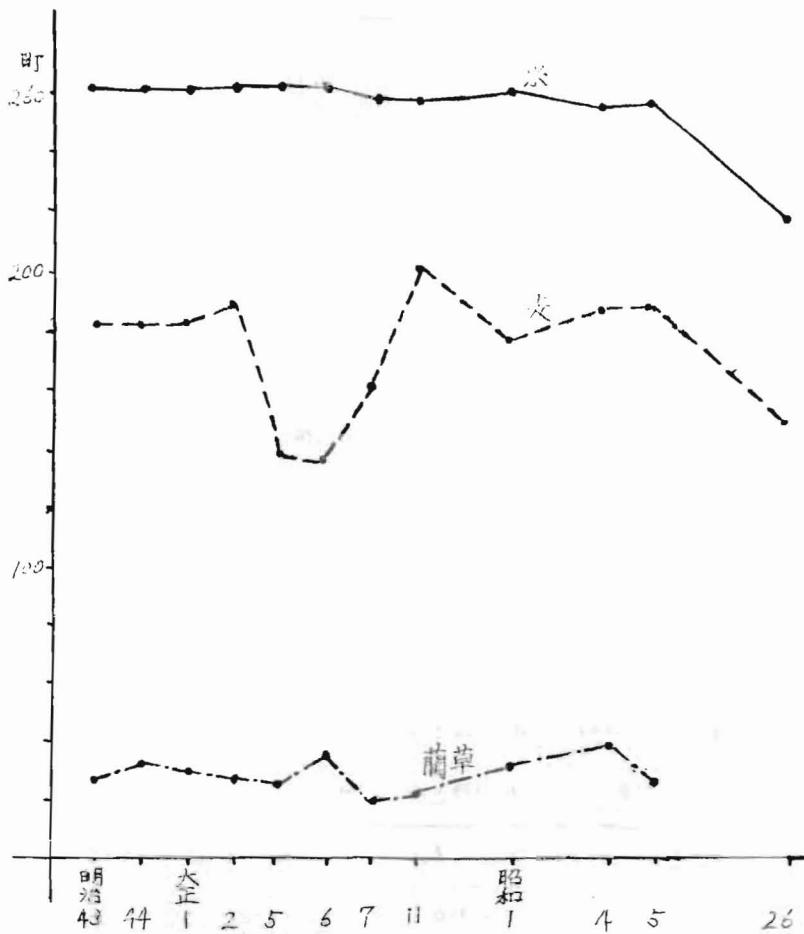


図 7-1-3 作付反別面積 (一宮村議事録)

ると田の大部分、ほとんど100%に近い率で米を作付していることがわかる。今度は収穫高を米の場合でみると、明治44年と昭和5年を比較したら明治44年の作付面積が261.3町に対して収穫高が5,992石、一方昭和5年ではそれぞれ257.4町、7,209石と作付面積が減少しているにもかかわらず収穫高は逆に増収している。このことはいりまでもなく農業技術などの発達によるものであろう。

(イ) 合併後の耕地の変動 (一宮町)

表7-1-18, 19は昭和30年に一宮村、平津村、馬屋下村の3村が合併して一宮町となってからの民有地面積と経営士地面積をあらわしたものである。表7-1-18をみると田の面積が段々と減少してきている。それにひきかえ宅地は増加の一途をたどっている。これは都市の近郊の周辺地区において最近全国的な傾向が顕著である農地転用によるものであると思われる。この農地転用については後

表7-1-18 民有地面積

	宅地	田	畑	山林
昭和37	814982 ^a	61,141 ^a	23,683 ^a	69,312 ^a
38	689,257	61,230	23,643	66,873
39	706,771	61,101	23,494	68,737
40	786,554	57,541	23,078	61,577
41	898,512	60,208	24,535	76,740
42	918,184	60,030	24,506	76,730

岡山県統計年報

表7-1-19 経営土地面積

	田	畑	樹園地	経営面積
昭和35	55.68 ^{ha}	9.42 ^{ha}	129.6 ^{ha}	780.6 ^{ha}
40	52.5.1	8.0.8	133.1	739

1960, 1965 世界農業センサス

でみれることにする。表7-1-19をみると田の経営面積は昭和35年には55.68 haであったのが昭和40年には52.5.1 haと約3.2 haもの減少を示している。畑も9.42 haが8.0.8 haと約1.3 haの減少を示している。田畑の面積の大幅な減少に対してマスカットぶどうやももの栽培を中心とする樹園地は逆に約3.5 ha増加している。これは昭和30年ごろに出てきたマスカットの栽培によるのが大きい。農家としても換金作物として利益の大きい果樹栽培に力を注いでいることがわかる。今や一宮町はマスカットの県内での有数の生産地にもなっている。今後も当分の傾向はかわらないと思われる。次に主要農産物の作付面積とその収穫高についてみてみようと思う。

表7-1-20 主要農産物の作付面積とその収穫高

		昭和37	38	40	41	42
水 稲	作付面積 (a)	57,630	57,233	54,500	53,000	52,800
	収穫高 (t)	2,412	2,291	1,970	2,270	2,660
小 麦	作付面積 (a)	21,392	10,899	8,900	7,300	4,400
	収穫高 (t)	578	49	271	191	114
大 麦	作付面積 (a)	853	952	400	400	500
	収穫高 (t)	23	3	12	11	15
裸 麦	作付面積 (a)	615	456	300	300	200
	収穫高 (t)	18	2	9	9	6
蕎 草	作付面積 (a)	4,185	4,602	4,100	3,800	4,200
	収穫高 (t)	262	445	485	494	525

		昭和37	38	40	41	42
もも	作付面積 (a)	7,498	7,438	6,800	5,700	5,000
	収穫高 (t)	713	670	378	600	535
かき	作付面積 (a)	6,377	6,337	6,600	6,600	6,100
	収穫高 (t)	853	865	540	540	749
ぶどう	作付面積 (a)	4,731	4,850	5,800	5,000	4,900
	収穫高 (t)	809	569	790	820	862

岡山市町村勢要覧

表7-1-20によるとほとんどの農産物の作付面積が年々減少しているのが一見してわかるだろう。水稲は昭和37年～昭和42年の5年間に44ha、小麦においては65ha、その他の大麦・裸麦・蕎麦も少なからず減少している。これらの原因として農地転用が容易に考えられるだろう。注目すべきことは、ぶどう・もも・かきといった果樹類の作付面積が必ずしも増加を示してはならず逆に減少しているということである。しかしここで気をつけなければいけないことは収穫高である。確かにこの5年間に作付面積は減少しつつあるが、収穫高は必ずしもそれに比例して減少してはならずむしろ増加しているといえる。このことはその栽培技術・薬品などの向上による農業の近代化が行われていることを示している。だから果樹栽培は年々盛んになっていると思われる。

(二) 農地転用

最近の全国的な傾向である農地転用が一宮町でも例にもれず盛んである。表7-1-21は昭和44年度の一宮町の用途別の農地転用の状況を示したものである。

表7-1-21 用途別農地転用

用 途	面 積 m^2
住 宅 用 地	73,302
工 鉱 業 用 地	15,499
学 校 用 地	2,647
道 水 路・鉄 道 用 地	10,198
その他の建物施設用地	3,134
植 林	4,796
そ の 他 不 明	14,803
総 面 積	152,586

これによるとやはり圧倒的に多いのは住宅用地である。昭和44年においては農地転用総面積152,586 m^2 のうち73,302 m^2 と実に48%と約半分を占めている。一宮町は岡山市のベッドタウンとして最近特に脚光を浴びてきているが、団地の建設等がこのことを端的にあらわしているといえよう。そして最近よくいわれるマイホームブームが農地転用に拍車をかけているともいえる。住宅用地について、その他の建物施設用地・工鉱業用地への転用も目立っている。このように年々農地転用は増加する傾向を一宮町でもあらわしているが、このことは農家にとってこれからの農業への大きな曲り角につきあっていることを物語るものであろう。

昭和44年度農地移動実態調査

一宮町役場

(b) 農民層の分解

農民層分解については、最初旧3村全域を取りあげて色々な角度から比較検討する予定であった。しかし残念ながら旧3村の資料がまちまちなので統一したものができず比較のしようがなかった。そこでこの問題も農耕地の変動と同じく、明治末期から合併までを旧一宮村、合併後を一宮町全域をとりあげてみた。

(イ) 一宮村における明治末期から大正期までの農民層分解

農民層の分解は耕作耕地の広狭別農家変動、自小作別農家の変動などを調べればある程度理解できるのではないかと思うがそれらを調べる資料が見つからなかった。だからここでは一宮村議事録の中にあつた県税戸数判決議書を手がかりとして追っていきこうと思う。

問題に入る前にこの時期の農業について述べてみる。この時期は日本農業の19世紀末から20世紀初頭にかけての発展期と1920年代以降の農業問題の本格的展開期にあたる。資本主義の独占段階にはいっていくと恐慌があらわれる。そしてそれが農業にもあらわれてきていわゆる農業恐慌を起すこととなる。しかし、日本の農業恐慌は、農業外部の資本制生産が恐慌におち入り、やがてそれが農業にも恐慌状態が波及していくものである。このような動きの中で地主=小作関係はどのような動向をもつたのであろうか。これからそれを探ってみることにする。

一宮村の場合、大正8年ごろまでは等級別に税金が課せられていた。課せられた税金の多少によって各農家の状態が推察されると思われる。そこで、その人数の変化をみると表7-1-22のようになる。

表7-1-22 等級別県税賦課戸数

	1～5等	6～10等	11～20等	21～30等	31等以上	総農家数
明治30	6戸	18戸	153戸	163戸	117戸	457戸
35	7	14	78	235	155	489
45	7	19	126	152	192	496
大正2	6	16	75	162	264	521
3	6	17	57	148	297	525
5	6	13	66	133	305	523
8	5	10	68	141	299	521

一宮村議事録より作成

この表をみると明治35年に11～20等の戸数が明治30年と比較すると75戸減少しており、このことは、大体中農に近いと思われる11～20等までの中間層の減少が明治42年頃まで尾をひいてきた全国的な中間層減少化に一致しているものである。しかし全国的な傾向は、明治42年後から中間層は増加したのであるが、一宮村の場合、明治45年の統計では確かに増加しているが、大正2年には、又、急激し、その後減少傾向をたどっている。この点で一宮村の農民層分解は特異な点を持っていると

いえる。一方の極である1～10等までの上層はほぼ増減なしにその地位を保っている。ではもう一方の極、すなわち下層はどうであろうか。表7-1-22によって明らかをよりに21～30等、31等以上の下層は、明治35年をみると、明治30年と比べて21～30等が72戸、31等以上が38戸増加している。これは中農層が減少したものがほとんど下層にまわったことも大きな原因である。21等から30等までの戸数は、その後、大正2年までに、明治35年に増加した戸数とほとんど同数減少し、その後、多少の増減はあるがほぼその数を保っている。一方31等以上の最下層、仮にそう呼ぶことにするが、この層をみると、明治30年以來、着実に増加している。総農家数に対するこの層の比率をみてみると、明治30年には25.6%であったのが、大正8年には57.4%と2倍以上になっている。このことから最下層の増大=中間層の下層への分解がうかがわれる。

以上のことから、明治の後半から大正の中頃にかけては中農の没落がみられ、上層はその地位を、中身はいざ知らず、保ち続けたといえるだろう。では上層農家の分解は果してなかったのであろうか。表7-1-22をみると1等から10等までの戸数は、微々たるものながら変動しているのに気づくだろう。これから上層農家の中から大地主5名を抽出して上層の分解にふれてみる。

(四) 上層の分解

表7-1-23 県税賦課額の全体に対する割合

	大正 2	3	4	5	8	10	昭和 2	5	6
H 氏	12.8%	12.3%	13.4%	14.2%	13.4%	11.9%	9.6%	1.5%	1.1%
K 氏	4.2	4.4	4.3	4.5	6.0	3.1	0.9	0.8	0.7
W 氏	1.0	1.1	1.2	0.7	0.9	0.9	1.0	—	—
A 氏	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.8	1.7	1.6
M 氏	3.1	3.1	4.3	3.1	1.9	3.7	4.2	4.0	3.9

一宮村議事録より作成

上の表7-1-23は、大地主5氏の各年度の県税戸数割賦課額の全対に対する割合を示したものである。これをみると、H氏は昭和2年頃まで全村の10%内外を占めていた。H氏は一時40町歩もの農地を所有していた。これらからH氏が一宮村において、当時、とびぬけた富農大地主であったことが容易に推察されるだろう。ちなみに、大正2年度県税後期戸数割賦課決議書を見ると、全村で賦課額合計が321円97銭で、総戸数が521戸、1戸平均が61銭8厘となる。ところがH氏をみると41円20銭と記されている。2等級のK氏が13円58銭であるところからみても、いかにH氏がとびぬけていたかがわかる。ところが昭和5年をみると、1.5%と急激に落ちて、その後没落の一途をたどってきている。昭和9年においては、全村の合計額が5974円50銭、H氏のそれは、43円56銭となっている。そして昭和2年にはH氏に代って、M氏がその地位をとって代ったが、そのM氏でさえも全村に対する賦課額の割合が4%前後であることからして、以前のH氏のように絶対的な大地主ではなかった。そして、その割合は、決して増えていないことがいえる。K氏にしても、W氏・A氏にしても昭和の初めになるとその割合が減少しており、W氏においては昭和5、6年には20位にも入っ

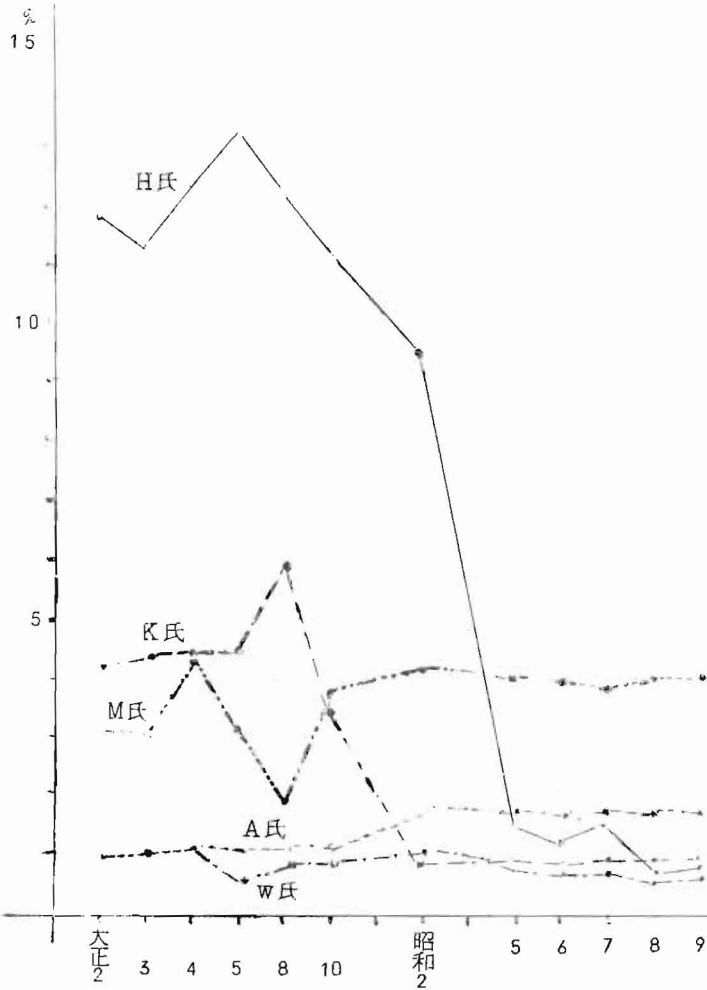


図 7 - 1 - 4
 県税賦課額の全村に対する割合
 (一宮村議事録)

ていない。これらのことは、上層と下層との差が段々縮まっていたことを物語る。そして大正末期から昭和の初期にかけて上層の没落—H氏とK氏に顕著に見られる—があったことを示している。

(b) 農地改革後の農民層分解

地主層の没落を決定的にしたのは戦後の農地改革であろう。では、農地改革後の農民層の分解に移ろうと思う。

日本は第二次世界大戦で連合軍に破れ、領土を占領され、その支配下におかれた。連合軍はすべての日本社会の分野に対して、民主化をはかり、まず日本農村の民主化のために「農地改革に関する覚書」を交附した。これに基づいて政府は昭和21年10月21日に「自作農創設特別措置法」と「改正農地調整法」を出した。この法律の目的は、大きく分けて耕作者の事業を安定させて小作農のその労働の効果を充分に享受させること、もう1つの自作農をすみやかにかつ広汎に創設しこれによって農業生産力の発展と農村の民主化の促進をはかることであった。そこで農地の所有とその分配・利用の関係を合理化させて耕作する

農民に蓄積の余地を与え、農業経営を容易にする農業の近代化、生産力の発展が日本再建の途であるとして、それから2ケ年に、不在地主の小作地全部と大地主の持っている小作地区は地主めいめいに6反だけを残してあと国が買収する事になった。以上が農地改革の簡単な概要であるが、この一宮村にもこの法律が実施され買収計画が進められた。これにより地主が大きな痛手をおこむり、そして没落していくのである。そこで、地主はどのように痛手をこうむったかを一宮村の買収計画調書をもとにして考え

てみる。

表7-1-24 在村地主農地買収一覧表

所有者氏名	台帳面所有総反別	耕作反別	保有反別	買収反別
秋山馬平	57反209	4反112	4反825	44反206
黒住勝輝	55.319	4.628	4.525	20.112
三宅強	44.226	0.321	5.000	38.206
小林政一	41.129	4.116	4.924	31.912
和気島敏雄	33.422	4.111	4.925	10.917
三宅鹿蔵	28.222	4.826	4.918	17.310
黒住久治	26.008	3.518	4.925	16.402
秋山綾男	24.523	2.214	4.902	12.506
黒住甚次郎	22.414	5.420	4.901	6.600
深井亀次郎	22.814	3.224	4.971	14.609
次田勇	21.916	8.009	4.710	9.127
深井静治	21.325	0.124	4.429	7.827
和気島丈彦	21.029	2.613	4.818	15.518
藤田卯之助	21.021	8.728	4.700	7.101
松田彦太	20.429	4.025	5.000	11.404
中山国雄	17.918	2.719	4.909	7.824
林七三郎	17.308	11.609	4.604	1.025
秋山慶宏	17.123	3.402	5.015	6.619
草野梅野	17.005	11.215	4.911	0.809
原寿治	15.928	7.915	4.918	3.025
岡崎宗三郎	15.811	5.309	4.909	5.214
元成冬	15.712	4.108	4.910	6.625
三宅卓二	15.623	1.605	4.921	9.027
則武明弘	15.616	6.218	4.218	3.015
藤田鷹一	15.527	7.611	4.614	3.302
深井毅	15.324	3.405	4.802	6.620
難波忠男	15.028	2.228	5.001	7.703

所有者氏名	台帳面所有総反別	耕作反別	保有反別	買収反別
斎藤太一	14反321	3反322	5反000	5反929
高塚樟雄	14 000	4 4 415	4 513	5 002
小林富三郎	13 821	7 214	4 606	2 001
蜂谷錠太郎	13 818	4 411	4 525	2 720
元成千年	13 319	5 611	4 906	2 802
横田きよ	13 016	7 100	4 815	1 012
蜂谷準	11 913	4 127	5 000	2 716
藤井一郎	11 522	4 207	4 521	2 022
秋山一磨	11 500	2 600	4 603	4 227
草野花	11 309	4 026	5 001	2 105
小山骨豊三	10 408	1 122	4 925	3 412
横田衛門	9 818	3 208	4 928	1 612
則武正己	9 207	1 223	4 805	3 109
小柴広史	9 126	4 011	4 923	0 122
佐野民治	9 118	3 002	4 517	1 216
草野喜使太	8 813	2 203	4 828	1 742
黒住馬吉	8 312	1 118	4 810	2 314
尾神登紀	7 613	0 804	4 526	2 026
木村金邑	6 312	0 416	4 919	0 907
合計	880 618	205 244	227 023	380 623

昭和22年 買収計画調書 一宮村農地委員会

表7-1-24をみると、昭和22年の買収計画では、在村地主の台帳面所有総反別合計である880反618のうち買収反別合計が380反623と約43.2%もの土地が買収されている。秋山氏のごときは、57反209のうち44反206と実に77.3%もの土地が買収されている。このように地主は多かれ少なかれ土地を買収されたのである。これらから、地主層が農地改革でうけた痛手がどれだけ大きいか予測されると思う。そして地主=小作関係は大きく動揺したのである。

(二) 一宮町の現在の状況

次に一宮町全域についての現在の農家の状況について、経営農用地面積・所有土地面積・自小作別農家の3点から述べてみようと思う。

表7-1-25 経営農用地面積広狭別農家数

	一宮	平津	馬屋下	全域
3反未満	117戸	62戸	70戸	249戸
3～5反	108	62	73	243
5～7反	72	57	90	233
7反～1町	100	102	114	306
1～1.5町	49	95	81	195
1.5～2町	3	11	5	13
例外現定農家	—	—	3	9
合計	449	389	436	1274

1960年 世界農業センサス

表7-1-26 所有土地面積広狭別農家数

	一宮	平津	馬屋下	全域
所有地なし	10戸	2戸	3戸	15戸
3反未満	88	50	55	193
3～5反	76	45	27	148
5反～1町	131	148	101	380
1～2町	117	120	139	376
2～3町	16	24	66	106
3～5町	8		24	32
5～10町	3		14	17
10～20町			6	6
20～30町			1	1
合計	449	389	436	1,274

1960年 世界農業センサス

経営土地面積では、5反未満の農家が5.0%を一宮地区では示している。平津地区が3.1%、馬屋下地区が3.2%を示している。全域では3.8%になり、各地区とも、約3分の1から2分の1を

表7-1-27 自小作別農家数

	一宮	平津	馬屋下	全域
自作	293戸	298戸	363戸	954戸
自小作	118	70	60	248
小自作	22	13	7	42
小作	11	7	3	21
合計	444	388	433	1,265

1960年 世界農業センサス

示している。5反から1町の層では、一宮地区が38.6%、平津地区が40.9%、馬屋下地区が46.8%、全域では42.3%となっている。又、1町以上の層では、それぞれ10.9%、27.2%、20.4%、19.1%となっている。以上のことから一宮町では5反から1町の経営農地を耕作している農家が比較的多いことがわかるだろう。

次に所有土地面積をみると、一宮地区では5反から1町の農家が131戸で29.2%を占めて最も多く、次いで1町から2町の農家は117戸の26.1%を占めている。3町以上の農家は11戸にすぎない。平津地区ではやはり5反から1町の農家が最も多く、148戸の38.0%で、次いで1町から2町の農家が120戸の30.8%を占めている。3町以上の農家は平津地区ではみられない。馬屋下地区では、1町から2町の農家が最も多く、139戸で31.9%、次いで5反から1町の農家が101戸の23.2%を占めている。3町以上の農家は45戸と他の2地区と比較して圧倒的に多い。そしてその中には20町から30町を所有している大農家も含まれている。全体として言えることは5反から2町の層が最も多く、過半数以上を占めていて、中間層が多くて、上層が比較的少ない代わりに下層も比較的少ないことが特徴としていえるだろう。ここで表7-1-25、26を見比べるとあることに気がつく。それはかなりの農家が所有土地を全部は耕作に使っていないことである。これは休作とかいうようなことも考えられるが、農地転用のために遊ばしているということも考えられる。

自小作別農家数では、戦後の全国的な傾向である自作農がこの一宮町でも圧倒的に多く75.4%を占めている。小作は全町で21戸と1.7%にすぎない。これらは戦後の農地改革もたらしたものであり、地主-小作関係が崩れたことを物語るものであろう。

以上農民層の分解について検討してきたが、これだけで一宮町の農民層分解をとらえたとはさらさらいえない。しかし資本主義の発展、商業的農業の浸透等を背景として農村もその影響を受け、農民層の分解が進行し、地主-小作の関係がくずれていったことはいえるだろう。 (菅田 徹)

2 農業構造

(1) 果樹

A 一宮町果樹栽培の概況

a 果樹栽培環境

(1) 自然環境

一宮町の地質は、中部以北は第3紀層の砂岩、中世代の花崗岩からなり、南部は第4紀層に属する粘土層をもって構造されている。また土性は、中北部は砂壤土または壤土であって果樹栽培に適し、南部は壤土または埴壤土で一般に肥沃であり水田地帯となっている。

馬屋下村誌¹⁾によれば、「(前略)本村の山容があまり急峻でなく、岩塊は多いが礫岩性硬質であるので除去するにもよく、開墾に多少骨が折れるが果樹植付け後は根張りがよく、深く岩層の間へ浸透するので桃などは生育が早い。(中略)花崗岩地帯では作物の根張りもよく排水貯水も好適で良質の美味が得られる。」と記されており地質的条件はほぼ満足されているといえよう。

次に気象面についてみると、月別の気象状況は表7-2-1に示すとおりである。

表7-2-1 一宮町の月別気象表

単位：気温（℃）、降水量（mm）、日照率（％）

	年間平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	14.4	2.6	5.3	8.5	12.8	16.6	20.9	25.2	27.6	22.3	16.1	9.9	5.4
降水量	119.5	32.0	67.7	117.6	108.2	217.1	224.5	140.0	75.6	296.6	63.3	53.9	37.6
日照率	47.9	54	54	47	45	51	39	45	52	47	49	52	40

注：「農業構造改善事業計画書 昭和42年」

気温は北部の山間と南部では多少異なるが、全般に温暖で平均気温14.4℃である。初霜は11月10日ごろ、晩霜は4月20日ごろである。年間の月別平均気温をみるとわかるように、果樹の開花期から果実の成熟期まではすべて15℃以上と温暖である。

また果実成育にとって関係深い降水量は年間1100mmほどが適当であるといわれているが、当町では年間約1400mmあり、まず恵まれているといつてもよい。もっとも降水量に関しては、温室の建設によって自然条件がかなり克服されつつあるのも事実である。

ロ) 社会環境 社会環境はのちにも詳しく取りあげることになるが、一般には労働力の問題、販売機構と市場の問題、土地利用の変遷などが考えられる。

温室ぶどうのような集約度の高い、生育期間の長い、しかも重労働を必要としない作物は時間的にも空間的にも広がっていく傾向がある。また果樹は100%商品化する点から現金収入を手に入れるのにつとむのがよいので、現代農業では尊重されている。

市場については、清水白桃やマスカット・オブ・アレキサンドリア、コールマンは高級品として贈答用に用いられ需要はさらに伸びることが予想される。しかし、一方では県内の工業の発展の影響が果樹栽培にどのように及んでいくかにより、労働力、農地、経営規模と専兼業の割合などに新しい問題が生じていると思われる。現在は、ちょうど各農家の経営規模の拡大あるいは縮小の移動の激しい時期である。すなわち、専業農家として果樹栽培を専業として経営していくか、あるいは兼業農家として他からの収入を得るかといった経営面における選択の時期、それにもなる規模の階層の分化が顕著になっている時期であるように思われる。

また販売機構、販売地域、交通網なども社会条件として考えられるが当町では全体として大きな問題はないようであった。

ロ) 果樹栽培地域

ロ)ととりあげた栽培環境からいえるように、当町で果樹栽培をおこなっているのは主として中北部である。

注1：一宮町全域の資料：農業構造改善事業計画書

上芳賀部落の資料：1965年
中間農業センサス

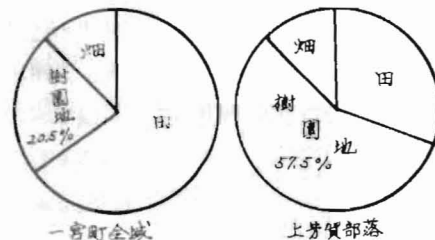


図7-2-1 一宮町全域と上芳賀部落との経営耕地の比較

図7-2-1より一宮町全域の経営耕地面積中樹園地の占める割合はおよそ20.5%である。一方上芳賀部落を例にとってみると57.5%とひじょうに高い割合を果樹園が占めている。これは自然的にも中北部に適するし、歴史的にみても、中北部で古くから栽培されており、果樹専業農家が多いからであろう。

ただし、果樹は商品作物であるので、果樹栽培の規模は単に耕地面積や生産高のみを他の作物と比較して、ただちに判断を下すことはできないことを特記しておく必要がある。

c 栽培果樹の種類

一宮町で現在栽培されている果樹は、温室ぶどう、もも、かき、露地ぶどうなどである。次にこれらの果樹について品種やその栽培割合などについてみていくことにする。

(イ) 温室ぶどう 温室ぶどうは現在も最も造成のすすんでいる果樹の一つである。品種は、マスカット・オブ・アレキサンドリア(以下マスカットと略す。)とグロー・コールマン(以下コールマンと略す。)である。マスカットに較べてコールマンの方がやや坪当たり生産量は多いが、当町ではマスカットの方が多く栽培されている。また温室栽培には加温栽培と冷室栽培とがあり、加温栽培の方ではほとんどマスカットを栽培している。

ぶどうは雨にたいへん弱いので、温室栽培はその点有利である。さらに温室栽培は他の果樹と較べ農作業が一年を通じてあること、あるいは加温施設の導入により最も忙しい摘果期、収穫期を計画的に早めたり遅らせたりして労働配分を調節することも可能である。

また温室ぶどうは他の作物の農作業ほど仕事が重労働でないために女性が従事することも容易である。以上の利点があるため温室ぶどうは将来も伸びる可能性を持っている果樹であると結論づけられるであろう。

(ロ) もも 品種は、当町が原産地である清水白桃が最も多く約5割程度栽培されている。これは糖度が高く酸味が少なくきわめて美味なので進物用として広く市場にでまわっている。次に多いのが大和早生で約2割、その次が白桃で1.5割の順である。その他高陽白桃、すなご早生、大久保、岡山早生などが栽培されているが量はわずかである。

(ハ) かき かきはほとんどが富有柿で、他に松本早生が0.5割ほど栽培されている。富有柿は、樹は強勢、開張性で枝の分岐が少なく豊産であるのが特徴となっている。農作業は、セン定、予防(年2、3回)収穫とあまり手間がかからないのでたいへんの農家が副次的に栽培している。

(ニ) 露地ぶどう 露地ぶどうは、マスカット・ベリーAが約6.5割、キャンベルアーリーが2.5割、ネオマスが1割の割合で栽培されている。温室ぶどうと比較すると、大きな相違点は袋かけの作業があることである。一般に、露地ぶどうは温室ぶどうの増加に伴って減少していく傾向がある。しかし、この現象は露地ぶどう栽培に欠陥があるというよりもむしろ、温室ぶどうの方が災害も受けにくく安定した経営ができるので、労働力が温室ぶどうに使われることが原因していると考えられる。

d 農業所得

以上述べてきたように、一宮町では特に中北部が果樹栽培に適し、各農家で盛んに行なわれているが、一体、果樹栽培における農業所得は他の農作物にくらべてどの程度のものであろうか。それは

将来その作物の栽培が継続できるかどうかにかかわる重要な問題の1つである。

表7-2-2は一宮町と御津郡の他の町との農業粗生産額および生産性の比較である。

表7-2-2 農業粗生産額および生産性の比較

単位 農業粗生産額：100万円

生産性：1000円

	農業粗生産額			生産性(粗生産額)		
	作物計	果樹	その他の作物	農家(1戸当り)	耕地(10a当り)	労働専従者1人当り
御津郡	3721	819	2902	320	50	199
御津町	766	140	626	271	48	183
一宮町	693	265	428	382	62	223
建部町	600	52	548	279	43	204
津高町	677	319	358	348	46	211
加茂川町	985	43	948	320	50	190

注：岡山県農林水産統計年報より 昭和42～43

一宮町は果樹の粗生産額が津高町に次いで第2位である。一方生産性の場合にはすべてにおいて一宮町が第1位であり、津高町も比較的高い生産額を示している。したがって、果樹の粗生産額の多い町は農家1戸当り生産性、10a当り生産性、専従者1人当りの生産性がすべて相対的に高いことが理解できよう。そして以上のことから果樹栽培は収益性が高いということも推測できるであろうと思われる。

次に表7-2-3は種々の果樹と米と小麦との単位面積当りの所得の比較である。

表7-2-3 作物別所得目安表

作物	単位	収入(円)	生産費(円)	所得(円)	所得率(%)	収穫(Kg)	労働時間(時間)	10 ⁴ 平方 所得
米	10 ^{アール}	65,057	13,231	51,836	79.7	510	118.8	201
小麦	10	14,171	8,772	5,399	38.1	280	65.8	1,295
大久保(桃)	10	88,695	31,075	57,620	64.9	1,380	320.0	181
白桃	10	86,553	39,490	47,063	54.4	1,269	320.2	221
砂子早生(桃)	10	96,932	40,597	56,335	58.1	1,041	244.2	185
露地ぶどう	10	88,375	37,050	51,325	58.0	1,636	271.5	203
加温室マスクット	100m ²	176,100	80,103	95,997	54.5	231	438.2	1,083m ²
冷室マスクット	100m ²	84,848	60,576	24,273	33.0	212	113.9	4,285m ²
柿	10 ^{アール}	82,500	44,955	37,545	45.4	2,500	109.9	278

注1 岡山普及所 昭和44年12月

注2 露地ぶどうはキャンベルアーリー一種

これによると、まずすべての果樹が米、麦と較べて収入が多い。しかしそれと同時に生産費も相当かかっており、すべての果樹が必ずしも所得が多いとはいえない。冷室栽培のマスクットはこの表によれば最も所得率が低く、収入の割に多くの生産費がかかっていることになっている。また米より所得の多いのは、大久保、砂子早生、加温マスクットである。これらの作物は労働時間は長く集約度が高いことがいえる。特に加温室マスクットはきわめて少ない面積で栽培できるのでやはり収益性は高いといえよう。

④ 生産高と市場

(1) 生産量の推移と現状

図7-2-2は一宮町果樹の栽培面積の推移、
図7-2-3は収穫量の推移を示している。

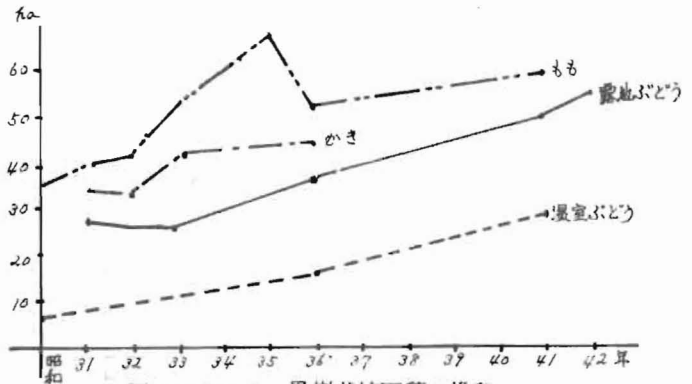


図7-2-2 果樹栽培面積の推移

注1 岡山県農林水産統計年報より

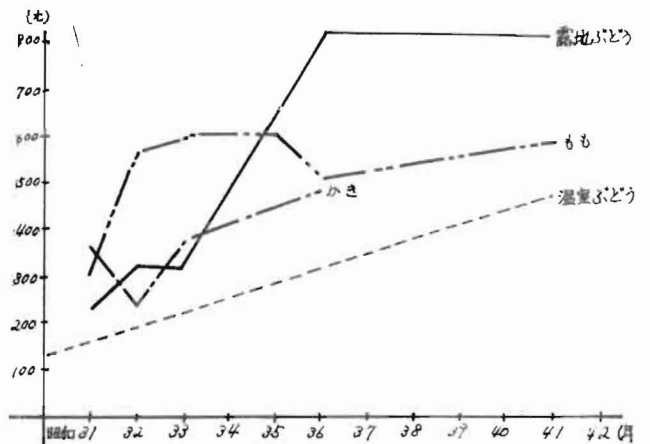


図7-2-3 収穫量の推移

注1 岡山県農林水産統計年報より

この2つのグラフから、まずももは昭和36年(1961年)を除外すると、だいたい順調な伸びを示している。昭和36年には栽培面積も収穫量も減少しているので何か原因があったに相違ないが、あまり明確な理由は判明しなかった。ももは木が枯れるとそのまま放置するため1年くらいは収穫できないことがあるのでその年は栽培面積も減少することになる。あるいは昭和33年(1968年)から収穫量が伸びなやんでいたので放置された結果が36年に現われたのかもしれない。

一方温室ぶどうは栽培面積の増加に伴って、生産高も順調に伸びている。このように、ももや露地ぶどうやかきは増減がまちまちであるのに対し、温室ぶどうは正確な伸びを示しているということからも、温室ぶどうの方が災害が少なく収量が安定していることが実証されよう。また露地ぶどうは、裁

培面積は増しているが収穫量はわずかに減少している。これは、温室ぶどう栽培が増加しこれに労働力がより多く消費されはじめたため、露地ぶどう栽培から温室ぶどう栽培への移行がみられると解してよいであろう。

ロ) 出荷量の推移

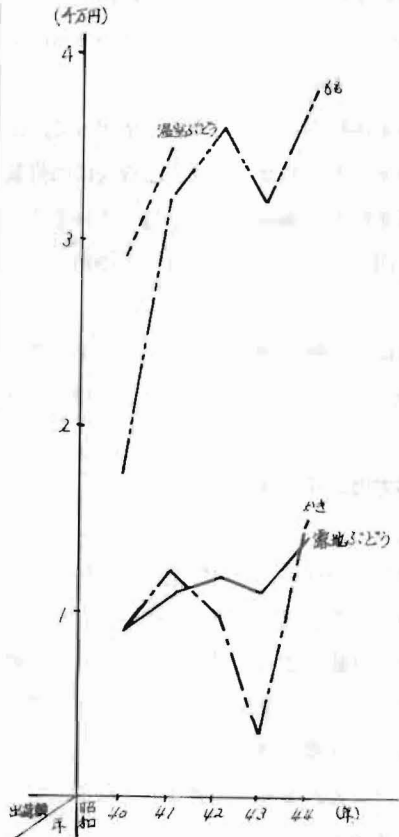


図7-2-4 果樹の出荷額推移
注) 青果物出荷組合資料より

表7-2-4 昭和44年度果物出荷量および販売額

単位：出荷量(t) 販売額(万円)

部落名	かき		露地ぶどう		もも	
	出荷量	販売額	出荷量	販売額	出荷量	販売額
清水	28	117		5	19	292
森上	23	129		2	31	516
上芳賀	33	189	12	198	106	1587
下芳賀	68	443	7	140		
松尾	24	141	8	159	20	296
大窪			13	220	32	486
長野					5	85
横尾					7	171
佐山	43	276	27	357	21	254
西檜津	11	69	5	69	2	31
中檜津			3	48		
東檜津						
山崎	4	27	14	184	2	24
今岡	2	14	6		1	10
一宮	2	15		19		
辛川					1	10
尾上	2	14				
合計	240	1434	95	1401	247	3762

注1 一宮町青果物出荷組合調べ

出荷額の推移は図7-2-4に示すとおりである。温室ぶどうの詳しい資料がないのは、はなはだ残念であるが、生産量が伸びていることから出荷量もほぼ同じ割合で伸びているに相違ない。

図7-2-4によると、昭和43年(1968年)は天候不順のため、もも、露地ぶどう、かき共に減少しているがあとは大体伸びる傾向にある。ただし、この統計資料は一宮町青果物出荷組合で取り扱ったものだけの金額であるので、その実態は必ずしも明確ではない。なぜなら組合を通すという販売機構にまだ加わらず直接市場に販売する農家もあるからで、実際はこれよりかなり多い額を示しているとのことである。

さらに表7-2-4は部落ごとの果物出荷量及び販売額を示している。これによると、かきは下芳賀、佐山、上芳賀の順で、露地ぶどうは佐山、大窪、上芳賀の順、ももは上芳賀、森上、大窪の順であり

上芳賀や佐山はすべてにわたって上位を占めている。

い) 販売機構と市場 販売機構は温室ぶどうの場合と他の果樹の場合とは異なる。温室ぶどうは果に独自の生産者の組合(温室農協)があり販売もここを通じて行なわれている。したがってここでは温室ぶどうと他の果樹を分けて述べることにした。

① 温室ぶどう 温室ぶどうの販売は岡山県温室農業協同組合(略称:県温室農協)が統括しておこなっている。一宮町の場合ならばこの県温室農協の下に一宮町温室連合会有り、それがさらに7分区(佐山, 平津, 森上, 上芳賀, 下芳賀, 松尾, 大窪)に分かれている。

温室ぶどうは価格安定を図るため県で出荷統制をおこなっている作物の1つである。したがって、出荷時期になると、県の温室農協が収穫量や出荷時期の推測(検見)をおこなって温室連合会に出荷量および出荷時期を割り当ててくる。この割り当てをさらに7分区を経て各農家へと割り当てていくのである。そしてこの割り当てに基づいて各農家は出荷を始める。出荷経路は、各農家→分区の集荷所→県温室農協の集荷所→市場(→仲買人→小売店)となっている。

なお、一宮町温室連合会は出荷に関する一切の仕事(具体的には、資材の購入、割り当て、出荷費用の会計など)ばかりでなく、温室ぶどう生産者の組合として栽培技術の指導や市場調査や後継者の育成など多くの機能を有している。

また、温室ぶどうの主な市場は、岡山県下はもちろん、京阪神方面が最も多く、若干は東京方面にも輸送されている。

② もも, かき, 露地ぶどう これら3つの果樹は他の青果物と同様に、一宮町青果物出荷組合(1961年結成)を通じて出荷されている。販売経路は温室ぶどうとあまりかわらないが、ももは温室ぶどうのように農家への割り当てではなく、他のベリーA, かきは組合で割り当てを決めている。組合の仕事は温室連合会とほぼ同じである。現在の組合の問題は、まず組合を通さないで出荷する農家がかかりあることである。また流通機構の合理化の問題もある。組合長の言われることによると、前者は出荷資材の価格が安くなるなどの組合の利点を啓蒙していくことにより、後者は直接にデパートやスーパーマーケットに卸すような機構を実現する方向へ向っている。

また市場は、県下をはじめ鹿児島, 姫路, 神戸などである。鹿児島のように遠距離地方は価格が安定しているので出荷量が増加していると言われている。

B 一宮町果樹栽培の発展経過

a 果樹導入期と先駆者

果樹栽培の多くはある個人の創意によって、その地域に導入されることが多い。しかしながら、それがその土地の産業となり、経営としての目的を十分達成するには、次第に集団化の一途をたどり先駆者個人の手から広く多くの農民の手に移っていき拡大発展していくものである。

一宮町の場合、果樹栽培の創始者は斎藤喜八氏である。氏については馬屋下村誌の人物編に詳しく述べられてあるのでこれを要約することにする。

氏は明治元年(1868年)芳賀金廻生まれで、20才の時、小田郡今井村より桃8本と梨苗4本とを当町に導入し栽培をはじめた。

これが馬屋下村果樹栽培の最初である。明治35年(1902年)ごろ、自分の果樹園で良果を発見した。これは白色に熟する硬果で美味であり、一般の嗜好に適し、また日持ちもよく輸送に適しているので「白桃」と名づけ栽培を拡大した。またこのころまでは、市場は岡山までであったが、明治36年(1903年)には神戸、大阪にまで進出するにいたった。明治39年(1906年)には吉備果物組合が創立され氏は初代組合長となり果樹栽培に尽力した。さらに大正8年(1919年)から温室を建設し、マスカット種と晩生コールマン種を植え大正15年(1926年)には加温栽培も始め好成績をおさめた。

こうして氏は一宮町のみならず岡山県の主要特産物であるももと温室ぶどう栽培の先駆者となったのである。

第1次および第2次大戦中は、果物よりも米麦などの主食用作物の方が尊重されたため、一時果樹栽培は衰退するが、戦後再び果物の需要が急激に増加してきて中北部各所で果樹栽培の風景が眺められるようになった。これら果樹栽培の増加の最大の原因は、栽培技術の進歩に伴って良質の果物が容易に生産されるようになったためだといわれている。

しかし、一宮町全体からみれば、経営面においてまだ副業的栽培をおこなっている農家も多く、土地の収益性、労働力など問題はまだ解決を待っている。

○ 農業構造改善事業と果樹栽培

一宮町の果樹栽培の歴史は、明治20年(1888年)からはじまり今日に及ぶほど長いものであるが、最近では農業構造の近代化が叫ばれ、農家の経営は大きく変革しつつある。その最も顕著なものが農業構造改善事業である。一宮町は南部を岡山市に接しているため、近年農業労働力の他産業流出が著しく農業後退の傾向にある。これは、かつての農業自体の経営の非合理や技術の遅滞も原因していると思われる。ゆえに、農業経営の独立近代化を目標とする事業が農業構造改善事業であるとも言える。

一宮町農業の第1は、現在のところ米である。が、南部の米に対して、中北部の温室ぶどうやももを基幹作物として改善事業がおこなわれている。温室ぶどうやその他の果樹は、以前には夏期において旱害に罹り数量が著しく減少するので、畑地かんがい施設の必要にせまられていた。ところが昭和40年(1965年)から着工をみた県営笹カ瀬川下流地区開拓パイロット事業により旭川合同用水(座主川)を水源としての畑地かんがい計画され、新たに造成整備される果樹園に基幹作物であるももおよび温室ぶどうを導入、経営規模を拡大し自立農家の育成を図っている。

このため果樹栽培の専門化は進む傾向にあるのが現状である。

この農業構造改善事業に参加しているのは、大窪、佐山、上芳賀、下芳賀の4つの地区(総称して北部地区)の農家203戸であり、それら農家の栽培地域は図7-2-5に示している。

図7-2-5は大規模な温室が整然と建設されているいわゆるマスカット団地と温室の下の傾斜に造成しているもも園である。

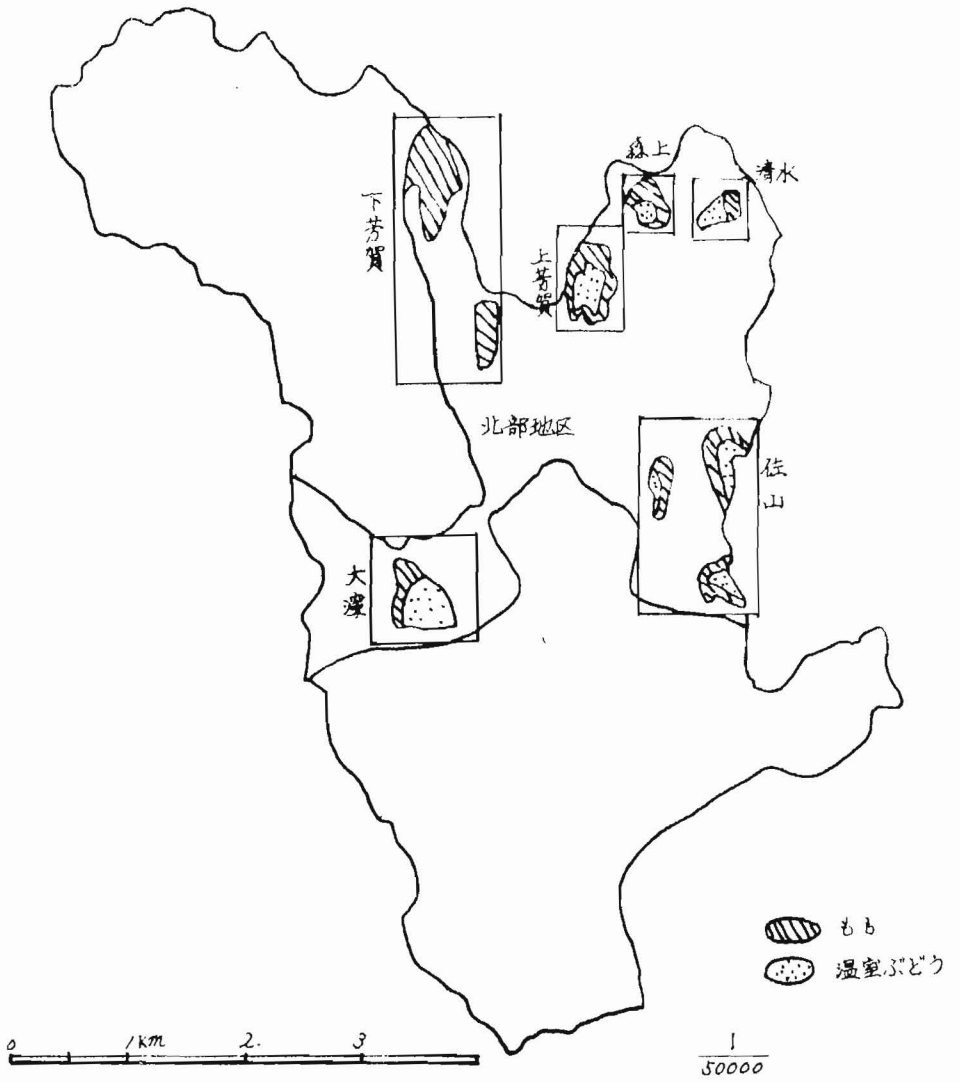


図 7-2-5 北部地区の大規模な温室ともも園
注 1 農業構造改善計画書



写真7-2-1 農業構造改善事業で昭和43年に新しく造成された温室ともも園（上芳賀）

写真7-2-1は果樹園の景観であるが、まさに人間の自然を克服する力に驚嘆させられるような景観である。なお、旧来の果樹園や農家はこの新しく造成された果樹園のある丘陵の麓にある。さて、北部地区農家の温室ぶどうとももの作付面積の現況は表7-2-5に示すとおりである。

表7-2-5 農業構造改善事業参加農家の現状

地 区	総 農家 数	参 加 戸 数	温 室 ぶ ど う				も も			
			作 付 面 積	地 域 合 計 に 対 す る 比 率	生 産 量	関 係 戸 数	作 付 面 積	地 域 合 計 に 対 す る 比 率	生 産 量	関 係 戸 数
北部地区	369 ^戸	203 ^戸	13.15 ^{ha}	54.8 [%]	236 ^ト	161 ^戸	29.9 ^{ha}	49.8 [%]	358 ^ト	167 ^戸
その他の 地 区	845	0	10.84	45.2	244	184	30.1	50.2	182	241
計 (一宮町全体)	1214	203	24.00	100.0	480	345	60.0	100.0	540	408

注1 温室ぶどう、ももの各数量は、改善事業参加農家が対象

注2 農業構造改善事業計画書 昭和44年

この表によると、北部地区は温室ぶどう、もも共に全域の約半分も占めている。さらに改善事業で北部地区の占める割合は拡大する見込みである。したがって北部地区は一宮町の果樹栽培にきわめて重要な位置にあることが理解される。またこの改善事業で北部地区の果樹専業経営農家は118戸から143戸へとふえる予定である。

これら改善事業参加農家の中には組合を結成し資金を共同で借りて栽培をはじめた農家もある。このような組合は、5組合あり1組8~18人で構成されている。この組合は、資金調達や諸々の共同設備を建設のために共同の形式をとっているが、経営はすべて各農家が独自でおこなっている。

○ 果樹栽培農家の特色

一宮町の果樹栽培は、前述のように中北部を中心に農業構造改善事業の下に経営規模の拡大および専業化への動きがみられ、年毎に著しい規模の変動がある。

現在は、まだ未成の果樹園が多くあり老令の樹を考慮に入れても栽培面積は拡大している。したがっ

て、果樹栽培農家の現状をみていく場合、北部地区農家の経営分析や、あるいは、それと一宮町全域との比較から考察していくのがよいと思われる。

a 経営規模

果樹栽培農家の経営規模もやはり一宮町全体と北部地区とは異っている。表7-2-6は北部地区4部落の農業構造改善事業参加農家と町全域の農家との経営類型の比較である。

表7-2-6 果樹栽培農家の経営類型

北部4地区と一宮町全域との比較 単位：戸

		大 窪	下芳賀	上芳賀	佐 山	北部地区計	全 域
商 品 生 産 農 家	果樹専業経営	3	33	34	48	118	125
	水田果樹複合経営	35	8	10	6	59	88
	水田専業経営	1	0	0	0	1	73
	そ の 他	0	0	0	0	0	47
	小 計	39	41	44	54	178	333
半商品生産農家		13	0	1	0	14	506
自給的農家		10	0	0	1	11	375
合 計		62	41	45	55	203	1214

注1：農業構造改善事業計画書 昭和42年

表7-2-6によると北部地区は、果樹専業農家が118戸(58.2%)に対し、全域ではわずかに125戸(9.7%)にすぎない。また上芳賀地区だけを例にみると75.5%となり、大窪地区を除いた3地区では81.6%と農家のほとんどが果樹専業農家である。大窪は平野部で水田果樹複合経営農家が多く、4地区の中でも最も南部的性格を持っているが、他の3部落は平地も少なく、水田より樹園地の方が栽培条件も適している。

では、これら果樹栽培農家の経営規模はどの程度のものであろうか。ここに上芳賀部落の果樹栽培農家を例にとり、温室ぶどうと他の果樹との栽培面積の関係を表わすと表7-2-7のようになる。

表7-2-7 温室ぶどうと他の果樹との栽培面積の関係

単位：温室面積 a 他の樹園地面積 a₀ ()の中の数字はうち兼業農家または半商品生産農家を表わす。

樹園地 \ 温室	0.00~ ~2.99	3.00~ ~5.99	6.00~ ~8.99	9.00~ ~11.99	12.00~ ~14.99	15.00~ ~	計
0 ~ 19	1	2 (1)					3
20 ~ 39	4 (3)		4 (2)	3 (1)			11
40 ~ 59	3 (2)	3	2 (1)	4			12
60 ~ 79	2 (1)	3	3	2			10
80 ~ 99		1		2	3	1	7
100 ~ 119					1		1
120 ~	1						1
計	11	9	9	11	4	1	45

一般に、栽培面積から経営規模をみる場合には、温室栽培のように特殊な条件の下できわめて狭い面積で栽培できるものは他の経営耕地とは別に考慮されなくてはならない。

さて、表7-2-7によると、たいたい各農家の温室ぶどう栽培面積と果樹栽培面積とは正の相関関係がある。すなわち温室をたくさん所有している農家は同時に果樹園をたくさん所有していることが理解できる。したがって農家により経営規模に差があるということが出来る。また規模の小さいところはほとんど兼業農家であり、専業農家はやはり栽培面積も広い。しかし、各農家の経営規模は労働力の構成や収益性なども関連があり、必ずしも栽培面積の多い農家が豊かで余裕のある経営をおこなっていると即断してはならない。

次に、販売額の分布をみると図7-2-6のようになる。これは農産物すべての販売額が表わされているが、果樹以外の金額は平均20%ほどであるから、まず果樹より得た粗収入と考えて相対的にみていけばよい。

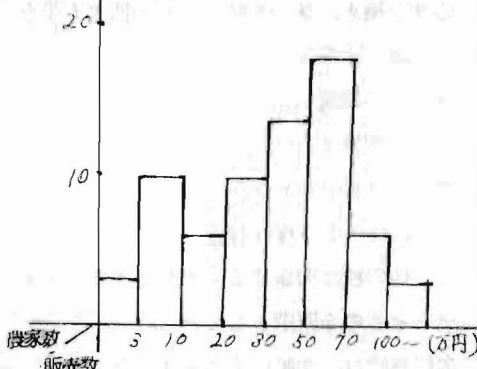


図7-2-6 農産物販売額の分布 (上芳賀71戸)

注1 1965年 中間農業センサス

これによると販売額50~70万円の農家が最も多く、生産費などを考慮するとまだ果樹栽培農家の収入はサラリーマン平均所得104万円に比べると低いようである。

しかし、前にも述べたように、果樹栽培は他の農作物と比較すると収益性は高く、北部地区のように栽培面積の拡大や技術の改良のみられるところでは果樹専業農家としての経営は十分可能であると思われる。

農業構造改善事業による栽培規模の拡大をみる

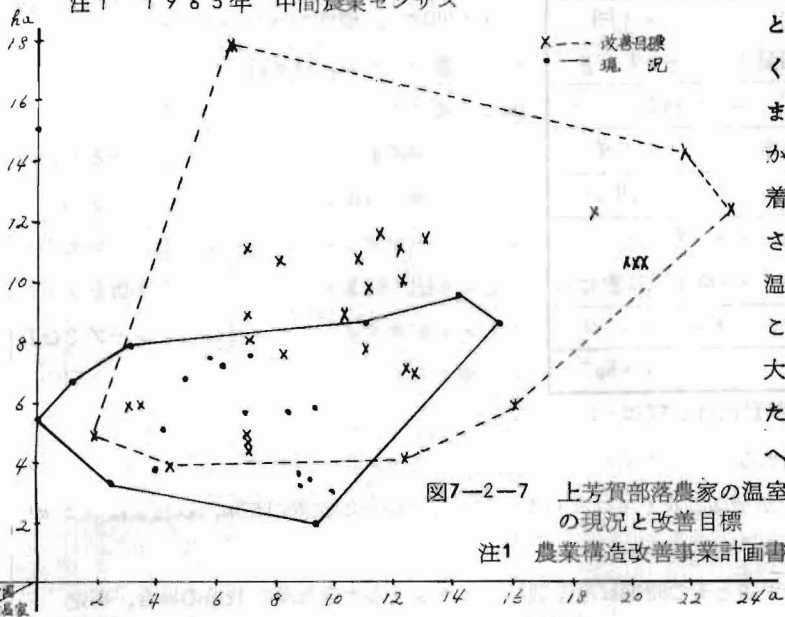


図7-2-7 上芳賀部落農家の温室ぶどうと果樹園面積の現況と改善目標

注1 農業構造改善事業計画書昭和42年

と図7-2-7のように著しく栽培面積が広がっている。また果樹専業農家も34戸から42戸にふえ、現在、着々と温室や果樹園が造成されつつありすでに新しい温室で収穫をみた所もある。このように、栽培面積は拡大し専業農家として独立した経営をおこなうべき方向へ向っている。

b 栽培技術と農作業

(1) 温室ぶどう 温室の建物の大きさは、その建物が造られた年により違いがあるが、改善事業によって建設された大温室は163.8㎡(約50坪)である。これまでのものはもっと小さく約30坪程度である。

表7-2-8は農業構造改善事業による温室ぶどう栽培技術の改善目標である。従来より改善されている点は、まず樹令が短くなっていることがあげられる。5年未満のものが増加し、一方15年を樹木の収穫限界と定めている。

加温栽培では10年が収穫限界であるともいわれている。

表7-2-8 温室ぶどう栽培技術(北部地区) 次に大きく改善された点として植栽密度があげられる。

項 目	内 容 (目標)
樹令別構成	5年未満 35%
	5~10年 25%
	10~15年 40%
	15年以上 0%
栽 植 密 度	60m ² 当り 1本
施 肥	元肥 10月中下旬
	追肥(加里) 6月下旬
	N. 15%
	3.3m ² 当り P. 30%
	K. 35%
防 除	年間防除回数 15回
灌 水	年間 40回
	1回量 3.3m ² 当り 40ℓ
摘 芯	1回 ~ 無摘芯
果房の切込み	普及率 100%
摘 果	回数 2回
土 壤 管 理	室内・・・敷わら
	室外・・・草生又は敷わら
収 穫 方 法	人力, テーラー
3.3m ² 当り収穫量	6.6Kg

次に大きく改善された点として植栽密度があげられる。植栽は8㎡当り1本であったのが60㎡当り1本に改善されている。従来は狭い温室に多くの樹を植え、株間を狭く、樹の拡大も少なくするため摘芯作業に多くの労力を費していた。そこで摘芯作業軽減のため樹冠拡大をはかり60㎡当り1本と改良された。一応、植栽の完成された温室では、1本の木を6株に分け、株間を1.8~2mとし、さらに1株に枝を22~23本ずつに整枝し、他の枝は剪定する。そして1枝に1果房ずつ突らせるのを原則としている。

次に施肥は、元肥の施用を12月中旬を10月中下旬に改めている。また年間防除回数を20回から15回にし、煙霧剤またはガス剤を使用する方向へと改善したり、摘果は3回から2回にし薬剤摘果もところみている。以上は労働の面からいうとむしろ軽減省力化を図っているのであるが、これに対し灌水は従来年間30回1回3.3㎡当り55ℓをポンプでホース灌水を行っていたのを年間40回1回3.3㎡当り40ℓと回数をふやしサイホン式スプリンクラーまたはチューブでむらなく灌水をおこなうようにしている。また房の切

注1 農業構造改善事業計画書 昭和42年 込みも完全にし、日持ちのよい輸送型芸にふさわしい房型に改めている。灌水の場合はサイホン式スプリンクラーを使用し労働の省力化を図っているが、房の切り込みは労働力が増加しなくてはならない。そして以上の改善の結果、収穫量は3.3㎡当り6Kgから6.6Kgにふえる予定である。

温室ぶどうの1年間の栽培手順とその時期は冷室栽培マスカットの大量部落の栽培の場合、剪定

表 7-2-9 加温室の温度分布

昭和32年2月14日～4月28日 単位：℃

項目 月日(平均)	室 外		室 内	
	最 高	最 低	最 高	最 低
2月中旬	10.3	-4.4	33.7	15.5
2月下旬	11.2	-4.6	28.5	14.1
3月上旬	13.6	-0.8	30.0	16.1
3月中旬	15.1	-1.8	32.7	15.8
3月下旬	16.1	-1.7	32.2	15.5
4月上旬	21.8	1.4	31.4	15.2
4月中旬	20.6	4.6	27.3	14.9

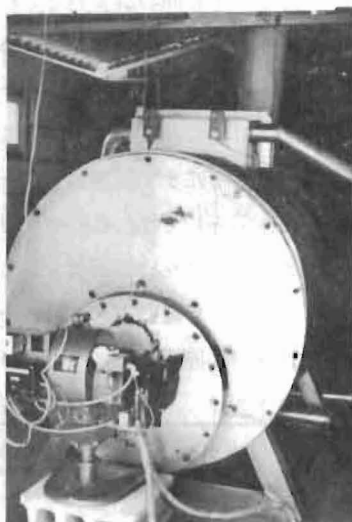


写真7-2-2 加温のためのボイラ設備



写真7-2-4 吉備高原上に建設された大規模な温室

(2月10～15日)→赤ダニ葉ダニ予防(3月下旬～4月上旬)→芽かき(4月中旬)→病虫害駆除(終りまで続く)→誘引→第1回摘果(5月下旬)→摘芯→第2回摘果(6月下旬)→収穫(9～11月)である。

クールマンは抑成種であり、作業時期はマスカットより遅いが作業手順はほぼ同じで出荷が10月下旬～12月頃である。一方加温栽培は加温の開始時期により農作業の時期が調節でき、1月に加温を始めると5月下旬に収

穫する程度の間隔である。表7-2-9は加温室の温度分布である。適温は15℃～28℃といわれ夜間は16℃～18℃が普通である。また室外温との較差は5～10℃が望ましく、3月中旬頃の開



写真7-2-3 果実の粒間引作業

花期は通常より2℃高めがよいとされている。4月下旬以降はほとんど加温しないが温度安定のため時に応じて3～4時間おこなり時もある。加温方法はボイラーでわかした湯を鉄管の中に通しておこなり方法を採用している。(写真7-2-2)

また灌水は、前述の県営カ瀬川下流地区開発パイロット事業により山上まで汲み上げられた水を、各農家が自分の温室にまで配水しそれを使用しておこなっている。

温室栽培の作業としては、この他に窓の開閉や施肥などがあるが投下労働の中心をなしているものは粒間引であり、このため技術面としての新梢管理の改善や薬剤摘果の研究が盛んにおこなわれている。

白もも ももは温室ぶどう同様一宮町の代表作物である。にもかかわらず、既成園では管理差が現われ、生産性が停滞している。つまり、木が枯れるとそのまま放置することが多く、栽培面積も移

表7-2-10 もも栽培技術(北部地区)

項 目	内 容 (目標)
品 種 構 成	砂子早生 30% 百 鳳 30% 大和白桃 20% 清水白桃 20%
栽 植 密 度	10a当り35本(5.4m×5.4m)
施 肥	元肥 11月～12月上旬 追肥 6月下旬 9月上旬 N 14.4Kg 10a当り P 10.8Kg K 12.0Kg
防 除	年間防除回数 無袋10回 有袋 8回
か ん 水	9回(スプリンクラーによる共同かん水)
摘 果	2回
袋 か け	無袋60% 有袋40%
土 壌 管 理	敷わら(敷草)80% 草生(敷草)20%
収 穫 方 法	人手によるが能率向上
10a当り収穫量	1500Kg

動しやすい。表7-2-10は農業構造改善事業によるももの栽培技術改善目標である。従来と比較して大きく改善されたものは、まず栽植密度が10a当り48本～35本であったのが35本となり樹冠拡大を図っている。次に無袋栽培がおこなわれることである。無袋栽培は防除回数が2回多いが、ももの農作業で最も労働力を要するのは袋かけと収穫であるので、無袋栽培は労働力軽減には画期的なものである。また労働力軽減の点では他にスプリンクラーによる共同灌水もあげられる。しかし、いまだ防除や摘果、収穫、袋かけなど人力を必要とするものが多く、栽培技術としては収穫量の増大を図ると同時に、労働力軽減の問題が今後研究される必要があると思う。

注1 農業構造改善計画書 昭和42年

c. 出荷時期

出荷時期は栽培技術や農作業と関連深く特に加温栽培の導入により調節が容易になった。図7-2-8は、岡山卸売市場における温室ぶどうの卸売平均価格と入荷量との月別状況である。当然入荷の少ないほど価格は高くなっている。これによると5月に入荷するマスカットがひじょうに高値で、最も多く入荷のある9月が価格は最底である。一方、一宮町北部地区は現在8月に約15%、9月約

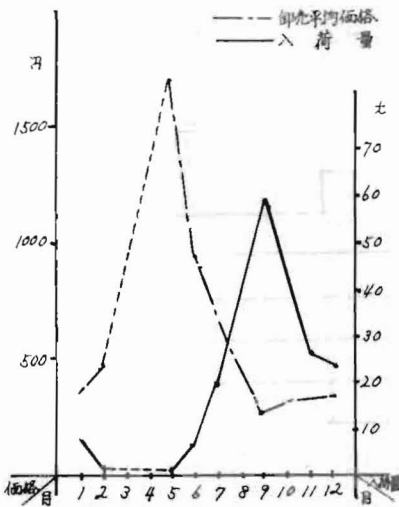


図7-2-8 温室ぶどうの市場卸売平均価格と入荷量 (岡山卸売市場)

注1 岡山県農林水産統計年報

表7-2-11 温室ぶどう(加温、冷室、抑制もの)の平均価格(3.75Kg当り)

種類	加温	冷室	抑制もの
出荷時期	6~7月	9~10月	12月
昭和28~35年平均価格	3,099円	1,155円	2,109円

注1 農業構造改善事業計画書 昭和42年

ている農家が多いようである。農家によっては加温マスカットの出荷とももの袋かけの時期が一致しており、年中でこの時が最も忙しく雇用労働を必要としている。

各品種の出荷時期は、加温マスカットが5月下旬~8月、冷室マスカットが8月下旬~11月上旬、コールマンが11月~12月、ももでは、砂子早生7月上旬、大和早生7月中旬、大久保7月下旬、清水白桃8月上旬で、ももだけでも品種によりかなりの幅があり、出荷時期は品種の違いで調節している。

d 労働力の構成

上芳賀部落で農業だけに従事している人の性別、年齢別の分布を示したのが図7-2-9である。これによると、まず女性が多く従事していることがあげられる。これは果樹栽培は女性でも可能であるという積極的要因と、男性が他の職業に従事し副業的に果樹栽培をおこなっている農家があるという消極的要因の2面があるように思う。また年齢層をみると、男性では50~59才が最も多く、続いて30代、40代となっている。他の地域と比較すると男性従事者が多い。これはほとんどが専業農家で家族全員が従事していると考えられる。

55%、10月約10%出荷しており、価格の最も低い9月に一番多く出荷している。そこで目下8月10月の方に出荷量を増やすように栽培を変えている途中である。また8、9、10月以外の月にも出荷されているが量は少ない。一方、ももは出荷が7月と8月に集中している。ももはぶどう以上に日持ちが悪いので、果実が熟するとすぐ出荷している状態であるが、需要が高いため価格の変動はあまりない。また表7-2-11は一宮町の温室ぶどうの出荷時期と平均価格を示している。これによると加温栽培のものは冷室の2.7倍、抑制ものは冷室の1.8倍であり、加温および抑制のものは冷室のものに比べ高い出荷額を示すので、農家へはいる粗収入(現金)は多いといえよう。しかし冷室ものに比べ生産費が多くなるのでこれだけでは所得を判断することはできない。

次に、出荷の型は各農家により多少異なるがその例をとってみると、加温マスカット→もも→冷室マスカット→コールマンの順になっ

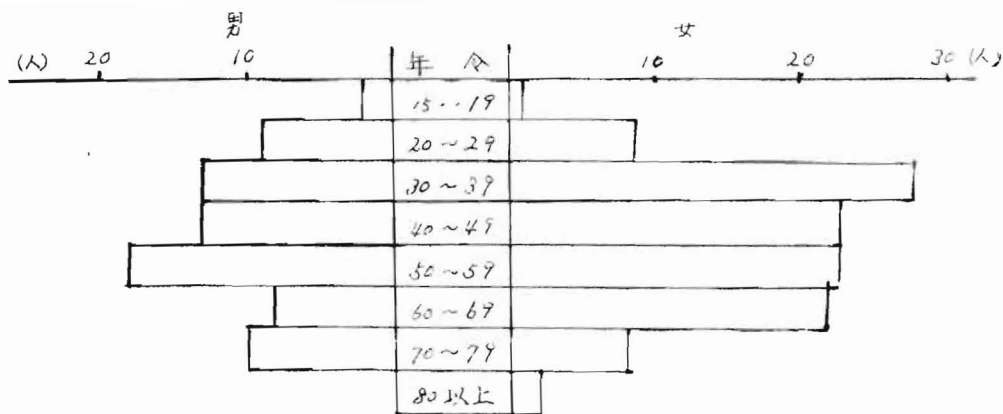


図7-2-9 農業のみに従事している人の性別および年齢別人数の分布

注1 上芳賀78戸(対象)

注2 1965年 中間農業センサス

しかし、ここでもやはり後継者の問題はあつた。岡山県では後継者結婚相談所を設ける程度の成果をあげているが、やはり困難な問題のようである。

また雇用労働は1965年中間農業センサス資料によれば、上芳賀78戸ですべて臨時雇用で年間男227人、女249人となっている。男性を雇ったのは17戸で平均13.4人、女性を雇ったのは44戸で平均17人である。これはもちろん温室ぶどうの場合は、果粒の間引き時、ももの場合は袋かけ時で他には収穫時が考えられる。主に町南部の水田経営農家の主婦に依頼している状態である。農業全般にいわれることであるが、一宮町の果樹栽培の場合も労働力が他産業に吸収されたり、労賃の上昇によって、労働力の不足は深刻になりつつある。機械の導入や技術改良がさかんにおこなわれているが、まだまだ人力を要するものが多いので、労働力の問題は今後の1つの課題である。

e 収益性

果樹栽培農家が専業農家としての経営が成り立っていくには、経営耕地の拡大や生産量の増加も重要な要因であるが、それ以上に栽培作物の収益性ということが重要である。

すでに表7-2-3でもみたように温室ぶどうやももは現金収入を得るには有利な作物である。しかし、他の作物とくらべ労働時間は長く、生産費も多くかかるので所得率は低くなっている。したがって収入が多いからといって直ちに果樹栽培にとりかかるのは危険である。

では一宮町の果樹栽培の収益性はどの程度であろうか。

表7-2-12は、温室ぶどうの冷室栽培と加温栽培との生産性からみた温室経営の比較である。この表作製の前提として、粗収入を冷室は坪当たり7Kg生産で1Kg300円で、加温は坪当たり6.4Kg生産で1Kg800円と仮定して算出したものである。(実際にも以上の数字程度で生産販売されている。)

表7-2-12 生産性からみた温室
経営の比較(3.3m²当り)

単位:円

項 目		冷室金額	加温金額
租 收 入 (A)		2100	5120
支 出	材 費	肥 料 費	55.6
		農 具 費	6.2
		薬 剤 費	44.7
		加温燃料費	0.0
		その他材料費	9.0
		修 繕 費	25.0
	固 定 資 産 費	温 室	466.7
		加 温 設 備	0.0
		その他固定資産	36.5
		ぶ ど う 樹	20.0
資 本 利 子	温室資本利子	227.5	
	加温施設資本利子	0.0	
	その他の資本利子	17.1	
地 代		112.2	
租 税 公 課		3.7	
包 装 運 送 費		450.0	
費 用 計 (B)		1474	
(A) - (B)		626	
3.3m ² 当り収益		626	
1人当り労働報酬		782	

注1 農業構造改善事業計画書 昭和42年

表7-2-13 1箱(1kg)当り出荷経費
(マスカット) 単位:円

材 料	金 額	区 分	金 額
箱 代	39.50	小 運 賃	2.1
レ ッ テ ル	0.58	プ ール 運 賃	25.0
裏 紙	0.50	分 区 費	2.5
ラ イ ス	1.15	事 務 費	1.0
木 綿	0.80	計	30.6
キャップ、ゴム	0.75		
新 聞 紙	0.30		
釘	0.10		
ノ リ	0.50		
計	44.3		

注1 津高町ぶどう栽培審議会 昭和42年

また、資本利子は、新しく造成した温室や加温設備、灌水設備などを、国の融資事業から資金を借りて建設したもので、その利息を年6分5厘の率で支払っている。また1人当り労働報酬は冷室で、労力は3.3m²当り平均0.8人必要であるので $626 + 0.8 = 782$ で算出し、一方加温は3.3m²当り1.2人の労働力が必要で、 $1376 + 1.2 = 1146$ 円と算出したものである。表7-2-12より冷室と加温との収益を比較してみると、3.3m²当り収益は、加温は冷室の219.6%、1人当りの労働報酬は146.5%と共に加温栽培の有利なことを物語っている。

次に、マスカットの市場価格と収益性との関係について、津高町の場合ではあるが、内容的に一宮町と大差はないと思われるので掲載しておいた。

表7-2-13は出荷経費であり、これを表7-2-12の包装運送費と較べてみると、前者はkg当り75円、後者は冷室がkg当り65円、加温がkg当り72円とあまり相違ない。

表7-2-14 マスカット坪当り生産費 単位:円

区 分	金 額
建物償却費	645.60
修 繕 費	70.58
肥 料 費	105.75
農 具 費	120.21
農 薬 費	132.52
公 租 費	23.64
成 園 費	93.01
水 利 費	30.29
計	1221.60

注1 津高町ぶどう栽培審議会

昭和42年

表 7-2-15 労働時間および労働賃(マスカット)
労働賃は1日100円(8時間)とする。

1箱当り		坪当り	
箱打	1分46秒	かん水	54分00秒
のりづけ	1.50	施肥中耕除草	54.00
荷送り	9.34	窓の開閉	15.09
計	13.10	芽かぎ	2.51
		摘芯	40.36
		房の洗蓑, 切込 粒間引き	75.00
		防除	12.48
		病果摘除	4.00
		セン定	17.15
		計	225.48
労働賃	27円04	労働賃	532円48

注1 津高町ぶどう栽培審議会 昭和42年

表 7-2-13, 表 7-2-14, 表 7-2-15 はすべて生産費および出荷経費とよばれるものである。販売の際にはこれらにさらに9%の手数料が加わる。つまり、純収益 = 市場価格 - (市場価格の9%の手数料 + 生産費 + 労働賃) という式が成り立っている。

以上3つの表から作成した図が図 7-2-10 図 7-2-11 である。図 7-2-10 は、Kg当り市場価格と坪当り生産量との関係において、総生産費と市場価格が同額になる場合つまり純収益が0になる点をとっていったものである。これによると、たとえば坪当り1Kg生産した場合は市場価格が2100円以上でなくては赤字経営となるが、10Kg生産できれば、市場価格は310円でもよいことに

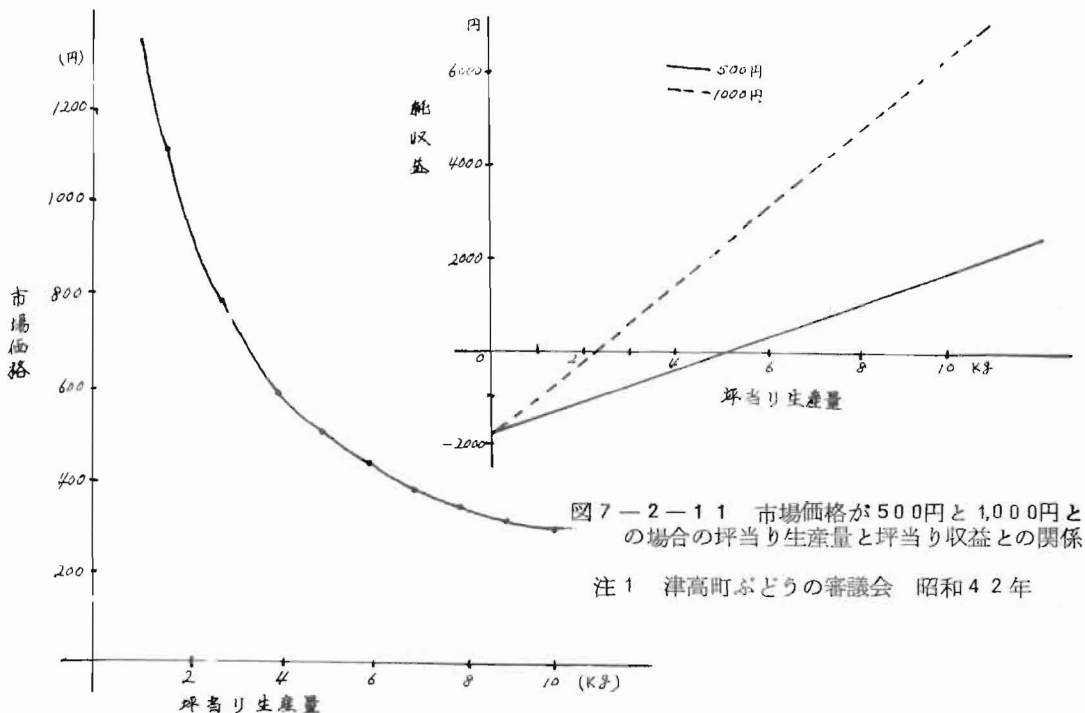


図 7-2-11 市場価格が500円と1,000円との場合の坪当り生産量と坪当り収益との関係

注1 津高町ぶどうの審議会 昭和42年

図 7-2-10 生産費と市場価格が同額になる場合のKg当り、市場価格と坪当り生産量との関係

注1 津高町ぶどう審議会 昭和42年

なっている。表7-2-12のように冷室は坪当り7Kgほどは生産できているので、その場合は385円以上の市場価格があればいくらかは収益をあげることができる。

また、図7-2-11は、市場価格が1000円の場合と500円の場合の坪当り生産量と坪当り純収益との関係を示している。市場価格が、500円の場合は、坪当り6Kg収穫できれば364円の所得があることになり、市場価格1000円の時に6Kg生産すれば3094円の所得があることになる。さて、北部地区の農業構造改善事業参加農家203戸の温室ぶどう総作付面積は、131525㎡で、(戸平均648㎡(約194坪))である。したがって、図8-3-11を使用して、200坪の温室で坪当り6Kg生産したと仮定すると、市場価格が500円の時 $364 \times 200 = 72800$ 円、市場価格が1000円の時 $3094 \times 200 = 618800$ 円と約8.5倍の純収益の違いとなっているのである。ただし、図7-2-11は前述のように津高町の場合より作製したものであり、一宮町北部地区の場合、新しく造成した温室の建設資金は融資事業から借りたものであるため、その資本利子分は純収益から差し引くことを考慮に入れておかねばならない。

また、表7-2-13、7-2-14、7-2-15、のごとく生産量のいかんにかかわらず、坪当り生産費は1222円、坪当り労働費は532円必要なので、坪当り生産量が伸びて変化するのは出荷に関する費用のみである。ゆえに、栽培面積が大きい場合には、坪当り生産量が増すと、ほとんど増した倍数だけ純収益も増大することになるので、収益性もより高くなるといえよう。だから、収益性を高めるには、まず坪当り生産量を増すよう栽培技術の改良を行なうことが大切である。そして、その上に労働力の省力化や流通経路の合理化などを考えていかねばならないと思う。

(川井和子)

引用文献および参考文献

- 1) 片山峯吉：「馬屋下村誌」

(2) い草

(a) 全体の傾向

現在、日本の農村は大きく流動している。農村はまさに両極に分解しつつある。つまり、稲作で4ha層以上か、中農層で規模拡大の可能性のある農家か、畜産や園芸などの資本集約部門の充実をはかろうとする農家の専業化への動き、逆に、つらい米作りをやめて兼業収入を安定させようとする兼業化への動きである。一般には農業経営の零細性により、また農業所得の低さなどにより、兼業農家が増加している。一宮町のい草作付農家も、1968年（昭和43年）では、田総面積が最高で58.4aで、平均が19.8aというように、小規模経営農家が大部分を占め、兼業収入依存への動きが活発である。（1964年の303戸の全い草作付農家が兼業農家であり、そのうちの269戸が農業を主としている。しかし、現在では、兼業を主とした農家が大部分であるといわれる。）このように、農業人口は、都市への流出により減少し、農業労働力は不足している。そこでい草収穫期の労働力は、家族労働力だけではとうていまかなえず、雇用労働力を必要とする。しかし、一時的であり、しかも労働量に対して低賃金のい草刈に人は集まらず、労働力確保の問題は深刻で、主兼業化促進の一因となっている。主兼業化の動きとともに、い草作付農家戸数の減少は急激である。表7-2-16によると1968年には、1955年のおよそ

表7-2-16 い草作付農家戸数と作付面積の変動

	い草作付農家戸数	い草作付面積
1955 (昭30)	326 ^戸	35 ^{ha}
1960 (昭35)	285	43
1966 (昭41)	287	32
1968 (昭43)	192	43
1968 (昭43)	176	35

注 い草生産に関する資料 }
 (昭和44年8月・農協) }
 農業構造改善事業計画書 }より作成
 (昭和42年4月・役場)

半分の作付戸数になっているのである。また作付面積の変動に関しては、い草価格の不安定さによるところが大きい。つまり、作付面積は、前年度の価格に大きく左右されることにより、増減をくり返すのである。このことは、不安定な価格関係の中で生産が行なわれていることを示す。このことについては、後で詳しく述べるが、こうした価格の変動の中では、安心して作付もできず、作付農家戸数減少の一因となっている。また、一宮のい草は昔は環境に恵まれており、県下でも一、二を争う良質のい草を生産していた。しかし、今日ではそうした美しいりっぱない草は、だんだん姿を消しつつあるといわれる。それは、現在大きな社会問題となっている公害問題に

よるところが大きい。つまり洗剤による水質の低下が、い草の質の低下をもたらすのである。その他に、新製品P.P.の普及、高い税金など数多くの問題をかかえこんでいるのが、県下の $\frac{1}{10}$ の生産量をもつ一宮のい草経営である。

(b) 作付階層とその意味

1968年のい草作付農家戸数は176戸で、全農家戸数1,214戸の14.5%にあたる。そして、その176戸のうちのほとんどが尾上(92戸)など、旧一宮町である。

それを階層別にあらわしたものが、表7-2-17と図7-2-12である。1964年

のものと、比較しながらみてみよう。

表 7-2-17 階層別い草作付農家戸数

い草作付面積	1964 (昭39)	1968 (昭43)
0~9.9a	85戸	64戸
10~19.9a	101	51
20~29.9a	58	35
30~39.9a	44	19
40~49.9a	9	6
50a 以上	5	1
合計	303	176

注 1965年農業センサス
い草作付面積調べ(報告控) } より作成

これによると、0~29.9a層が圧倒的に多く、1964年には約80%に、1968年には、約85%にあたる。それに対して、50a以上は、1964年には5戸、1968年にはたった1戸となっている。つまり、い草作付面積30a未満の農家の割合は大きくなり、40a以上の農家の割合は小さくなっているのである。

図7-2-13のグラフは、1968年のい草作付農家176戸についての、田総面積に対するい草作付面積の関係をあらわしたものである。これによると、全体的に田総面積が大になるにつれて、い草作付面積も大になっており、いわゆる正の相関関係をなしている。そして、田総面積の割合は、半分以上の農家においてはほぼ一定しており、耕地の約80%が作付されている。つまり、田総面積の大小のいかんにかかわらず、作付面積の割合がほぼ一定しているのである。そして、1戸あたりの経営総面積が全般的に小さいため、い草作付面積の割合が非常に大きいのである。

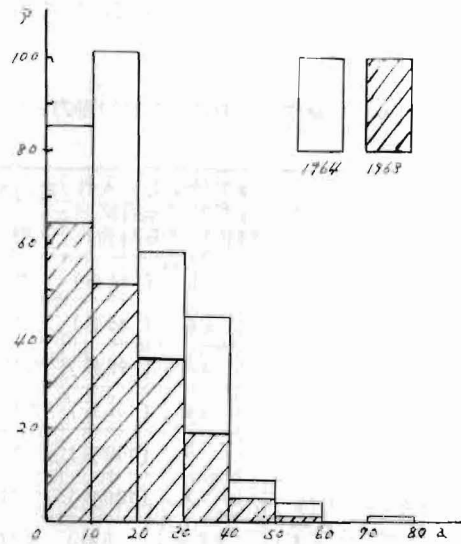


図 7-2-12

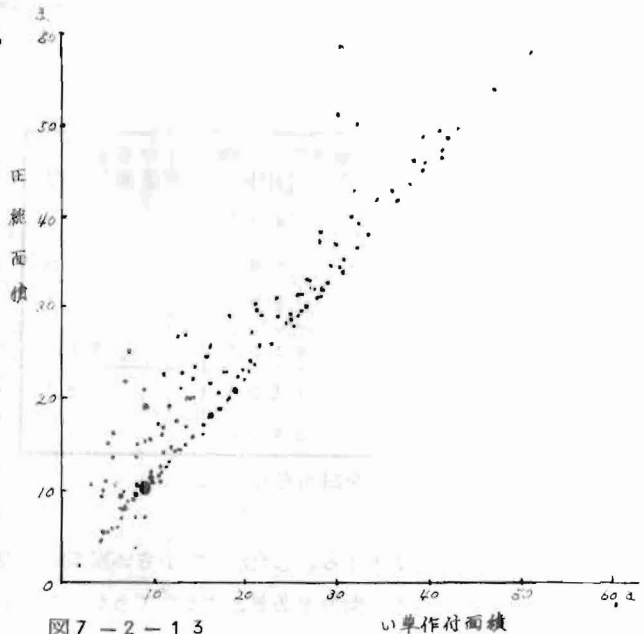


図 7-2-13

田総面積に対するい草作付面積の関係
(1968年)

(注) 田総面積 3789.1a
い草作付面積 3078.8a

ここで、い草作りに要する労働力について、自家労働力と雇用労働力の関係を、い草作付面積別にみてみよう。

表7-2-18 い草作りにおける自家労働力と雇用労働力(階層別) 1964年
その1

い草作付面積別	農家戸数	雇用労働力を入れた農家(全農家戸数に対する割合)	雇用労働力年間延人数			家族労働力		
			男	女	計	男	女	計
0～9.9a	85戸	26戸(31%)	256人	146人	382人	126人	119人	245人
10～19.9a	101	66(65%)	837	244	1,081	162	157	319
20～29.9a	59	56(95%)	1,354	208	1,562	99	104	203
30～39.9a	44	44(100%)	1,743	164	1,907	90	90	180
40～49.9a	9	9(100%)	395	30	425	22	22	42
50a以上	5	5(100%)	210	36	246	10	10	18
計	303	206(68%)	4,775	828	5,603	509	498	1,007

- 註 1. 1965年農業センサスより作成
 2. 家族労働力は、農業に専従する人だけでなく、い草労働力に動員できる人数を示す。
 3. 雇用労働力は、年間のもので、い草労働のみとは限らないが、だいたいい草刈労働力とみなしてよい。

その2

い草作付面積別	1戸当りの平均雇用労働力(年間)	1戸当りの平均家族労働力
0～9.9a	14.8人	2.9人
10～19.9	16.4人	3.2人
20～29.9	27.9人	3.4人
30～39.9	43.3人	4.1人
40～49.9	47.2人	4.6人
50a以上	49.2人	3.6人

註 小数点以下第2位を四捨五入した。

表7-2-18によると、20～29.9aの農家では95%、30a以上の農家では100%の農家が雇用労働力にたよっていることがわかる。そして、作付面積が大きくなるにつれて、家族労働力に対する雇用労働力の割合も大きくなっている。い草までもなく、い草栽培においては、植付時と収穫時に労働力を集中的に必要とされるが、特に収穫時には

大きな労働力を必要とする。したがって小さい家族労働力だけでは不十分で、作付面積の大きさに比例して、大きな労働力を必要とするのである。20a以上の農家の家族労働力は、1戸平均3.9人であり、20a未満の3.0人に対して大きいのは、農業を主とした兼業農家が多いためである。そして、一家の労働力では夫婦が中心となり、他に老夫婦や子供が労働力となるケースが大部分である。しかし、これは1964年のもので、現在では家族労働力も小さくなり、老夫婦、あるいは夫婦が中心となっている農家がほとんどである。しかし、多大の経費を必要とする労働賃金のため、雇用労働力にもおのずから限界があり、作付面積を一定以上大きくすることは

不可能である。

(c) い草の経済

ところで、先に述べた雇用労働賃金の他に、い草栽培には、表7-2-19のような経費を要する。

表7-2-19 い草生産費 岡山県 (単位 円)

費目		1962 (昭36)	1969 (昭43)
種	苗 費	454	600
肥	料 費	5,527	10,533
諸	材 料 費	4,180	13,425
水	利 費	—	85
防	除 費	—	875
建	物 費	749	2,781
農	具 費	4,115	7,192
蓄	力 費	—	—
労働費	雇用支払	13,833	50,290
	家族自給	18,213	50,883
計		32,046	101,173
賃料料金		130	37
費用合計	支払(購入)	23,003	75,703
	自給	2,007	51,620
	償却	4,091	9,378
計		47,101	136,701

(注) 1962年の場合は反あたりで、1969年の場合は10aあたりの生産費である。

しかし、膨大な生産量をみた翌年は生産量が小さくて、売りきれず残っていたい草のため、結局全体の量が大きいから価格は高くならない。

その上、い草価格は販売時期によって、また品質によって生ずる価格の差も大きい。1年のうちでも変動が激しく、時には、1週間に1~2割の変動があるという。そこで、各農家では販売時期を慎重に考え、時期をみはからって、数回に分けて仲買人に売るなどする。今年の場合(1970年4月現在)、一宮町ではまだ2割近くの原草が、農家の人の手もとに残っているといわれる。原草の取引は、すべて仲買人を通した昔ながらの慣習的な取引で、これが価格不安定の一因をなしているといわれる。つまり、正常な需要供給の関係から価格が決められる場合よりも、いわゆる「おもわく」による場合が多いのである。

このように、価格が不安定では農家の人も安心して作付することができず、頭をなやましてい

この表からも明らかなように、雇用労働賃金の全体の占める割合は、1969年の場合37%であり、1962年の29%に比べて8%も大きくなっている。また労働の省力化、品質向上のための除草剤、肥料、倒伏防止網、くいなどにかかる経費も大きい。例えば県の奨励品種である「あさなぎ」は、従来の「岡山三号」に比べて、品質は良いが肥料は2倍を要する。また物価上昇に伴ない諸材料費その他すべて値上りし、総経費は1962年の約3倍近くにもなっているのである。

では、生産費に対して、全体の収益はどのくらいになるのであろうか。それを知るには、まずい草価格について検討しなければならない。い草価格は、5~6年の周期でもって激しい変動を繰返している。このことは生産量と深い関係をもつ。すなわち両者は常に逆の立場をとるのである。生産量が大きい時は価格は暴落し、反対に小さい時には価格は暴騰す

る。また販売時期によって収入が異なることから、い草は「投機草」とも言われ、好景気の時はよいが、天候が悪くて品質が悪い年には価格も下がり、赤字生産になるのである。

以上述べたようなわけで、年々上昇する生産諸経費に対して、い草価格は徐々に上昇しながらも、相変らず激しい変動を繰返している。一宮町の1969年の場合は、(品質、時期によって異なるので、一概にはいえないが) 1貫目(3.75Kg) 当り700円前後といったところである。また、10a当りの収量はだいたい350貫とみてよいから、10a当りの収益は、およそ245,000円となる。前述の生産費をさしひくと、10a当りの収益は約11万円となる。

北風が吹き雪花の散る12月に、薄氷を割って植え、土用の頃カンカン照りの中で刈取りをするい草栽培、その天候相手で特殊な労働力を要するい草栽培にとって、決して妥当な収益とはいえないであろう。勤労者の賃金が毎年15%前後もベースアップされ、物価が上昇する中で、い草価格は依然として不安定なままであり、生産諸経費はかさみ、その上、各農家の衣食住は派手になる一方である。そのために、農家の働ける者は、老人も女性も勤労者として町へ出ていくことになるのである。一宮町は岡山市に近く交通の便もよく、兼業機会に大変恵まれている。そこで次第に兼業収入が安定し、い草作付をやめたり、作付面積を縮小していく農家がふえるのである。来年から岡山市に合併するので、この傾向はますます大きくなるものと思われる。

(d) い草刈の労働力について

主兼業化への動きとともに、農業労働力は減少する。一宮町においても、い草栽培の担い手は老人が多い。農薬や乾燥剤による労働力の省力化がなされており、またい草振興近代化事業や地域特産農業推進事業などにより、い草刈取機の開発をはじめ、機械の導入による生産改善を試みているが、まだまだ一般的ではなく、やはり従来の手労働が多いのが実情である。

特に、刈取りは短期間に多量の労働力を必要とする。これは岡山県にみられる全国的にもまれな現象である。つまり、岡山県の場合は、刈取った跡に稲を作付しなくてはならないため、7月上旬から中旬にかけて、1日も早い草を刈取らなくてはならないのである。(例えば、熊本県の場合では、跡田に稲の作付をしないため、刈取り期間が長く、家族労働力だけですましたり、労賃も安くてすむ。)もしこの時期に、1日稲の作付が遅れたならば、それは6月頃の1週間に相当し、1反につき1~3俵の損失になることもある。そのためには、どうしても家族労働力だけでは足りず、人夫を雇わなければならないのである。(家族労働力と雇用労働力との関係は、表7-2-18を参考にされたい。)

ところで、近年の労働力不足と、賃金上昇の中であって、い草のように、天候に左右され安い短期就労で特殊労働では、年々就労者は減る一方である。このことは価格の不安定とともに、い草栽培農家にとって非常に深刻な問題である。

(1) 雇用ルート

ところで、こうした雇用労働者を、農家はどのようなルートを通じて確保するのであろうか。次の三通りがある。まず職業安定所を通してのもので、「昭和43年度い草刈労働者赴任状況調べ」によると、一宮町は、求人数180人、赴任数103人(一般63人、指名40人)となってい

る。ここで「指名」とあるのは、「指名求人」のことである。「指名求人」というのは、毎年い草刈り人夫としてきている人に、農家側が直接その人に来年度は何人が連れてきて欲しいということに依頼し、それを安定所に紹介してもらい形をとるものである。これは、雇用費が税金の控除の対象になり、そのために一応安定所の証明があることから、形式的に安定所を通してののである。この指名求人がかんりのウエイトをしめているのは、次のような理由による。つまりい草刈労働者の中には、時には気の荒い人がいて、無経験でありながら文句をつけたり、途中で黙って帰ったりする。その他、い草労働者に対する農家の人の気づかいは、なみたいていではない。それよりも、従来から来てもらっていて気心の知れた好感のもてる人から、その知人を紹介してもらい方が、安心してき作業能率も上がるというわけである。

次に縁故関係であるが、この数はあまり多くない。

一番大きなウエイトを占めているのが、従来から来てもらっている人である。従来から来てもらっている人は、信頼関係も成立し、仕事の能率もよくスムーズに行く。しかし、毎年来てもらっている人には、年々賃金を上げなければならぬということが、農家にとっては頭の痛い問題である。

では、こうして確保した労働者に対する待遇はどうであろうか。

(ロ) 待遇

表 7-2-20 い草労働者の待遇 一宮町の平均

労働時間	a.m.6:00~p.m.9:00
1日当りの労賃	3,000~5,000円
雨の日の労賃	200~300円
食事回数	5回
食事1人当りの見積り (ビール酒代含む)	700~800円

待遇は、それぞれの農家により、また労働者の経験年数や仕事ぶりによって異なり、はっきりした基準がない。そのため、各農家では待遇についても頭を痛め、車で送り迎えをしたり、雨の日は映画を観てもらったり、飲み放題・食べ放題と、いたれりつくせりといったところである。

ところで、表 7-2-20 において注目すべきところは 15 時間という長い労働時間と、高い労賃であろう。労賃は、経験者で大体平均 5,000 円で、未経験者の場合は平均 2,000 円である。一見して良さそうに思えるが、長い労働時間と、その間中、泥まみれ、ごみまみれになって働く重労働であることを考慮するならば、安いとさえいう人もいる。また、5 回という食事回数に関しても、労働時間の長さ、エネルギーの消耗の度合を考えれば当然であろう。このような長時間重労働のため、体力のない人や、気力の弱い人は、病気になったり途中で帰郷してしまうという。労働者の人が病気になったり、けがをした場合には、労災保険により十分な補償ができるようにと、各農家では加入している。

(ハ) 労働者の年齢と、その出身地について

年齢層はだいたい 20 才~50 才の間で、30 才代が多い。農家の人や学生アルバイトが多いという。では、その出身地についてはどうであろうか。表 7-2-21 は岡山県全体のもので、

表7-2-21 い草刈労働者求人連絡
採用赴任数（1968年度）

区分	求人 連絡数	採用 予定数	赴任数	
兵庫	160	166	161	
鳥取	180	120	113	
島根	410	342	302	
山口	180	138	132	
徳島	200	152	29	
香川	170	89	31	
高知	60	38	37	
県外小計	1,360	1,045	805	
県内	岡山	70	0	154
	津山	180	100	75
	和気	0	0	2
	高梁	0	0	7
	新見	0	0	2
	美作	170	50	44
	小計	420	150	264
合計	1,780	1,195	1,089	

職業安定所を通じての求人連絡採用赴任数について表わしたものである。これによると、県内外から労働者が出稼してきていることがわかる。求人連絡数に対して赴任数が少ない原因としては、求人数があまりにも大きいことや、女子の就職者がほとんどいないということ、待遇に対する不満などがあげられよう。

(e) い草加工について

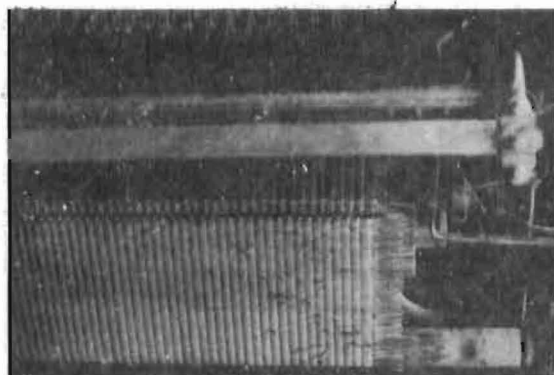
岡山県南部のい草栽培地域は、生産したい草をそのまま販売する、いわゆる原草生産者地域と、それを販売しないで収穫したい草を加工し自家消費し、畳表として製造する、いわゆる原草生産兼加工形態を示す地域の2つに大別することができる。一宮町の場合は、176戸のうち（1968年）、わずか10戸前後しか織機を有する農家がなく、いわゆる原草生産者の



7-2-5 い草田4月上旬



7-2-6a い草加工農家



7-2-6b い草加工

表 7 - 2 い草加工農家

	い草作付面積	自家労働力(人)	織機台数(台)	織機名称	織る期間(年間)	織り始めた時	1日の織る時間	い草入手方法	販売ルート	これからの展望
A	12~13a	2人	2台	ラビッド	1年中	20年前	10時間	自家+仲買人	業者	やる
B	17a	3人	1台	平なお織機	今年は織らず。相場による。	20年前	そのときによる	自家生産	縁者にわかる	やめる
C	18a	2人	1台	日本織機	相場による。	20年前	相場による	自家生産	い製品共同販売組合	もうかる時だけ織る
D	20a	2人	1台	ラビッド	1年中	20年前	15時間	自家+仲買人	い製品共同販売組合	やるつもり
E	20a	2人	2台	三吉	1年中	37年前	10~11時間	自家+仲買人	問屋	自分の代だけ
F	20a少々	2人	1台		農閑期	18年前		自家生産		あと2~3年やるつもり

性格をもつ地域である。

上の表7-2-22は、織機所有農家を無作為に選び、聞き取りをした結果をまとめたものである。

これによると、6戸とも20a以下のい草作付をやっている。1年中やっているのはA、D、Eの3戸で、自分の家で収穫したい草を自家消費して畳表を製造し、その不足量を仲買人から買って補充している。しかし、残りのB、C、Fの場合は、その年の相場により、織ったり織らなかったりで、織っても自家消費だけである。

次に織機については、6戸のうち5戸までが、第二次世界大戦後、動力織機を購入している。それまでは、多くの農家が手織機を所有し、女性の副業として夜の12時すぎまで織られていたという。そして、6戸とも自家所有であり、その台数は、1戸当り1~2台である。

ところで、台数を増すということは、それに伴う家族労働力を必要とするということ、織機の維持費や購入に費用がかさむということを意味する。そこで、現状維持か放棄か、縮小ということになり、零細性からのがれることはできそうにない。たとえば、2台の織機をもって、1年中織るとすると、だいたい5~6年に1回織機を買い替えなければならない。1台が、20万円前後で、古いものは下取り(約7,000円)に出す。電気代は1ヶ月1,500円、綿糸1ヶ月4~5万円(いずれも2台で)の経費を要する。動力織機1台で、畳表(引通表)1本、すなわち10枚を織るのに約4時間かかるという。したがって、1枚が24分の計算になるが、実際は糸切れなどによる作業の中断を含めれば、平均30分程度を要する。

また、現在畳表10枚当り6,000円~10,000円というところであるが、これはい草価格

に伴って変動する。そのため、い草を購入する時期により、また製品を売る時期によって収益が異なることになる。い草購入に関しては、小規模経営であるため、一年分のい草を買いこんでおくことはまずなく、したがって当用買ということになる。そこで、原草を一番高い時に購入し、い製品の価格が暴落した時期に売らなくてはならないこともあるわけで、またその逆の場合もある。このようなわけで、安心して加工することはできず、その上、経費、労働力、労働内容などの悪条件もからみ、い草加工農家は、将来減ることはあっても、増すことはないであろう。

(杉本 あけみ)

(3) 養 鶏

(a) 一宮町における養鶏の発展

一宮町の養鶏が企業として入ってきたのは戦後であるが、農家で副業的にはずっと以前から飼われていたことが御津郡誌に書かれていることからわかる。第七節畜産には「鶏の飼養戸数千八百五十九戸内専業者一戸のみ、飼養羽数七千三百一八羽一戸平均四羽にして、飼畜戸数を全戸数に比すれば僅々一割八分に過ぎず。最近魚類獣肉の需要激増して市価不廉なるに鑑み、副業的に養鶏を盛ならしむるを要す。」(岡山県御津郡誌下 大正10年3月31日現在)と書かれており、当時の状況は表7-2-23で示されるようにほんの小規模のものであった。

表 7-2-23

種別	飼 養 戸 数			飼 養 戸 数		
	副 業	専 業	計	副 業	専 業	計
鶏	(戸) 1,858	(戸) 1	(戸) 1,859	(羽) 7,298	(羽) 20	(羽) 7,318

そして養鶏を盛ならしむることを要すと書いてあるように養鶏を盛んにすることが必要であると考えられていた

と思われる。それも専業ではなく副業としてであるからそれからも当時の規模がいかに微々たるものであったかがわかるであろう。それ以後一宮町では養鶏が農業の合間に副業として主婦でも十分やっているとことや消費地に近いために出荷の便がよいこと、市場が近く卵も高く売れるという点などがその利点として考えられ、近年は飼養羽数が表7-2-24で示されるように増加している。しかしそれに対する飼養戸数は減少しておりこれより企業化の傾向がみられることがわかる。図7-2-14からみると昭和41年から昭和42年にかけて農家戸数が半減していることがわかる。それにくらべ飼養羽数は50%増程度となっており一宮町ではこの時期に養鶏の方向が大きく変化したのではないかと思われる。また500羽以上の飼養農家をみると昭和40年度では表7-2-27に示すように5戸であったものが昭和44年現在では表7-2-26に示すように10戸となり2倍になっていることがわかる。企業として養鶏が導入されるまでは各農家が近所の農家に卵を売るといった程度のものが多かったようであるがこのような片手間的な農家が減って大きく取扱いかやめるかどちらかの傾向になりつつあるのであろう。また成鶏だけの変化をみると表7-2-25で示されるとおり昭和30年から10年間ぐらいのうちで約2倍近くになっており昭和45年現在ではまだ統計の結果は出ていないが西辛川地区だけで成鶏は1万5千羽ぐらいいるものと推定されこの数字を大幅に上回る結果ができることが予想される。

表7-2-24 一宮町における養鶏の年次変化

年 度	農家数(戸)	羽 数(羽)
昭和 39年度	760	35,200
昭和40~41年度	690	28,000
昭和41~42年度	680	40,000
昭和42~43年度	350	55,000
昭和43~44年度	310	39,800

岡山県農林水産統計年報

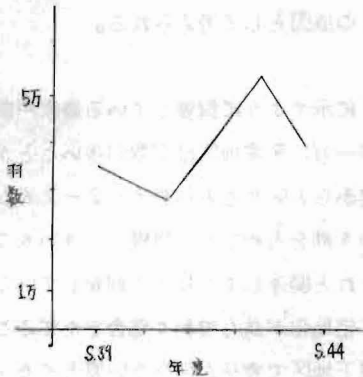


図7-2-14

表7-2-25 成鶏(6ヶ月以上)の年次変化

年 度	羽数(羽)
昭和30年度	8,156
昭和35年度	14,516
昭和42年度	19,446

1965年 中間農業センサス

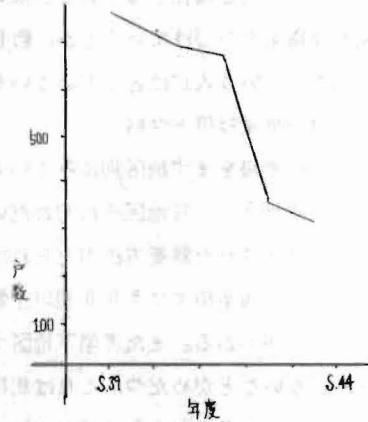


図7-2-15

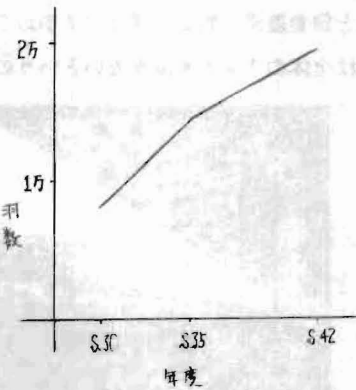


図7-2-16

表7-2-26 500羽以上飼養している農家の地区別養鶏状況(昭和44年現在)

地 区	戸 数
一 宮	1 (戸)
尾 上	1 (戸)
西 辛 川	6 (戸)
松 尾	1 (戸)
今 岡	1 (戸)

一宮町役場調

次に一宮町における養鶏組合をみてみると養鶏組合は以前からあったのであるが正式に一宮町養鶏組合として発足したのは昭和40年に農業協同組合ができその6部門のうちの1部門として発足したのがはじまりである。加入戸数は発足当時44戸であったものが現在は減少して37戸となっており、このことよりも企業化の傾向になりつつあるということがうかがわれる。組合の予算は年間県と農業協同組合から現在5万5千円出されており、他の養鶏場の視察とか、講習会のための費用として使われている。また昭和43年にはニューカッスル病の発生により予算はワクチン代として使用されたりしている。おもな養鶏組合の活動としては年1回の視察、講習会(おもな衛生管理につ

いて) などであり、その他には有線放送で定期的に放送を流すといった程度であり、組合に加入している人がみんなで共同して養鶏に関することをやったりするようなことはなく全般的にみると一宮町の養鶏組合の活動はあまり活発ではない。この原因としてはほとんどの人が小規模の経営であるためにまとまらず、足並みをそろえることが困難であり農協としても力の入れようがなく、また企業化している人々を例にとってみると企業化した時の鶏舎の建設費などは近代化資金を借りてはいるがそれも最初だけであり、現在はほとんどの人が自己資本でやっており飼料の購入もまったく個人的に岡山の間屋から購入しており農協と関係をもつ必要がないということによるものであろう。また副業的である場合が多く将来も養鶏業をつづけていくとか、新しく養鶏を始める、または今の養鶏の状態よりもっと規模を拡大していこうという人がほとんどいないためということもその原因として考えられる。

(b) 養鶏の地域規模と性格

一宮町の養鶏をまず地区別にみていくと表7-2-27に示すように飼養している農家戸数は馬屋下地区、平津地区、一宮地区それぞれだいたい同数であるが一宮、平津地区は羽数が多いことがわかる。これは企業化された飼養方法がとられていることとの関連からということが表7-2-26からもわかるであろう。西辛川では500羽以上飼養している農家の6割を占めており規模の大きいものが集中していることがわかる。また馬屋下地区では羽数も少なくそれと関連して大規模に飼養しているところがほとんどないことがめだつ。これは馬屋下地区ではとくに宅地化が進んでおり鶏舎をたてることよっての蓄産公害などの面からの低抗が激しくこのことも馬屋下地区で養鶏が伸びない原因になっているものと思われる。これらをさらに地区別にみると表7-2-28のようになる。これを一宮町全体でみると表7-2-29で示すように成鶏(6ヶ月以上)の羽数と飼養農家戸数の関係は49羽以下のものが全体の8割5分以上を占めており500~999羽のものは全体の1割にも満たないというのが現状である。これからみると企業化されつつあるとはいえまだまだ49羽以下というような小規模経営の農家が大部分を占めていることがわかる。しかしながらこの統計の結果は5年前のものであり現在の状況とはかなり差があると思われる、企業化されているところでは千五百羽から多いところでは4千から5千羽飼養されているのが実状である。これは(a)のところで述べたように西辛川地区ではすでに成鶏だけでも1万5千羽程度の羽数が予測された図7-2-14で示されるように成鶏の飼養羽数は年々増加しており現在ではかなり昭和42年度の統計を上回っていることが予想される。

現在一宮町で飼養されている鶏の品種のほとんどがアメリカ系のものであり、ハイライン、シェーバー、バブコック、キンバー、デカルブなどがその代表的なものである。

飼料の購入は前述したように個人的に岡山の間屋から購入



写真7-2-8 一宮町の養鶏状況
昭和45年4月 井上陽子撮影

表7-2-27 一宮町における地区別養鶏状況

地区	にわとり		6ヶ月未満		6ヶ月以上		にわとり6ヶ月以上の羽数規模別農家数				
	農家数	羽数	農家数	羽数	農家数	羽数	49羽以下	50~99羽	100~299羽	300~499羽	500~999羽
馬屋下	159	3060	3	220	158	2840	143	9	6		
平津	170	8082	9	1,150	170	6932	149	10	9	2	2
一宮	159	8304	22	1959	155	6345	127	16	8	1	3

1965年中間農業センサス

表7-2-28 地区別養鶏状況

地区別	にわとり						にわとり6ヶ月以上の羽数規模別農家数				
	にわとり		6ヶ月未満		6ヶ月以上		49羽以下	50~99羽	100~299羽	300~499羽	500~999羽
	農家数	羽数	農家数	羽数	農家数	羽数					
大窪	32	572			32	572	31		1		
馬福	8	85			8	85	8				
長野	3	130			3	130	1	2			
屋横尾	10	353			10	353	8	1	1		
上芳賀	67	969			67	969	62	3	2		
下芳賀	35	511			35	511	32	3			
松尾	4	440	3	220	3	220	1		2		
計	159	3060	3	220	158	2840	143	9	6		
首部	7	650			7	650	3		3	1	
東栖津	4	235			4	235	1	2	1		
平中栖津	13	31	1	30	13	283	10	2	1		
西栖津	34	232			34	232	33	1			
津山崎	19	104	3	180	19	862	17		1	1	
今岡	18	2539	2	300	18	2239	15	2	1		
佐山	68	1431	1	200	68	1231	66	1			1
作業地	7	1640	2	440	7	1200	2	2	2		1
計	170	8082	9	1,150	170	6932	147	10	9	2	2
久保田	10	725			10	725	7	2			1
畑	16	299			16	299	15		1		
向山	14	258			14	258	12	1	1		
中石	22	299	2	19	22	280	21	1			
官北浦	19	347			19	347	17	2			
和田	10	800	1	200	10	600	6	2	2		
山神	13	225	2	50	13	175	12	1			

地区別	にわとり						にわとり6ヶ月以上の羽数規模別農家数				
	にわとり		6ヶ月未満		6ヶ月以上		49羽以下	50~99羽	100~299羽	300~499羽	500~999羽
	(戸)農家数	(羽)羽数	(戸)農家数	(羽)羽数	(戸)農家数	(羽)羽数					
市場	1	9			1	9	1				
新横町	6	60	1	5	5	55	5				
中村	5	26			5	26					
五軒屋	1,2	2069	9	685	12	1,384	6	2	3		1
山際	2,7	3,072	7	1,000	24	2,072	17	4	1	1	1
辛川下	3	85			3	85	2	1			
辛川上	1	30			1	30	1				
計	15,9	8,304	22	1,959	15,5	6,345	12,7	1,6	8	1	3

表7-2-29 6ヶ月以上の羽数規模別農家数

1965年 中間農業センサス

飼養羽数	飼養農家数	全体に対する割合
49羽以下	417 (戸)	約 8.7 (%)
50~99羽	35 (戸)	7 (%)
100~299羽	23 (戸)	4 (%)
300~499羽	3 (戸)	1 (%)
500~999羽	5 (戸)	1 (%)
	計 483 (戸)	

1965年中間農業センサス

している。飼料は成鶏1羽当り1日平均100~200g必要とされており、これに対して卵は45gとなっている。すなわち1kgの卵に対し2.5kgの飼料が必要であり平均飼料効率は2.5となりこれを下げることが重要なわけである。そのためには鶏種のいいのを選ぶこと、生まない鶏は飼わない、鶏を健康にして

おくことが必要のわけである。卵価は1kg130円250円であり、これに対し原価は1kg当り160円程度で平均すると1羽1日平均1円が純益ということになる。これに対して全体羽数の7%ぐらいが1ヶ月で廃鶏となり1kg当り60円ぐらいで売られている。総合的にみると今までは廃鶏代がヒヨコ代より高く、それには廃鶏が1kg当り150円程度であったためでもあり、廃鶏からの収入もあったわけであるが、現在ではブロイラーを好む傾向が強くなり、採卵養鶏だけを主にやっている一宮町の養鶏においてはヒヨコ代の方が高くなり平均すると1ヵ月500羽ならばヒヨコ代は8万5千円、廃鶏は5~6万円程度であり、鶏卵だけが収入源ということになっているわけである。もう一つの収入源として考えられ

表7-2-30 農産物収入1位の部門別農家数

	養鶏 (戸)		養鶏 (戸)
販売なし		30~50万円	1
3万円未満	2	50~70万 "	4
3~10万円	4	70~100万 "	
10~20万 "	5	100万円以上	4
20~30万 "	1	計	21

経営組織分類

単 一 経 営					
規模別	99羽以下	100~299	300~499	500~999	計
(戸) 戸数	1	3	3	2	(戸) 9

1965年中間農業センサス
農家調査結果表

るのは鶏糞であるがこれは1袋(20kg程度)が50~60円で売れるのであるがこれには人件費がかさむことや需要がないために消却するところや、無料で果樹園地帯に分けている養鶏家もあり、鶏糞による収入というものはあまり大きな比重を占めていないということがいえる。

(c) 今後の課題

一宮町の養鶏が近年伸びつつあることはこれまでに述べてきたのであるが今後もこれ以上に発展を続けるためには残された多くの問題があるように思われる。まず第一には土地の問題であろう。一宮町は最近では岡山市のベッド・タウンとしての機能を果たしつつありこれ以上鶏舎をふやす場所がないのである。鶏舎を建てる場合には一応県の承認が必要なのであるが一宮町に現在ある鶏舎は既得権があるものであり、これ以上ふやそうとしても許可がおりないというのが現状である。したがって現在一宮町ではこれ以上の養鶏は無理であり、まだ鶏舎を建てる許可のおりる県北の地区に農協からの制度資金を借りて移るといった方法でしか続けていく方法がなくこのあたりにも養鶏を進展させていくむずかしさがかがえる。実際に一宮町の養鶏家の中には現在西大寺地区に鶏舎を建てて養鶏業を続けていこうとしている人があり宅地化の進む都市近郊と養鶏業との関係のむずかしさという面が感じられる。またこの問題と関連して畜産公害という問題がとりあげられるであろう。養鶏の畜産公害としてはまず鶏糞があげられる。鶏糞は一方で取入源となっているわけであり、鶏糞によるハエの発生が一方で公害となっている。大規模なところでは焼却方法もとられているらしいのであるが30~40万円という高額の設備費がいること、また乾燥による鶏糞は1袋(12~13kg)が70~100円と高く売れるのであるがこれも設備費が50~100万円もかかり現実にはすべての養鶏業者がこれらの設備を整えることはむずかしいようである。またハエとともに点燈養鶏のために鶏の声が朝早くからさわがしく、臭とか、糞ができなくなるなど問題になることが多い。また宅地化していることから土地を売ろうとしても鶏舎があるために土地が売れないということも十分に考えられるのである。またさきにも少しふれたが労働力の面からみると人を雇っている人もほとんどは農家の主婦の場合であり、現在飼養している農家も養鶏は主婦がその中心である。また企業化している人々はほとんど他に仕事をもっておりこれからさき養鶏だけをやっていこうとする人は少なく労働力不足も問題である。卵価だけをみても一宮町の場合は採卵養鶏であり卵だけがその収入源になりつつあるわけであるがその卵価自体があまり上がらず、大手メーカーでは輸入卵を使用するところも多く、卵価自体にも問題がある。これらのことを総合的にみると今まで伸びてきた一宮町の養鶏がこれからさきもずっと伸びつつけるだろうということはあまり期待できない。養鶏それ自体の方式も最近では変わりつつあり、すべてのことを自動的にこなすことのできるワン・マン鶏舎方式とか、オールイン・オールアウト方式などがあるのであるがどこまでついていくことができるか、また上述したような問題をどこまで解決できるかに今後の一宮町の養鶏の発展がかかっているのではないかと思われる。

(4) 酪農

(a) 一宮町における酪農の発展

一宮町における酪農はいつのころから始まったかはよくわからないが御津郡誌に次のように書かれていることから多少のようすはうかがえる。「牛の飼養頭数五千百九十四頭中農用九割七分四厘にして乳用畜殖用其他を合して八十六頭に過ぎず。」(岡山県御津郡誌下第七節畜産、大正十年三月三十一日現

在)とあり、その時の詳しいようすが次の表で示されている。

表7-2-31

種別	性	現在頭数 (頭)	用途別頭数				用途未定の 犢 (頭)	既往1ヶ年 生産頭数 (頭)	既往1ヶ年 斃死頭数 (頭)	
			農用 (頭)	乳用 (頭)	繁殖兼用					
					農用(頭)	其他(頭)				
牛	和種	牝	3,170	3043		62	3	62	77	5
		牡	1,958	1,878		8	1	71	23	5
	雑種	牝	33	22	11				4	1
		牡	25	20				5	3	1
	外種	牝	7	6		1				
		牡	1	1						
	計	牝	3,210	3,071	11	63	3	62	81	6
		牡	1,984	1,799		8	1	76	26	6
	合計		5,194	4,970	11	71	4	138	107	12

岡山県御津郡誌下

表7-2-31からみると御津郡誌の中で述べられているようにほとんどが農用であり乳用はわずか11頭に過ぎない。このように大正時代には酪農といっても乳牛を飼っている農家があるといった程度のものであったのではないと思われる。その後は戦後の食糧事情の悪いころ雲岡氏が笠岡から5・6頭のホルスタイン種を導入したことがきっかけであったらしく、余った生乳を明治乳牛に購入してもらったという形式であったものが、気候・立地条件の良さからだんだんと飼養農家が増えていったのである。これが今の平津牛乳ができ一宮町が独自で経営するようになるまでに発展してきたのである。最近ではますます飼養頭数が増えてきていることが表7-2-32で示されている。表7-2-32からみ

表7-2-32 乳用牛の飼養頭数と飼養戸数の年次変化

年 度	飼養頭数 (頭)	飼養戸数 (戸)
昭和39年	180	50
昭和40~41年	160	50
昭和41~42年	200	40
昭和42~43年	230	40
昭和43~44年	330	40

岡山県農林水産統計年報



写真7-2-9 一宮町の酪農状況
昭和45年4月 井上陽子撮影

ると昭和40年から44年の間で飼養頭数は約2倍近くふえている。それに対して飼養農家数は年々減少しており多頭飼育的に酪農の性格が変化してきつつあることがわかる。今後一宮町の酪農がどのように発展するかその中には多くの問題をかかえているとはいえ期待されているといえよう。

(b) 一宮町における酪農の現況

(1) 酪農の地域規模と傾向 一宮町の酪農を地域的にみると表7-2-33で示すように昭和35年度においては地区別にみると、全飼養頭数117頭のうち平津地区90頭、一宮地区11頭、馬屋下地区16頭となっており平津地区だけで全体の7~8割程度を占めている。この中でもとくに目つのは作業地と西洒津であり、この2つの地区で平津地区の約半数を占めている。一宮町における酪農の中心は平津地区であることがわかる。また酪農の傾向は表7-2-34で示されるとおり年々飼養頭数は増加している。これは津高町の一部を含んではいるが全体的にみると昭和42年度と昭和44年度では約2割の増となっている。これを一宮町だけでみると図7-2-15で示すように昭和30年度と昭和44年度では2倍近くもふえている。これは一宮町自体が岡山市という消費地を近くにひかえその上に気候がよく、平津牛乳の経営との関係で酪農をするのに適しているためということも考えられる。しかしながらその反面飼養農家数をみても表7-2-35からもわかるように年々少しずつではあるが農家戸数は減少している。2年間の間に39戸のうち3戸までがやめている。そこで表7-2-35より平均飼養頭数をみると39年度に4.4頭であったものが44年度には9.2頭となっており約2倍にもなっていることが示されている。これから考えられることは酪農の形態そのものの変化すなわち酪農は専業化されつつあり規模拡大によって一戸当りの頭数が増加されつつあることを示しているのである。この表は一宮町と津高町の一部を含む平津牛乳での統計であることより全般的に御津郡自体が多頭化の傾向にあるといえるであろう。また年間の生乳の生産量と乳代金の変化をみると表7-2-36で示すように一宮町だけでも昭和40年と44年をくらべると生乳生産量は約2.5倍程度であり、それにつれて乳代金も上昇していることがわかる。これらのことから現在の一宮町の酪農は専業化されつつあり、また多頭飼養の傾向をたどりながら盛んになっていることを示している。

表7-2-33 酪農の地区別飼養状況

地区別	乳牛	地区別	乳牛
東洒津	4	久保谷 比内橋	4
平中洒津(東)	12	宮山 神	3
中洒津	9	地山 際	4
津西洒津	22	区 辛川市 場 下	1
西洒津(中)	3		
地山 崎	6	馬横 尾	16
今 岡	4	屋 下	
区佐 山	4	地 区	
作業地	26	区	

表7-2-34 酪農状況(一宮町と津高町の一部)

区 分	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	
農 家 数 (A)	1,212戸	1,202	1,164	
酪 農 戸 数 (B)	39戸	38	36	
普 及 率 (B)/(A)	3.2%	3.1	3.0	
乳 養 牛 頭	搾 乳 牛 (C)	181頭	204	209
	そ の 他	103頭	109	134
飼 数	計	284頭	313	343
生 乳 生 産 量 (D)	8156724 kg	8333142		
生 乳 出 荷 量	8156724 kg	8333142		
搾乳牛1頭当年乳量 (D)/(C)	※ 4,509 kg	4,133		
生 乳 販 売 高	41,199,799 円	42,499,613 円		

※昭和43年度が昭和42年度と比べて減少した理由

- ①初産分娩牛の増加 ②事故牛の多発 乳質改善事業優良事例集

一宮町のみの変化

年度	乳牛
昭和30年	88頭
昭和35年	117頭
昭和42年	200頭

農業構造改善事業計画書
昭和42年4月現在

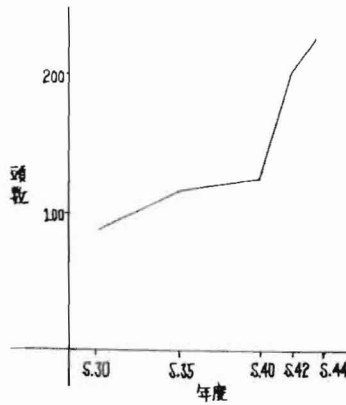


図7-2-15

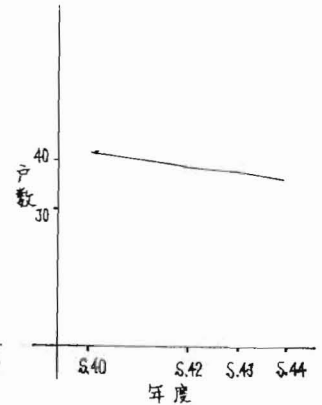


図7-2-16

表7-2-35 昭和39年～44年度における酪農状況の変化（一宮町と津高町の一部）

区分 \ 年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度
酪農家戸数	50 ^(戸)	45	42	39	38	36
飼養頭数	220 ^(頭)	253	268	284	313	343
平均飼養頭数	4.4 ^(頭)	5.6	6.5	7.0	7.9	9.2

乳質改善事業優良事例集

表7-2-36 年間生乳生産量と乳代金の变化

区分 \ 年度	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年
年間生乳生産量	513,442.8 ^(kg)	586,572.8	606,019.1	685,211.3	724,566.3
乳代金	20,197,071 ^(円)	23,902,596	28,593,906	31,705,682	36,403,609

昭和40年度以降酪農所得調

昭和42年度以降総会書類綴

(四) 酪農と農業 酪農と農業とを比較すると酪農では技術的に特殊なことが要求され、酪農自体農業のあい間にするというようなことはできず一家の中心のな人が酪農経営することがほとんどである。一応3・4頭までならば兼業はらくにできるそうである。たとえば搾乳牛が10頭前後で2人ぐらゐが働くとすれば年間平均労働時間は4時間半から5時間程度であり他の作業にくらべると比較的楽であるといつてよい。しかしながら酪農の場合は時間的に制約されることが多く、このことが最近の傾向として多頭飼育的になり酪農で生計をたてるか、または農業だけで生計をたてるかというように中核

模程度の経営が減少して多頭化の傾向があらわれていることと関係してくるのではないと思われる。農家を飼養規模別にみると表7-2-3.7のようになるが70~199畝までの農家が約半数程度となっており昭和35年度においては中規模の農家が酪農経営の中心であったことがわかる。経営組織をみると単一経営および準単一経営は15戸であり約1/3の農家にあたるのである。収入の面からみると表7-2-3.9からわかるように酪農のみで生計をたてることがむずかしかったことがよくわかるであろう。しかしながらこの統計からみてもっとも多く飼養している農家でもわずか7~9頭程度である。それにくらべて表7-2-3.5でも示されているように昭和44年度では平均飼養頭数が9.2頭でありまた収入面では表7-2-4.0に示すように100万円以上が半数以上を占めている。酪農での収入はだいたい1日の純益が200円ぐらいであり専門化するにはだいたい10~15頭以上飼養することが必要であるとされている。この場合米作では人手があまりいらないのであるが果樹や野菜の方面であると人手がかかるので兼業がむずかしく、また家畜は好きでないといけないこと、土地がないと始めることができず規模の拡大もできないなど農業面と酪農との関係も専門化に大きく影響しているといえよう。今まで昭和35年度から昭和40年度までの一宮町において酪農経営をしてきた人々とやめてしまった人々を比較してみるとずっと続けてきた人は全般的に酪農からの収入が大きな位置を占めている人とか、その他にも養鶏、野菜栽培、高等園芸などで収入を得ている人が多いという傾向がみられる。これに対してやめたと思われる人のほとんどは稲作での収入が大きな位置を占めており、酪農で生計をたてる方面に転向した人はほとんどいないのである。これは農業のあい間に酪農をすることが比較的むづかしいことや、生活が安定していることから少しばかりの乳牛を飼っても労働力の不足ということもあり稲作だけで十分にやっていたため無理に続けていく必要がないということが考えられ、一般的に一宮町の傾向としては酪農一本で生計をたてるか、またはまったくやめてしまって他のものへと変えてしまいかということがいえるのではないと思われる。ここにも先述したように多頭化の傾向がみられるのである。ずっと継続している人、やめた人（この中にはあとを誰かがついでと思われる人も含む）、新しく始めた人の地域別を示すと表7-2-4.1のようになるがこれからみても土地の関係すなわち地理的な関係も大きく作用しているということがいえるのではないだろうか。これらの人々の具体的な数字を比較してみると表7-2-4.2のようになるがやはり土地をもって牧草を自家栽培できることが一番重要なことであるということがいえるのではないだろうかと思われる。

表7-2-3.8 経営組織分類

規 模 一 別	酪 農				計
	1・2頭	3・4頭	5・6頭	7~9頭	
単一経営(戸)	1	6	5	2	14
準単一経営(戸)	1				1

表7-2-37 酪農の飼養規模別農家数

農家規模別	乳牛のいない農家 (戸)	2才未満のものしかない 農家 (戸)			2才以上の乳牛だけによる飼養規模別			
		1 頭	2 頭	3頭以上	1 頭	2 頭	3 頭	4 頭
～4 畝 ～9 〃	2							
5～29 畝	263							1
30～49 〃	252	1					1	
50～69 〃	205	2			2	1	1	
70～99 〃	272	2			3	8	2	3
100～149 〃	153	1			1	5	5	
150～199 〃	18				2			
200～249 〃	1							
計	1,166	6			8	14	9	4

(2才未満の飼養の有無に関係なし)						2才未満の 乳牛頭数	2才以上の 乳牛頭数
5・6頭	7～9頭	10～14頭	15～29頭	30頭以上	計		
					1	2	4
	1				2	2	10
1					5	10	13
2	1				19	13	56
1					12	10	31
1					13	2	7
5	2				42	39	121

1965年中間農業センサス

表7-2-39 農産物収入第1位の部門別農家数

酪農による収入	農家数(戸)
200～300万円	4
300～500〃	7
500～700〃	5
700～1000〃	2
1000万円以上	2
計	20(戸)

1965年中間農業センサス

表7-2-40 酪農所得

(一宮町と津高町の一部)

年間所得	人数(名)
200万円以上	2
150～200万円	6
100～150万円	10
50～100万円	11
50万円以下	3

一宮町農業協同組合酪農部調

表7-2-41

やめた人 (21名)			継続している人 (21名)	
平津村 中西津 (東)	2	}	平津村 西栖津	1
中西津	1		" (東)	2
西栖津	3		" (西)	2
" (中)	2		中西津	2
山崎	1		山崎	1
今岡	3		今岡	1
佐山	2		佐山	1
作業地	2		作業地	5
一宮村 山際	3		一宮村 久保谷比丘尼橋	1
横尾	2		横尾	5
新しく始めた人 (10名 そのうち6名不明)			一宮村 横尾	4

1965年中間農業センサス照査表

表7-2-42

継続している人 (A) (18名) の比較 (平均)
 (B) (17名)

区分	田 (畝)	樹園地 (畝)	畑 (畝)	草地 (畝) 乳牛 (頭) 飲料 用作物 (畝)									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
(A)	59.9	12.2	17.6	12.6	12.5	12.0	3.1	1.2	0.9	7.6	1.3	0.3	4.6
(B)	77.8	11.0	7.6	1.9	1.4	1.2	2.4	0.7	0.3	2.1	0.5	0.2	1.2

注) ①永年牧草地 ②採草・放牧地 ③山林のうち採草・放牧するもの ④2才以上のもの
 ⑤2才未満のもの ⑥青刈えん麦 ⑦イタリアンライグラス ⑧飼料用かぶ類
 ⑨青刈リデントコーン ⑩クローバー、チモシー、その他

1965年中間農業センサス照査表 (農家名簿)

(c) 酪農と飼料 酪農関係の飼料としては自家栽培のものと酪合飼料のものがあるが一宮町での自家栽培の飼料については表7-2-44に示すとおりである。これを1戸平均にするとくに著しく目立つのはイタリアンライグラスで3頭までの農家は1戸平均田で1.8畝、畑で3.0畝であるが4頭以上になると1.4~1.7畝ぐらいで(c)で述べたように3~4頭までの酪農との兼業は案でできるが、それ以上になると時間的な制約とか、労働力の問題で困難になってくることが示されているといえよう。またこれから一宮町における酪農の形態は水田酪農が中心であるということがいえる。そしてだいたい飼料用作物である青刈デントコーン、青刈えん麦、イタリアンライグラス、クローバ、チモシーなどは酪農経営をしている農家が栽培しているが手間がかかることや労働力の不足という問題、飼料を栽培するだけの土地が十分に得られないなどまだまだ自家栽培の飼料は十分にまかなえていないといえず、自家のものをまかなうのがせいっぱいといった程度である。現在山の採草地で昨年あたりから5戸ほどの農家が協同で飼料作物を栽培しはじめており、これからが期待されている。一方他の配合飼料は農業協同組合が代金の3%を手数料としてまとめて購入しそこから各農

家にあっせん、販売をしており現在年間2千万円程度の飼料を扱っている。これらの配合飼料は県酪連から購入するのであるが、県酪連の仕事としては大手メーカーとの関係により乳価を決定したり、上述のように飼料を各農家にあっせんしたり、また講習会を開いたりして各町村に対して酪農の育成をはかっているのである。一宮町の場合は県酪連からの配合飼料の購入が約2割であるが明治牛乳からの購入は以前から生乳の余ったものを購入してもらっていた関係からのものである。

表7-2-43 (配合飼料の販売図)



表7-2-44 飼料用作物 { () 内の数字は1戸平均を示す }

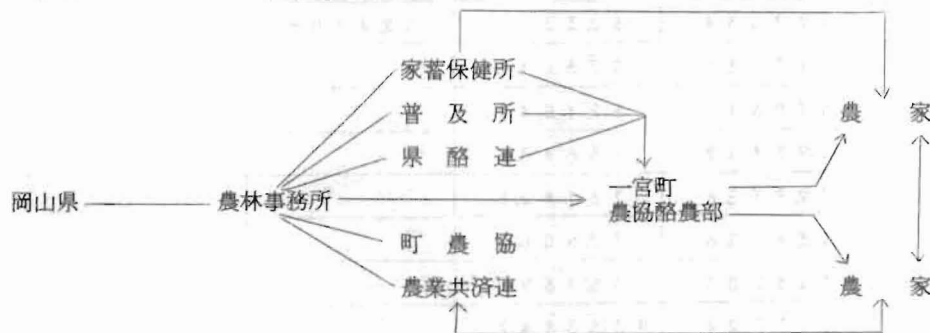
	総農家数	経営土地面積のうち			青刈デントコーン		青刈晚小麦		イタリアンライグラス		クローバー、チモシーなどその他の牧草						
		田	総耕 経 営 地	草地 計	収 穫 農 家 数	収 穫 面 積 田	収 穫 面 積 畑	収 穫 農 家 数	収 穫 面 積 田	収 穫 面 積 畑	収 穫 農 家 数	収 穫 面 積					
												田	畑				
乳牛をなし	(戸) 1,164	(畝) 49,857	(畝) 70,496	(畝) 996	(戸)	(畝)	(畝)										
2才未満の飼養農家	6	398	450							1	3						
2才以上を飼養している農家の規模別	1頭	8	596	792	52 (65)					1	10 (13)		1	10 (13)			
	2頭	14	1,016	1,286	176 (126)	2	2	2	2	1	5	6	29 (21)	22 (16)	4	7 (10)	23 (16)
	3頭	9	471	621	275 (528)	3	2	11				5	16 (18)	27 (30)	4	30 (33)	12 (13)
	4頭	4	186	241		1	4	3	1	5		4	70 (175)				
	5~9頭	7	418	625	250 (55)	1		3	1		5	6	128 (14)	12 (15)	4	26 (37)	10 (14)
10頭以上																	
合計	1241	52942	74511	1,749	7	8	19	4	6	10	23	25	6	13	7	3	4

1965年中間農業センサス

(二) 生乳集荷と協同組合 一宮町農業協同組合酪農部は現在では平津牛乳が兼ねており、これは以前には平津酪農と呼ばれていたものである。組合は昭和26年に専門農協平津酪農組合としての平津牛乳として市乳販売事業をはじめ、昭和36年に一宮町の4つの農業協同組合が合併して総合農協一宮町農業協同組合となったのである。組合を設立してからは外国種を7頭導入するなど農協でも酪農に力を入れている。この組合には昭和40年ごろまで足守、日近地区の牛乳が入っていたのであるが現在では一宮町と津高町の一部の牛乳が入っており、組合の加入戸数は現在33戸である。生乳の月別出荷量は表7-2-45に示されるように毎年伸びつづけており、月ごとを比較しても伸びている。

このように各農家が生乳を農協に持っていき、それが一括されて平津牛乳として販売されるわけである。今までみてきたように一宮町においては農業協同組合自体が平津牛乳となっているように酪農に非常に力を入れておりしがつて農協と各農家の結びつきは強い。各農家との結びつきは表7-2-46に示すとおりであるが、また一宮町には家畜保健所がありここでは家畜の衛生指導・伝染病・伝染性疾病の予防・家畜疾病両性鑑定業務・家畜の生産指導に関する業務・種畜検査などを行っているがこのことも一宮町での酪農の有利さを示すものではないだろうか。

表7-2-46 (酪農部組織図)



乳質改善事業優良事例集

表7-2-46の組織図の中で県酪連は乳価を決定する機能を果たし、農協酪農部は各農家の生乳の個人検査を行ない、家畜保健所は月3回脂肪検査と乳量の検査を行なっている。また各農家への指導員の状況は次のとおりである。

表7-2-47 指導員指導対象農家

区分	人数 (名)	身分	所属
共済連	1	獣医	共済連組合連合会
町・村農協	2	授精師 1 補導 1	役場酪農部
計	3		

乳質改善事業優良事例集

このように各農家と農業協同組合との結びつきは強く、またもう一つには飼料の購入について重要な役割りを農協は果しているといつてよいであろう。



写真7-2-10 平津牛乳
昭和45年4月 井上陽子撮影

表7-2-45 牛乳の月別出荷乳量

月別	年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度
4	月	8 1, 2 5 2.3 kg	7 8, 2 6 2.5 kg	8 7, 5 3 7.3 kg
5	月	8 3, 5 0 0.0	7 9, 0 2 4.5	8 9, 7 0 2.1
6	月	7 2, 5 9 2.2	7 0, 1 4 5.9	8 3, 5 9 0.6
7	月	6 3, 2 7 9.7	6 6, 8 1 0.8	8 0, 3 2 0.3
8	月	6 2, 9 1 3.5	6 3, 1 1 5.9	7 1, 1 7 1.7
9	月	6 2, 2 5 3.4	6 0, 3 3 5.4	6 2, 4 1 0.3
10	月	6 1, 2 7 3.0	5 9, 5 6 1.8	
11	月	5 7, 8 6 4.6	5 9, 4 0 4.2	
12	月	5 9, 9 3 2.2	6 5, 8 4 3.5	
1	月	7 2, 8 1 8.6	7 3, 1 4 2.0	
2	月	6 3, 6 7 2.6	7 2, 5 0 8.2	
3	月	7 4, 3 2 0.3	8 5, 1 5 9.5	
	計	8 1 5, 6 7 2.4	8 3 3, 3 1 4.2	

乳質改善事業優良事例集

(e) 今後の課題

一宮町における酪農状況は以上述べてきたとおりであり、近年盛んになりつつあるがやはりその中でも養鶏と同様に宅地化されている一宮町という面と関連してこれからも伸びつつあるには多くの問題をかかえているといえるであろう。まず労働力の問題であるが現在の状態は専業：兼業が3：7という割合でまだまだ酪農一本で将来やっていこうとするような傾向は少ないということである。農協ではこの比率を今後6：4にすることを目標としているということである。土地の問題にしてもこれ以上一宮町では土地を拡大することは非常に困難でありまたそれまでして土地を求めて一宮町で酪農を始めようとする人はいないのである。この5年間に始めた人も土地をもっている人であり、ことに一宮町では生活が安定しており土地をもっているだけで農業を絶対にやらなければいけないという人が少ないということもその原因と考えられるのではないだろうか。一宮町の場合酪農はほとんど個人的に経営されているということも問題点となるであろう。農協では規模拡大のために協業化を望んでいるのであるが、現在協業をしているのはわずかに1戸だけでありこれも設備だけが共同で乳牛や経営はまったく別になっているという状態である。協業化が進まない理由としてはこれ以上一宮町で協業化を行っても規模の大きくなる可能性が少ないと考えられており、また酪農というものの自体の仕事内容が複雑であり、資本の比重という問題ともからんで協業ということがあまり期待されないのではないかとと思われる。また酪農の場合は他のものと違って技術的なことが要求され、一家の主人が中心となって働いている場合がほとんどでありこれからは後継者という面からも大きな問題となるであろう。乳牛については①飼料を確保すること、②乳牛の改良及び流通の改善、③生乳の質的向上と営農資金の融資などが計画書に

あげられている。現在まで集団多頭化の傾向がみられ年々頭数がふえてきて発展しつつある一宮町の酪農は現在協業とか子牛の育成での増頭が計画されており上述したようないろいろの問題点とからみあってどこまで実践されるかということに今後の一宮町の酪農経営がかかっているということがいえるであろう。

一宮町における酪農について以上述べてきたわけであるが一宮町が計画しているこれからの酪農について町勢振興計画書を見ると酪農の振興については「食生活の都市化によって今後牛乳の需要は増大するものと思われる。酪農業の近代的経営安定対策として、多頭专业化を促進させるための優良乳牛の導入を促進しまた飼料基盤整備特別対策事業により飼料作物の増進及び乳牛育成牧場の整備を計画する。」とあり具体的な計画資金としては次のような項目があげられている。

酪農の振興計画

表7-2-48

事業名	事業内容	年次計画	
		44年	45年
飼料基盤整備 特別対策事業	草地造成	2,214千円	412千円
	附属施設	738千円	1,969千円
	計	2,952千円	2,381千円

このように一宮町独自の計画もなされており今後の一宮町の酪農の発展が期待される。

(井上陽子)

3 入会林野の解体と林野の所有・利用形態

(1) 入会林野

入会林野・入会山・村持林野・部落有林野・共有林野等種々の名称で呼ばれている、いわゆる共同使用的な山林(所有権は所有しない場合もある)は、今でこそ、その価値を相対的に下落しつつあるが、藩政時代のように閉鎖的な経済が、農村社会を牛耳っていた頃には、きわめて重要な意味をもつ林野であった。これらの林野は、やがておこってくる近代的国家による全国的な山林政策や農村社会への資本主義経済の浸透などが要因となって、徐々にその姿を変えていくのである。

この頃では、従来農民にとって欠くべからざる存在であったこのように林野が、いかなる変遷をへて今日の姿になっているかを、まず、藩によって支配されていた藩政時代の状態から筆をおこし、近代国家の成立により、全国的な施策がどのように施され、その結果、この種の林野がどのような変化をたどったかを、全国的に見た上で、一宮町(合併前においては馬屋下村)が政府の末端機関として、それにどのように対応し、町(村)内の林野を規制していったかをみていく。以上のごとき動向を把握した上で、それらの林野を実際使用し、それによって生活を支えてきた農民が、これらの動向に対してどのような態度をもってのぞみ、自らの生活を維持していこうとしてきたかを考察していきたいと思う。

入会林野とは、一般的には「一定地域(一部落もしくは数部落)の住民が共同して収益する慣行を行

使できる一定の山林原野」と定義づけられる。一時期には「民有にあらざるもの」として法的に定義されたこともあるが、個人有でもなく、官有でもないという所有権の主体が不明確な林野である。この林野は、古くからの農民の慣習によって、その存在が維持されてきたので、特異な性質をもつものとなっている。

まず第一に、入会林野は、閉鎖的経済社会の下で農民が農業経営を維持し、自給自足的生活を継続していく上で、非常に重要な役割を果たしてきたこと。すなわち、商品経済が発達しておらず、金肥の使用も乏しかった時代においては、農民なかでも自林をもてない零細農民は、入会林野を共同使用することによって、肥料・飼料用の採草、薪炭等の燃料採取、建築用材・尾根葺用の茅の採取等を行っていた。

第二に、所有権の主体が不明確であること・および所有権と用益権に対する農民の意識のアンバランスである。入会林野は、普通何々村（藩政時代の村）総持という形で、所有権の主体をあらわしているが、何々村という村は藩政時代の行政単位であり、近代国家が成立発展するにつれ、その地位は不明確になっていく。又、農民も入会林野に対して、用益権については非常な関心を示す反面、所有権にはあまり注意をはらわないというアンバランスな面をみせる。このことは、明治初年の地租改正時、政府が設定した官有地入会権に納得し、土盤所有権を国に移譲してしまったということにもみられる。このような例は藩政時代にも存在しており、所有権は幕府又は藩にあり、その管理権用益権のみを「村」および農民（全員とは限らない）が有するという場合もあった。このような状態になってくると、入会林野と村持林野・部落有林野とは区別されなければならなくなってくる。以上のことは、入会林野が藩政時代からの慣習を基礎において存在し、近代法的基礎を欠いていることからおこってくるものである。それは、やがて入会林野の解体という変革期を迎えた時に、大きな弱点となってくるのである。

第三に、入会林野は「村」＝部落を基礎としており、「村」の構造を規定するものとして作用してくる。入会林野は、その林野に入会権をもつ「村」一権利を有する村民の寄合によって管理され、処分される。「村」は村民の入会権を厳しく規定し、それによって村民を秩序づけ「村」の構造を形成していく。村民は、入会を媒介としてその結びつけを強め、「村」を排他的ならしめていく。従って、入会林野の解体は、単にそれだけの問題ではすまず、村落構造にも変化を与えるのである。

(2) 藩政時代の入会林野

一般的にみて、藩政時代の山林所有形態には三種類のものであった。すなわち、御林・御山・御立（建）山などと称される幕府又は各藩の直接管理経営なるもの、村山・村持山・百姓嫁山・百姓山・入会山・野山などと称される「村」の管理に属し、村民共同で使用収益するもの、百姓持山・地付林・自林（山）・居久根林などと称される1個人が管理し使用収益するものである。今問題としているのは、第二番目に属する林野である。

藩政時代の林野の様子を伝える資料は数少なく、十分な考察はできないが、中でも藩政当時の林野関係文書を多く収録している片山峯吉氏の編になる「馬屋下村誌」を中心にして、旧馬屋下村における林野の状態をみていきたい。

馬屋下村誌によると、藩政時代のこの地域の林野について「徳川氏が天下を掌握してからは、備前藩がこれを主宰して、留山・建立などにし、一部を村山・入会山とし、ほんの僅の額ほどを百姓自林とし

て農家の自由に委した。それ故、村の道路や建物の修繕に山地の木石を使用するには、ことごとく其の管轄奉行の認可を要した」とある。これによると、当地域には広大な留山・建山と、わずかばかりの入会山・村山・百姓自林があったことがわかる。

馬屋下村誌にみられるこの地域全般にわたる記載は、他にはみられず、後は主として、拾石山と称される山についての記載である。拾石山とは¹⁾「本村大字芳賀・福谷・長野・横尾及津高村大字三和にわたる南北三十余町、東西の巾は広い所は五・六町、狭い所でも三・四町、広袤、実に二百数十町もある山林であり、明治二十四・五年頃までは、御留山とも拾石山とも言われて」いた山である。拾石山は御留山と称されているが、完全な入山禁止の山ではなく、入山に制限はついていたものの、村民あるいは他村の百姓の出入は許されていた。入山の資格は時代により異なり、形だけの留山で、ほとんど無条件に近い場合もあったし、又、厳しい制限のため百姓等が難渋していたこともあった。

馬屋下村誌をみると、延宝2年(1674)構奉行手付広内権右衛門が芳賀の名主万五郎へ、以後、芳賀山(拾石山の古名)を運上山(入山料をとる山)に改め、入山札をもたない者は入山することを禁ずると仰せつけている。別の条をみると、入山札を持っていた村々は、山元の村をはじめとして、松尾・大窪・今岡・山崎・檜津・辛川市場・西辛川・一宮・尾上・白石・久米・今保、さらには矢坂・万成にまで、かなり広範囲におよんでいた。又、運上山は、芳賀山のうち、両芳賀・清水三村の自林をのぞくすべてとされた時、芳賀村名主年寄らが、拾石山がことごとく運上山になっては、百姓は薪・肥料に難渋すると申し出たのに対して、役人は芳賀村をはじめ、その地下の村々は、運上なしに随意に草木をとってよいと仰渡したとある。さらに、明治39年(1906)7月24日、馬屋下村大字芳賀人民総代市川富次郎・角南重太の名で、大林区署長山林技師片山吉成宛に出された「不要存置国有林売払願」によると、「前記申請の箇所(注：備前国御津郡馬屋下村大字芳賀字芳賀山3833番)ハ、往古ヨリ芳賀村ニ於ケル共有林山ニシテ、毫モ他ノ檢束ヲ受ケル事ナク、任意ニ進退致来候、土砂流出ノ甚敷ガ為メ之レガ防止トシテ、享保年中(1726~1734)、遂ニ御留山即チ現今ノ所謂土砂扞止保安林トシテ、伐木其他ノ作業ニ対シテ、特ニ其筋ノ許可ヲ要スルノ制ヲ設ケラレタ」とある。これらのことからしてみると、延宝2年運上山となった芳賀山への入山は、かなり自由であったと思われる。入山札は、村の名主あてに与えられており、村民たちがそれを利用するのにどれほどの制限があったかはわからないが、ともかくも芳賀山は、入山札を有する村々の入会山となっていた。

正徳6年(1716)、芳賀山内における村界の有無について、芳賀村と芳賀山山元の他の4ヶ村すなわち長野村・池谷村・礎ヶ部村・横尾村との間に争いがおこっている。その時、長野・池谷・礎ヶ部・横尾4ヶ村から、富田甚之丞あてに出された「作恐口上」をみると、芳賀山は依然として入札山になっている。

時代が下って享保年間になると、前述の「不要存置国有林売払願」には、当時の様子が次のように書かれている。「土砂流出ノ甚敷ガ為メ之レガ防止トシテ、享保年中、遂ニ御留山即チ現今ノ所謂土砂扞止保安林トシテ、伐木其他ノ作業ニ対シテ特ニ其筋ノ許可ヲ要スルノ制ヲ設ケラレタク、爾後、毎年山巻即砂防公ヲ施シ、造林作業ヲ行ヒ、以テ、土砂ノ流出ヲ防止スル事ヲ得タルモ、其費額ニ至ッテハ、悉ク舊芳賀ニ於テ支払タル事ハ、旧記ニ依リテ明了ナル義ニシテ」とある。さらに、文化初年(1804

頃)の様子について、同文書は次のように続けている。「然ルニ、文化元子年(1804)土砂止ノ為メ留山ナリシヲ以テ、旧藩ヨリ番人差出サレタル」。この時の事情については嘉永6年(1853)、大窪村名主貞助が書いた「御内意御歎書」にもみられる。すなわち、「年々奥山流砂弥増、川筋村々洪水の節堤危く罷成、奉歎上候所、拾石山を御留山=被仰付、四十九年以前、文化二年(1805)より御普請方結構ノ被仰付、追々樹木も生い立、砂川流砂相止候」という一文がそれである。元来、拾石山付近は、花崗岩地帯で風化が激しく、土砂は流出されやすい。造林もせず、手あたりしだいに伐木採草していけば、山は荒れ、土砂の流出で下流の村々が迷惑するのは当然である。

馬屋下村誌にみられる限りでは、二度留山にしているが、享保年間の場合は、「伐木其ノ他ノ作業=対シテ、特ニ其筋ノ許可ヲ要スルノ制ヲ設ケラレタ」とあるように、留山になりはしたものの、許可をうけて入山できるようになっていた。毎年の造林作業およびその費用は、芳賀村が負担していることから、藩は留山にしたことに対し何ら施策を施していなかったと思われる。文化初年には再び留山になっているが、これより先、宝暦年間(1750~1763)のこととして「不要存置国有林売払願」には「宝暦八年(1758)寅二月 共有野山トシテ現在ノ段別ヲ郡奉行ニ報告シタル」とある。文化初年 拾石山を改めて留山にしていることや、宝暦2年の様子からみて、御留山になってはいても共有林野として認められていたようである。現に、享保年間の留山の節も、土砂流出防止のために造林作業およびその費用は芳賀村が全て負担し、そのことが明治末年の国有林扱へ下り際して「芳賀山は民有林なり」と主張する根拠ともなっている。享保年間における留山は、村々の自主性にまかせた留山であったがそれは効果がうすかったようで、その荒れ方は年々増す一方であった。文化元年の「申渡書」は、山が荒れ、流砂が激しくなったので下流の百姓が拾石山を留山にするよう願ひ上げたのに対して、奉行所が役人をつかわせて、これを検分させた時のものであるが、それに「芳賀村運上の儀、近年下方出入申出候=付 比度為見分今枝忠左衛門・笹村兵左衛門・荏部権十郎遣遂吟味候処 双方申分不分明 其上山内悉ク荒 柴草毛絶候由不埒之仕方=候」とあるように、拾石山は相当荒らされていたようである。そこで再び御留山にしたのであるが、今度は役人を配置するという積極的な方策をとっている。山元の村に対しても「山元芳賀村・礎ケ部村・池谷村・長野村・横尾村右五ヶ村、並ニ面室村共右山内ニ而柴草刈ル者有之候ハ、互ニ吟味の上、名主届出可申其趣 自名主可令註進厳敷詮義ノ上、所 可申付候」と厳しい態度でのぞんでいる。又、山元以外の村で拾石山に入会権を持っていた村々に対しても「運上米指出候西辛川村・辛川市場村・松尾村・大窪村・山崎村・今岡村右六ヶ村之者共、御留山内江入込候事堅可為無用 運上米指候上ハ山内ニ入込者有之候ハ、見届次第ニ急度可申出候」として、山元村同様厳しい態度をとっている。藩によるこのような処置に対して、山元の村々は、一応は「御請書」を差し出しているが、薪や下草に不自由していたことは明らかで、番人の目を盗んで山へはいり、薪などをとっていたらしい。天明4年(1784)辰4月18日、松尾村平次郎・同村五人組頭武右衛門が下芳賀五人組頭安五郎宛に出した「書物之事」には、松尾村平次郎が下芳賀の留山に入り、小松をとっていた所を山守藤八にみづかり捕えられたことが書かれている。文化初年の留山になってから以後、百姓が拾石山をどのような方法で利用していたか、詳しいことは判明しないが、馬屋下村誌には文化8末年(18

11) から慶応元年(1865)までに20通の入山記録があると記している。文化8年以後、50余年間にわずか20回ということはないにしても、百姓らにとって満足すべきものではなかったことは確かである。慶応元丑年10月、芳賀村はじめ6ヶ村の名主の連名で出された「奉願上」には、「津高郡芳賀村ノ内下芳賀村・狼谷村・面室村・横尾村・長野村・池谷村・礎ヶ部村右七ヶ村、御留山兼而由緒御座候而、むろ松・あや木・松下枝等、春秋両度宛御山廻御一人御出張、右村々御百姓一同へ御運上ナシ為御救被成下、尤冥加至極、人別召連張出居申場所応日数寸志之芝巻仕、砂能ク留居申候、近来薪不自由殊当夏数日降り続キ、作方存外不熟仕、貧者御百姓別而難渋仕候、可卒先例之通、松木・下枝・むろ松・あや木頂載被為仰付候」とある。おそらくこれが、拾石山に入会権を持ち、拾石山によって生活を支えていた百姓全ての願いではなかったろうか。

以上藩政時代の拾石山入会の様子を見てきたが、一般的に見て、文化年間留山になるまではかなり広範にわたって用益権・管理権が村にあったと思われる。文書には文化前代における留山の記録は一度(享保年間の留山)しか見られないが、実際には、この他にも何度かあったものと思われる。しかし、それも享保の場合と同様、山元の村々の自主的管理にまかされていたのであろう。文化初年の留山こそ、百姓にとって生活をおびやかす規制であって、これに対しては切実なる歎願書が出されているのである。しかし、この期においてさえ、思うままというわけにはいかないが、入山はまだかろうじて認められている。

やがて明治期を迎えるにいたり、その入会権は大巾に規制され、入会林野解体の第一歩をふみだすのである。

(3) 明治以後における入会林野の解体過程

藩政時代、藩によって異っていた林野制度も、明治維新をむかえると、全国的な規模で統一されてき、それまで村の共有物として自他共に認めていた入会林野にも、政府による全国的な統制が加えられ、やがて解体の過程をたどるのである。

全国的にみて、入会林野解体の主なる契機となるものは2つある。1つは明治6年(1874)以後の地租改正とそれに伴う官民有地区分であり、他のものは町村制の施行である。

これまでみてきたように、入会林野は農村経済の底辺を支え、農民が農業経営・日常生活を存続させていくために欠くべからざる存在であった。しかも、それは慣習を基礎として成り立っているという前近代的なものであった。このような特質をもつ入会林野に、近代的な法規制が、全国的に、しかも強い力を背景にして作用してくるのであるが、政府と農民との意識の間には大きなギャップがあり、入会林野はそのギャップにはさまれて、様々な形態をとりながら変質していく。

ここではまず、政府によって行われた全国的規模での施策に対し、入会林野が一般的にどのような変遷をたどったかをとらえた上で、政府の末端機関である町村が、上からの規制と下からの抵抗にはさまれて、具体的にはどのような対処を行っていたかをみていきたいと思う。

前述のごとく、入会林野の契機となったのは、全国的にみて、政府による土地政策と町村制の施行である。

明治6年の地租改正・同年の地所名称区別・同7年の地所名称区別改正と続く一連の土地政策は、近

代的土地所有権の形成をめざすものであり、それまで所有の主体があいまいであった入会林野も、徐々にそれを明らかにしていかなるをえなくなり、やがて、官有林にくみこまれていくという過程をたどるのである。具体的にいうと、地租改正という税制の整備により、広大な面積をもっていた入会林野は、それにかかってくる地租を部落では負担しきれなくなり、やがてその所有権を国に移譲していく。地租改正は、それまで入会林野は我がものと思ってきた百姓たちの意識を、大きくゆるがすものであった。明治6年の地所名称区別は土地所有権者を設定する目的をもっていた。これにより地所は、皇宮地・官庁地・官用地・官有地・公有地・私有地・除税地の8種類に区別され、公有地は²⁾「野方秣場ノ類、郡村市域一般公有ノ税地又ハ無税地」と定義された。この公有地については、さらに³⁾「同年8月7日の大蔵省租税寮達で、旧村持林野は『村受公有地』として、『村』の自由な支配がみとめられた。」しかし、翌7年11月7日の地所名称区別改正は、⁴⁾「前年地所名称区別における分類特に公有地の性格のあいまいさを排除して、土地所有権制度を明確に確定しようとするものであった。従来の八種類の名称区別は整理されて、官有地（四種類）と民有地（三種類）に大別されることになり、公有地は官民いずれかに帰属すべく再審査されることになった」この期において、多くの入会林野はその所有権を「村」から国へ移し、藩政時代以来、長く続いてきた「村」の林野支配・利用秩序は根底からくずれ、入会林野は解体への確定的第一歩をふみだすことになる。この時、百姓は国に対して激しく抵抗し、自らの財産を守ろうとしたが、結局、政府の力に勝つことができず、その所有権を譲り渡すことになる。政府は百姓らに対する妥協策として、所により官有地における入会権すなわち「官有地入会権」を認めた。しかし、これも、やがて当の政府によって否認されるようになり、「村」の入会権は徐々にではあるが確実に解体していく。このようにして、入会林野は多く明治7年の地所名称区別改正の施行により、その地盤所有権を失い、官有地入会権の否認によって用益権を失っていくという過程をとるのである。

明治初年の土地政策による解体をまぬがれ、民有地として存続してきた入会林野にとって、その解体の第二の契機としておそいかかるのが明治22年（1890）の町村制の施行である。これまで「村」として存続してきた藩政時代の村は、この町村制施行で合併統合され、新しくできた町村内の大字あるいは部落としてくみこまれていった。この時、旧村と新しい町村との間で問題となったのは旧村の所有していた林野の帰属である。政府の末端機関として、十分その役割を果たすことのできる有力な自治組織をつくらうとしたこの町村制は、当然のことながら、新しくできる町村に基礎となるべき財力を要求した。旧村持の林野は、新町村にとってこの上もない魅力的な財産であり、政府も一貫して、この部落有林野を新町村の下に統一するという方針をとっていた。町村制実施当初は、部落有林野に生活の多くを依存していた農民の抵抗にあって、統一は思うようにすまなかった。しかし、明治30年代後半になると、政府も部落有林野の統一に対して、積極的な態度を示し始めた。そして明治43年（1910）には、部落有林野の統一・公有林野開発のための管理区分・その前提となる入会関係の整理を内容とする「公有林野整理開発＝関スル件」が出された。これ以後、昭和14年（1939）にいたる30年間、時に緩急の差はあったが、部落有林野の統一が続けられる。

統一には無条件的な統一すなわち所有権・用益権ともに部落から町村に移すというものと、条件付きの統一すなわち所有権は町村に移すが、使用収益権は部落にとどめるといった二種のものがあつたが、

いずれにしても、旧来の部落有林野と比すると部落のもつ権限は弱められていった。

以上見てきた全国的な施策に対して、一宮町（合併前は馬屋下村）ではどのようにそれをうけとめ、農民とのからみ合いの中で、地区内の入会林野を変質させていったか、その過程を追いながら、地域単位での入会林野解体の様子をみていきたい。

明治期にはいってまず迎えた転機は、全国においてもそうであったように地租改正である。この時の事情について、「馬屋下村誌」では「明治六年（1873）地租改正が行われて人民に初めて私有権が認められ、田畑の貢租が改められ、ついで山へも地価が設定されて百分の二個半の貢租が定められると、山へも年貢が出るというので敬遠されて私有を肯じない山林が、福谷村十七町二反・長野村七十七町八反・芳賀村六十三町七反あって、之れが悉く官有林となって広島大林区署内岡山小林区署の支配をうける事となった」と述べている。さらに、「松尾村の内村東金廻御林一町三反と大窪村の内村北天神山の御林八反、礎ヶ部村の内乾岩島山御林三反・池谷村の内村北の下山二反四畝、長野村の内村南ナル谷御林一町七反・横尾村の内コダマ谷御林一町六畝二十歩、清水村の内コイノ山御林四反、芳賀村の内立岩御林六町三反、芳賀村の枝村下芳賀村北に木倉山御林八町六反ありしも、明治六年地租改正の際、何れも関係者の所有権設定を見て解消した」とあることから考えて、広大な面積を持つまとまった山林は、その地租の負担をおいきれず、やむをえず官林に編入された。一方、小規模で税もそれほど重くない所については、私有化し所有の主体があきらかになっていった。官林に編入された拾石山は、その後の管理・監督が非常に厳しく、農民には草木一本たりとも手をふれさせぬというほどであった。明治も中期にはいると、無計画的に伐木していった私有林に対して、豊富な材量を保有していた官有林は、木材の需要の上昇とともに農民の羨望の的となり、国有林払い下げ運動がおこってくる。しかし、その頃、国は部落有林野の新町村統一をめざしており、それに応じようとはせず、運動は行きつまりを迎える。やがて日露戦争後になって、国はその保管費用の負担に苦悩し、又、新町村の基本財産創出の実をあげるために、不要存置国有林を古い縁故関係者に払い下げるといい出し、この機会に從來から国有林払い下げを望んでいた者たちは、その払い下げをうけたのである。馬屋下村誌には、明治39年（1906）7月24日、大字芳賀人民総代市川富次郎・角南重太の連名で、大林区署長山林技師片山吉成宛てに出された「不要存置国有林払下願」が記載されている。馬屋下村誌によると「これと同時出願したものは、三十七筆百五十八町六反二畝二十二歩、比の代金二千四百二十七円八十銭であった」とある。部落別にみると、福谷十七町二反、長野七十七町八反、芳賀六十三町八反であった。これらの出願に対し、翌7月その許可をうけている。長い間払い下げを望んでいた国有林は、それぞれ旧縁故者へ払い下げられたが、大字福谷の出願した17町2反は、福谷が小部落であったため、その代金が賄いきれず、大窪へ4町6反6畝18歩、松尾へ4町5反6畝3歩を分譲し、福谷自身は残りを所有した。

全国的には第二の部落有林野解体の契機となった町村制の施行は、この地区においても又、部落有林野を変質せしめるものであった。明治22年の町村制施行は、旧藩政村を合併し、地方自治を遂行できる町村をつくることをめざしたものであった。馬屋下地区でも、旧村であった大窪・福谷・松尾・横尾・長野・芳賀・清水の7ヶ村が合併して、馬屋下村を形成した。この馬屋下村の成立とともに、基本財産の創出が目され、目をつけられたのが旧村の所有していた部落有林野であった。部落有林野は、部落

によって広狭があり、それを無条件ですべて村の財産として統一することには無理があった。その上、部落有林野は自分達のものという意識が強く、それをみんなのものにするとすると、村民の意識の内に相当の抵抗があった。統一に関しては、県からのすすめがたびたびあったにもかかわらず、部落有林野としての形態をかえようとはしなかった。ところが、大正末年になると、村有財産統一を完成した隣接の各村が勢力をのばしてきたり、公有林法の制定により、間引・皆伐などの作業には知事の認可を要するようになったのを楯に、県が部落有林野を統一し、村有財産の創出をはからなければ、これらの作業には一際認可を与えないという強い態度をとるにいたって、部落有林野の存在はあやうくなり、旧村＝部落は選択をせまられた。ここにいたって、馬屋下村では、部落有財産統一委員会を設置し、部落有林野解体の方向に向かったのである。部落有財産統一委員会は、各部落からの代表19人から成り、その第一回会合が大正15年(1926)2月23日もたれた。この時およびその後の事情については、馬屋下村誌にくわしく記載されている。「大正十五年二月二十三日、本村小学校で第一回の会合をした。県庁から浅沼技師、郡からは渡辺書記が参加し、統一の利益・統一後の利点などを詳に説明し、大体三月中に纏める様部落毎に協議することにして散会。部落の協議はどの部落も畧々同様で、容易に纏める筈はなかったが、其のあと県の出方が強固なので不性無性に納得し、同年三月二十七日委員会を開いて県の指示した条件を検討し、官有林払い下げの特権事情について、県と折衝し、四月十日までに各部落毎に纏め、愈々同十四日決定、九月二十四日実地踏査、十二月十六日村会に付議し確定した。」この部落有林野統一の条件の議定書は、翌昭和2年(1927)2月15日、県知事の認可をえている。この時の統一は、様々な利害関係のからまり合いの中で、きわめて特異な形態でなされた。すなわち、各部落には、古くからその部落が所有してきた名実共の部落有林と、明治40年国有林払い下げによって部落有林となったものがある。後者のものは、最初、その払い下げ費用を全員が平等に負担するつもりで、部落有林に編入することにしてしていたが、その分担金を負担しきれないものもでてきて(馬屋下村下で326人中26人)、実質は部落有林にはならなかった。この二種の林野を村の基本財産として統一しようとしたのであるから、そこに当然利害関係もでてき、村としては統一にかなり条件をつけざるをえなかった。まず、名実共に部落有林としてあった林野については、議定書の第2条「別紙第一号表＝掲グル不動産及第二・三号表ノ現金ハ全部之レヲ馬屋下村ニ提出スル者トス」という条文により、一部個人へ払い下げたのを除いて、すべて村へ無償提供させられた。次に国有林払い下げ分の林野については、第3条「別紙第二号表＝掲グル土地ハ、管理上不便ナルノミナラス、特別ノ縁故ヲ有スル箇所ナルヲ以テ、其縁故者ニ特売ヲ行ウ者トス」および、第四条「第三号表＝掲グル現金及前条ノ特売金ハ、左ノ費途ニ充当スル者ノ外総テ基本財産ニ編入ス者トス」によって、払い下げをうけて、共有林野(部落有ではない)になっている林野を、一応、全部村へ無償提供した上で、その後、一部を再び縁故者に特売し、その費用は基本財産に編入された。この無償提供に対しては、第6条「第三条ニヨリ無償提供シタル土地中保安造林区ニシテ、林齢十五年以上ノ現在ノ立木、第一回伐採収入ニ限り、其八割ヲ旧所有部落ノ林道新設及道路橋梁ノ改築費及公営物ノ管繕等ニ充當シ、其ノ他ハ基本財産ニ編入ス」と、第8条「保安林地区造林区ヨリ生ズル収益金ハ、天然林ニアリテハ百分ノ三十、将来村費ヲ以テ植栽セシモノニアリテハ百分ノ二十ヲ収入ノ都度前条ノ保護者ニ保護料トシテ交付スルモノトス」にみられるように、旧所有

者に対する優遇措置を講じている。

このようにして馬屋下村有林となった200余町の林野は、その後開墾などのために払下げを行ったが、昭和30年(1955)一宮町が成立するにいたって町有林として引き継がれた。その時の引き継ぎ面積は18310aであり、その引き継ぎ条件は「合併条件協定書」に「七、財産・官有物・負債に係る権利・義務の一切は新町へ引き継ぎ、使用・管理及び処分に関しては、それぞれ現村の慣行によるものとする」と定められた。なお、旧一宮町へ引き継がれたのは、旧馬屋下村と旧平津村の村有林であった。

一宮町有林となった林野は、その後、昭和33年(1958)有線放送の開始のための資金をえるため、13802aを部落へ売却、昭和34年(1959)未墾地開発事業のため、1141aを農林省へ売却、その他開墾のために個人に払下げたものが2738aあり、現在の町有林は3119aとなっている。

(4) 部落における入会林野の動向

藩政時代から今日まで、入会林野にかけられてきた様々な規制をみてきたが、これらの規制に対して、実際に入会林野を使用・管理してきた部落および農民はどのように対処し、自らの生活の維持をはかってきたか、入会林野は部落内では一体どのような変質をたどってきたのか、ここでは長野を中心にして、その過程をみてみたいと思う。

長野は部落有林のほとんどを拾石山にもつ部落である。すでに述べたように、拾石山は明治6年の地租改正の際、官有林に編入された。その後、国有林払い下げが行われた明治40年まで、長野は部落有林の大部分を失っていたわけである。明治40年の国有林払い下げは、既述のごとく、形式的には部落有林という名称をもっていたものの、実質的には共有林にすぎなかった。長野でもこの時24名の連名で、77町2反の払い下げをうけ、24人組の私有林となった。管理も当然この組の行なうところとなる。大正15年の馬屋下村基本財産創出のための部落有林統一に際して、この24人組の管理する共有林野から、39町8反余が村有林に編入された。残りの39町足らずが従前通り24人の共有林野として残った。約半分が村有林となったわけであるが、村有林となった後も、管理は24人組にまかされ、それに伴うわずかな恩恵をうけていた。共有林として残されたものは、その後、24人の運営ではうまくいかないということから、18名共有と6名共有に、3:1の割合で分割され、使用・管理とも別々に行なうようになった。現在では、18名共有は17名共有にかわり(1名が権利を放棄、申し合わせにより補充はしなかった)、3ヶ所を共有している。一方、6名共有の方は、2ヶ所を共有していたが、そのうち一ヶ所は、実質的均等割(面積は不均)をして、個人有にしてしまった。残り一ヶ所は、現在なお、6名の共有林となっている。

村有林として馬屋下村に所有権が移った林野は、その後、昭和34年には町からの払い下げがあったが

部落としてはこれをうけず、11名よりなる開墾組合が10町の払い下げをうけた。開墾組合は町よりの払い下げのためにつくられたもので、払い下げ後、まもなく解散され、林野は開墾の申請はしていたものの、結局開墾されず、山林のままに残された。

現在、このうちの半分の5町が、当時開墾組合を組織していた11名（現在では9名）の共有林となり、残りの5町が部落有林となっている。長野の所有する部落有林の大部分をなすのがこれである。

以上、一部落内の部落有林の変遷を、長野を例にとって見てきたが、次にその管理・使用の状況をみてみたいと思う。

管理・使用に関する規定は、調査の対象とした横尾・長野・大窪・芳賀とも慣習になっており、文書としては書きつけられていないが、処分・伐木・収益の分配等の重要なあるいは特殊な事項についての決定は、部落内の権利を有する農民の寄合で決定されることになっている。伐木や松たけの入札でえた収益は、部落有林だけの特別な会計にくりいられ、子供会・婦人会の活動資金・道路修築・徴収費用の補助等部落住民のために使用されている。

部落有林野を使用できる入会権は、部落に居住するすべての住民に与えられるとは限らない。部落外からの転入・あるいは分家によって部落内に新しく一戸をかまえた場合、入会権はない。大窪では現在3,000円・芳賀では2～3年前まで1万円の加入金が必要であった。

部落有林使用については、慣習によっているということで、具体的な条件を把握することはできず、横尾では部落有林の伐木には権利者の協議を要すること、大窪では馬屋下村時代、村有林の作業でえた薪炭材は作業した人のみで分けること、落ち葉はだれがとっていてもいいことなど、断片的なことがわかっただけである。ただし、この地区一帯は、松山であるため、松だけが成育する。この収益は大きく、長野ではかつて米と同じ位の収入があったということである。そこで松たけの時期になると、部落有林は留山にされ、入札されるのであるが、大窪では慣習として、この時入札できるものは部落有林に入会権をもつものに限られており、長野では部落外の人でもよいことになっていた。なお、長野では昭和25年および同40年と二度大きな山火事に見舞われており、松たけによる収益はなくなっている。

現在、部落有林は法的に認められず、共有林野の形をとっているが、最近ではこの部落有林を解体して、権利者に分配してしまおうとする動きもでている。現に芳賀では、昭和44年（1969）、部落有林の解体を行っている。現地のまま分割することが望まれていたが、土地に良悪があり均等割りすることが困難なことから、入札により現金にかえ、全戸で均等に分配している。反当2万～6万で、総額約4000万円を得、芳賀全戸数205戸で分配、1戸当たり約20万円の分配金をうけている。

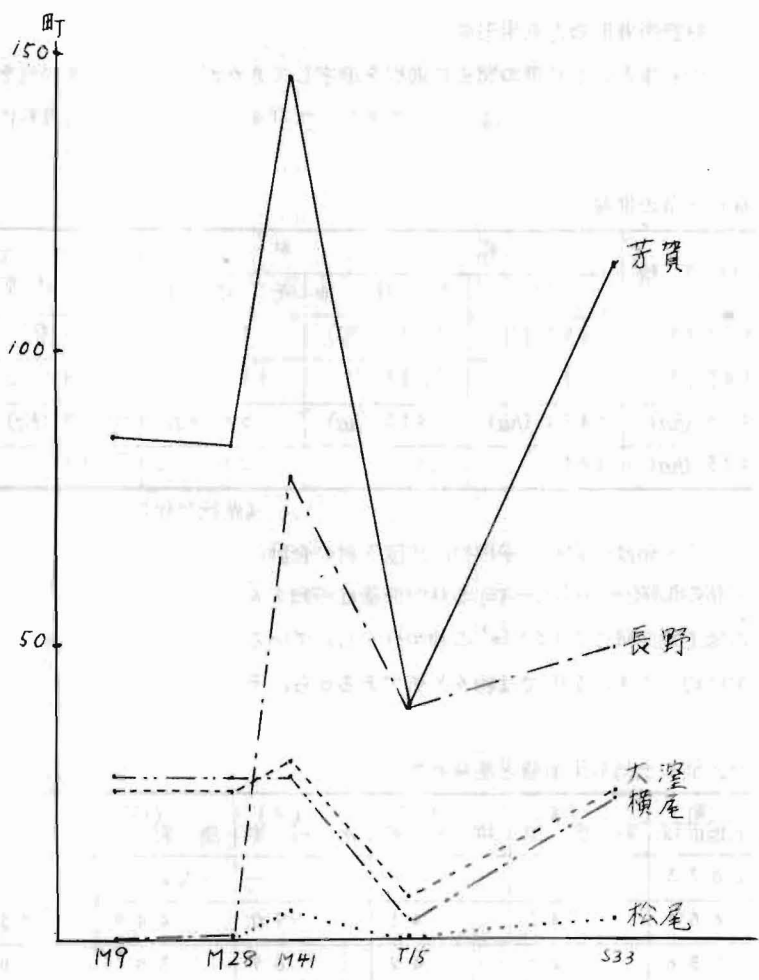


図1-3-1 部落有林(共有林野を含ま)

注・M9年 大湫は共有林を含ます

・福谷は資料不備のため記載せず

作製資料

M 9年：M16年地籍簿(M9.10.31現在)

M28年：M28.1.1区有財産取調台帳

M41年：M41.3公有林整理施行に関する綴込

T15年：S2.2.15馬屋下村部落有財産統一条件議定書

第一号表 第二号表

S33年：S33.1.2町有林払下げ

(5) 一宮町における林野所有形態と利用形態

これまで入会林野の解体という林野の歴史的過程を追求してきたが、このような過程をとりながら次第に変質してきた林野が、現在ではどのような形態をとって存在しているか、統計資料により、一宮町の林野を概観してみたい。

表7-3-1 林野面積の推移

	林野面積	森 林			森 林 で な い 林 野
		計	樹 林 地	そ の 他	
S 2 6. 8. 1	1,111 (町)	1,091 (町)	1,081 (町)	10 (町)	20 (町)
S 3 2. 8. 1	1,448 (町)	1,440	1,289	151	8
S 3 5. 2. 1	1,478 (ha)	1,471 (ha)	1,415 (ha)	56 (ha)	8 (ha)
S 4 0. 2. 1	1,423 (ha)	1,412	1,391	21	11

(県統計年報より)

注 S 2 6 年は一宮村，平津村，馬屋下村の合計

表1-3-1に、林野面積の推移をみてみると、一宮町の林野面積は昭和26年(1951)をのぞいて、大体14km²位で、一宮町の総工地面積の28.51km²の約半分をしめていることになる。昭和40年の国勢調査によると、岡山県では約71%、全国では約69%であるから、それに比べると一宮町の林野の割合はかなり低い。

表7-3-2 地区別の土地利用形態と農林家数

	(町) 総土地面積	(%) 林 野 率	(%) 耕 地 率	(%) 水 田 率	(戸) 農 家 数	(戸) 林 家 数
一 宮 町	2,873	—	—	—	1,274	728
一 宮 地 区	681	42	43	90	449	236
平 津 地 区	586	26	49	69	389	187
馬屋下地区	1,606	65	21	54	436	305

(1960年 世界農業センサス 市町村別統計書)

次に、表7-3-2によって地区別の林野率をみてみると、馬屋下地区では65%、一宮地区では42%、平津地区では26%と、地区によってかなりの差がみられる。さらに、耕地率・水田率をも加味してみると、一宮地区、平津地区においては、総土地面積に対する割合が35~40%位になるのに対して、馬屋下地区では10%余りとなり、林野率における傾向とは逆の傾向になる。南部二地区と北部馬屋下地区では、その土地利用形態およびそれに付随して農業経営にも違いがあることが推察される。

表7-3-3 保有林規模別農林家数

(一宮町) 総 数	~ 1	1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 10	10 ~ 20	20 ~ 30	(戸)
S 3 5	843	680	125	15	15	6	2
S 4 0	726	558	131	19	10	6	2

(一宮地区)

S 3 5	2 6 8	2 3 4	2 7	5	1	1	—
S 4 0	2 3 5	2 0 4	2 5	3	3	—	—

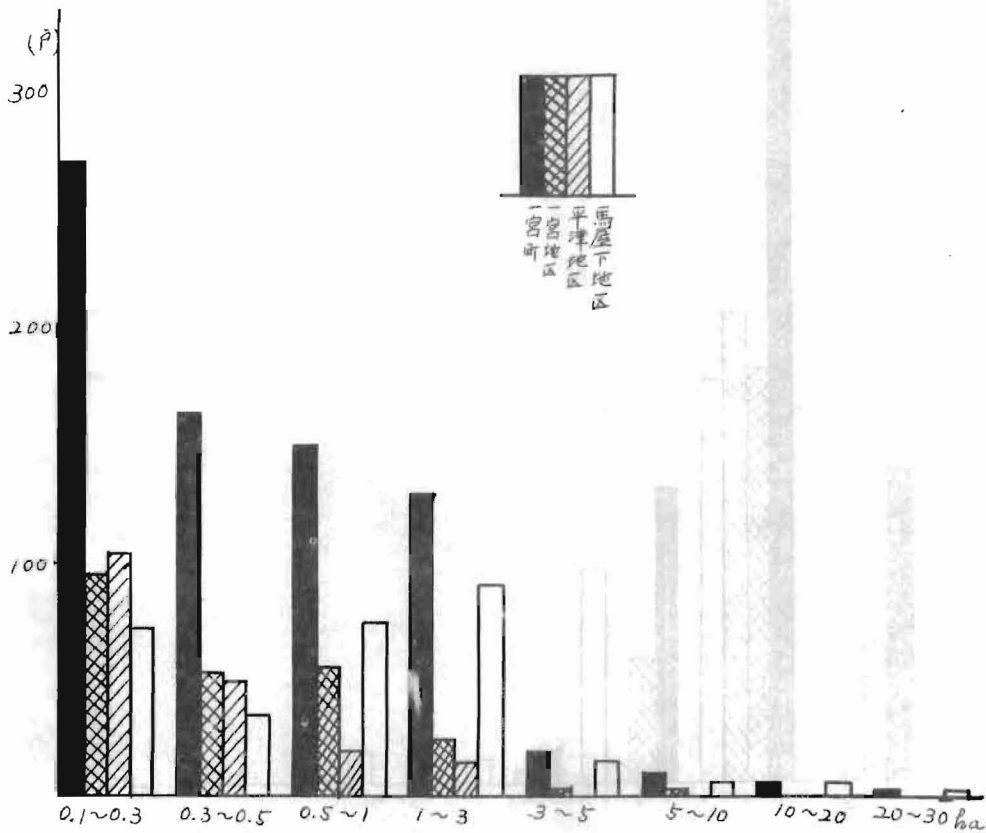
(平津地区)

S 3 5	2 6 4	2 5 6	8	—	—	—	—
S 4 0	1 8 7	1 7 2	1 5	—	—	—	—

(馬屋下地区)

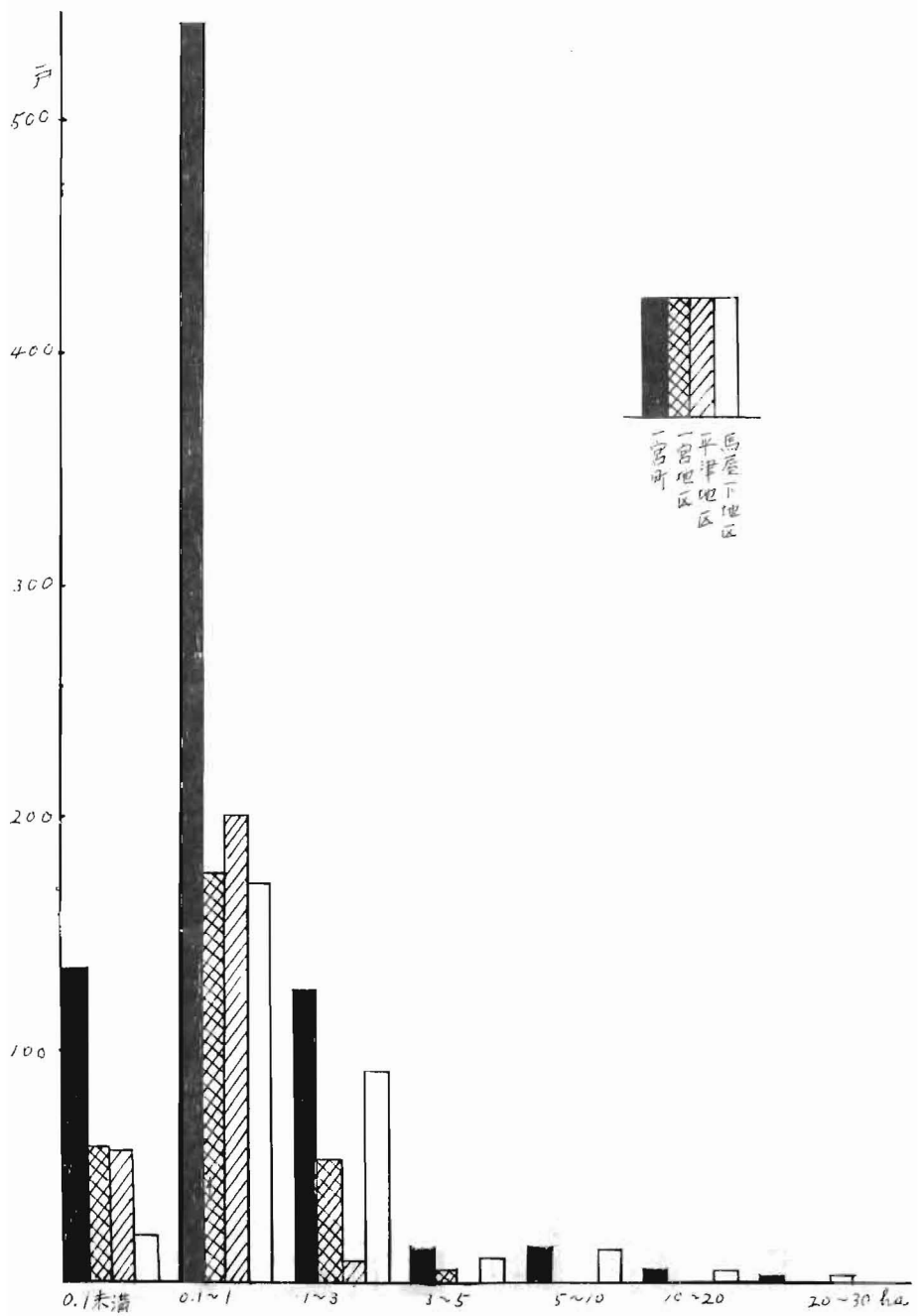
S 3 5	3 1 1	1 9 0	9 0	1 0	1 4	5	2
S 4 0	3 0 4	1 8 2	9 1	1 6	7	6	2

(S 3 5, S 4 0年世界農業センサス)



(S 3 5年 農業センサス)

図 7-3-2 保有山林規模別農家数 (S 3 5年)



(S40年 農業センサス)

図7-3-3 保有山林規模別農家数(S40年)

表7-3-3、図7-3-2、図7-3-3によって、保有山林規模別農家数をみても、まず、表7-3-3により推移をみると、平津地区をのぞく他の二地区には大きな変化はみられない。ただ平津地区では5年間に総数で約80戸、山林を保有する農家がへっているが、その契機となるような要因はみあたらず、徐々に山林が他のものに転用されたとしか考えられない。次に、図7-3-2、図7-3-3をみても、一宮町全体からしてみても、また一宮地区、平津地区においても1ha以下の小規模山林保有形態が圧倒的に多く、それ以上保有する農家数は急速に減少する。この傾向は平津地区においては特に著しい。これに比べると、馬屋下地区では、1ha以上の山林の保有農家数もかなりあり、一宮町内での最高山林保有農家も馬屋下地区に集中している。これは先の表7-3-1、表7-3-2でもみてきたように、林野面積の多くをしめている馬屋下地区においては当然の傾向といえよう。

表7-3-4 林産物販売規模別農家数 (戸)

	総 数	販売なし	～10万円	10～30万円	30～50万円	50～100万円
一宮町	843	806	22	13	2	—
一宮地区	268	264	4	—	—	—
平津地区	264	264	—	—	—	—
馬屋下地区	311	278	18	13	2	—

(840年 世界農業センサス)

表7-3-4から読みとれるように、一宮町においては、山林を保有している農家のうち、約95%にあたる804戸は林産物を販売しておらず、いわゆる自家用に利用しているだけである。地区別にみると、一宮地区では268戸中わずか4戸しか林産物を販売しておらず、しかも、販売高は10万円以下で、平津地区と大差はない。馬屋下地区は前の二地区に比べると、林産物販売戸数も多いし、販売高も大である。やはり、これまでの傾向にた傾向がでている表7-3-4は昭和40年の資料で、現在ではさらに変化しており、関係者の意見を総合すると、林業は全体として衰退しているように思われる。

以上、一宮町における林業を総括すると、平津地区・一宮地区においては、山林はあってもほとんど林業としては成立しておらず、過去において農民が山林に求めた生産・生活資料が他から容易に入手できる現在においては、自給的な意味でもその存在価値はうすれているように思われる。一方、馬屋下地区においては、わずかながらの林業は成り立っているものの、他地区と同様、衰退は否定できないと思われる。全体として、林業はすたれていっており、山林から他の土地利用への転換も行われているのが現状である。

(谷 原 博 美)

4 鉱工業

(1) 一宮町における工業の特色と推移

(a) はじめに

岡山県の産業3部門別就業者の割合の推移を見ると、(図7-4-1参照)大正9年の第1回国勢調査当時、第1次産業6.15%、第2次産業19.0%、第3次産業19.6%であったが、その後昭和22年臨時国勢調査の結果を除けば、昭和25年まで第1次産業就業者の割合は、わずかず減少し、第3次産業就業者の割合は、わずかず増加という傾向をたどり、昭和25年には第1次産業が5.60%、第2次産業が20.1%、第3次産業が23.9%となった。この昭和25年を境にして、第1次産業の割合は急速に低下し、第2次産業の割合が上昇している。昭和35年から40年の5年間には、第1次産業は64,952人(18.6%減)の減少、第2次産業および第3次産業はそれぞれ37,459人(17.4%増)および46,776人(18.0%増)の増加となっており、昭和30年から35年の第1次産業の10.5%の減少、第2次産業および第3次産業のそれぞれ30.1%および14.9%の増加に比べて、第1次産業では減少の割合が大きくなり、第2次産業は増加の割合がにぶり、第3次産業はやや伸びが大きくなっている。

この時代的背景をみると、昭和26年には、サンフランシスコ条約が締結され、その後朝鮮動乱が勃発し、その中で日本の経済再建が軌道に乗り始めた。岡山県においても、この時期は総合開発計画によって底力をつけていった時期である。昭和30年以後、日本は著しい経済成長をみせ、岡山県においては県勢振興計画が軌道に乗り、水島を中心とする経済構造の体質改善が急テンポで進み、臨海工業地帯の建設整備、百万都市の計画、その他いろいろな進んだ施策が全国的な注目をひき県が一躍時代の脚光をあびるにいたった。この30年代は、神武以来と称せられる空前の大豊作であったといわれる。そのため、昭和30年以後、水稻の収量の増加にもかかわらず、農業経営は曲がり角にさしかかり、今後の農業の進路について深刻なる反省が促された。それに比べ、第2次、第3次産業部門は目ざましい発展を示し、相次ぐ設備投資の波に乗って水島工業基地の建設は全国的に注目的となっていた。

こうした県の動向の中で、一宮町における産業構造を産業別就業者数の割合でみると、(表7-4-1参照)昭和35年においては、第1次産業は5.35%、第2次産業は17.5%、第3次産業は29.0%をしめている。同年の岡山県に比較すれば、第1次産業は高率を示し、第2次産業および第3次産業は、いずれも低率を示している。しかし5年後の40年には、一宮町において、第1次産業は7.5%減少し、それに代わって第2次産業および第3次産業の伸びが認められるが、第3次産業が7%増加しているのに比べ、第2次産けにおいてはわずか0.5%の伸びがみられるのにすぎず、やはり3部門の中では一番低率を示している。これは、昭和35年および40年の岡山県にみられる動きとほぼ同じ傾向をもつものである。(図7-4-2参照)

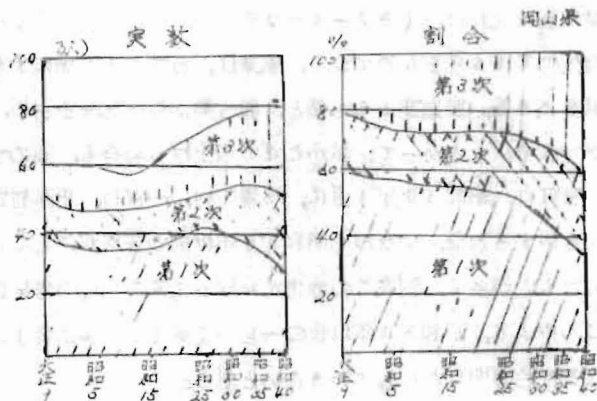


図7-4-1 産業別就業者の推移—大正9年～昭和40年(岡山県)
(総理府統計局編集発行「岡山県の人口」より)

表7-4-1 産業別就業者

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	合 計	
昭和 三 五 年	一宮町	実数	2,449人	802	1,327	4,578
		構成比	53.5	17.5	29.0	100.0
	岡山県	実数	360,811人	215,731	259,981	836,523
		構成比	43.1	25.8	31.1	100.0
昭和 四 十 年	一宮町	実数	2,246人	880	1,753	4,879
		構成比	46.0	18.0	36.0	100.0
	岡山県	実数	293,859人	253,190	306,757	853,806
		構成比	34.4	29.7	35.9	100.0

(岡山県統計年報による)

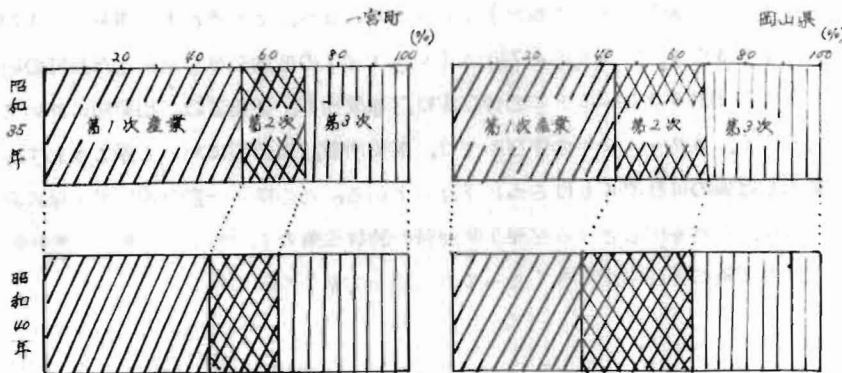


図7-4-2 産業別就業者の割合(一宮町と岡山県)

さらに、その第2次産業の中を、業種別に見れば、(表7-4-2参照)、昭和35年における製造業の割合が、第2次産業部門全体の71.6%をしめており、鉱業は、わずか6.3%にすぎない。昭和40年においても同様に鉱業3.3%、製造業68.1%と、製造業が高い比率を占め、鉱工業を代表するものとみなすことができる。したがって、私がここで取上げる場合も、おのずから製造業に限られるわけである。一宮町は、昭和30年1月に、馬屋下村、一宮村、平津村の三村合併により成ったものであるが、合併する以前、すなわち昭和30年以前の資料がほとんど得られず、また得られた資料も断片的なものが多く、到底この地方における工業の全貌の考察資料としては満足なものではないが、この中より、昭和30年以後の一宮の工業(主に製造業)の推移をみていき、その中で当町における特色を明らかにしていきたいと思う。

表7-4-2 業種別就業者数

第2次産業	昭和35年		昭和40年	
	一宮町	岡山県	一宮町	岡山県
鉱業	51人 (6.3)	7,280 (3.4)	29 (3.3)	5,432 (2.1)
建設業	177人 (2.21)	40,435 (1.87)	252 (2.86)	46,764 (1.85)
製造業	574人 (71.6)	168,016 (77.9)	599 (68.1)	200,994 (79.4)
計	802	215,731	880	253,190

注 ()内は構成比 (岡山県統計年報による)

(b) 工業の推移

(1) 概況 一宮町の昭和42年における工業の事業所数は33、従業者数は341人、出荷額は638,710千円で、(表7-4-3参照)昭和30年に比べ、それぞれ1.8事業所(120%)、252人(283%)、575,547千円(911%)の増加を示した。また当町の昭和30~35年および昭和35年~39年の伸び率は、事業所数、従業者数、出荷額においてともに岡山県より高く、39~42年の伸び率では、事業所数、出荷額において県よりわずかに高いが、従業者数は県の伸び率よりはるかに下回っている。この様に一宮の伸び率が県におよばなくなったのは、水島を中心とする臨海工業地帯の誘致企業ならびに関連産業がしだいに多くなり、県全体の工業の伸び率が大きくなってきたからであろう。

表 7-4-3 製造業の事業所数、従業者数、出荷額

	一 官 町						岡 山 県					
	事業所数		従業者数		出荷額		事業所数		従業者数		出荷額	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
昭和30年	15	100%	89	100%	63,163	100%	9,948	100%	111,652	100%	115,690	100%
35年	28	186	268	301	201,887	319	10,899	110	147,484	132	232,175	201
39年	32	213	323	363	392,270	621	11,556	116	180,743	162	448,926	388
42年	33	220	341	383	638,710	1,011	12,198	122	204,667	183	795,346	687

(岡山県統計年報による)

(ロ) 業種別事業所数、従業者数、出荷額

昭和42年の当町工業(表7-4-4参照)の事業所数33のうち、食料品は10(30.3%)、金属製品は8(24.2%)、その他の製造業は4(12.1%)、鉄鋼業は3(9.1%)、窯業、土石製品は2(6.1%)、衣服その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、ゴム製品、非鉄金属がそれぞれ1(3.0%)を占めている。従業者341人のうちわけは、食料品は132人(38.7%)、金属製品は58人(17.0%)、窯業・土石製品は52人(15.2%)、その他の製造業48人(14.1%)、衣服その他の繊維製品は32人(9.4%)、鉄鋼業は19人(5.6%)である。また出荷額638,710千円のうち、食料品は253,930千円(39.7%)、金属製品は152,660千円(23.9%)、窯業・土石製品は94,150千円(14.7%)、その他の製造業は84,820千円(13.3%)、鉄鋼業は32,300千円(5.1%)、衣服その他の繊維製品は20,850千円(3.3%)を占めている。

表 7-4-4 製造業の業種別事業所数、出荷額(一官町)

産 業 分 類	事 業 所 数		従 業 者 数		出 荷 額	
	昭和30年	昭和42年	昭和30年	昭和42年	昭和30年	昭和42年
食 料 品 製 造 業	4	10	30人	132人	36,149千円	253,930千円
衣服その他の繊維製品製造業	1	1	x	32	x	20,850
木材木製品製造業	2	1	x	x	x	x
家具装備品製造業	—	1	—	x	—	x
石油及び石炭製品	1	—	x	—	x	—
ゴム製品製造業	—	1	—	x	—	x
窯業、土石製品製造業	3	2	31	52	128,29	94,150
鉄 鋼 業	—	3	—	19	—	32,300
非鉄金属製造業	—	1	—	x	—	x
金属製品製造業	—	8	—	58	—	152,660
機 械 製 造 業	3	1	11	x	2,197	x
そ の 他 の 製 造 業	1	4	x	48	x	84,820
合 計	15	33	89	341	631,63	638,710

(岡山県統計年報による)

この様に、昭和42年においては、事業所数、従業者数、出荷額ともに食料品製造業が全体の約3割強を占めている。これを昭和30年にさかのぼって30年～42年の間の伸び率を見ると、事業所数2.5倍、従業者数4.4倍、出荷額7.0倍と著しい伸びを見せている。しかしながら更に深くみると、(表7-4-5参照)30年～33年の間では、事業所それに伴う従業者数、出荷額も急速に伸びてはいるが、その後42年までは事業所数、従業者数ともに目立った伸びは見られず、むしろ39年～42年にかけて従業者数の減少が見られる。それにもかかわらず出荷額の増大していることに注目したい。これは、設備投資が進み、製造の近代化合理化をはかったためではなからうかと思われる。

食料品の他に、金属製品製造業(表7-4-6参照)が昭和32年に創業開始、その後順調な伸びを見せている。35年42年の間の伸びは、事業所数1.6倍、従業者数2.1倍、出荷額16.5倍と出荷額において特に著しい伸びを見せている。

窯業土石製品製造業についてみると、(表7-4-7参照)早くから創業されているが、昭和30年以来、事業所数、従業者数、特に事業所数は停滞気味である。これは採石という仕事は、機械的に計算してできるものではなく、山という有限のものから取るために、作業場を移動しなければならぬからであろう。しかし42年の出荷額は、39年の3.3倍の94,150千円と伸びている。

表7-4-5

	食料品製造業		
	事業所数	従業者数	出荷額
昭和30年	4	30人	36,149千円
33	11	126	120,021
36	11	126	120,021
39	10	140	150,470
42	10	132	253,930

(岡山県統計年報による)

表7-4-6

	金属製品製造業		
	事業所数	従業者数	出荷額
昭和32年	1	x人	x千円
35	5	27	9,250
36	3	63	11,505
39	6	49	21,390
42	8	58	152,660

(岡山県統計年報による)

表7-4-7

	窯業土石製造業		
	事業所数	従業者数	出荷額
昭和30年	3	31人	12,829千円
32	3	32	15,539
35	3	44	25,600
36	2	x	x
39	3	34	28,400
42	2	52	94,150

(岡山県統計年報による)

昭和42年の当町工業の1事業所当り出荷額は19,355千円、従業者1人当り出荷額は1,9734千円で(表7-4-8参照)前者は30年の4.6倍、後者は2.6倍に上昇している。これを業種別に見ると、1事業所当り出荷額の上昇している業種は、食料品、金属製品などであり、後者は1.0倍(35年と比較)伸びているのに対し、食料品はわずか2.8倍しか伸びがみとめられない。

岡山県工業の30年～42年の出荷額の伸びは1事業所では、5.6倍(当町4.6倍)、従業者1人当りでは3.8倍(当町2.6倍)であ

り、当町工業の1事業所当り出荷額の伸び率が県に比べわずかに劣っているとはいうものの、県との絶対的な格差はますます拡大化していくわけである。

表7-4-8 1事業所当り平均年間出荷額

		事業所数	従業者数	年間出荷額	1事業所	1事業所	従業者1人	
					当り平均	当り平均年間	当り平均年間	
					従業者数	出荷額	出荷額	
			人	千円	人	千円	千円	
昭和四二年	一宮町	全業種総計	33	341	658710	10.3	19,355	1,873
		食料品製造業	10	132	253930	13.2	25,393	1,924
		金属製品製造業	8	58	152,660	7.3	19,083	2,632
	岡山県	全業種総計	12,198	204,667	795,46480	16.8	65,203	3,886
		食料品製造業	2,008	19,826	87,661,100	9.9	43,656	4,422
		金属製品製造業	3,23	4,402	105,17,940	13.6	32,563	2,389
昭和三〇年	一宮町	全業種総計	15	89	63,163	5.9	4,211	710
		食料品製造業	4	30	36,149	7.5	9,037	1,205
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-
	岡山県	全業種総計	9,948	111,632	115,689,827	11.2	11,629	1,036
		食料品製造業	1,940	13,100	19,872,476	6.8	10,244	1,517
		金属製品製造業	1,63	1,028	5,66834	6.3	3,478	551

(岡山県統計年報による)

(C) 工業の特色

当町の工業の推移を簡単に追ってきたが、その中で顕著なものは、何と云っても食料品製造業であった。特にここでは、かんづめ製造業、平津牛乳などを取りあげてみよう。

(1) かんづめ製造業 一宮町では果樹栽培が昭和の初期、急激に増加した。そのため過剰生産も見込まれたので、下芳賀産組合では市場暴落の危くから昭和2年夏中山青年学校教諭F氏の指導によって最盛期の白桃1,000貫をかんづめに試作した。その結果が好成績であったので毎年最盛期にこの程度の製造を続け、昭和6年下芳賀農家組合を設立し新工場を建設した。しかし昭和6・7年と2年間経営してみても組合の片手間仕事では企業にならないので、昭和10年設備一切をあげて、現業主(角南かんづめ製造所)に譲渡した。角南氏は、組合から譲り受けてから、業務を拡張し、昭和11年企業形態を個人企業から合資会社組織にし、桃の外、たけのこ、えんどう、まつたけ、みかん、なしなどのかんづめを製造し、昭和16年10月県下の業者10社が企業合同、岡山県食品株式会社芳賀工場として終戦まで操業した。戦後昭和26年より角南かんづめ工場として再開した。最盛期には従業員も200人以上を使用し隆盛をきわめ、特に桃のかんづめは豊富な原料から特選したので日本一と言う折紙もつけられたほどである。又昭和28年、

本県特産の温室ぶどうマスカットのかんづめ製造を全国業者に先がけ着目し試作に成功し、以来市販を継続。全国に名声を博している。

かんづめ製品は季節によって、変化に富んでいる。念のために紹介すると、春にはたけのこと(4~5月)、グリーンピース(5月末~6月半ば)、じゆん菜(5~6月)、夏には桃(7~8月)、秋にじゆん菜(9月)、マスカット(9~11月)、くり(10~11月)、冬にはみかん(12~3月)などほとんど一年中通して何か製造されているわけである。これらかんづめの材料は、くり(茨城から)、みかん(愛媛、高知から)を除き他は全部県内でまかなわれる。そしてでき上がった製品の販路は、主に県内だが、マスカットは東京へ、みかんは半分は外国へ輸出、汁の実として珍しがられ喜ばれるじゆん菜、たけのこは京都へと遠くまで伸びている。売上げは、昨年がざっと3,800万円、今年の予想が5,000万円だそうで、年々伸びている。中でも特に金額が多いのがマスカットであり以下、くり、たけのこと続いている。

この角南製造所は昭和43年6月株式会社組織となり、資本金400万円、常時就業者30人(男4人・女26人)である。



写真7-4-1
角南かんづめ製造所
昭和45年4月撮影

(ロ) 平津牛乳 以前は任意組合であったが、経営を有利にするため、昭和26年酪農組合として発足した。その後、三村合併に伴ない昭和36年一宮農協、馬屋下農協と平津酪農組合と合併し、一宮農協の酪農支所としての平津牛乳となり、さらに現在の一宮農協の酪農部としての経営に至っている。したがって男女あわせて14名の従業員は農協の職員である。酪農状況は表7-4-9を見てもわかる様に、一宮町内にも酪農家はかなりあり乳牛は200頭を占めている事に注目したい。しかし、これだけでは不足するため津高町の

牧場からも原乳を入手している。そして販路は一宮町内はもちろんのこと、近郊の岡山市内、津高町、高松町へと拡大し、一般家庭だけでなく、学校にも給食用に牛乳を出荷している。(41、42年度は一宮、津高町内の小中学校全体、43年度は岡北中学、三門小学校、45年度は富山小学校へと拡大している。)それに伴ない、年間の販売高も41年度に3,900万円、42年度4,600万円、43年度6,000万円、44年度7,000万円と順調な伸びを見せている。しかしながら、まだまだ問題点はあるようで、一つは資金、設備面において農協の指示によるため思い通りにいかないこと。もう一つは販売の拡大と難問をかかえている。販売の拡大については、自然増が1割5分くらいはあるというものの、大手メーカーの大々的な宣伝と競争して販路を獲得、拡大するには大きな努力を要するであろう。

又、今盛んに出回っている紙パック入りの牛乳についても、まだコストが高くつくので消費者の需要にあわせて販売、製造を検討する必要があるとの話であった。

表7-4-9 酪農の概況

	4 2 年度	4 3 年度	4 4 年度	
農 家 数 (A)	1,212戸	1,202戸	1,164戸	
酪 農 家 数 (B)	39戸	38戸	36戸	
普 及 率 (B/A)	3.2%	3.1%	3.0%	
乳牛飼養頭数	搾乳牛(c)	181頭	204頭	209頭
	その他	103 "	109 "	134 "
	計	284 "	313 "	343 "
牛 乳 生 産 量 (D)	815,672.4Kg	833,314.2Kg		
生 乳 出 荷 量	815,672.4Kg	833,314.2Kg		
搾乳牛一頭当年間乳量 (D/C)	4,509Kg	4,133Kg		
生 乳 販 売 高	4,119,979.9円	4,249,613.9円		

(注) 43年度の搾乳牛1頭当年間乳量、42年度に比べ減少した理由は次の通り①初産分娩牛の増加 ②事故牛の多発(乳質改善事業優良事例集による)



写真7-4-2 平津牛乳

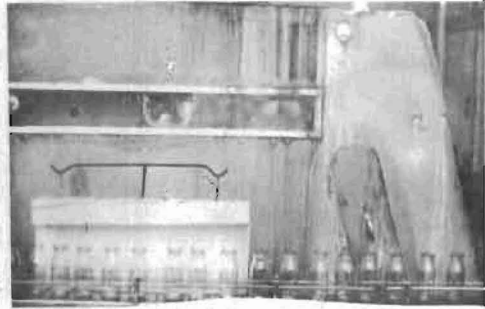


写真7-4-3 洗浄された
びんが運ばれている。

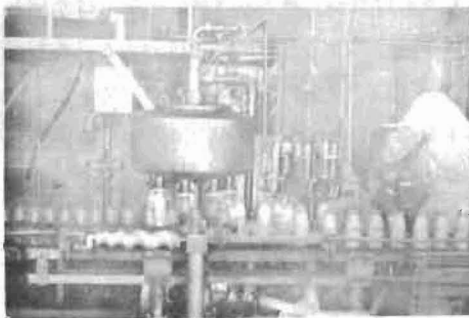


写真7-4-4
牛乳が詰められふたが
されている。

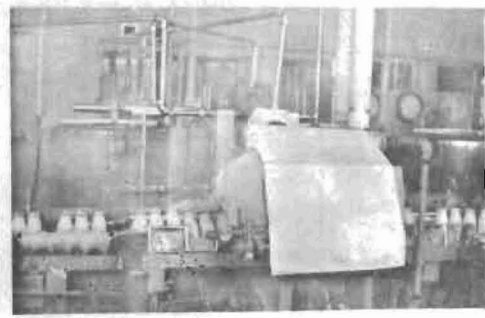


写真7-4-5 不良品を
チェックしている。

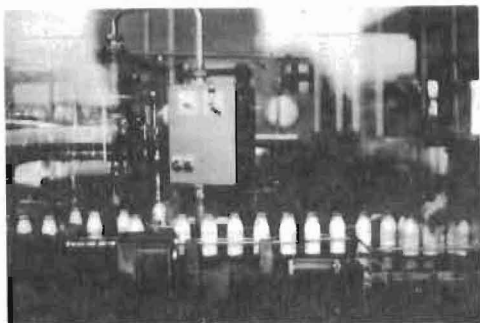


写真7-4-6

ビニールカバーをしてでき上り
右は箱をつめている人

(ハ) その他

かんづめ製造また平津牛乳ともこの一宮町の地元の農業、酪農経営と結びついて発展したものだが、その他にも食料品製造業として中国一の豆腐の生産高を誇る小野産業（有限会社、資本金300万円、従業員30人、販売先・玉野、吉備町、岡山青物市場、岡ビルなど）、則式しょう油、板野酒造所などがある。しかし食料品以外にも、機械製造業の中で特に注目される藤原醸機産業をここで取上げてみよう。

「この藤原醸機産業（創業昭和8年、現在資本金1,500万円、従業員100人、営業種目 醸造機械・醸造工場プラント設計建設。一般産業機械）は、昨年10月に1億5千万円ほどのお金をかけて一宮の国道180号線ぞいに工場を完成したばかりである。社内には成長期の活気がみなぎっている。今、月平均5,000万円の生産で年間の売上げは6億円にのぼる。家庭の台所に結び付いたみそ、しょう油、そして、お酒などを醸造する機械、これが製品である。小は1万円単位のものから、大は数百万円もする機械まで。いわゆる醸造機械の専門メーカーで、みそ、しょう油に関しては、全国の50%以上のシェアを誇る特異な存在である。40年近い歴史は、得意先の注文を何でも聞く「便利屋」的な社の性格を形づくった。多品種生産がそれである。日本人の食生活が変わらない限り、みそ、しょう油の醸造機械は必要。だが、時の流れは「ノレンにあぐらをかいた企業は発展がない」と、体質改善を迫っている。

生産品種をしぼって、効果の高い大型機械を中心に生産し、さらにこの安定した醸造機械を基盤にしながら、新たに加工機部門にも進出した。川崎重工業の協力工場として、今では加工部門が全生産の40%近くを石めるようになっている。新工場建設のねらいもそこにあったわけである。大企業へつながるメーカーとして脱皮したわけだが、単なる下請け企業ではないところに同社の特色がある。「専門メーカーとして、下請けに甘くじるには抵抗がある。こちらの技術陣を活用した下請けをやる」と「下請けでない下請け」をめざしているわけである。

醸造機の輸出も活発。この3月に台湾へプラント輸出をしたばかりだが、6月には韓国へもしょう油の原料処理プラントなどを輸出する。今年の輸出額は、昨年との60%増、8,000万円を見込んでいる。加工機部門も強化をはかって、このほど工場内に地場企業では初の大型ブレイナー（6m平削盤）を設置、加工機部門を全生産の50%にまでウエイトを高めていくことにしており、生産性の高い近代産業へ、大きく一步を踏み出している。」（岡山日日新聞昭和45年4月6日）

(2) 大 窪 石

馬屋下村誌によれば、馬屋下村大字大窪字鳴岩のあたりは古来から採石が行なわれていたそうである。大窪石というのは、その地名にちなんでいつからか、大窪周辺から採れる花崗岩をそう呼ぶようになったと思われる。花崗岩といえは、すぐに墓石を想像するが、墓石には最初は礫岩(らくかん)、豊楽石)を用いていた。しかし、質が軟弱で雨露にうたれると磨滅し、文字は不明になり形がくずれやすいので、寛政以後、しだいに花崗岩を用いるようになった。又墓石だけでなく、家屋の基礎や橋梁などに多く用いられた。

明治維新以後、急激に石材の需要が増し、多くは墓石に用いられて、一時、山のすそには34軒の墓石屋があったという、明治7年砂川に架設された石橋も、この山から掘り出されたものである。明治30年ごろからは、石材の需要も墓石、白石の他に家普請の基礎、あるいは石垣に用いられる様になった。これは一宮兩部や都窪郡に草の栽培が盛んになり、その結果好況が到来し、倉庫、住宅の新築で石材の需要が急激に増したためである。そしてこのころ岡本氏、堀川氏、三宅氏が大々的に採掘を始めたが、さらに県下に大窪石の名がうたわれる様になったのは、大正12年2月1日に大窪石材株式会社の創業後である。資本金20万円、株主人員48名、総株数400株(1株12円50銭)で、坪井千吉社長のもとにスタート。その計画によれば、まず大字福谷字瓶樋(かめひ)の砂川に幅2.5m、長さ1.5mの石脚の土橋を架設し、そこから現場まで600mは新たに3m幅の道路を開設し事業を始めた。以前の鳴岩からここ福谷の狼岩に移ったのは今までの採石場がどの丁場もすでに底をついたという理由の他に、この狼岩の周辺が花崗岩の密集地帯であり、石質も良く才石にも延石にも適しているからであった。

そして大正の末からしだいに石材業は不況となり、昭和に入りますますます深刻となり、日支事変より太平洋戦争に入って石材を使用する工事は一切無用とみなされ、石工は徴用されて、道路の側へは豆類、いも類が植栽されたのである。戦後、昭和25年5月山火事があり、長野の捨石山から古屋谷、毘沙門山へと延焼して長野は完膚なく丸裸にされ、あとは塊石の露出を見るだけであった。幸い県下の道路工事の無限の需要に匹敵すべく、業者はこれらの山を広く買いしめ、災害地の急斜面へ自動車道路を敷設して石を搬出。山容を一変させた。念のため、昭和25年の採取石数をあげると55,500石で売上金227万円である。29年の売上高は才物(墓石、延石、敷石)代金236万円、割石51,000個、代金336万円である。

現在、福谷で石材業を営んでいるのはわずか片山寿雄氏、山崎浅吉氏、加藤光雄氏、加藤京一氏のわずか4氏である。年々業者も引上げて、他へ移っていくそうであるが、一宮の大窪石の名を是非ともとどめてほしいものである。

(庵谷 多恵子)



写真7-4-7 長野付近の採石場

写真7-4-8 長野付近の採石場

参考資料

- 馬屋下村誌10冊の中9(片山峯吉編集)
- 岡山県統計年報(岡山県企画部統計課編集)
- 岡山県市町村勢要類(")
- 岡山日日新聞(昭和45年4月6日)

5 商 業

(1) 商業の推移と現況

一宮町では現在全産業就業者のうち、第一次産業者が約半数を占めており、また岡山市に近いこともあって商業活動はすこぶる低調であると言える。通勤状況を見ても、岡山市に通勤する者は昭和40年(1965)においては全従業者の31%を占めている。商品購入の面でも、食料品を除いては大半が岡山市で購入されている。さらに、距離的に岡山市に近いため岡山市の大手のスーパー進出もかなりの影響を与えているものと思われる。今回の調査において、明治、大正、昭和の20年代までの商業に関する資料がほとんど保存されていなかったため、また得られた資料も断片的なものであったため、一宮の商業に関する考察も十分であるとは言えない。なお、調査方法はアンケート、聞きとりによる各商店の個別調査と町民に対する買物圏調査が主要なものであり、統計資料は商工会、役場の資料を参照した。

(a) 一宮町の商業的機能

一宮町において商業は全産業の中でどれくらいの位置を占めているのであろうか。これについて、まず産業構造の点からみてみよう。

(イ) 業種別商業構成の変化

表7-5-1の業種別就業者数の点からみると（ここでは、比較対照するため同じ御津郡の御津町と岡山県、全国を取り上げた。）全産業就業者数に対する第一次産業就業者数の比率は、昭和35年（1960）では、一宮町53.4%、岡山県43.1%、全国32.8%であり、昭和40年では、一宮町45.9%、岡山県34.4%、全国24.6%であっていずれも一宮町が高い比率を示している。これに対して、全産業就業者数に対する第三次産業就業者数の比率は、昭和35年では、一宮町29.1%、岡山県31.1%、全国38.0%であり、昭和40年では一宮町36.0%、岡山県35.9%、全国43%であって、いずれも一宮町が低い比率を示している。しかし、

表7-5-1 業種別就業者数と構成比

業種別	一宮町		御津町		岡山県		全国		
	昭35	昭40	昭35	昭40	昭35	昭40	昭35	昭40	
第一次産業	農 業	2,442 (53.3)	2,241 (45.9)	4,015 (55.6)	3,461 (50.8)	(41.6)	(33.6)	(30.2)	(22.8)
	林業・狩猟業	6 (0.1)	3 (0.0)	189 (1.9)	63 (0.9)	(0.8)	(0.3)	(1.0)	(0.6)
	漁業・水産養殖業	1 (0.0)	1 (0.0)	5 (0.1)	4 (0.1)	(0.7)	(0.5)	(1.5)	(1.3)
	小 計	2,449 (53.4)	2,245 (45.9)	4,159 (57.6)	3,528 (51.8)	(43.1)	(34.4)	(32.8)	(24.7)
第二次産業	鉱 業	51 (1.1)	29 (0.6)	65 (0.9)	21 (0.3)	(0.9)	(0.6)	(1.2)	(0.7)
	建 設 業	177 (3.9)	252 (5.2)	372 (5.2)	384 (5.6)	(4.8)	(5.5)	(6.2)	(7.1)
	製 造 業	574 (12.5)	599 (12.3)	710 (9.8)	634 (9.3)	(20.1)	(23.5)	(21.7)	(24.5)
	小 計	802 (18.1)	880 (18.1)	147 (15.9)	1,039 (15.2)	(25.8)	(29.7)	(29.1)	(32.3)
第三次産業	卸売・小売業	394 (8.6)	554 (11.4)	635 (8.8)	758 (11.1)	(12.7)	(14.4)	(15.7)	(17.8)
	金融・保険業	90 (2.0)	113 (2.3)	68 (0.9)	91 (1.3)	(1.2)	(1.6)	(1.8)	(2.4)
	不動産業	259 (5.7)	380 (7.8)	440 (6.1)	534 (7.9)	(4.8)	(5.8)	(5.6)	(6.6)
	運輸・通信業	411 (9.0)	536 (11.0)	569 (7.9)	675 (9.9)	(10.0)	(11.4)	(11.8)	(13.0)
	サービス業	166 (3.6)	170 (3.5)	197 (2.7)	186 (2.7)	(2.4)	(2.7)	(3.0)	(3.1)
	公務	7 (0.2)	0 (0.0)	2 (0.0)	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	分類不能の産業	7 (0.2)	0 (0.0)	2 (0.0)	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	小 計	1,327 (29.1)	1,753 (36.0)	1,911 (26.5)	2,244 (32.9)	(31.1)	(35.9)	(38.0)	(43.0)
合 計	4,578 (100.0)	4,878 (100.0)	7,217 (100.0)	6,811 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

(注) 岡山県統計年報より算出 () 内は % を示す

岡山県と全国は構成比のみを示す。

御津町と比べると御津町の方が、第一次産業就業者の構成比が高く、第二次、第三次産業就業者の構成比が低い。また構成比の変化も緩慢であり、御津町の方がやや農村色が濃いと言える。これは図7-5-1を見てもわかるであろう。

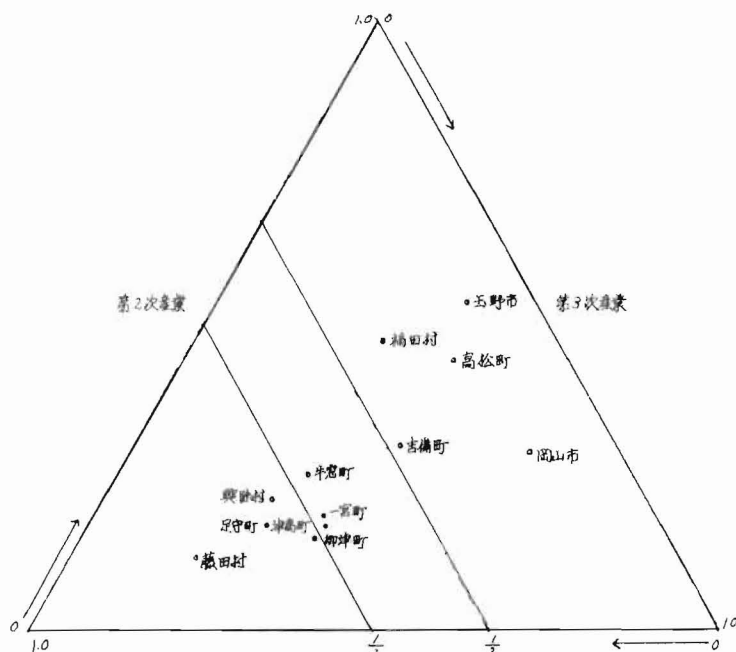


図7-5-1 就業人口構成比の分布状況
(注) 岡山市及び周辺町村現況調査書より

(ロ) 商店数、従業員数 表7-5-2により、一宮町における商店数、従業員数の推移をみると、まず商店数は昭和29年(1954)82、昭和35年93、昭和38年(1963)95、昭和41年(1966)97、昭和43年(1968)111と増加している。しかし、卸売業は昭和29年4であったものが昭和43年には1と減少している。これはいわゆる流通革命による流通経路の短縮化としての現象であると思われる。すなわち、流通経路の短縮化は、まず第三次的卸売業のような、流通に重要な役割を果たしていない弱小問屋の整理から始まるからである。これに対して小売業は昭和29年78であったが昭和43年には1.46倍の110まで増加している。つぎに従業員数は昭和29年174人、昭和35年166人、昭和38年169人、昭和41年195人、昭和43年202人と

全体的にみると増加の傾向にある。小売業での従業員数は昭和29年160人であったが、昭和43年には1.26倍の202人に増加している。

表7-5-2 一宮町の商店数、従業員数

		昭和29	35	38	41	43
商店数	卸売業	4	4	2	3	1
	小売業	78	89	93	94	110
	計	82	93	95	97	111
従業員数	卸売業	14	×	10	10	×
	小売業	160	×	×	185	202
	計	174	166	169	195	202

岡山県市町村勢要覧(30, 37, 39, 42, 43年刊)による。

表7-5-2をグラフで示したものが図7-5-2である。

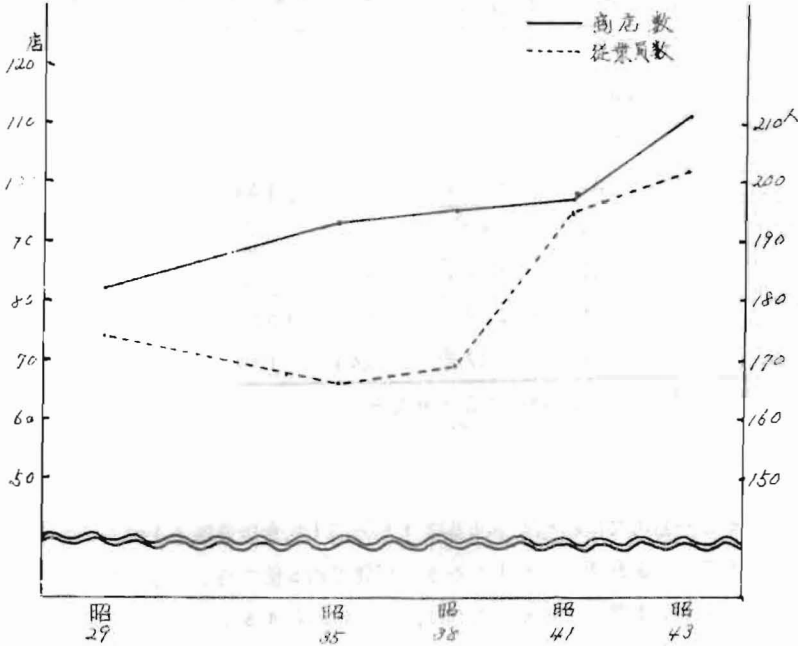


図7-5-2 一宮町の商店数従業員数

(イ) 商店の規模 商店を規模の点からみてみると、表7-5-3の示す通り昭和38年において一宮町の商店95のうち、従業員3人以下の規模のものが90で全体の94.7%を占め、4人~9人の規模のものが4で全体の4.2%、10人~19人の規模のものが1で全体の1.1%を占めている。昭和41年においては従業員3人以下の規模のものが92で全体の94.8%を占め、4人~9人の規模のものが4で全体の4.1%、20人~29人の規模のものが1で全体の1.1%を占めている。昭和38年から41年までの3年間で変化しているのは従業員3人以下の規模のものが2店増加したことと、38年にはみられなかった20人~29人の規模のものがみられることであるが、これは38年に10人~19人の規模であったものが従業員が増えて20人~29人の規模のものになったと考えられる。岡山県全体と比較してみると、従業員3人以下の規模の商店の全商店に対する比率が38年、41年とも高く、4人以上の規模の商店の比率が低いことがわかる。さらに、岡山県全体では従業員3人以下の規模の商店の比率が減少の傾向を示し、4人以上の規模の商店の比率が増加の傾向を示しているのに対し、一宮町では逆の傾向にあると言える。つまり、一宮町では従業員3人以下の規模の零細商店がほとんどを占めていることがわかる。

つきに表5によって各業種別に商店数と販売額をみてみよう。一宮町においては卸売業は数が少なく、販売額がつかめないことと、その果す役割もあまり重要でないと思われるのでここでは小売業を中心に考察していきたい。

業種別商店数については一宮では飲食料品が昭和43年において全小売業のうち67店で66.4%を占めており、岡山県全体の38.6%と比べると飲食料品の占める位置の違いがみられる。年

表7-5-3 常時従業者による規模別商店数

		総数	3人以下	4人～ 9人	10人～ 19人	20人～ 29人	30人～ 49人	50人以上
昭和 三八年	一宮町	95 (100.0)	90 (94.7)	4 (4.2)	1 (1.1)	—	—	—
	岡山県	30,097 (100.0)	23,925 (79.5)	4,551 (15.1)	1,077 (3.6)	262 (0.9)	168 (0.6)	114 (0.3)
昭和 四一年	一宮町	97 (100.0)	92 (94.8)	4 (4.1)	—	1 (1.1)	—	—
	岡山県	32,505 (100.0)	25,259 (77.7)	5,317 (16.4)	1,275 (3.9)	302 (0.9)	213 (0.7)	139 (0.4)

(注) 商業統計調査より算出
()内は構成比を示す。

間販売額をみると一宮町では昭和35年8,215万円(飲食店を除く)であったが、昭和43年には4,2169万円(飲食店を除く)になり8年間で約5倍の伸びを示しており、岡山県全体の期間の伸び率4.3倍を上回っている。これは、35年から43年までの8年間における消費者物価の値上がりと生活水準、消費水準の向上したことによるものと思われる。販売額を業種別にみると昭和35年、43年とも一宮町では飲食料品が最も多く、昭和43年では2億6810万円で小売業全体の6.24%を占めている。これは、同年の岡山県の比率2.87%と比較してみても一宮町では飲食料品の販売額が全小売業の中で占める位置が高いことがよく示されている。さらに一店当たり平均年間販売額をみると一宮町は昭和43年385万円であり御津町は同年559万円である。また岡山県(各種商品小売業を除く)は1154万である。つまり、一宮町の一店当たり平

表7-5-4 業種別商店数と年間販売額

	一宮町					
	昭和35年			昭和43年		
	商店数	年間販売額 万円	一店当り年 間販売額 万円	商店数	年間販売額 万円	一店当り年 間販売額 万円
卸売業	2	x	x	1	x	x
代理商, 仲立業	2	x	x	—	—	—
各種商品小売業	—	—	—	—	—	—
織物衣服身の回り品小売業	5	339	67	11	1,634	149
飲食料品小売業	54	5,724	106	67	2,6810	400
飲食店	2	x	x	4	805	201
自転車荷車小売業	7	408	58	5	421	84
家具建具けり小売業	3	153	51	4	3,923	981
その他の小売業	18	1,591	88	19	9,381	494

	御 津 町					
	昭 和 3 5 年			昭 和 4 3 年		
	商 店 数	年 間 販 売 額 万円	一 店 当 り 年 間 販 売 額 万円	商 店 数	年 間 販 売 額 万円	一 店 当 り 年 間 販 売 額 万円
卸 売 業	12	x	x	7	9,191	1,313
代 理 商 仲 立 業	—	—	—	—	—	—
各 種 商 品 小 売 業	1	x	x	1	x	x
織 物 衣 服 身 の 回 り 品 小 売 業	20	5,769	289	13	7,163	551
飲 食 料 品 小 売 業	77	1,140	145	70	2,255	389
飲 食 店	10	406	41	16	2,905	182
自 動 車 荷 車 小 売 業	9	1,801	200	9	6,061	674
家 具 建 具 什 器 小 売 業	14	2,386	170	7	5,040	720
そ の 他 の 小 売 業	38	5,296	139	29	24,334	839
	岡 山 県					
	昭 和 3 5 年			昭 和 4 3 年		
	商 店 数	年 間 販 売 額 万円	一 店 当 り 年 間 販 売 額 万円	商 店 数	年 間 販 売 額 万円	一 店 当 り 年 間 販 売 額 万円
卸 売 業	3,303	13,166,955	3,986	3,250	45,413,208	13,973
代 理 商 仲 立 業	252	7,554	30	99	—	—
各 種 商 品 小 売 業	60	344,449	5,731	78	1,838,943	23,576
織 物 衣 服 身 の 回 り 品 小 売 業	3,309	1,105,753	334	3,319	3,366,713	1,014
飲 食 料 品 小 売 業	11,380	2,259,765	199	11,464	7,750,165	659
飲 食 店	3,980	397,032	100	5,920	1,789,233	302
自 動 車 荷 車 小 売 業	1,068	132,993	125	1,197	3,130,734	2,615
家 具 建 具 什 器 小 売 業	1,903	632,802	336	2,060	2,662,350	1,292
そ の 他 の 小 売 業	4,759	1,153,257	242	5,676	5,910,253	1,041

(注) 商業統計調査より算出

均年間販売額は御津町の68.9%,岡山県の33.4%にすぎない。また一店当り年間販売額を業種別に御津町と比べてみると、飲食料品と家具、建具、什器小売業以外の業種において御津町に及ばない。以上のことから、一宮町の小売業の規模は総体として零細であると考えられる。

(二) 商店の経営実態 これまでは統計資料から考察してきたが、つきにここでは各商店を個別訪問してアンケートをとったものを中心に経営内容、仕入地、客層などを個別的にみていきたい。以下の資料はつきに示すようなアンケートの結果に基づくものである。このアンケートは小売業についてのみ各商店を個別訪問して各項目について一軒一軒口頭質問をおこなった。しかし、一宮では商店街らしきものがみられず、各地区に分散しておりしかも前項でもみたように飲食料品店が多数を占めているためにアンケートによる調査も全商店の約30%しかおこなえなかった。これをもって全体を十分に把握することはできないと思われるが、この結果から検討していくことにする。

商 業 調 査 票

岡山大学教育学部社会科研究室

整理番号 ()

(1) 商店名 () 所在地 (一宮町大字)

店主名 () 業 種 ()

(2) 従事者〔家族 () 人 使用人 () 人〕

(3) いつ頃からこの商売を始めましたか。(イ) 明治 () 年から (ロ) 大正 () 年から
(ハ) 昭和 () 年から

また以前はどのような御商売でしたか。

()

(4) 任入れの多い順にお店の主要取扱い商品4種とそれぞれの主な仕入れ地を教えてください。

(取扱い商品名) 1. 2. 3. 4.

(主要仕入地)

(5) 主な仕入れの方法 (イ) 先方から来るのを買う。
(ロ) 電話、手紙で注文して配達してもらう。
(ハ) こちらから出かけて行って買う。

(6) お店の販売方法について (イ) お買上品の配達をする。(ロ) 注文取にまわる。(ハ) 外売に出る。(ニ) 値引きはしない。(ホ) お添物をする。(ヘ) 現金売りには割引する。(ト) まとまった買物には割引する。

(7) お店の営業時間 午前 () 時から午後 () 時まで

(8) 現在お店にとって一番問題なのは次のどれですか。

(イ) 客を他地域、他都市にとられること。(ロ) 生協、農協の活動
(ハ) 行商 (ニ) 資金難 (ホ) 税金問題 (ヘ) その他

(9) 顧客について

(イ) 一日のお客は何人位ですか。

(ロ) 客筋は? (多い順に番号をつけて下さい。)

主婦 勤労者 農林漁者 学生 その他

(ハ) 客 層

男子 (~10) (11~20) (21~30) (31~40) (41~)

女子 (~10) (11~20) (21~30) (31~40) (41~)

地区内 () 割 地区内 () 割

(ニ) 購売状況

一日平均客単価 () 円

現金売 () 割 掛売 () 割

(10) 顧客名簿 有 無

(11) 得意の有無と数 有 () 人 無

(i) 開業年代、経営年数について

表7-5-5 開業年代商店数

	明治	大正	昭和 10年まで	11~19年	20~29年	30年~
鮮魚・食料品	2		2		6	1
電機・時計			1			1
化粧品					1	2
薬品	1					1
酒・たばこ	2	1		1	1	1
衣料品					1	1
肥料・飼料		1				

表7-5-5、表7-5-6をみると、開業年代では昭和20年代以降のものが多く、経営年数では5年~25年ぐらいのものが多く。

表7-5-6 経営年数別商店数

業種別	年数	5年以下	6~15年	16~25年	26~35年	36~45年	46~55年	56年以上
食料品		5	11	12	1	2	1	1
酒・たばこ		1	3		2	2		4
衣料品			2	1				2
時計・電機					1			
化粧品		1		1				
薬品		1						1
燃料・肥料			3		1			
雑貨		1		1				
飲食		2		1				
自動車・自転車		1	1		1	1	1	
理容・美容		3				1		
計		15	20	17	6	6	2	8

(商工会調べ)

(ii) 営業時間 ここでは開店時刻と閉店時刻および営業時間に分けてみることにする。表7-5-7によると開店時刻では午前8時まで開店するところが多く、業種別にみると食料品では仕入れの関係からも約半数が7時以前に開店している。また、閉店時刻については午後7時まで閉店するところは少なく、大半が7時~9時の間に閉店している。営業時間については10時間以下は少なく、13時間~15時間が多い。これは季節によっても異ってくるが、今回の調査は4月におこなった。

表7-5-7 開店時刻と閉店時刻

時刻	業種別	食料品	酒たばこ	衣料品	時計電機	化粧品	薬品	肥料飼料
開店時刻	午前7時以前	5	1					
	7～8時	5	4			1	1	
	8～10時	1	1	1	2	1	1	1
	10時以降					1		
閉店時刻	午後6時以前							1
	6～7時	4				1		
	7～8時	4	1			1	1	
	8～9時	1	4	1	2			
	9～10時	1	1			1	1	
	10時以降	1						

表7-5-8 営業時間

時間	業種別	食料品	酒たばこ	衣料品	時計電機	化粧品	薬品	肥料飼料
8時間以下								
8時間								1
9時間								
10時間		1						
11時間		1					1	
12時間		1			2	1		
13時間		6	3	1				
14時間			1			1		
15時間		1	2		1			
15時間以上		1						

(注) 表7-5-7より作成

たものでかなり平均的であるとみてよからう。なお、調査をおこなったのが食料品店が多かったために多少かたよりがみられるかもしれないが結果からみて農村の特徴がうかがわれる。

(iii) 顧客の状況

表7-5-9 一日平均客数

人数	業種別	食料品	酒たばこ	衣料品	時計電機	化粧品	薬品	肥料飼料
10人まで			1	1		2		1
11人~29人		2	1	1	1	1		
30人~59人		4	3		1		2	
60人~99人			1					
100人以上		1						

表7-5-9をみると一日の平均客数は、11人~29人、30人~59人までが大半である。また客筋は主婦がほとんどであると言ってよい。これは一宮町での買物は食料品が主であり、その他の買廻り品はほとんど岡山市で購入されていることから考えて当然のことであるとも言えよう。さらに、ほとんどの商店では客は固定客であると言ってよからう。

(iv) 販売の状況

表7-5-10 平均客単価

単価	業種別	食料品	酒たばこ	衣料品	時計電機	化粧品	薬品	肥料飼料
200円以内		1	1					1
201~500円		7	5	2			2	
501~1000円			1					
1001円以上		1				3		

これによると、平均客単価、すなわち顧客1人当たり1回当りの平均購入額は201円~500円の項がほとんどを占めている。1001円以上であるのは化粧品が主で、やはり1個当りの価格が高いため客単価が1001円以上となるのであろう。平均客単価からも一宮町での購入は最寄品が主な位置を占めていることがうかがわれる。

つぎに表7-5-11に より現金販売と掛売についてみると、掛売の割合は2割程度までがほとんどであって、現在商工会で発行しているスタンプの影響にもよるものと思われる。時計・電機の項、肥料・飼料の項で掛売が高い割合を示しているのは時計・電機は月賦販売のため、肥料・飼料では顧客が農家に限られているからであろう。

表7-5-11 掛売の割合

割合	業種別	食料品	酒たばこ	衣料品	時計電機	薬品	化粧品	肥料飼料
2割まで		6	3			1	1	
3~4割			1	1				
5~6割		4	2	1	1	1	2	
7割以上					1			1

(V) 仕入れの状況

表7-5-12 仕入れ方法

事項	業種別							
	食料品	酒 たばこ	衣料品	時計 電機	薬品	化粧品	肥料 飼料	
先方から来るのを買う	4	2	1	1	1	2		
電話、手紙で注文して配達 してもらう	2	4		1	2	3	1	
こちらから出かけて買う	9	1	2					

全体的にみて、「先方からの来るのを買う」、「電話・手紙で注文して配達してもらう」、「こちらから出かけて買う」はほぼ同数である。しかし、各業種によって多少異っている。「先方から来るのを買う」、「電話・手紙で注文して配達してもらう」は衣料品を除いた業種で多くみられる。食料品でこれが多いのは一人だけで経営している商店が含まれており、自分で出かけて行って仕入れることができないことにもよるのであろう。

表7-5-13 仕入れ地

地名	業種別							
	食料品	酒 たばこ	衣料品	時計 電機	化粧品	薬品	肥料 飼料	
岡	山	11	6	2	2	2	2	1
総	社		1					
大	阪					1	1	
京	都						1	
東	京					1	1	

つきに表7-5-13によれば仕入れ地の81.3%は岡山市である。しかし岡山市以外から仕入れる場合は化粧品、薬品などであって、これらは化粧品会社、製薬会社の本社から直接購入しているのであるから、仕入れ地はほとんどが岡山市であると言ってもよからう。すなわち、一宮町には卸売業がほとんどみられないため、卸売機能を岡山市に依存しているのである。

以上はアンケートによって商店の経営実態を検討してきたが、商店を個別訪問して感じられたことは大部分の商店では経営における改善の意欲がみられず、細々とやっているということである。一宮町の人口は現在増加しつつあり、近いうちには団地造成もおこなわれる予定であるから個々の商店が経営に対して積極性を持ち、営業の合理化をおこなえば購売力を増加させる可能性もあるものと思われる。

(2) 一宮町のサービスエリア

一宮町民の買物圏はいかなるものであろうか。この点について一宮町はいかなる役目を果たしているかをアンケートによって検討してみたい。アンケートは中山中学校の3年生を通じて150世帯に配布してもらい、回収されたものは103であった。この点やや確実性に乏しいと思われるが、一応一宮における買物圏の概略は把握できるであろう。

一般に買物圏調査にとりあげられる商品は最寄り品、買廻り品、奢侈品、または日用必需品、

中級用品、高級品に分類される。今回の調査では、①肉、②魚、③しょうゆ、④砂糖、⑤菓子、⑥背広、⑦婦人服、⑧子ども服、⑨下着類、⑩靴下、⑪靴・履物類、⑫家庭電気器具、⑬家具類、⑭食器、⑮化粧品、⑯医薬品、⑰自転車、⑱雑誌・書籍、⑲文房具の19項目にわたって調査をおこなった。この結果、表7-5-14をみてわかるように背広・婦人服、子供服、下着類、靴下などの衣類、靴履物類では約90%が岡山市で購入されている。これは、一宮町の商店に衣類、履物類の商店がごくわずかしみられず、またそれも小規模のものであることによるのであろう。その他の品目においても岡山市の牽引力が非常に強く、ただ最寄品である食料品のみが、かろうじて一宮町での高い購入率を保っている。以下各項目別に一宮町各地区、ならびに岡山市の商店圏をみていこう。

(a) 肉

食料品の中でも岡山市での購入率が高いが、これは通勤圏、つまり通勤の帰りに買って帰るのが多いことと平津地区は岡山市に最も近いため奉還町あたりで買うためであろうと思われる。一宮町では緑町と西辛川のショッピングセンターが大きな役割を果たしているであろう。

(b) 魚

前項の肉よりも一宮町が優位を占めており、またやや散散的な傾向がみられるが、これは鮮魚店が肉と比べて多いことと食料品店で鮮魚を扱っているところが多くみられることによるのであろう。しかし平津で、岡山市での購入率が肉とあまり変っていないのは距離が影響しているためであろう。この項目でも緑町のショッピングセンターがかなりの位置を占めている。

(c) しょうゆ

全項目の中で一宮町での購入率が最も高く、次項の同じ調味料である砂糖とかなりの相違がみられることが特徴である。また、尾上の占める位置も他の項目に比べて高くなっている。これは、尾上にあるノリタケしょう油の影響によるのであろう。さらに、農協での購入率もかなりのパーセンテージを示していることも注目値する。

(d) 砂糖

食料品の中で肉について岡山市での購入率が高く、また岡山市でもかなり購入地域が分散している傾向がみられる。このことは一宮町についても言えることである。前項と同じく農協が他項目に比べてかなりの重要性をもっている。

(e) 菓子

本項目では購入地域がかなり分散している傾向がみられ、岡山市の牽引力も小である。すなわち、近所の食料品店でまにあわせているのであるが、これは菓子の持つ性質上出かけて行かなくても地元で十分まにあうからであろう。

(f) 背広

背広は高級品であるために専門店に行く場合が多いが一宮町では紳士物の専門店は見られない。したがって表7-5-14の示す通り90%以上が岡山市に集中している。さらに岡山市でも表八か町での購入率が一宮町から距離的に近い奉還町のほとんど倍近くを示している。

(g) 婦 入 服

前項と同様岡山市の牽引力が非常に大きい。しかし前項と違い、奉還町と表八カ表の牽引力はほぼ等しいと言える。地区別にみると、平津、馬屋下地区では奉還町の牽引力がややみられるが、一宮地区では他の二地区に比べて表八カ町の牽引力が大である。

(h) 子 ども 服

背広、婦入服に比べて奉還町の牽引力が表八カ町よりもやや大で、駅前もほぼ同様のことがりかがわれる。

(i) 下 着 類

下着は一宮町の衣料雑貨店で扱っているが、量的に十分であるとは言えない状態である。このため日用品的性質をもつものではあるが岡山市に出かける方が多いのであろうと思われる。そして、岡山市でも距離的により近い奉還町、駅前が約50%の購入率を示している。

(j) 靴 下

前項の下着とほぼ同じ傾向がみられるが、一宮町での購入率がやや大である。

(k) 靴・履物類

一宮町で靴を扱っている商店はみられず、履物を扱っている商店も量が豊富でないためここでも岡山市に集中していると言える。下着類、靴下と同様奉還町、駅前が岡山市全体の購入の約半数を占めている。平津、馬屋下地区から奉還町へ出かける割合は高い。

(l) 家庭電気器具

高級品であるにもかかわらず全体として一宮町が優位を占めており、また一宮に集中していることは注目値することである。これは一宮に電気器具店があってかなりサービスも行き届いていることからわざわざ岡山に出かけず、地元でまにあわせていることにもよるのであろう。

(m) 家 具 類

全項目の中でこの項目だけが岡山市での購入率100%を占めている。また、一宮には家具店はみられないのであって、岡山市でも専門店のある奉還町が約45%を占めている。

(n) 食 器

食器は身近な日用品であるにもかかわらず一宮町では食器の専門店がみられないため、岡山市の牽引力が大である。岡山市でも距離的に近い奉還町の牽引力が大であると言える。食器の種類によっても購入地域が多少異ってくるものと考えられる。

(o) 化 粧 品

一宮に化粧品店がみられるため、一宮での購入率はかなり高い。しかし一宮で化粧品を購入するのは主婦が主であって、若い女性は大部分岡山市に通勤しているため岡山市で購入することが多いと思われる。

(p) 医薬品

前項の化粧品に傾向が類似しているが、化粧品よりもさらに一宮町での購入率が高い。しかし一宮町での購入は一宮地区に限られている。医薬品は急を要する場合もあるので化粧品よりも一宮町での購入が高いのであろう。

(q) 自転車

前項とほぼ同程度の割合を示しているが、一宮町での購入の場合他の項目と異り、馬屋下、平津地区での購入が一宮地区のそれよりも上回っていることは特徴的である。これは、馬屋下、平津地区に自転車店が食料品店を除く他の商店に比べて割合多いことと、地元で買う方が、便利がよいことによるのであろうと思われる。

(r) 雑誌・書籍

岡山市の牽引力がかなりうかがえるが、雑誌と書籍の種類によって購入地域にも相違があらわれるものと思われる。一宮町で購入されるものはほとんど雑誌であるとみてさしつかえないであろう。

(s) 文房具

文房具は一宮町が優位を占めているが、一宮町でも特に学校の購売部が重要な役割を果たしており、日常よく使う品物はかなり学校でまにあわせることができるものと思われる。さらに不足のものなどを量、質ともに豊富な岡山市で購入していると言えるのではなからうか。

以上の結果を総合してみると、最初予想した通り一宮町は岡山市と密接に結合していると言えるであろう。現在、岡山市のベッドタウンとして発展している一宮町は岡山市と密接不可分の関係にあって岡山市の外延部、さらに極端に言えば岡山市街地の広がりの一部とみなされるとも言えるであろう。このことは、岡山市に対する商品購入状況および通勤状況においてもうかがわれるのである。すなわち、昭和39年7月の岡山県商業振興協議会の調査によれば、岡山市に対する購入率は82.3%であって、一宮町外購入額に対する岡山市購入額の割合は100%を示している。また、昭和40年度国勢調査によれば岡山市への通勤率は31%で、一宮町外通勤者数に対する岡山市通勤者数は88%である。これを示したのが表7-5-15である。さらに岡山市での購入も品目によって多少購入地域が異ってきている。高級品はやや表八カ町での購入が多く、中級品、日用品は奉還町、駅前が多い。また、同じ品目であっても居住地域によって相違が表われている。すなわち、平津地区の人は他地区の人よりも事還町、駅前、あるいは津島、伊島あたりで購入する割合が大であると言える。日常の食料品、雑貨以外のちょっとした買物はほとんど岡山市でおこなわれており、ショッピングセンターとして一宮マーケットと昭和45年(1970)4月3日開店した鶴商グランドマートがあるがどちらも寄合百貨店である以上、経営、販売において限界が生じてくるものと思われる。そのため、岡山市のスーパーに対抗する力とはなりきれず、一宮町の小売商店に影響を与えるものでしかないのではなからうか。

表7-5-1-4 買物圏

()内は%を示す

地名 品名	圏			市			一宮			町	合	計
	山		市	一宮		町	一宮		町			
	奉還町	駅前		柳川筋	表入町		馬屋下	平津				
肉	9	4	3	0	15	31(31.6)	54	10	3	67(68.4)	0(0.0)	98(100.0)
魚	9	1	3	0	10	23(23.5)	53	12	8	74(75.5)	1(1.0)	98(100.0)
しょうゆ	1	0	0	0	6	7(7.4)	68	12	5	86(91.5)	1(1.1)	94(100.0)
砂糖	7	5	5	1	8	26(27.7)	47	16	5	68(72.3)	0(0.0)	94(100.0)
菓子	4	3	1	0	10	18(17.8)	56	20	7	83(82.2)	0(0.0)	101(100.0)
背広	19	2	0	37	27	85(94.4)	2	2	0	4(4.4)	1(1.1)	90(100.0)
婦人服	26	7	3	30	23	89(91.8)	5	1	0	6(6.2)	2(2.0)	97(100.0)
子ども服	29	9	3	23	24	88(93.6)	4	1	0	5(5.3)	1(1.1)	94(100.0)
下着類	36	10	5	14	22	87(89.7)	7	1	0	8(8.2)	2(2.1)	97(100.0)
靴	33	10	5	15	21	84(86.8)	9	2	0	11(11.3)	2(2.1)	97(100.0)
靴・履物類	36	9	2	21	23	91(92.9)	4	2	0	6(6.1)	1(1.0)	98(100.0)
家庭電気器具	9	2	1	7	26	45(47.4)	50	0	0	50(52.6)	0(0.0)	95(100.0)
家具類	41	1	0	15	35	92(100.0)	0	0	0	0(0.0)	0(0.0)	92(100.0)
食器	33	2	3	13	26	77(81.9)	16	0	0	16(17.0)	1(1.1)	94(100.0)
化粧品	14	3	2	10	21	50(52.1)	43	0	0	43(44.8)	3(3.1)	96(100.0)
医薬品	12	6	2	2	20	42(42.9)	52	0	0	52(53.1)	4(4.0)	98(100.0)
自転車	7	0	0	2	29	38(43.2)	9	19	17	45(51.1)	5(5.7)	88(100.0)
雑誌・書籍	12	2	0	26	21	61(62.2)	34	0	0	34(34.7)	3(3.1)	98(100.0)
文房具	7	4	1	14	19	45(44.6)	54	0	0	54(53.5)	2(1.9)	101(100.0)

表7-5-14-a

肉買入先分布

地区別	買入先	岡山市					一宮町											計
		奉選町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	西辛川	辛川市場	尾上	緑町	大窪	芳賀	檜津	佐山	農協		
一宮	官川	1		1		2	9	2			2							17
西辛川	官川		2				1	6										9
辛川市場	官川					1	1				1							3
尾上	官川		1			2	2	1	1	5								13
緑町	官川						2				2							4
横尾	官川						1											1
長野	官川						3	1			1							5
福谷	官川						1					1						2
松尾	官川		1	1		1	1				1							5
芳賀	官川	1					2				1		6					10
大窪	官川					1						3						4
首部	官川	3				5												8
檜津	官川	3		1		3	1				1			2	1			11
佐山	官川	1		1											1			3
今岡	官川						1				1							2
山崎	官川										2				1	1		2
計		9	4	4	0	15	25	10	1	5	12	4	6	2	1	1		98

表7-5-14-b

魚買入先分布

地区別	買入先	岡山市					一宮町											計	
		奉選町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	西辛川	辛川市場	尾上	緑町	松尾	芳賀	大窪	檜津	佐山	農協		その他
一宮	官川	1		1			10	2			2								16
西辛川	官川	1					1	7											9
辛川市場	官川						2				1								3
尾上	官川	1	1			1	6			3							1		13
緑町	官川						2				2								4
横尾	官川						1												1
長野	官川						3	1										1	5
福谷	官川						1						1						2
松尾	官川					1	1				1	2							5
芳賀	官川	1									1		7		1				10
大窪	官川			1		1								2					4
首部	官川	3				5													8
檜津	官川	2				2					2				5				11
佐山	官川			1										1	1				3
今岡	官川						1				1								2
山崎	官川										2								2
計		9	1	3	0	10	28	10	0	3	12	2	7	3	7	1	1	1	98

表7-5-14-c しょうゆ買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町								その他	計		
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	西辛川	尾上	緑町	松尾	芳賀	大窪	首部			檜津	農協
一宮					1	12			3								16
西辛川					1	4	3	1									9
辛川市場						3											3
尾上						5		7						1			13
緑町						2			2								4
横尾												1					1
長野						2								2	1		5
福谷								1				1					2
松尾					1	1				3							5
芳賀	1					2					5			2			10
大窪								1				2		1			4
首部					1									4			5
檜津					1	3			1				5	1			11
佐山					1			1									2
今岡						1		1						1			3
山崎						1											1
計	1	0	0	0	6	36	3	12	6	3	5	4	5	12	1		94

表7-5-14-d 砂糖買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町										計			
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	西辛川	尾上	緑町	長野	松尾	芳賀	大窪	首部	檜津		佐山	農協	
一宮		2	2		1	8			1										14
西辛川		2				2	6												10
辛川市場			1			2													3
尾上	1	1			1	4		5									1		13
緑町					1	1			2										4
横尾												1							1
長野										2							3		5
福谷												2							2
松尾			1			1		1		2									5
芳賀	1					1					7						1		10
大窪	1				1							2					1		4
首部	2			1	1	1							1				2		8
檜津	3		1		3				1					3					11
佐山																1			1
今岡						1		1											2
山崎								1											1
計	7	5	5	1	8	21	6	5	7	2	2	7	5	1	3	1	8		94

表7-5-14-e 菓子買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町										計		
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	西辛川	尾上	緑町	長野	松尾	芳賀	大窪	首部	檜津		佐山	農協
一宮		1	1			11	1		2									16
西辛川		2				1	6											9
辛川市場						2			1									3
尾上	1				2	3		6										13
緑町					1	2			3									6
横尾													1					1
長野						1				4								6
福谷													1					2
松尾						2			1		2							5
芳賀	1					1						8						10
大窪													3				1	4
首部	1				4	1								2				8
檜津	1				2	2			3						3			11
佐山					1											2		3
今岡						1			1									2
山崎									2									2
計	4	3	1	0	10	27	7	6	13	4	2	8	6	2	3	2	3	101

表7-5-14-g 婦人服買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町			その他	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	尾上	松尾		
一宮	1		7	6					14	
西辛川	1		4	3					8	
辛川市場			1	2					3	
尾上	3	2	4	3					12	
緑町	1		3						4	
横尾			1						1	
長野	1		1	1		1		1	5	
福谷	1				1				2	
松尾	1		4						5	
芳賀	3		3	3			1		10	
大窪			3	2	1				5	
首部	1		3	1					5	
檜津	3		3	4					10	
佐山			1	1					2	
今岡	2								2	
山崎	1			1					2	
計	19	2	0	37	27	2	1	1	90	

表7-5-14-f 背広買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町			その他	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	尾上	松尾		
一宮	1	1	7	5	2				16	
西辛川	1	1		2	4				8	
辛川市場		1		2					3	
尾上	3	2	4	1	1	1			13	
緑町		1	2	1					4	
横尾			1						1	
長野	1		1	1			1	1	5	
福谷	1					1			2	
松尾	2	1	2						5	
芳賀	6		2	2					10	
大窪		1	1	3	2				7	
首部	4		2						6	
檜津	4		3	4					11	
佐山		1	1						2	
今岡	2								2	
山崎	1			1					2	
計	26	7	3	30	23	4	1	1	97	

表7-5-14-h 子ども服買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町		その他	計
	奉還町	駅前筋	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	松尾		
一宮	1		1	5	6	1		14	
西辛川	1	2		2	4			9	
辛川市場		1		1	1			3	
尾上	4	2		3	2	1		12	
緑町	1	1		2	1			5	
横尾								1	
長野	2			1	1		1	5	
福谷	1					1		2	
松尾	1	1	1	1				4	
芳賀	7			1	2			10	
大窪		1	1	3	2			7	
首部	3			2				5	
檜津	5			2	4			11	
佐山		1		1				2	
今岡	2							2	
山崎	1		3		1			2	
計	29	9		23	24	4	1	94	

表7-5-14-i 下着類買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町		その他	計
	奉還町	駅前筋	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	松尾		
一宮	1		3	4	6	3		17	
西辛川	2	2		1	3			9	
辛川市場		1		1	1			3	
尾上	6	2		2	3			13	
緑町	1	1		1	1			4	
横尾				1				1	
長野	2					1	1	5	
福谷	1					1		2	
松尾	2	2	1					5	
芳賀	5	1	1		3			9	
大窪		1	1	3	1			6	
首部	5			1				6	
檜津	7				4			11	
佐山	1			1				2	
今岡	2							2	
山崎	1				1			2	
計	36	10	5	14	22	7	1	97	

表7-5-14-j 靴下買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町		その他	計
	奉還町	駅前筋	柳川筋	表八カ町	その他	一宮	松尾		
一宮	1		3	4	5	3		16	
西辛川	2	2		1	3			9	
辛川市場		1		1	1			3	
尾上	5	2		2	3	1		13	
緑町		1		2	1			4	
横尾				1				1	
長野	2					1	1	5	
福谷	1					1		2	
松尾	1	2	1		1			5	
芳賀	5	1			2	1	1	10	
大窪		1	1	3	1			6	
首部	5			1				6	
檜津	7				4			11	
佐山	1			1				2	
今岡	2							2	
山崎	1				1			2	
計	33	10	5	6	21	9	2	97	

表7-5-14-k 靴、履物類買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町			その他	計	
	奉還町	駅前筋	柳川筋	表八カ町	その他	西辛川	芳賀	大窪			
一宮	2			7	6	1			1	1	17
西辛川	1	1		2	3		1				9
辛川市場		1			2						3
尾上	6	3		2	1						12
緑町		1		3							4
横尾						1					1
長野	4				1						5
福谷	2										2
松尾	1	1	1	1				1			5
芳賀	6			1	2			1			10
大窪		1	1	3	2						7
首部	4	1			1						6
檜津	6			1	4						11
佐山	1			1							2
今岡	2										2
山崎	1				1						2
計	36	9	2	21	23	2	1	1	1	1	98

表7-5-14-1 家庭電器器具買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他		
一宮				1	7	7	15
西辛川	1				1	7	9
辛川市場					1	2	3
尾上	2			2	3	6	13
緑町	1	2	1	1			5
横尾						1	1
長野	2					3	5
福谷						2	2
松尾					1	4	5
芳賀	1			1	4	4	10
大窪						4	4
首部				2	2	2	6
檜津	2				6	3	11
佐山					1	1	2
今岡						2	2
山崎						2	2
計	9	2	1	7	26	50	95

表7-5-14-m 家具類買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他		
一宮	3			3	8		14
西辛川	3			1	5		9
辛川市場				1	2		3
尾上	6			5	2		13
緑町	1	1		2			4
横尾	1						1
長野	4				1		5
福谷	2						2
松尾	2			2	1		5
芳賀	6				4		10
大窪	1			1	2		4
首部	4				2		6
檜津	6				5		11
佐山					1		1
今岡	1				1		2
山崎	1				1		2
計	41	1	0	15	35		92

表7-5-14-n 食器類買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町	その他	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	協	他	
一宮	2	2	3	7	4			18
西辛川	4	1		2	1		1	9
辛川市場				1	1	1		3
尾上	4			2	3	2		11
緑町	1	1		2				4
横尾						1		1
長野	3					1		4
福谷	1					1		2
松尾	3		1	1				5
芳賀	5				3	2		10
大窪				2	1		1	4
首部	3				3			6
檜津	5				5	1		11
佐山				1	1			2
今岡	1					1		2
山崎	1				1			2
計	33	2	3	13	26	14	2	94

表7-5-14-o 化粧品買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町	その他	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八カ町	その他	協	他	
一宮			2	1	3	9		15
西辛川	1				1	6	1	9
辛川市場		1				2		3
尾上	3	1		4	1	4		13
緑町		1		1		2		4
横尾						1		1
長野	2				1	2		5
福谷						2		2
松尾				1	1	2	1	5
芳賀	3			1	2	5		11
大窪				1	1	1	1	4
首部	1				5			7
檜津	3			1	5	2		11
佐山						2		2
今岡	1					1		2
山崎					1	1		2
計	14	3	2	10	21	42	3	96

表7-5-14-p 医薬品買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町		その他	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八力町	その他	一宮	協		
一宮	1	3	2		2	9		17	
西辛川	1	1			1	5	2	10	
辛川市場		1			1	2		4	
尾上	4	1		1	2	4	1	13	
緑町						4		4	
横尾						1		1	
長野	3				1	2		6	
福谷						2		2	
松尾					1	4		5	
芳賀	2				2	7		11	
大窪				1	1	2		4	
首部					5			5	
檜津	1				4	6		11	
佐山						1		1	
今岡						2		2	
山崎						2		2	
計	12	6	2	2	20	53	3	98	

表7-5-14-q 自転車買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町		その他	計	
	奉還町	駅前	柳川筋	表八力町	その他	一宮	大窪			
一宮					3	3		2	2	10
西辛川	1				4	2			1	8
辛川市場			1		1				1	3
尾上				1	11				1	13
緑町	1				2	1				4
横尾							1			1
長野					2		3			5
福谷							2			2
松尾	1				1	1	1	1		5
芳賀	1					6	2	1		10
大窪					1		3			4
首部	2				1			3		6
檜津	1				4		1	5		11
佐山							1	2		2
今岡						1		1		2
山崎								2		2
計	7	0	0	2	29	9	6	13	17	88

表7-5-14-r 雑誌・書籍買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町		その他	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八力町	その他	一宮	農協		
一宮				6	8	4			18
西辛川		1		1	3	5		2	12
辛川市場				1	1	2			4
尾上	3	1		2	2	3			11
緑町	1			2		1			4
横尾				1					1
長野	1			1	1	1		1	5
福谷						2			2
松尾				2		3			5
芳賀	2				2	5			9
大窪				1		1	1		3
首部	1			3	1				5
檜津	3			4	3	3			13
佐山				1		1			2
今岡				1		1			2
山崎	1					1			2
計	12	2	0	26	21	35	1	3	98

表7-5-14-s 文房具買入先分布

買入先 地区別	岡山市					一宮町		その他	計
	奉還町	駅前	柳川筋	表八力町	その他	一宮	農協		
一宮		1	1	4	4	6			16
西辛川		1		1	2	7		1	12
辛川市場				1	1	2			4
尾上	3			3	2	5			13
緑町	1			1		2			4
横尾						1			1
長野		1			1	2		1	5
福谷						2			2
松尾				1		4			5
芳賀	1	1			2	7			11
大窪				1		2	1		4
首部	1			1	3	1			6
檜津					4	7			11
佐山				1		2			3
今岡						2			2
山崎	1					1			2
計	7	4	1	14	19	53	1	2	101

表7-5-15 岡山市に對する商品購入状況及び通勤状況

市町村名	商品購入状況		通勤状況				
	岡山市購入率	岡山市購入額 当該市町村外購入額	当該市町村内に 常任する従 業者数	岡山市通勤者数	当該市町村外 通勤者数	岡山市 通勤率	岡山市通勤者数 当該市町村外通勤者数
玉野市	13.0%	87%	3,240	769	2,003	2%	38%
御津町	48.7	96	6,811	1,367	1,578	20	87
一宮町	82.3	100	4,879	1,528	1,729	31	88
津高町	97.5	100	4,636	1,519	1,638	33	93
瀬戸町	53.5	100	6,094	1,395	1,924	23	73
山陽町	61.4	76	4,733	837	1,167	18	72
赤坂町	47.7	92	3,426	388	611	11	64
牛久保町	21.6	76	5,395	188	594	4	32
邑久町	25.6	42	9,141	595	1,725	7	34
長船町	37.2	58	3,896	280	969	7	29
上酒町	25.0	30	3,831	544	1,003	14	54
瀬崎町	43.4	71	5,048	468	1,322	9	35
東見町	27.8	38	2,670	121	584	5	21
興除村	44.1	52	3,971	516	1,000	13	52
藤田村	63.9	71	2,677	272	416	10	65
吉備町	76.4	96	4,451	1,267	1,631	28	78
妹尾町	42.9	97	4,656	1,166	1,684	25	69
庄村	49.6	60	3,472	537	1,029	15	52
福田村	57.8	66	1,655	385	563	23	68
高松町	73.5	92	5,801	1,575	2,023	27	78
足守町	60.7	90	5,435	611	1,010	11	60

(注) 岡山市及び周辺町村現況調査書より
 商品購入状況については昭和39年7月岡山県商業振興協議会による数値を使用
 通勤状況については昭和40年度国勢調査の数値を使用



岡山市通勤者数
当該市町村外通勤者数

による段階区分

(注) 岡山市及び周辺町村現況調査書より

(3) 商工会の活動

(a) 一宮商工会の歴史

昭和30年(1955)一宮に任意商工会が発足し、44名が会員となった。その当時の資料が見当らなかったためその性格がつかめないが設立当時の会員を業種別に分類してみると表7-5-16の通りである。

表7-5-16 業種別商工会員数

業 種	員数	業 種	員数	業 種	員数
食料品, 鮮魚	4	石 材	7	豆 腐 製 造	1
日 用 雑 貨	7	木 工, 鉄 工	5	印 刷	1
自 転 車	2	建 具, 建 材	2	製 綿, 王 栓 製 造	2
美 容, 理 髪	3	水 道 工 事	1	牛 乳 配 給 所	1
兵 服	1	牛 馬 商	2	そ の 他	2
煙 草	2	製 油	1		

(馬屋下村誌 現代編十の七より)

その後、地域の小規模商工業者の繁栄を増進し、地域の経済の向上を計ることを目的として昭和35年(1960)に国会で「商工会の組織等に関する法律」すなわち「商工会法」が制定され、その商工会法第56条にし

たがい翌年5月27日特殊法人として一宮町商工会が成立した。一宮町商工会は、一宮地区内における商工業の総合的な改善発達を図りもって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、さらに設立以後の著しい産業経済の動向の推移、消費人口の増加という情勢の中で国、県の施策ののっとり地区内の経営指導に努めてきた。現在、わが国の経済成長は急速であり、また資本の自由化とも併せて中小企業に与える影響は非常に大きく、その上消費内容の変化、労働賃金の上昇によって中小企業者にそのしわ寄せがかかってきている。これに対して一宮町商工会は商工会組織の強化をはかり、会員との協力により、経済環境の変化に即応する体質改善をおこなうことをスローガンとしている。

(b) 一宮町商工会の現況

(1) 組織 一宮町商工会の役員は会長1名、副会長2名、理事18名、監事2名の23名をもって構成されており、設立当初より変化はみられない。役員は会員の中より選任され任期は2年である。役員その他に会長の任免する職員が置かれており、現在は経営指導員、経営補助員、税務専任職員各1名ずつ合計3名の職員が事務局を構成している。会員数は設立当時は109名であったが、昭和45年(1970)4月6日現在149名と漸次増加しつつある。商工会員数の変化を示したのがつぎの表7-5-17である。

表7-5-17 会員数の変化

年 度	昭和 36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年
会 員 数	109	109	118	118	121	125	137	148	148
増加会員数		0	9	0	3	4	12	11	0

(商工会調べ) 昭和45年3月31日現在

(ロ) 事業 商工会の事業には大きく分けて改善事業と一般事業とがある。改善事業は企業の経済状態の改善を目的としたものであり、一般事業は総合振興対策、商工振興対策、工業振興対策、金融対策、税務対策、労務対策に細分される。各々の具体的事業は以下の通りである。

(i) 改善事業

経営指導員の相談および指導、講習会等の開催による指導、金融のあっせん、社会保険等に関する事務の代行、一般事業委託事務、講習会、講演会記録、個別相談記録

(ii) 一般事業

総合振興対策

珠算検定、御津郡ブロック商工会職員研修会、役員研修会、商工会職員研修会、中国五県経営指導員研究大会

商工振興対策

商工会スタンプの発行、一宮ショッピングセンターの設立、商業部先進地視察、スタンプお年玉セール実施、スタンプ旅行

工業振興対策

設備近代化工場視察、工業部講演会、中小企業高度化講習会

金融対策

国民金融公庫事務連絡協議会

税務対策

納税貯蓄組合総会、岡山県青色申告会連合会総会、青色申告中国ブロック会議、青色申告決算説明会

労務対策

労災保険事務組合説明会、年少労働者福祉員連絡協議会、火災共済ぐるみ運動、失業保険事務組合ブロック会議、中小企業退職金共済制度説明会

これらの事業の中でも、金融あっせんと商工会スタンプの発行が主要な地位を占めている。商工会スタンプの発行は商工会の設立当時に購売力の外部流出を防止することと、従来の通帳買いを現金買いに変えることを目的とし実施され今日に至っている。このスタンプは2%の率で点数により商品交換、招待旅行がおこなわれており、現在57店が加盟している。スタンプ実施により現金買いの増加がみられるようであり、この点効果があったのではないかとと思われる。金融あっせんは主として国民金融公庫を利用している。あっせん件数、あっせん額などについて昭和43年度のを参考にすると以下のとおりである。

表7-5-18 金融あっせんの状況

区 分	あっせん延件数	貸付決定延件数	あっせん総額	貸付決定総額
国民金融公庫	47 件	46 件	4,100 万円	3,748 万円
その他の金融機関	25	25	1,110	990
計	72	71	5,210	4,788

表7-5-19 収入の内訳 (単位 円)

事項		年度	43年	44年
經常収入	会費		13,320.00	14,240.00
	県補助金		1,180,860	1,469,474
	小規模事業町補助金		564,000	564,000
	一般事業町補助金		539,000	589,000
	手数料		84,637	80,000
臨時収入	新現加入会費		11,200	10,000
	寄付金		53,044	30,000
	雑収入		8,767	6,000
	繰越金		5,421	5,421
計			2,580,121	2,896,193

(商工会調べ)

表7-5-18によれば、一件当たりの平均あせ人額は約73万円となる。また、相談および指導においては金融、税務、労務関係が全体の約70%を占めており一宮町では特に税務面における相談および指導が重要な地位を占めている。商工会としても青色申告の普及に努めている。

(ハ) 予算

収入、支出ともごく最近の資料しか得られなかったもので得られたもので考察してみよう。収入の構成をみると43年度では会費は5.6%を占めているにすぎず、県補助と町補助が88.5%を占めている。44年度では会費は5.3%を占めているのみで、わずかではあるが前年度に比べて構成比が減少しており、逆に県補助と町補助の構成比は高くなり90.5%となっている。つまり、収入は県からと町からの補助で成立しているとも言えるのである。さらに補助の内でも県からの補助が町からの補助を上回っていることもうかがうことができる。零細規模商店の多い一宮町では会費の増額は余り期待できないものと思われ、今後予算額が増加するにつれさらに県、あるいは町からの補助金の構成比が高くなるであろう。

支出は43年度のものしか資料が得られなかったために支出の状態を把握することはできないが、その内訳をぎぎに掲げてみよう。

経営改善普及事業費	1,838,305円
一般事業費	354,518円
管理費	381,987円
計	2,574,810円

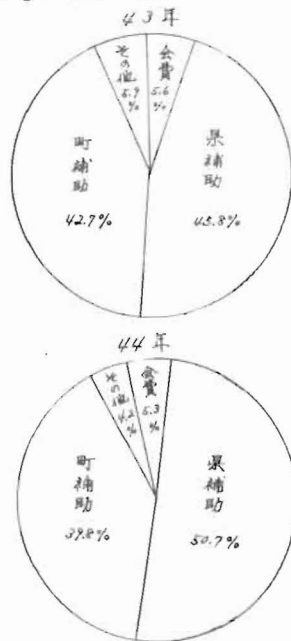
(ニ) 一宮ショッピングセンター 岡山市のベッドタウンとして一宮町は最近急激に人口が増加している。

表7-5-21 人口の増加

調査年月日	人口	調査年月日	人口	調査年月日	人口
昭和30.1.1	8,669人	42.1.1	9,490人	43.7.23	10,660人
35.1.1	8,706	43.1.1	10,189	43.8.24	10,697
40.1.1	8,923	43.5.1	10,535		
41.1.1	9,133	43.6.11	10,606		

(商工会調べ)

表7-5-20 収入の構成



これは41年(1966.)から一宮町に緑町団地が建設されたことによるのであろう。しかしこの緑町付近には食料品店が少なかったために緑町団地内に店舗用地が設けられ、地元業者の希望を入れる趣旨のもとに町当局から41年11月一宮町商工会に依頼された。しかし、用地の購入ならびに店舗建設のための資金面で行き詰まったが、団地にとって店舗建設は必要不可欠のものであったために農協に依頼され農協が用地を購入してプレハブ簡易仮店舗47坪を建設した。商工会は全会員に入居希望を募って9店舗の入居を決定し、名称は一宮マーケットとして任意組合の形式で昭和42年3月3日開店した。入居した業種は鮮魚、青果物、乾物、漬物、菓子、精肉、荒物、衣料品、食堂各一店ずつで、このほか農協もみどり町支所を出した。その後店舗面積が狭小であるために新店舗建設に踏みきり昭和43年7月1日新店舗が開店した。名称も一宮ショッピングセンターと改名し、店舗面積も3倍の1432坪となった。一宮ショッピングセンターの運営方法は次のようである。

イ 和のある運営に努める。

一業種一店舗にして極力共通品目の販売をさける節度を保ち、広告宣伝等を共同とする。

ロ 人間的な販売方式

田舎にのみできる販売戦術を活用、寄合百貨店形式で各店の特長を出す。

ハ 周囲の店に良い意味のしげきを与え、価格の表示が全町に浸透し、各地区毎に共同宣伝、売出しの実施等グループ化の傾向が生じる。

開店当初、入居組合員は赤字を覚悟していたが予想外に売上げは急上昇し、平均年間売上額は1億2000万円位である。しかし、形態が寄合百貨店であるために、今一步伸び悩みが感じられる。一宮町ではさらに住宅団地の建設が予定されているが、今後は寄合百貨店形式でないスーパーマーケットの設立が期待されている。

一宮町における商工業活動は、中小企業と
りわけ零細企業によっておこなわれている。
経営規模の過小性、企業数の過多性、資金調
達力の弱さ、技術水準の低さ、経営管理の近
代化の遅れなどの特性をもつ中小企業は、経
済成長に伴ってもたらされた労働力需給の窮
迫、需給構造の変化、市場条件の変化に対し
ていかに対応するかという点に問題をかかえ
ているのが現状と言えよう。よく中小企業問
題は古くて新しい問題と言われるように、低
生産性のゆえにわが国では農業問題とともに最



写真7-5-1 緑町の一宮ショッピングセンター

も危ない問題を数多く含んでおり、容易に解決策を見出すことができず苦慮しているのが現実の姿であろう。しかし、翻って考えるのに変化は経営活動に大きな制約を加えたり、また新たな機会を与えたりするが、経済的な力だけで事業の性格や活動がきめられるものではない。事業は本質的に人間によって創

造され、人間によって経営され、決して人間以外の力によって経営されるものではない。一宮町における企業経営者は広い視野と創造性あるいは自己革新のもとにエゴイズムを超越しともて手をたずさえて協業協同することが、地域経済への貢献ひいては自己の伸長につながる途ではないかと思われ。

参考文献

- 片山峯吉() 馬屋下村誌現代編中10冊の6
一宮町商工会発行(1969) 昭和44年度通常総会提出議案
一宮町商工会発行(1969) 農協と提携した商工会の運営と実情
一宮町発行(1969) 岡山市及び周辺町村現況書

(小林典子)

6 交通・通信

(1) 吉備線開通と一宮

(a) 私鉄ブームと山陽線敷設

官営事業として新橋～横浜間に鉄道が開通してから10年後の明治15年(1882年)に、東京～青森間の鉄道敷設経営をめざすわが国最初の私鉄・日本鉄道会社が設立された。この鉄道会社の上野～熊谷間の営業純益が、建設費の1割以上にのぼるという予想外の好成績が明治17年(1884年)に報告されるに及んで、第1回の猛烈な私鉄ブームがおこったのである。

同19年から22年まで、「出願のないものは飛騨の山の中と丹波の笹山ぐらいのもの」というほどで、政府はこれを見て、同20年5月、「私設鉄道条例」をだし、幹線であっても適当な時期に私設を許すという方針を決め、敷設についての手続きを細かく決めた。そして、わずか数年で日本の鉄道地図はみるみるうちににぎやかになっていった。

こうした私鉄ブームを背景として、山陽線が誕生した。明治19年(1886年)に、兵庫県の石田貫之助・小西新右衛門等が、旧山陽道に沿った鉄道敷設に着目し、政財界の名士を説得し、ようやく関西財界の重鎮・藤田伝三郎を委員長とする発起人16名の賛意を得て、その敷設願書を兵庫県知事に提出し、姫路以西については、手持資金で起工の見通しがたない時は、政府において工費援助をすること、あるいは、万一工事が難行し中断した場合は、政府又は他社が買収する時でも投下資本の利潤に見合うよう竣工した路線の営業を20年間許可されたいという株主の営利擁護を求めた。これに対して、政府は結局買収価格は払い込み資本に4分の利子を加算するなどの好条件で、山陽線は下関までつけるように指示した。

この政府の補償の好条件に恵まれて、準備が進められた。まず、全線を3分して神戸～岡山、岡山～広島、広島～下関の3区とし、各区3年で完成することとし、資本金1,300万円を見積った。そして、明治41年(1888年)正月、待望の敷設免許状が下付され、山陽鉄道株式会社が正式に発足した。同24年3月、岡山まで開通し、開通した当日は岡山の町々もお祝い気分になり、各地に国旗をかかげ、夜になると花火をうちあげ、噂にきく岡蒸気を目の前にみて

珍しかった。運賃は1マイルについて、下等1銭・中等2銭・上等3銭で、岡山から長岡、庭瀬まではそれぞれ4銭・倉敷10銭・和気17銭・姫路54銭・神戸70銭であった。当時、米価が1升6銭5厘という時代であったから、下等でもかなり高い料金で、一般の人々はむやみに乗れなかった。

(「日本鉄道史」、上篇、大正10年鉄道省発行、820頁、山陽鉄道の部による)

(b) 中国鉄道の敷設

日清戦争後、3億円に及び賠償金の流入と朝鮮市場の獲得は再び企業ブームを現出し、しかも明治28年(1895年)から同30年に及ぶ計画総投資額の60%近くが鉄道への投資で占められたが、同25年に成立した鉄道敷設法によって私営の許された地方線にそれらの新たな投資が集中した。このような状況の中から今日の津山線・吉備線の生みの親である中国鉄道株式会社(資本金500万円)が設立された。

このうち、今日の吉備線は中国鉄道が明治31年(1898年)、吉備鉄道株式会社を31,500円で買収し、同36年12月に起工して、翌年11月に岡山～湛井間(現在の吉備線)を開通した。

(「日本鉄道史」、中篇、大正10年鉄道省発行、590頁、中国鉄道の部による)

(c) 中国鉄道の営業推移

中国鉄道開業後の明治期における全般的な営業成績を「中国鉄道の設立とその資本・営業の展開過程」(藤沢晋・在間宣久、岡山大学教育学部研究集録第28号、1969年)によって考察してみよう。開業後の明治期の営業成績は図7-6-1の通りであるが、本図において注目される点は明治37年(1904年)後期における営業収入の大幅な伸びである。この原因は、先に買収していた吉備鉄道路線の岡山～湛井間(現在の吉備線)が、同年11月に開通したためである。このため営業収入・営業費はそれぞれ1.45倍、1.3倍に増加したので、その結果として営業係数は5.73から5.21に下降して営業成績の好転がみられたのであった。営業収入の増加についてみると、旅客は会社の全線で214,263人から386,739人と1.8倍の増加となり、この内、186,322人が吉備線の旅客でこれは総数の48%に当たる。また、貨物は全線で46,499屯となって上期の55,661屯より減少しているが、この内、6,693屯が吉備線の貨物でこれは総数の14.4%しかになっていない。

また営業収入の増加の第2の原因は、明治34年(1901年)の改定に続いて第2回の運賃率改定が同37年10月に認可され、1哩1.8銭が2銭に改定されたことが大きな原因となっている。

これは私設鉄道法に定める最高リミットの賃率であったが、他の私鉄においても、1哩2銭が一般的であった。従って賃率改定を行なった上に旅客輸送を中心とする吉備線が開通したことで、従来の中国鉄道自体の不況をきりぬけ、安定した営業収支を示すようになったのである。中国鉄道の当時の運輸収入は、客車収入が貨車収入の約3倍、運輸収入の約70%を占めていたことから、旅客収入が運輸収入の主体であったのである。それ故、旅客収入減少をカバーする不況対策

表7-6-1 一宮駅における乗客・貨物取扱数
(注) 岡山県統計書より作成

年 度	乗 客		荷 物		収 入		
	発 (人)	着 (人)	発 (吨)	着 (吨)	乗客(円)	荷物(円)	計 (円)
明治 38	2,0193	12,511	302	164	2,950	274	7,244
39	5,7309	23,105	724	548	3,188	274	3,462
40	58,445	38,122	651	319	3,937	214	4,151
41	65,340	42,377	1,199	342	4,205	426	4,631
42	66,835	40,609	1,415	264	4,119	555	4,674
43	72,032	46,545	1,288	346	4,406	572	4,978
44	75,283	54,181	1,350	282	4,813	716	5,529
大正 1	79,603	51,184	1,867	367	5,273	791	6,064
2	76,339	155,922	2,273	484	5,466	958	6,414
3	72,884	46,847	1,046	333	4,858	415	5,273
4	62,546	64,227	1,306	365	4,053	608	4,655
5	59,774	42,132	2,007	425	4,056	881	4,938
6	66,948	52,957	2,426	286	4,622	1,025	5,647
7	66,465	54,466	1,146	266	5,260	757	6,017
8	67,954	64,675	1,316	436	7,996	934	8,930
9	86,289	79,929	957	386	10,802	1,143	11,945
10	86,338	80,235	1,415	504	11,029	1,104	12,133
11	84,118	81,962	1,292	530	11,301	1,345	12,647
12	87,872	84,810	1,172	686	11,602	1,355	12,417
13	81,677	78,779	2,082	685	11,534	1,208	12,742
14	93,698	92,470	2,005	734	11,846	1,709	13,525
昭和 1	101,411	94,454	1,885	754	11,981	1,813	13,794
2	99,332	99,768	985	285	11,887	1,970	13,857
3	93,835	98,411	2,644	1,491	12,335	2,275	14,570
4	97,703	100,875	2,451	942	12,263	2,306	14,569
5	93,359	112,183	1,802	666	10,974	2,253	13,231
6	101,982	86,650	1,928	872	10,971	1,965	12,936
7	109,309	100,143	1,471	523	9,535	1,705	11,240
8	136,123	94,561	1,762	735	8,919	1,482	10,401
9	150,291	94,433	1,248	853	9,462	1,750	11,212
10	159,676	87,719	1,616	1,102	9,537	1,473	11,010
11	151,935	94,981	1,415	1,177	13,074	1,287	25,361
12	136,121	98,844	1,952	1,053	10,388	1,329	11,717
13	147,871	129,468	2,282	1,580	13,361	1,660	15,022
14	159,316	140,228	2,646	1,705	15,001	1,878	16,879

として、唯一の手段だったのである。

次に一宮駅の乗降・貨物取扱数及びその収入をみると表7-6-1の通りであるが、乗降客数貨物発着屯数は増加しており、吉備線利用度が増していることを示している。

(d) 吉備線（中国鉄道）の官線への買収

私鉄鉄道の官線への買収の声は、まず民間から起った。長距離輸送の直通運転の円滑化の要求がそれである。また、政府内においても、日清・日露戦争の軍事輸送を経験するに及んで、交通の全国的統一、鉄道の国有化が強く叫ばれた。その結果、政府は明治39年（1906年）、鉄道国有法を成立させた。この法律は、一般幹線運送にたずさわる鉄道をこれから先、すべて国有にするが、限られた地方だけの輸送をする鉄道は私鉄として建設や運営を認めるというものだった。こうした内容だったため、中国鉄道は、この時は国有化されず、岡山県内では山陽線のみが国有化された。

第2次世界大戦に入ると再び鉄道国有化問題が軍事輸送の面より起ってきた。今後の鉄道国有化の原因は以前よりも増して軍事面からの要請が強かった。こうした戦時陸軍非常体制確立の一環として、昭和18～19年（1943～1944年）に地方鉄道の買収が行なわれ、吉備線を含めて中国鉄道も同19年6月に買収されるに至った。そこで、会社としては、これまで副業として運営されていたバス事業が専業となった。

(e) 戦後の吉備線と一宮

表7-6-2は昭和29年（1954年）以後の一宮駅における運輸成績である。

表7-6-2 一宮駅における運輸成績（1日平均）

年度	乗車数 (人)	荷物発着 屯数	旅客収入 (円)	貨物収入 (円)	計 (円)
昭和29	753	13	8893	1,1090	19,983
30	721	15	9873	1,1030	20,903
31	718	10	1,0467	9180	19,647
32	611	12	1,1415	1,3513	24,928
33	608	15	1,1134	1,6203	2,7337
34	580		1,1340	9251	
35	544		1,1146	1,0590	2,1736
36	493		1,2322	1,4101	2,6433
37	471		1,2971		1,2971
38	460		9752	3591	13,343
39	506		1,5044		1,5044
40	522		1,6191		1,6191
41	512		2,2330		2,2330
42	497		1,9291	6925	2,6240
43	414		1,5805	7026	2,2883



写真7-6-1 現在の一宮駅

注) 1 「国鉄鉄道要覧」より作成

2. 空欄は不明

この図をみると利用者は乗車人数については、減少の傾向にあり、荷物発着屯数は同29年から同33年までしかわからないが、横ばいの状態であり、全体の取扱量は大へん少なく、昭和43年(1968年)以後は、その取扱いが廃止になっている。

このように国鉄赤字路線の1つとなった吉備線においては、一官駅の従業員は国鉄職員ではなくなり、日本観光会社の委託営業に切りかえられるに至った。

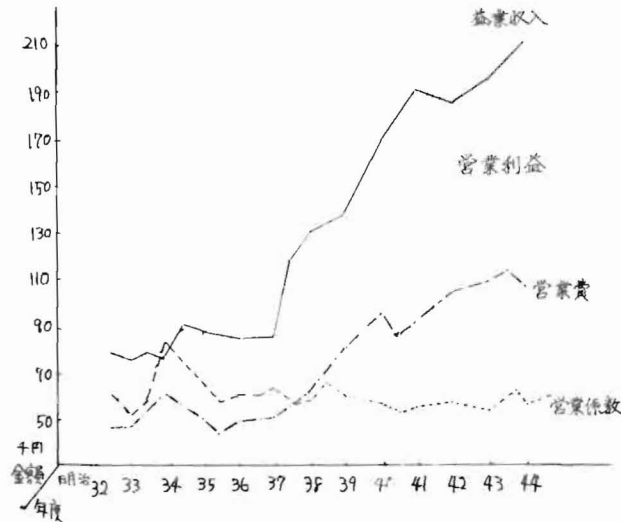


図7-6-1 中国鉄道 営業収支

注) 1 岡山大学教育学部研究集録第28号(1969)中国鉄道の設立とその資本・営業の展開過程(藤沢蕃, 在間宣久)所収の第5図, 中国鉄道営業収支の図より転載

2. 明治35年(上)同41年(下)は不明

これは国鉄の赤字を少しでも軽くするため、赤字路線の人員を整理し、退職者の退職後の就職を日本観光会社に世話することによって、赤字を軽くしようとする意図から生じた制度である。この現象は一官駅だけでなく、吉備線全体にあてはまることで、一官駅の従業員もわずか3人である。

次に赤字になった原因を吉備について考えてみると、まず、貨物輸送の面では、国道180号線の発展によって、トラック輸送が便利になったことである。トラック輸送は戸口から戸口まで配達できて、しかも、輸送所要時間が少なくてすむこと、帰り荷の格安性などの利点があげ

られる。また、景気上昇期の国鉄の貨車不足、産業界における生産技術の高度化と経営合理化、生産性の向上、特に流通革命によって、在庫の縮少がトラック輸送の機動性と結びつき、製品資材の回転を短縮するためのスピードアップがトラック輸送と合致したことがあげられる。

また、旅客輸送の面では、近距離を主体としたバス輸送の増大があげられる。つまり、通行回数も多く、通勤・通学などには鉄道を利用するよりも利点が多く、特に、バスは小回りがきくという利点もあわせてあげられる。

こうした現象は今後一層はっきりして行くと思われる。

(2) 道路交通と開発

(a) 戦前及び終戦直後の道路交通

岡山から一宮へ通ずる主要な道路として、早くより開けていた山陽道は、道が大へん悪く、雨が降れば泥田の中を歩くが如き様であった。

従って、近代に入っても初めは、物資の輸送・人的交流の手段に供されたのは専ら中国鉄道に

まかされていたようである。

それが、昭和10年(1935年)に山陽自動車株式会社が創立され、岡山駅前から長野及び上芳賀新池を终点とした中鉄バスが運転を開始してから、壮者はともかく、老人・婦女子にとっては、毎日午前2回、午後1回の3往復ではあったが、それは大へん喜ばれた。

また、この中国鉄道株式会社の傍系会社であった元池会社も、昭和14年(1939年)1月、中国鉄道株式会社に合併されて、中鉄バスと呼称し、本村では只一筋の袋運転ではあるが大変歓迎された。

昭和16年(1941年)12月、太平洋戦争が勃発してから、燃料物資の不足のため、同17年4月からこのバス運行は休止していたが、戦後同22年4月から上芳賀新池まで再開した。

しかし、大窪から長野までは依然として再開されず(現在まで再開されていない)、その後、交通網の拡大と共に岡山から稲荷間の回数も増し、緑日などは1日6往復としたが、駐車場が狭隘であり、また、高松～稲荷山間の画幅・舗装工完了のため、公安委員会からの交通規制などのために、会社では稲荷山から長野の梨木を越えて、長野に出て県道を岡山へ帰る迂回運転を計画し、これは昭和30年(1955年)までに実施された。

(b) 現在の一宮における道路交通

現在の一宮は国道180号線を主要交通道路として発展している。

一宮は野菜・果物などの温室栽培が盛んで、面積約8万坪、生産数量16万貫、売上金額3億円に及んでいるが、これらは、かつては、リヤカー・吉備線(貨車)を利用して運搬していたが、現在では、主に、農協、あるいは個人的なグループによるトラック輸送によって出荷している。輸送先は岡山・九州・阪神・名古屋・京浜・東北地方が主であるが、まず、岡山までは全部トラックで輸送し、このうち、九州・東北地方へは列車によって輸送され、残りの地方へは全部トラックで輸送される。このようにトラック輸送が盛んになった原因は吉備線開通に関して先に考察したが、この他に、農産物輸送の場合、貨車で輸送すると、農産物がいたみ、鮮度が落ちるために、トラック輸送が盛んであることがあげられる。農産物はいたむと、その価値が下がり、価格も下がるので、輸送する場合には、特にこのことを重視したため、トラック輸送が多くなったのである。



写真7-6-2 国道180号線

また、一宮は近年岡山市のベッドタウンとして住宅が増えており、そのため、岡山へ通勤する人々が増えている。これらの人々を輸送する手段として、中鉄バスが通っているが、昭和35年(1960年)をピークとして、横ばいの状態である。これはいわゆるマイカー一族が増えたためであり、このため、国道180号線はバスだけでなく、乗用車が多数通っている。

表7-6-3 一宮郵便局における業務内容

年	職員数	発信電信数	着信電信数	電話加入者数	発信電話数	引受小包数	配達小包数
昭和25	20	2,737	5,364	14,303		1,788	
30	16	1,939	5,015	46,179		1,215	4,016
35	9	1,256	4,566		126	1,756	6,090
40	20	1,196	5,761		188	1,945	7,597
44	24	818	5,928		403		11,226

注) 1. 業務記録簿より作成
2. 空欄は不明

(3) 郵便・電信・電話と一宮

(a) 一宮における近代郵便制度の創設とその後の歴史

一宮における近代郵便制度の創設とその後の歴史を一宮郵便局業務記録簿によって考察すると以下の様になる。

大正元年(1912年)8月、一宮郵便局は開設されたが、この時は現在のように郵政省直営の郵便局ではなく、郵政省(当時は逓信省)が郵便局の経営を個人に委ねる請負制度であった。

そしてこの頃の郵便業務は、郵便為替・郵便貯金しか取扱っていなかったため、職員も3名という少人数であった。もっとも、郵便局を利用するのは、役所・会社などの団体だけであって、個人の利用はほとんどなかった。

その後、大正7年(1918年)3月には郵便集配事務の開始、昭和2年(1927年)5月には電話交換事務の開始、同10年8月には電報取扱事務が開始されたが、郵便局の利用者は大へん少なく、たとえば、電報取扱事務が開始された昭和10年(1935年)には、1ヶ月平均約10通程度の申し込みしかなかった。

次に、戦後の一宮郵便局の業務内容を示すと、表7-6-3の如くである。

本表において、最も注目される点は、電話加入者数の大幅な伸びである。したがって、電信電話数(市外)についても、昭和35年(1960年)以後は、岡山電話局が電話の引継をおこなっているため、その数はわからないが、岡山電話局ではかなり伸びていることはほぼ確定的だとみている。また、これらの伸びは、昭和36年(1961年)10月に半自動式電話になったことも関係している。

次に小包の面でも、特に、配達数は着実に伸びており、このため、昭和31年(1956年)、同37年に、それぞれ大字長野・大字楡津に集配休息所が設置された。

(b) 一宮における有線放送電話

一宮に有線放送電話がとりつけられたのは昭和35年(1960年)である。有線放送電話設置の申請書を読むと次のように書かれてある。

「有線放送電話は町民衆望の機関であって、当町は米・麦・果物・特に温室ブドウ・イ草・蔬菜を主産物とする農村地帯であって、農業経営の合理化を促進し、住民福祉の向上には現在、有



写真7-6-3

有線放送電話の電話交換台



写真7-6-4

有線放送電話

線放送電話は最も重要なものである。又、火災発生の際は一斉放送により、消防活動を最も迅速ならしめ、大事に至らしめないようにし、その他、利用範囲は数知れないものがあり、町発展のためには欠くことのできない機関である。」その際の資金は、県補助金120万円、地方債100万円、寄付金340万円、一般財源160万円、その他420万円、計1,140万円の資金によっている。

従って、住民からの電話料は1ヶ月100円という大へん格安なものであった。

しかし、有線放送電話数は全部で1,049個と大へん少なかった。このことは町民が電話の利用価値を十分認識していなかったことを示している。実際に町民は「それほど便利なものとは思わなかった。」と述べている。

しかし、朝・昼・夜の3回にわたって、ニュース・お知らせなどを放送しはじめると、町民の電話の利用価値についての認識も変化してき、農産物の輸送方法・肥料の調達などを電話によって知らせる方法が盛んになると、電話数もしだいに増えてきた。昭和36年(1961年)には1,307個、同38年には1,475個、同43年には1,665個、同45年には1,980個となっており、同35年当時と比較すると約2倍となっている。

また、有線放送電話の設置は、住民の一宮町成立以前から存在しているセクシ・ナリズムの解消にも役立っている。一宮が町として成立してからも、かつての村という意識があったが、有線放送電話によって話し合うチャンスができると、しだいに村という意識から離れるようになった。つまり、町民相互の緊密な連絡が始まり、村から町の住民としての意識が形成され始めたことを示している。

(大西一成)

第8章 社会構造

1 調査地横尾の概況

都市近郊農村の家族、同族の調査対象地として我々が選んだ岡山県御津郡一宮町「横尾」及び「山神」は、御津郡五町（御津町、一宮町、建部町、加茂町、津高町）の中で岡山市に最も近い一宮町の大字の地域である。

一宮町は他章でも詳述されたごとく、岡山市周辺の都市近郊農村と同様、都市化の波に晒される地域が抱える諸問題——それは行政から地域住民の日常生活まで広範に波及しつつある——を含みつつ昭和46年1月、岡山市との合併にむけて“御津郡一宮町”としての16年の歴史を閉じようとする農村である。

都市化の象徴ともいえる人口増加率は、岡山県のトップでありそれに伴うベッドタウン化の傾向も近年色濃くなりつつある。このように急速に都市化の進展する環境の中では、農業を主体として生きてきた過去の封建的農村は四方から変革を迫られるのは当然であろう。そのプロセスにおいては、農作業や従来農村の血縁的結合の中核をなしていた同族関係、また最小単位としての家族組織、さらには村落構成員の意識などが大きく変化しつつあることが考えられる。

これら変容の形態は、都市化の速度、強度等の要因や地理的・環境的要因により地域的に差違を生じるものである。これらのことから、われわれは「家族」の調査においては山神と横尾を、「同族」の調査には横尾を選んだ。山神地区は歴史的には古い系譜関係を持つ家が多く伝統的中心地域である一方、町役場からは2、3分で最も都市化が速い。それに比べ、横尾は近世発達の村落であり、その歴史は浅く地理的にも町の中心部からはるかに離れた山間で交通の便も悪く都市化はきわめて遅いと思われる地域である。

以下対象地の概況、歴史的発展を述べたいが調査不十分のため横尾を中心的に取り扱うことを断っておきたい。

(1) 調査地横尾の景観

調査地「横尾」は一宮町の最北端部に位置し、吉備高原の南端でちよど吉備の平野部に接する地域であり平均標高200～250mの山間に開けた水田を生産基盤にした交通不便な小盆地である。

この小盆地は、西は才の神峠を境にして足守町、竜王山を境にして高松町に接している。一宮町の中北部の交通の便は都市近郊であるにもかかわらずいたって悪く、当地へも公共の交通機関は皆無である。バスを途中で降り長野浄水場横を通過して古跡として有名な高松城水攻跡を見ながら幅2～3mの山道を登ること約3kmで横尾へ着くが、町役場からみると約7kmも離れているため自動車かバイクは日常生活の必要欠くべからざるものとなっている。大げさにいえば、岡山市近郊農村の中に含まれながら交通のポケット地帯として、交通幹線からはずれた地域として現在に至っているのである。

それでは横尾の部落内はどのように構成されているのだろうか。横尾は大別して、上横尾と下横尾に分けられるが、さらに下横尾は発達過程から本村（ホムラ）と新屋敷（シンヤシキ）に区別されている。

これらの各地域の位置は次の通りである。竜王山の麓の山道を登ると谷にそった右手の山腹に新屋敷が位置しここには高木姓5戸が在住している。それより西の才の神峠に向う小道を行くと、小高い丘の上に古くから「本村」と呼ばれている所があり、伊丹姓5戸が住んでいる。本村の入口に地神様があるがここを北へ折れ今年廃校となった横尾分校下の村道を登ると南向きの山腹に階段状の10戸（今井姓8戸、伊丹姓2戸）が一望される。この山道を登り切った所で家並はとどえるが、さらに下った所に今井姓1戸があり前者と合わせて11戸で上横尾が構成されている。上横尾、本村、新屋敷の3地区はそれぞれ集落を成しているもの各地区は地理的に孤立しており、そのことは日常交際の面に大きな影響を与えている。



写真 8-1-1

新屋敷の家々（谷にそった山道から望む）
S 4 5. 4 月 5 日 曳野撮影

水田は谷地形の盆地の最下部に位置し、すべて棚田の形態をとっており一つ一つはかなり狭い。棚田のほとんどは水田であるが、近年では後述するビニールハウスも見られるが数は少ない。畑は水田より少々高所にあるがあまり目立たない。又、山腹を切り開いた果樹園があり、もも、かきが植えられている。山林は山間いのため平野部の農村より多いが植林その他積極的な手入れはほとんどなされておらず、山林からの収益は秋の松茸と薪少々である。これらの生産は後述するものを参考にしたい。

では、このような山間いの小農村がいかんして発生し、発展して来たのであろうか。次に歴史的発展を考察してみたい。

(2) 歴史的発展

(a) 近世以前の村落発展

(1) 村落発生前の環境

現在の一宮町横尾は、明治維新以前には備前国馬屋郷横尾村と呼ばれた一箇の村であった。古代における一宮は、隣町の足守町・高松町と同様、古代吉備文化の中心地として栄え、その跡を示す屈指の古墳群が集中しているが、この横尾にも「横尾古墳群」として上横尾には山頂古墳の堀越の鳥帽子岩の塚、



写真 8-1-2

地神様から上横尾を望む（手前の向って左の建物が学校で上下両横尾のちょうど中間に位置する。）

S 4 5. 4 月 5 日 安原撮影

下横尾には和霊塚，和霊北塚，大塚など23基（小さいものも合わせれば50基をこえる。）が存在する。時代的には，これらすべて横穴古墳で古墳時代後期すなわち6～70のものである。

又，御津郡誌によれば古代横尾の地は秦氏土着の備中加夜郡葺森郷（足守町）に接していたとあり，古代から人的交流がみられたことは明らかである。

しかし，古代以降中世にかけての横尾の状態は史料がなくまったくのブランクであり，その様は推しがたい。以後，中世末期の戦乱時には集落形成には至らぬにせよ中世武士の出没がみられる。この中世末期を経て村落形成の第一歩の定住がなされるが，当時の定住過程を推定する助けとなるものとして伊丹正秋氏蔵の史料を次に示しておきたい。

横尾村古来語伝へ

天正十年迄瀬原佐渡，小屋五平衛，申者居申候処，高松陳□□□下人四人夜灯，逢申，付瀬原佐渡，備中浜村，立退，申候由。

自夫文祿四年迄十三年中断仕居申由，御座候。尤其間，浮田安□公之家人齊藤弥左衛門，申浪人者二年居申候得共備中境確，極無御座入相之積，御座候，付立退，同郡磯ヶ部村，来住居仕申候。右弥左衛門世話，以名主芳賀村与平衛，頼御公儀江御断申上，文祿四年，備中上高田村，源左衛門，横尾村二十二年居申候得共，近年長野村内高五捨三石青井源内株捨立退，申，付右田地御断申上，慶長十年，長野村，来住居仕申候由確伝申候。

（中略）

横尾村新左衛門来候而以来百弍拾六年，罷成申候。兄源左，門長野村，来候而以来百十四年，罷成申候。

（以下略）

享保二年四月十七日

横尾村

源平衛	吉平衛	□平衛
□□二	市左夫	伝平衛
善九郎	若三郎	□衛門
□七郎	長九郎	長太郎
三太郎	伝□郎	市□□

上記の史料によれば，当地には天正十年（1582）まで瀬原佐渡，小屋五平衛の居住がみられたが夜討ちに会い，それぞれ備中足守，及び浜村へ逃亡したと伝えられている。

御津郡誌にも「馬屋下村横尾，天正の頃瀬原佐渡の居城なりと伝ふ。佐渡の事蹟不詳なれども，敵の夜討ちに遇い備中足守に逃ぐると伝ふ。」と記されている。

又，その頃の横尾の地理的位置については，備中誌下足守の条に「住古は横尾辺まで足守郷にて，天正年間毛利氏浮田と地を割りし時，横尾は備前国に属しぬ。」とあり，これから天正年間（160末）には，横尾は備中，備前の境に位置しその帰属が固定的でなく戦役による武士，浪人が居住したことも

あるが、いずれも定住し村落形成をなすには至らなかったと思われる。

天正年間末期から文祿年間に浮田氏の家人、齊藤弥左エ門という浪人が二年間居住したもののこれも定住に至らなかったことを上記史料は伝えている。

(四) 3姓の定着と村落の成立

それでは現在の横尾を構成する3姓——伊丹姓、高木姓、今井姓はその定住をいかなる時期になすのであろうか。上記の語伝へによれば文祿4年(1595)がその年であり、備中上高田村より新左衛門及び兄源左衛門の来住がみられる。しかし兄源左衛門は慶長10年(1605)に長野村へ来住しており、実質的に当地の草分けとなり一戸を形成したのは新左衛門であったと推察される。伊丹新左衛門は他の資料にもその名を見せ、現在本村の伊丹家一統の基地にその碑を残しており、伊丹4戸の先祖祭もここを中心になされることからしてその存在は事実として認められよう。

しかし、伊丹家来住を文祿4年に断定することは、その根拠となる史料が上記のものに限られるので、ここではさき、来住期はおよそ中世末期(160末)としておきたい。

まず草分けとしての伊丹姓来住以後、1700前半に高木姓の来住定着がみられる。

高木姓定住の過程は、高木家系図に伝えられているが当地及び長野の高木家の所有する系図に種々の説がみられるので次に示してみよう。まず高木姓来住第一代は高木作太夫(後、変名して久太夫)であり、この名は一致している。当地来住の理由は、因幡に勤めていたが、国替えにより山番として来住した説と、国替え時因州城滅人により浪人して来住した説がある。これらの系図を合わせ考慮するとほぼ次のように考えられる。

高木久太夫は元和元年(1615)、鳥取より前述の齊藤弥左衛門のついで備前に勤める兄左近右エ門を頼り来住し当地において帰農した。来住時においては本村の新左エ門の世話になり家宅は所有しなかったものの、後、養子をもらい本村から隠居し家一軒を構えたと伝えられる。これが新屋敷のおこりで、名実とも高木姓として独立したと思われる。新屋敷の発展は、本家分家による拡大と同時に系図によれば、岡山から血縁者を呼び寄せたとあり、血縁的に深い結束を有していたと思われ、のちに示す伊丹家の拡大とはその性質を少々異にしている。

伊丹姓及び高木姓の来住定着は記する通りであるが、現在この横尾を構成する戸数の半分を占める今井姓の来住については、その史料を発見することができず明らかにすることはできなかった。

村人によれば、今井は今から300年余前に一宮町芳賀から3戸来住したとも云われ現在今井姓において同族組織が3分割されていることにも関連すると思われるが明瞭ではない。

要するに、横尾は中世末期まで備前、備中境として不安定な存在であったが、戦乱後、備前への帰属が確定せられようやく安定した。

それと期を同じくして伊丹姓の定着、1700初頭の高木姓、それに続く今井姓の定着によって村落構成員の人的要素の基礎が確立し、村落が形成された。しかし、今だ村落の外形、同族の形成は未熟であり完成された村落となるには後、100を必要としたのである。

(b) 近世における村落の歴史的展開

村落の発生段階を定着、定住という観点から見てきたが、一戸から生まれたこの村落が以後どのように発展してゆくかを戸数の増加、石高の増加を中心として考えてみたい。しかし、年代を追った史料不備のため詳細な分析は不可能であることを断っておきたい。

(4) 戸数変化

文祿年間、伊丹姓定住により1戸となった横尾は、元和年間(170初頭)高木姓を迎え戸数を増加させた。古文書捨遣によれば、寛永7年の検地で戸数3戸が記載されている。その3戸については横尾の高木家系図によれば、「寛永七年而官命令検耕地時本村者戸数三郎六右衛門、助六、叔侄併高木久太夫三人而已即載検地於名簿……。」とある。

又長野の高木家系図には、「御検地へ新左衛門、助六、久太夫是三人名請也。」と記されており両系図中の名請人3名の名は一致をみないものの実際の耕作者としての百姓(名請人)が3名であり、各1戸を形成し全体で3戸をなしたことが理解される。推察するに新左衛門、助六2名は伊丹姓であり久太夫が高木姓であったと思われる。

寛永年間以後1700中の数値は史料不備のため明らかではないが、伊丹姓、高木姓及び今井姓の3姓が定着した1800初期においては戸数も増加をみることは当然である。1800初期の横尾の村落規模については「備陽記」に明らかで、享保6年(1721)19戸、107人と寛永以後約100年間に3戸から19戸と6倍の増加を示すことは注目される。

<1800初頭における横尾の規模>

ところで1800初期の横尾の村落は現在の一宮町の中ではいかなる規模に属するものであったろうか。

享保6年の「備陽記」の数値を用いて表に現わしてみると次のようになる。(ここでは一宮町砂川・中川流域のものにとどめる。)

表8-1-1 享保6年(1721)砂川及び中川流域の村落

	村落名	地理的名称	戸数	人数	石高	田畠面積
砂川流域	横尾	山ノ上	19戸	107人	54石9斗8升	11町4反8畝1歩
	池谷	山合	6	34	2109	28626
	長野	山合	32	216	18324	141823
	磯ヶ部	平場	9	71	2419	6153半
	大窪	平場	49	379	44481	304725
	辛川市場	平場	66	401	70168	48188半
中川流域	西辛川	平場	76	494	98399	629812
	清水	山村	4	36	2566	32613
	芳賀	山寄セ	38	382	76812	36599
	下芳賀	山寄セ	37	354		173515
	松尾	山寄セ	38	268	38696	31017半
	佐山	山谷間	29	239	13855	183412
	今岡	山寄セ	30	183	33193	48188
山崎	山寄セ	24	191	36396	247027	

(備陽記より作成)

注 砂川・中川流域とも北部より順に列記。下芳賀は芳賀の枝。

表8-1-2 横尾村近隣村落——現在津高町に属す。

村落名	地理的名称	戸数	人数	石高	田畠面積
面室	山ノ上	27戸	166人	349石1斗0升	19町6反8畝5歩半
安部倉	山ノ上	22	135		131413
深山	山ノ上	57	351	35182	317223
狼谷	谷間	4	23		1502

(備陽記より作成)

注 安部倉は面室の枝、狼谷は深山村の枝。

表8-1-1をみると、享保6年の一宮町の村落は中川・砂川両流域とも中流域又は下流域に位置するもので「備陽記」にいう「平場」もしくは「山寄セ」の地域の村落が戸数、石高、人数、田畑面積などすべての点で規模を大としている。

より詳しくみると、砂川流域では辛川市場、西辛川を中心とする南部下流域が発達し、中川流域では、芳賀、松尾を中心とする北部中流域が発達している。

これらの規模の違いには発達時期、その他の要因が関連するがここではふれないことにする。

規模をくらべると横尾は、表8-1-1中では、清水、池谷、磯ヶ部、に次ぐ小村落であり、全体的に見た地位は低い。しかし、地理的環境を考慮に入れてみるとどうであろうか。

横尾と地理的環境のよく似た地域、すなわち「備陽記」に「山ノ上、山合、谷間、山村」として記されている村落を拾ってみると、長野32戸、池谷6戸、清水4戸、佐山29戸、面室27戸(表8-1-2)、狼谷4戸、安部倉22戸、深山57戸が上げられる。このうち深山村は発達時期が早いので一応除外して考えると、残りの村落は大部分中世末期から近世初頭に成立した村落である。これらは「平場」「山寄セ」の部落に比べ戸数、人数、石高、田畠面積とも小規模であり、平場の村落が、戸数30戸、田畠30町をほぼ越えるのに対して、戸数30戸を越えるものは長野のみで、田畠は20町を越えるものはまったくない。

これら小村落中、横尾は戸数、人数、田畠面積の点では中間的存在であるものの平均家族数においては、一戸当たり5.6人と7村落中最も少なく一宮町全体からみても当時一宮村の5.1人に次ぐ小家族である。

又、1町当りの石高を比べてみると横尾は約5石であり磯ヶ部の約4石に次ぐ低率であり生産性は非常に低い。他の村落が10石前後を生産するのに対してあまりに差があるが、この理由は明らかでない。

横尾は村落の規模としてはきわめて小さいが、発展の速さはどうであろうか。

発達時期・地理的環境をほぼ等しくする池谷村と比べてみると、寛永以前はどちらも1戸であるが約100年後の享保6年には横尾19戸、池谷6戸、享保19年、20戸、5戸となり池谷に対して速度は非常に早い。

この理由としては、横尾は「山ノ上」ながらも盆地地形であり耕地の開発上有利なのに対して池谷は「山腹」であり耕地開発が思うにまかせなかったためと考えられる。

以上、享保6年(近世中期)の村落規模をみてきたが、以後戸数の変動はどうであろうか。

「享保十九年寅年年鑑」(津高郡)によれば、享保19年(1734)、20戸で過去10年間に1戸の増加をみている。190に入り文政二年(1819)「津高郡口奥六組合年鑑」(中捨津竹原家文書)には25戸とその発展を示している。

しかし、文政7年(1824)「辛川市場村年鑑」には25戸と変化をみせていない。以後190中すなわち近世末期の数値を知りえないが、「岡山藩政史の研究」(谷口澄夫著)によれば、170後半から180にかけては各郡とも相当の増加をみるが、190は農村の衰退期に当り戸数の増加はほぼみられないことが数値からも明らかであり、横尾においてもこの25戸を頂点として190はほぼ変動をしなかったと考えられる。

まとめると、戸数にみられる横尾の発展は伊丹姓定住を第一歩に、近世前半すなわち170~180

表8-1-3 横尾の戸数・人数

年 度	戸 数	人 数
寛永以前 1623以前	1戸	—
寛永7年 1630	3	—
享保6年 1721	19	107人
享保19年 1734	20	133
文政2年 1819	25	110
文政7年 1824	25	111

(寛永7年・古文書拾遺、享保6年・備陽記、享保19年・津高郡寅年年鑑、文政2年・津高郡口奥六組合年鑑、文政7年・辛川市場村年鑑)

前半にかけての1世紀が最も増加の速度が速く、以後190前半をピークに25戸前後で安定したと思われる。

人数も近世前半の伸びが高く近世後半は110人前後で変動が少なかったと推定される。これら戸数変動の要因については後述する。

(2) 反別・石高にみる生産基盤の発展

戸数・人数の発展と同様、農村の生産基盤としての田畑面積及び石高の発展もみられることは当然である。次に生産基盤、生産高の変化をみてみよう。

表8-1-4 横尾村高及び反別

年 度	反 別	石 高	史 料
享保 6年 1712	11町5反0畝0歩	54石8斗0升0合	備陽記
文政 2年 1819	11町7反3畝9歩	97石8斗1升8合	津高郡口奥6組合年鑑
天保 3年 1832	—	98石2斗0升9合	天保3年高書上帳
明治 5年 1872	12町2反7畝10歩	102石9斗0升5合	横尾村租税割賦帳

注 反別及び石高はすべて租税の対象となったものである。

<反別の増加>

表9-1-4をみると、反別は享保6年—11町5反、文政2年—11町7反3畝9歩半、明治5年—12町2反7畝10歩と近世期を通じて増加しているものの180以降は約8反の増加のみである。これから考えるに耕地面積は、村落発生以後約100年間(170中)が最大の開墾時期であったといえる。

すなわち、この時期は戸数・人数でも最も発展的であり村内の耕作地の拡大はもとより村外の隣村への出作りによる拡大もみられる時期である。

○ 伊丹正秋氏蔵の「口上」の中に

狼谷、横尾村之内、而御座候。万治三年、罷出申寛文六年迄間仕田畑高捨石五斗四升八合横尾村御下
下礼、御書入被為遺候。

と記されているが、これは村内のみならず隣村の狼谷へも開田したことを示している。

開田の規模は、万治3年
(1660)から寛文6年
(1666)の6年間に11石5
斗4升8合に達したことがわかり、
約1~1町5反の開田が予想され
る。狼谷開田の高は享保6年の村
高が54石8斗であることからし
ても比較的大きく村外開田が大
きな意味を持っていたことが理解
される。

その他の開田地については明ら
かでないものの、「横尾村古来語伝
へ」の最後に

面室村之内横尾村之占檢地請之
旧地一ヶ所御座候得共、上、通之
山へモ横尾村之者、入下申候。
とあり面室村へも開田したことが
わかる。これらの村の位置は図8
-1-1に示す通り横尾村よりい
ずれも北部である。この北部隣村
の相互交流は近世の村落構成に大
きな影響を与えたと思われるがこ
のことにについては後述することに
する。

<石高の成長>

石高は、耕地面積の増大と、特に
近世農業技術の発達によって近世
期を通じて増加の傾向を示すもの
である。

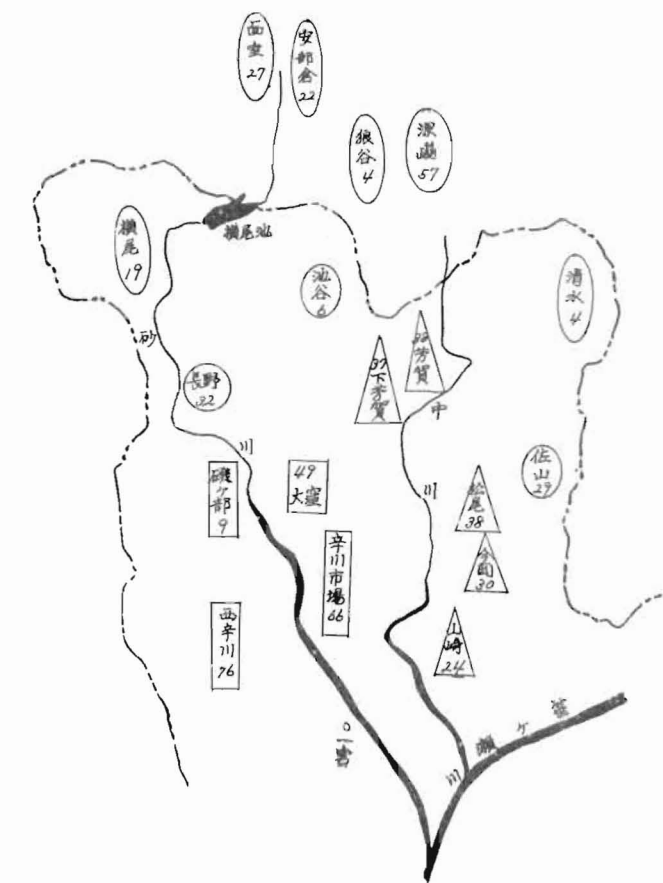


図8-1-1

180前半の一宮の村落

(備陽記より作成)

注、○ 山ノ上
山合
谷間
△ 山寄
□ 平場

横尾の石高は、前表9-1-4に示す通り、享保6年-54石8斗、文政2年-97石8斗1升8合、
天保3年-98石2斗9合、明治5年-102石9斗5合(いずれも年貢の対象となったもの)と江戸

時代を通じて増加している。注目されるのは、反別では享保6年以後変化に乏しいのに対し、石高は享保6年から文政2年まで18Cを通じて54石8斗から97石8斗へ約1.8倍となっており耕地1町当りの生産性が約5石から約8.5石と高くなっていることは注目すべきものがある。

石高は18Cに急増したが19C以降明治まで反別同様変化に乏しく約100石前後にとどまっている。

戸数、人数、反別及び石高の変化を数値によって考えてきたが以上のものをまとめると次のようなことが言えよう。

これを図に示すと図8-1-2のようになる。

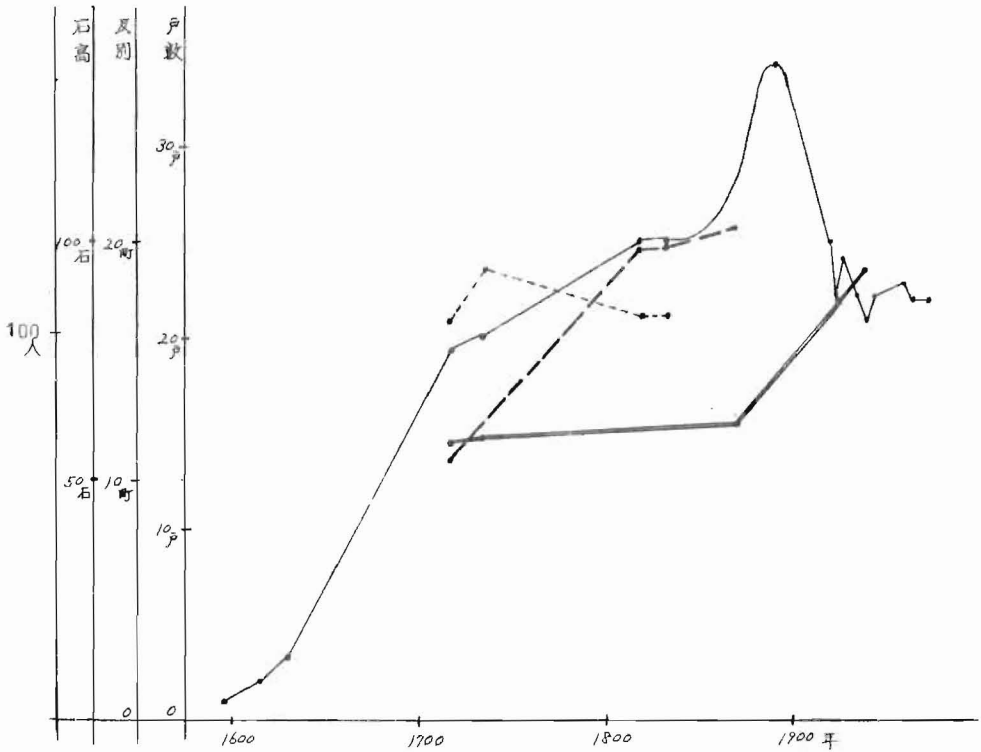


図8-1-2 横尾の戸数、人数、反別及び石高の変化

注、—— 戸数 - - - 石高
 ——— 反別 ····· 人数

図8-1-2の直線が示すごとく、各数値とも伊丹姓定住以後約1Cが最大の増加を示しており、18Cに入ると石高をのぞいては減少の傾向がみられる。19C以後江戸時代末期まで、ほぼどの数値も停滞的であり、村落内の発展がストップしていることを示している。江戸末期から明治にかけて戸数の増加がみられるもののそれも一時期で大正、昭和を通じて20～24戸と19C中の数値とほぼ

等しくなっている。

よって近世期を通じての横尾を区分してみると、近世初頭（170）— 村落の基礎発展期、近世中期（180）— 村落の充実期、近世後期（190）— 村落の停滞期、と時代的に分割されると思われる。

（4）近世期の別家形態

近世期の同族組織は村内における戸数の増加に伴って確立される。戸数の増加は、江戸時代という封鎖的な時代にあつては、おのずから藩内又、その小地域である一村内における“別家”がほとんど唯一の手段であつた。しかし別家も藩からの制限を受けざるをえなく、そのため種々の形態を生み出すに至つたが、それらを横尾及び他村の史料を参考に考えてみたい。

<下層農民の独立>

横尾における近世初・中期の基礎発展期及び充実期の戸数増加もこの例に漏れるものではないだろう。その別家の過程は明瞭には把握できないが次の史料によつてもその一端がうかがえる。

乍 恐 口 上

- 一 津高郡横尾村私共銘々先祖、御検地始、之百姓新左門、申候。其以後
 - 一 備中賀陽郡阿曾村与八郎、申、暫下人、抱居申候。其節家数、無御座候。付右与八郎下人請込御願出相济抱畑之内、相応成家宅軒建諸道具等少々、拵遣、居申候。
 - 一 右、依而先祖、上下着、不申候共。
 - 一 右与八郎子孫只今六軒、相成居申候。
 - 一 当年、去風、建久仕候上下着棟上致候、付、
 - 一 右、依而私共銘々吟味仕候間、同处清蔵、申、分家致候同上下着、棟上致候様、申候又々吟味致候、私共銘々相济、様、申拭候。夫故出入出来致候。故村御役、御、申、私共銘々御改申候仕入而申被付候。早速如何様共可申候江共一右六軒之、村御、債不申候、付
 - 一 此度御上御役、申上候。
 - 一 私共銘々等、村御役人、口上書致候、申被付候。右、依而奉指上候宜、債江付候、難有奉存候。
- 寛政五年丑4月

横尾村

若三郎	□右門
□□□	松左門
右左門	長蔵

上記史料によれば、備中賀陽郡阿曾村（総社市阿曾村）の与八郎という者を下人に召使っていたが当時家数も極少であつたので御上に願つて家一軒、諸道具を持たせ抱田畑の内に奉公人分家をさせた。

注・この年代については伊丹正秋氏蔵「奉願上」中に

正保三乙丑年九月、歳四十二（中略）私下人致、右与八郎、当村内江、保、申所、三畝武歩之私抱畑之内相議、相応之小、建遣、散田地、作、申度奉存候。（以下略）

とあり正保3年(1644)分家と考えられる。

ところが与八郎子孫は寛永5年(1793)には6軒にもなったことが記されており、当時血縁者の別家の他に奉公人別家があったことが理解される。岡山藩においては、このような隷属農民(譜代)の解放は明暦元年(1655)の郡中改革でなされ、半奴隷的な譜代(隷属農民)は一定年限を切って解放され、小農民の自立化を促進した。なほ天和二年(1716)には人身売買の厳禁、年季奉公人の期間を10年に限定したことから合わせ考えれば、横尾において正保3年の奉公人分家と同様の分家が17・80を通じてなされたことは推定に足りるものと思われる。

又上記史料には奉公人の身分について、与八郎分家当時は奉公人の袴着用が許されておらず、6軒となった寛政年間においても本家との間に異論があることが示されている。この事実は奉公人は分家独立した場合でも、又さらに約3代(150年)をへても本家との上下関係は消失せず日常生活において区別差別がなされたことを物語っている。「岡山県の歴史」によれば同例は御津郡加茂川町、その他でもみられ、本百姓と平百姓の間上下関係は江戸時代を通じて一般化していたことが理解される。

<株継別家>

別家は山間いの小農村にとって村落共同体構成の最小単位たる「家」の拡大の唯一の要素であったが、小農民の自立化は土地所有零細化の促進につながり、ひいては藩財政を窮乏させる原因となったので岡山藩においては明暦二年(1656)一月著名な「別家禁止(条件付き許可)令」を公布し、別家を原則的に禁止した。しかし、延宝・天和の慢性的天災凶作に対し一定数の百姓を維持するために、貞享元年(1684)株継別家を許可した。

貞享元年の法例によれば、「諸郡の内絶人の地株を買いて其後、その他株へ買主の伴又は兄弟を仕付けることは差支ない旨」を命じている。

ではこれら株継別家の現象が横尾において見られるであろうか。当地においてその史料を発見することはできなかったが、隣村の長野、大津、山崎などに史料が多く発見できたことから、藩政上の「別家禁止」は当然横尾へも浸透していたことを示すに足るであろう。長野村におけるその史料を示してみよう。

奉願上

一 津高郡長野村勝蔵抱田畑四反九畝九歩高六石四斗卍升、家式間三間_二テ御座候処収穫之節内庭狭り難儀仕候_一付有合、竹木_ヲ以此度屋敷、内式間四間半葺之稼屋(こなしや)新_ニ建_ニ為_ニ火用心弟又右衛門_ヲ家守_ニ遣_シ置申度奉存候。尤株継別家仕候場_ニ而_テ無御座候。頭御改八月判形之節、本家江呼寄御改請可申候。願上通被_レ為_レ仰付候_ハ、難有可奉存候以上。

文政十年亥二月

長野村勝蔵

(名主 大庄屋の裏書)

吉田勘左衛門殿

内 存 書

一 津高郡長野村独身市五郎蔵三十九抱田畑壹反五畝壹歩壹間半、壹間半家其所持仕居申候。若病死仕候ハ、右田畑家諸道具一打株共同村伯父干八郎江譲渡シ、跡株相続仕、申度奉存候。可被為下候然ル上、異論申者御座候間敷候為後内存書差上申候己上。

文化十三年子 八月

名主善蔵殿

「奉願上」では勝蔵は抱田畑に家一軒を所有しているが、収穫時の作業不便を理由に家敷内に稼屋を建て、弟又右衛門を家守として「準別家」の形を取るものの実質的には別居している。(この形態を「内別」という。)しかし、頭御攻の時は本家へ呼寄せることになっており社会的には一軒前の本百姓として許されていない。彼ら「準別家」は公的には本家内に含まれ大家族の型をとるため表面上の戸数の増大にはむすびつかなかった。

「内存書」においては、独身市五郎蔵が若死したためその形ばかりの百姓株(一打株)を同村内伯父が継ぐこととなっており、潰百姓の跡株の補充策としての株継別家の形態を知ることができる。(「一打株別家」といわれる。)この株継別家も当村内の本百姓戸数の増大にはつながらず、近世後半期の本百姓数はほぼ一定に保たれたのである。

これら同村内の例からして、横尾においても18~190は25戸程度として安定し戸数の激増激減はなかったと考えられる。

しかし、江戸末期になれば各種別家創出により小家族の増加が促進され一般的には百姓株全体として家数が増加したが当地においてそのことは明らかでない。が、明治期に入り明治20年「土地所有者名寄帳」その他によれば、村内34、5名の名が記載されていることから横尾においても分家が多数創出されたことを考えさせる。

以上近世期における分家の形態と藩による統制を合わせ考えて来たが、前述の戸数の変化にも明瞭に表われているように藩の法的統制は小村落内にもきびしく行きわたっており、ゆえに近世後半は山間いの小村落としては停滞的にならざるをえなかったものと思われる。しかし、表面的に停滞的であり安定的であるほど、内における同族の結束、意識は強まったのではなからうか。

(C) 近世における隣接村落との関係

一宮町における山間いの小農村横尾は近世部落として比較的順調な発達をとげてきたが、村落内の発展と平行して村落の外形をどのように整えていったかを隣村との関係から考えてみたい。

(1) 170における村境の決定

現在横尾は一宮町の西北端で西・北をそれぞれ異郡と接している。近世においては西の備中境は天正年間決定されたことは前述した。しかし、近世期の北すなわち現津高町との境は津高郡口分馬屋郷として行政的には区分されておらず、そのため村落の境界は極めて不明瞭であったと思われる。

その点に関して「横尾村古来語伝」の後半に

右芳賀村与平衛、申者芳賀郷五、村之名主、而御座候。新左衛門義一村構、被為仰付候内、村山境確

ト不奉存村々名主之仰付之節与平衛村境山境申渡、銘々改相ニ而以来開一ヶ所□面室村へハ開キ不申候
尤ハ右五ヶ村之内モ村境モ究メ開処一ヶ処ニ而モ仕リ不申候。

とある。これによれば1700初頭においては村山境が明確に決定されておらず、村々名主の意見により芳賀郷五ヶ村の名主と平衛により決定され、それ以後は出作りをしていた場所でも村外であればいささか土地を開くことが不可能になったことが理解できる。

名主と平衛による村山境決定の年代については史料中明確でないが、与平衛の登場する他史料より決定するに1700前半がその時期に相当する。

藩政当初の基本的な検地である慶長九年(1604)の検地はその中で「当毛の小作」を検地帳の申請人とする事及び、「人くみあしき」郡村の境界を新規に確定することの2点を重視している。(谷口澄夫著「岡山藩」)又この境界の新規の確定は荘園体制化の錯綜した境界を近世的な行政郡村の境界に再編成するものであることを同書は指摘している。

このことから1700前半の境界確定は正しいと考えられる。

しかし、村落内部の膨張、生産の拡大による空間の需要が増大するに伴い、野山への入会、留山の決定、隣村への開田等に関連して問題が起ることは当然であり、そのための訴訟がしばしばなされている。

開田の問題については前述し万治3年(1660)以降の狼谷への開田を示したが、反対に近隣村から横尾への開田はなされなかったろうか。直接の史料はないものの明治8年の名寄帳によれば、横尾内土地所有者名の中に津高郡三和村持ち7名、賀陽郡上足守村1名、吉村1名、御津郡田中村1名、賀陽郡平山村1名、津高郡富吉村1名、その他2名が明記され又、明治22年の名寄帳にも同様に記されている。その田地面積は、最高者で4反7畝9歩、山林で9反3畝10歩であるが残りのものは極めて少ない。しかし、三和村が狼谷、面室村、阿部倉村3村から成立しており、近世初期に横尾村からこの3村へ出作りが成されていることを考えれば、この3村から横尾への開田があったことは推定にたりるのである。

注・狼谷は深崎村(津高町富吉村)の内であったが、貞享3年(1686)に分村。安部倉村は面室村の内であったが貞享3年に分村。

明治8年狼谷、安部倉、面室村は合併し三和村となり、明治22年馬屋上村に属し現在は津高町に在村する。

では実際の訴訟はいかなるものがあるのだろうか。近隣村関係のものを上げてみると次のようになる。寛文7年(1666)～天和3年(1683)；16年間は野山勝手したいに隣村にさわりなければ入会許可。

天和3年(1683)；狼谷百姓自林願上に対し五ヶ村(狼谷・横尾・長野・池谷・磯ヶ部)百姓に1軒当り3反下付。

元祿元年(1699)；面室村・阿部倉両村草山は村内入会から自林に分割。ために牛飼場の不自由が起る。

享保3年(1717)；面室・阿部倉両村は狼谷へ牛を追込又、草を刈取るため狼谷の者迷惑にて制限を要請。

上記の通り、狼谷は留山・運上山・各村々の開田畑が多く、そのために狼谷めぐって隣村相互の紛争が絶えなかった。これらの訴訟を通して村々の境界がより確定され、17C前半の藩政を通じての決定がより強化され17C後半には明確な規定がなされたのである。

村山境を明確に設定することは1個の村落としての外形を整えることであり、さらには村落共同体を固定化させる基礎であったのである。

(四) 精神生活における隣村交流

出作りを代表とする村人の物質的生活面での隣村との交流の他に、精神的生活面における村人の交流が考えられる。

村落生活、特に精神生活のシンボルとして村落の統合機能を果す中核的制度体は「神社」すなわち「氏神」である。氏神は村の公式の神であり、村人によって構成される氏子集団をもって村落の客観的範囲と考えられている。

横尾の氏神は村内北山に存在し大己貴命を祭神とする御崎神社である。社殿形式は流造の5尺5寸、桁行5尺7寸であり弊殿及び拜殿を持つ造りである。この神社の創立は明応二年(1493)で中世戦乱により氏子を絶やし、文祿四年(1595)に再建されたと伝えられるものの棟札その他の史料を欠き明らかではない。しかし、「吉備温故秘録」に御崎大命神の名があり、寛政年間に存在したことは確かである。

一般に氏神は一村一社の形態をとるため氏子集団の範囲を持って村落の範囲と考えられるが、現在、御崎神社の氏子集団は横尾及び狼谷をもって、その構成範囲としており一村を越えた範囲となっている。狼谷が地理的に近隣ではあるものの古くは深瀬村の分村であり、しかも深瀬村には氏神として八幡宮が存在することから、今日にいたるまでも行政範囲を異にする村落で氏神を共有することは過去において密接な交渉を持ったことの証であろう。

隣村との精神面での交流もさることながら村落共同体としての団結を示す神社が他にもある。それは和霊神社である。無格社ではあるもののその由来によれば、当社は横尾と隣村の山境紛争時その難局打開策として作られたものであり、隣村との紛争も単に対立意識を生み出すばかりではなく、村人の精神的結合を深める働きをしたことが明らかである。

このように、17Cは村落の地理的範囲を規定したばかりではなく、精神的にも神社を中核とする村意識が形成されつつあった時期であったのである。

おわりに

以上近郊農村横尾の歴史的発展を考えてきたが概略して終りにしたい。

一宮町横尾は、同町の山間小農村と同様に近世発達村落としての歴史を歩んできた。まず中世末期に一姓の定着を基底にして村落社会の第一歩を踏み出し、近世初期(17C)においては、村落構成員としての3姓の定住により人的基盤を確立し、分家による各株の発展により同族団を形成した。

又17Cには名実とも近世的な村落境界を得て村落社会の外形を整え地理的に一村として完成した。その過程においては隣村との対立、親行により村落意識を高めたのである。

近世中頃に至っては、17Cに確立した基礎の上にさらに村内としての発展がなされ、石高、反別な

ど生産基盤の拡大が著しかった。又、180末までは藩政による上からの統制をあらゆる面に受けながらも、戸数は増加をみた。この点で180は名実とも近世村落が完成された時期といえるのである。

以後、近世末期(190)に入ると他村同様農村の発展が停滞するものの、株内別家、一打株別家などの形態でその規模を保った。この中で近世的な伝統的封鎖社会をつくり上げ農村特有の性質を生み出したのである。

今日、横尾は急速に都市化のペースに包まれようとしているものの、明治・大正・昭和期を通じて移入戸もほとんどなく現在も定住以来の3姓のみによって構成される村落である。刺激の少ない環境、村内の等質性などにより横尾は、その形態と意識において、現在と過去が同居しつつ変化の時期を向えようとしている。

(3) 横尾の農業

横尾の歴史的発展を述べたが、それでは中世末期から近世初頭にかけて村落の生産基盤を確立し、近世期を通じて藩による上からの法的規制を受けながらも同族の発展によって村落共同体として実質をそなえるに至った横尾が戦前、戦後を通して農村生活においてどのような変化をきたしているだろうか。

(a) 土地所有状況

横尾は昭和45年度現在、戸数22戸、人数110人の小規模な村落である。22戸の内、単独戸1戸を除けば残り21戸は何らかの形で農業に従事しており、現在では兼業化の道を歩んでいるものの、これまで農業を家業としないものはまったく存在していない。これまで農業一本で生きてきた村であった。

(イ) 耕地所有

まず、農業の生産基盤である耕地所有から考察してみよう。

表 8-1-5 田畑総耕地面積

年 度	田	畑	合 計
明治 5 年	8 町 8 反 0 畝 3 3 歩	3 町 4 反 7 畝 1 6 歩	1 2 町 2 反 7 畝 1 9 歩
昭和 1 6 年	1 7 4 9 0 0	4 6 3 2 7	2 2 1 2 2 7
昭和 3 5 年	1 5 7 9 1 0	4 1 6 0	1 9 9 5 1 0
昭和 4 0 年	1 6 1 2 0	4 2 4 0	2 0 3 9 0
昭和 4 5 年	1 5 4 1 0	4 3 4 0	1 9 7 3 0

(M 5. 租税割賦帳 S 1 6. 耕地面積表 S 3 5. 4 0 農家センサス)

横尾部落の耕地面積（所有耕地面積で作付のないものも含む）をみると表8-1-5に示すとおりである。明治5年の総耕地は約12町、昭和16年は22町、昭和35年は20町、昭和40年20町、昭和45年19町となっており、明治5年に比べると戦後は約8町の増加をみている。

昭和16年に22町余りあるがこの内9町9反3畝28歩は作付なき面積であり、実際の経営耕地は11町1反8畝29歩である。

昭和35年度以降は、総耕地面積と経営耕地面積はほぼ等しく、休耕地はみられない。

出畑の面積を比べると、明治以降畑面積がほぼ一定して3~4町であるのに対し、田は明治5年の約2倍となっており、その面積の拡大が目立つ。しかし、明治、大正期の資料がないため詳細には分析できない。

このように、山間いの村落であるものの純然たる山村の特長である畑作面積の広大さはみられず横尾では畑作面積は全耕地の22%にとどまっております、水田中心の平地農村の色彩が非常に濃いと見える。

次に各農家別に所有規模を考えてみよう。

表8-1-6 農地所有規模別戸数

階 層	A 層	B	C	D	E	F
反 別	1.5町以上	1~1.5町	0.7~1町	0.5~0.7町	0.3~0.5町	0.3町以上
昭和16	2(10%)	8(38)	5(24)	3(14)	3(14)	0(0)
35	3	8	6	2	1	2
40	0	11	6	2	2	0
45	2(9.5)	11(52)	6(29)	0(0)	2(9.5)	0(0)

(S16. 土地所有者名簿 S35.40. 農家センサス)

農地所有規模別戸数は表8-1-6に示すとおりであるが、戦前の資料はS16年のものしかないので農地改革前後の正確な分析は不可能であった。

表8-1-6によると、S45年度現在の農地所有状況はA層(1町5反以上層)2戸(9.5%)、B層(1町~1町5反層)11戸(52%)、C層(7反~1町)6戸(29%)、E層(3~5反層)2戸(9.5%)となっている。

この傾向はS35年・40年とひき続いており、B層からA層へ、CからBへ、DからCへ、と所有規模を増加した2・3戸の変動がみられるもののいづれも小規模な変化であって、全体からみれば各階層とも過去10年間は安定しており、S45年現在では各階層中BC層を含めると横尾農家の約8割のものがこれに該当している。

又、表8-1-5から算出すると一戸平均所有農地面積は約9反4畝となり、全国平均の8反よりやや上まわるもののA層においても現在まで1町7反を越すものはなく、一般に日本の農家がいわれるごとく、所有耕地は小規模であり、過小農の家族経営による零細性から脱しえるものではない。

土地所有関係は、一般的に農地改革と深い関連を持つものである。そこで、S16年の横尾農家の階層別自小作農家戸数を調べてみると表8-1-7のようになる。

表 8-1-7 階層別自小作農家数 (S16)

自小作別階層	A 層	B 層	C 層	D 層	E 層	F 層	計
自作	2	5	4	2	2	0	16
自小作	0	3	1	1	0	0	5
小自作	0	0	0	0	1	0	1
計	2	8	5	3	3	0	21

(S16年農家耕地所有状況)

表 8-1-7 によれば、S16年において 21 戸中、自作 16 戸、自小作 5 戸、小自作 1 戸で小作は皆無である。小作地の面積は、E 層の小自作 1 戸が 8 反 9 畝であるほかは自小作農家の小作地はいずれも 3 反以下でありあまり多くない。実際の経営耕地面積からみると下層の自作より自小作、小自作の方が多くそのほとんどの農家が B・C 層に属している。

S22年の「選挙人名簿」をみると、21 戸すべての世帯主は自作となっており自小作、小自作該当者は見あたらない。

当時の所有規模は不明であるが、S16年に E 層であった自小作が現在小作地全てを所有し、層に上っていることから小作地の解放がなされ、それぞれ所有面積を増したものと思われる。

以上の農地所有状況をまとめれば、横尾は農地改革前後を通じて地主的存在の農家は見当らず農地改革によって自小作農、自小作農の自作化が進み、土地所有では平等化されたものの、経営規模状態は改革前と何ら変わりがなく、改革前そのままの状態が現在に持ち越されたといえるのであろう。

しかもその規模は、各農家とも大差はみられず 1 町前後を中核としたものである。これらの規模及び階層からみると横尾は改革前後を通じて、自作・自小作農家を中核とする部落であり、戦後においても所有規模はほぼ平等で変化に乏しい点からして、社会関係もフラットであったと思われる。

(a) 山林所有

表 8-1-8 山林所有規模別戸数

年度	規模	15~10町	9~5町	4~1町	1町以上	所有なし
S 35		3	5	11	2	1
	40	2	1	11	2	1
S 45		3	7	8	2	1

(S35・40 農業センサス)

表 8-1-9 階層別山林所有戸数 (S45)

	A 層	B 層	C 層	D 層	E 層	F 層
5~10町	0	3	0	0	0	0
9~5町	1	3	3	0	0	0
4~1町	1	4	2	0	1	0
1町以下	0	1	1	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0

山林所有規模別戸数は表8-1-8をみると次のようになっている。S45年度現在では10~15町3戸、5~9町7戸、1~4町8戸、1町以下2戸、全く所有のないもの1戸であり5~9町が33%、1~4町が38.5%と約7割の農家が1~9町に属している。

山間いの農村とはいえ、地理的には吉備高原の最南端であるため山林面積はきわめて少ない。

S35、40、45年度の所有面積は各戸別に比べても変化はほとんどなく現在に至っている。

最も多く10~15町を所有しているものは3農家で、伊丹姓、高木姓、今井姓それぞれ1戸づつである。その面積は農地改革前とほぼ等しく、かつ明治20年の「土地所有者名簿帳」によれば、各々8町3反6畝24歩、8町5反4畝、4町8反6畝15歩と記され常に上層部に属している。これら3戸は本家株ではないものの直接本家からの分家であり分家年代はいずれも古い。

明治20年の土地所有規模について少々触れておくと、10~15町3名、5~9町4名、1~4町10名、1町以下12名となっており、現在と同様1~4町層が比較的多いものの、特に1町以下12名は注目される。現在では1町以下は14.3%であるのに対し、明治20年では40%をしめている。

この名寄帳は所有者ごとに記されており、横尾34名が記載されるものであるがこれら各者が当時1戸を形成したかどうかは明らかでないため詳しい分析はできない。

しかし、現在の村人の話、江戸末期の村落構成を合わせ考えるに、横尾も江戸末期から明治年代にかけて多数の分家創出を見ることは明らかであり、これによって山村所有の細分化がなされたものと考えられる。

現在各株の本家は明治20年においても15~9町層に属しており田畑所有も多い。

又15町~10町層に属する者で高木株2戸は明治22年絶家（当時山林12町4反9畝22歩、田畑1町2反9畝10歩所有で村内最高であるが絶家の理由は不明）と昭和44年他出の農家である。

ところで、明治期と現在を比較すると、明治期では田畑所有と山林所有規模が比例的で農地が広い者は山林も広いが、現在では表8-1-9のように明治期の比例関係はくづれている。

要するに、横尾は明治期には分家創設のため農地、山林とも小規模所有者が増加したが、以後歴絶家によりこれらは減少し、現在では各戸ともそれぞれ平均化され所有関係がフラット化されたといえるであろう。

又、部落共有林は明治22年には27町6反1畝27歩であるが、S45年現在では16町（S34年有線新設のため売却）に減少している。

共有林野からの産物は、松茸、薪でこれら収入は村費として利用されるものの収入は極めて少なく、村落共同としての活発な利用は現在されていない。

その他共有の田地も明治22年には8畝12歩と微々たるもので、山林農地とも村内の結束を高め共同意識を高めえるものではない。

(b)横尾における兼業化

次に都市化の進展の中で現在近郊農村を色どる“兼業化”の問題について考察してみよう。

横尾は戸数22戸という小部落であるため、この22戸のみで兼業化都市化を分析することは、はなはだ危険であるが、一応他部落とは孤立した山間いの小農村にどのように都市化が波及しつつあるかを

考えてみたい。

農村社会が自給自足体としての社会から、資本主義経済の波に洗われる社会へと変化すれば、第一に交換経済の進展により農産物は商品化され、それに伴う生産経済の改善がなされる。当然の結果として、都市への依存度が大きくなり農村はその開放性を拡大する。

第2に、資本主義経済の波は、出稼ぎ、都市労働者としての農村人口の流出をおこし、兼業化を促進する。このような過程を経て日本の一般的な農村は変貌しつつあるが、横尾においてはどうか。

(f) 兼業化の形態

まず表8-1-10によって兼業化の程度をみよう。

表8-1-10 専兼別農家数

年度	専業	専業	兼業	
			第1種兼業	第2種兼業
昭和16	19戸 (90.5%)	2戸 (9.5%)	0戸 (0.0%)	
35	14 (63.1%)	7 (31.9%)	1 (5.0%)	
40	9 (41.0%)	6 (17.1%)	7 (31.9%)	
45	6 (28.1%)	5 (23.8%)	10 (48.1%)	

(S16 部落調べ S35.40 農業センサス)

注・()内は各パーセントを表わす。

このように全農家のうち、専業農家はS16年に19戸、S35年に14戸、S40年に9戸、S45年現在で6戸と減少し、その割合は90.5%、63.1%、41.0%、28.1%となりそれに反比例して兼業農家は、2戸、8戸、13戸、15戸と増加しており現在では7.9%の農家が兼業である。中でも第2種兼業農家が0戸、1戸、7戸、10戸と加速度的に増加の傾向を見せ、現在では48.1%と全農家の約半数がこれに該当している。

これによって都市化の影響が最もよく表われる兼業化の傾向が如実に示されたが、S30年度の「臨時農業調査」によれば兼業化率は全国平均65%であるのに対し5年後のS35年横尾では、まだ37%と約半数に達していない。

又、昭和40年度「岡山市町村勢要覧」によれば、一宮町は全農家数1214戸で内専業267戸(23.7%)第一種兼業502戸(40.5%)。第2種兼業445戸(35.8%)であり、第1種、第2種を合わせれば、76.3%であるのに対し横尾は48.1%と5割に達していない。

表8-1-11 S40年横尾、一宮町における兼業率

地区	専業	専業	兼業		計
			第1種	第2種	
横尾	9 (41.0%)	6 (17.0%)	7 (31.9%)		22
一宮町	267 (23.7%)	502 (40.5%)	445 (35.8%)		1214

(一宮町・市町村勢要覧、横尾・農業センサス)

横尾は22戸の小部落であるからして、この割合を比較することは不可能かもしれないがあえて比較すれば、横尾は近郊農村の中に存在しながらも、周辺部にあることから、中心部よりも比較的都市化の波及が遅緩的であるといえよう。

兼業化を階層別に見ると右の表8-1-12のようになる。

表8-1-12をみると、上層になるに従い専業農家が多い。しかしB層以下は急速に

兼業化が進み特に第2種兼業が目立つ。これは下層農家では農業専従では再生産が困難であり相当程度に兼業経済に依存しなければならないことを明瞭に示している。

次に兼業農家を詳しくみてみよう。世帯主の兼業化をみると、S40年では8戸、S45年度現在では11戸と増加し全農家の約半数に当たっている。世帯主が農業以外に職を持ち、農作業から遠ざかると必然的に女性、特に主婦の農作業従事がふえてくるが、その割合は表8-1-13に明らかである。

表8-1-13において総人数92名中、農業のみに従事する男子は20名(男子の48%)に対し、女子は37名(女子の74%)にあたり女性が日常の農作業で主役を勤めていることを示している。又、65才以上の農業従事者が11名もあり、農作業の老齢化もみられる。

女性の中で兼業のみの従事者は3名(女子の6%)、家事のみの従事者も2名(4%)にすぎず、なんらかの形で全体の9割の女性が農業労働力になっていることになり、後述する家庭での女性の役割分担、権位構造にも影響がみられるであろう。

表8-1-12 階層別専兼農家数(S45)

階層	専業	専業	
		第I種	第II種
A	1町5反以上	2	0
B	1~1町5反	3	5
C	7反~1町	1	4
D	5~7反	0	0
E	3~5反	0	2
F	3反未満	0	0

表8-1-13 S40年度男女別就業人数表

性別	農業のみに従事		農業及び兼業		兼業のみに従事		どちらにも従事せず				
	男	女	男	女	男	女	女	男	女	男	女
16才				1			4	5			
20		4		2		1					
25	3	2	2	2	1						
30	1	4		3	1						
35	3	2		2							
40	1	6									
45	2	2	1								
50	4	4									
55	1	3		2							
60		4	1			1					
65以上	5	6								3	2
小計	20	37	4	12	3	2	4	5	3	3	2
合計	総人数 92 (男42, 女50)										

(S40年農業センサス)

(ロ) 農家経済

兼業化の進展をみてきたが、その原因となる資本主義経済の延びに対して農家経済及び作業がどのように変化してきたかを考えてみよう。

表 8-1-14 農業収入別戸数

年間農業収入	戸数	専業別
70～100	1	専業
50～70	4	"
30～50	7	兼業
20～30	3	"
10～20	4	"
3～10	2	"

(S40.センサス)

表 8-1-14 によれば、S40 年度農業収入が約 50 万円以上の農家は 5 戸で全体の 2.4% にすぎない。これらは全て専業農家であり田畑所有規模の A 層 2 戸、B 層 3 戸にあたる。50 万以下の農家は 16 戸 (7.6%) をしめすべて兼業であり家計は兼業に依存しなければならぬ。さらにこの依存度の高いと思われる 20 万円未満の農家は農地所有でも下層で 50 万以上の農家に比べれば 1 町以上も狭い。

このように農業経営の零細性は農業経済の零細性と結びついており、他に副業や特色ある産物を持たぬ横尾は兼業化 (特に労働力としての流出) へ進む他はないと思われる。又、都市近郊という特色がさらにその方向性を強める要因となっているのである。

(ウ) 農作物の変化

それではこれら農家の収入はいかなるものによってしめられているだろうか。

表 8-1-15 農業収入の主なる作物

	S35	S40
米の収入が 50% 以上	19 戸	7
野菜の "	0	9
米と野菜が同等	0	3
米と畜産	2	1
米と果樹	0	1
野菜と果樹	0	1

(S30, 40.センサス)

農業収入の内わけは表 8-1-15 の通りであるが、両年度を比較すると、米の収入が 50% 以上をしめる農家は 8.6% から 3.3% へと約 3 分の 1 に減少し、かわって野菜収入が 50% 以上になったものは S35 年に

は見られなかったのに対して S40 年には 9 戸 (40%) と特位な地位をしめている。

その他の商品作物として果樹 (もも、かき、ぶどう)、畜産物 (牛乳) といったものもみられた。このように米作中心の農業から商品生産化が進み畜産物、果樹、野菜等の成長作物に中心が移りつつあるという近年の日本農家の傾向とまったく一致している。

横尾において商品作物として果樹を除くものの成長はいたって最近のことである。

過去の作物を上げてみると、大正 13 年の「旱害調査」では当時は水稻、大豆、小豆、甘し、果実、桑の作付が見られる。昭和 6 年にはイグサが作付されているが以後はまったくみられない。昭和 16 年の「経営耕地面積表」にみられるものは大正 13 年のそれと種類はまったく同一であり変化がない。し

かし水稻は17町3反から15町6反へ、大豆は1町6反から8畝29歩へ、小豆は5反から2畝へ激減している。現在はこれら豆類作付はほとんどないことから昭和期を通じて衰退したと思われる。

現在中心となっている野菜、特にキュウリの栽培はS35年頃より取り入れられS40年頃に最盛期に達した。横尾は長野同様砂質土壌で肥沃さに欠けるため量産は困難であるが味覚の点で優れており現在もそれが利点となっている。最盛期における野菜の種類と販売戸数は次のとおりである。

表8-1-16 S40年野菜作付種類と収穫及び販売

苗木・種類	収穫農家数	収穫面積	販売戸数
トマト	14戸	40畝	10戸
キュウリ	14	20	3
なす	22	34	12
白菜	7	3	1
かんらん	9	6	0
玉ねぎ	16	10	2
大根	22	38	10

(S40年センサス)

表8-1-16によれば作物のうち作付の多い順はトマト、大根、なす、きゅうり、であり販売戸数もこれが多い。しかし、きゅうりは14戸の収穫に対し出荷は3戸のみで現在もこの3戸に限られハウス栽培をしている。

野菜を商品作物として作付している農家もA・B層の農家が中心で農家収入も多い。

以上のように作物に関しては、戦前は米及び豆類が主となったのに対し、現在は野菜を中心とした商品作物が主流をしめている。これも近郊農村という利点を生かしたものであろう。

米以外の商品物で経済的に注目されるのが畜産物の牛乳である。

現在数戸で酪農がなされ農協経営の平津牛乳に出荷している。酪農の最盛期も野菜のそれと同じ頃であるが、このことを現在15頭の乳牛を飼育しているT氏に聞くに当時の頭数は34.5頭で乳量は4500Kgであったという。

「なぜ盛んになったか」という質問に対しては、「横尾は避地でも交通がきくし、草が自由だから。」と答え近郊農村の利点を指摘している。S40年では乳牛飼育戸数が13戸であるのに対し現在は6戸と減少しているが、頭数は23頭から37頭と増加しており専門的に行う農家とそうでない農家に分かれたことを示している。現在最大飼育農家はS40年2頭から現在15頭にふやしており3町の牧野で本格的に酪農中心に転換している。牧野経営は2戸で残り4戸は納屋飼いで大規模化は望めない。「どうして現在はかばかしくないのか。」という問に対してT氏は「酪農より他の儲けがよいから勤めに出るようになった。時代の流れである。資本倒れである。」と答えている。又今後の希望計画については、「酪農で残れば2〜3人であり、残るなら大規模になる。資本については無償の補助であれば受けるが自分からは出さない。発展するとは思っていない。」と答えてくれた。

この答えは、酪農のみならず横尾の農業全体にも通ずるものだといえるのではないだろうか。

すなわち横尾は戦前戦後をとおして特定の産物を持たぬ山間の平凡な小農村であり、中世末期の定着から村落を形成し、現在までの発展が村落内に止まらざるをえなかったことから、社会環境や村人の職業としての農業などの同一性により部落内部の等質化があらゆる面——農業規模・社会関係においてなされた。

その等質性は社会関係のフラット化、個人主義的なプライバシー尊重など近代的特性につながった反面、資本主義の力による都市化の急速な進展に対して兼業化の進展により農家の性格を専業、兼業に色分けすることを第一歩として農家の結束を弱めつつある。

酪農その他の農作物についても共同化、大規模化の傾向が乏しく、各農家独自の路線で農作業がなされていることも個別化の方向へむかっていることを示しているといえよう。

この都市化は一宮町が近郊農村であり、采年には岡山市と合併することからもさらに強化されるであろう。

この環境の中で、横尾の農村として農業を維持し発展させていくには、T氏の答えて指摘されるように資本の問題もあろうが、将来に向けて近郊農村として生きてゆくためにはどのようにあるべきかというはっきりしたビジョンを各農家が持ち、そのビジョンの上に立って村落としての協力がなされなければならないだろう。

(安原啓子)

2 家 族

(1) 家族構成

調査地は御津郡一宮町とはいえ、一番奥に位置する横尾である。横尾は世帯数22, 110人である。また横尾は場所的に、お世辞にも便利とは言えない所である。横尾調査を補足する意味から比較のための対照地として、一宮町の山神の部落をもとり調査した。しかしこの調査は不完全なところがあるので、あくまで補助的に利用することにした。山神は、上・中・下に別れているが、特に中をとりあげて調査した。山神中は世帯数26, 136人である。横尾そのものの概観および詳細は、前述なので省略する。山神については、簡単にその概略を述べると、前に記述したように山神は、一宮の駅から約5分ではぼ一宮の町といわれる所である。又山神は、横尾とは違い、180号線の側に家が建ち並んでいる所で、言うまでもなく、交通の便利がよい場所である。岡山市の中心にも車で10～15分位であり、定期バスもラッシュ時の回数はひんばんである。山神は昔からの古い家も多い所である。そして、近年岡山市のベッドタウン化しつつある途上、最近他の所から新しい家を建てて、引っ越しした家も割合多く見受けられる。

家族構成を述べるについて、そのアウトラインとしてまず、数的構成から述べることにする。横尾・山神の年齢別人口構成についてみると、その実態は表8-2-1のごとくなっている。この表をみると山神、横尾共に0～9才、・・・・・・60～69才までの各年齢層にだいたい散らばっていることが判る。又横尾・山神の両地区共に、高齢者は多くないことがわかる。横尾の構成をみると、20～29才までの層が意外と少ないことがわかる。これは横尾が地理的に中心をはなれていることもある。これはどこにでもみられる若い人達の離農の現象であると思われる。山神の構成について言えば、横尾とはっきり差が表われているのが、20～29才代の人数である。20～29才代の人数が他の代と比較して少なくないので、若い人々がこの土地からあまり離れていない。このことはやはり山神の地理的なものに関係していると思われる。

この表の構成についてみられることを今度は世帯について検討していく。国勢調査の結果は世帯を調

表8-2-1 年令別家族構成

年令	地域	横	尾	山	神
0 ~ 9		2	0	1	9
10 ~ 19		1	2	1	9
20 ~ 29		1	4	2	8
30 ~ 39		2	0	1	7
40 ~ 49		1	4	1	7
50 ~ 59		9		1	1
60 ~ 69		1	2	1	8
70 ~ 79		7		6	
80 ~ 89		2		1	
90 ~ 99		0		0	
100以上		0		0	
		1	1	0	1
				1	3
				6	

査の単位としているので、そのまま家族の結果として取り扱うことはできない。ここでの世帯とは、住居、生計を共にしている世帯員の集まりをいい、調査対象は、世帯員を構成単位としている家族である。また、表8-2-2の家族員とは、他出家族員（未婚で、戸籍が独立していないもの）と世帯員を合わせたもので、非家族員とは同居人、使用人をさす。横尾の他出家族員というのは、在学途中の人や、大都市で働いている人などを示している。

表8-2-2によると、平均世帯数は5.0である。山神のそれは、5.23となっている。国勢調査の表8-2-3によると、全国的に1世帯当りの人員数は少なくなっていることがわかる。しかもそれは、昭和30年まではそれほ

ど極端な変わり方ではない。そして昭和30~35年で大幅に減少している。昭和40年の調査によれば、全国1世帯当りの人員数は、4.05人で、一宮全体では4.33人である。また郡部では4.48人となっている。現在の横尾の数は、昭和35年前後の平均値とみなされる。

表8-2-2 一世帯平均世帯員数及び家族員数

	横	尾	平	均
世帯数	2	2	/	
世帯員数	1	1		
家族員数	1	1	5.1	4
非家族員数	0		0	
他出家族員数	3		0.1	4

表8-2-3 全国、市郡部別一世帯当り人員数

	全	国	市	部	郡	部
昭和10年	5.0	3	4.7	4	5.1	8
昭和15年	5.0	0	4.6	2	5.2	5
昭和22年	4.8	5	4.2	5	5.2	0
昭和25年	4.9	7	4.4	5	5.3	4
昭和30年	4.9	0	4.6	4	5.2	9
昭和35年	4.5	6	4.3	3	4.9	5
昭和40年	4.0	5	4.8	6	4.4	8

(国勢調査報告による)

次に農家について言えば労働力の需要の大きさが世帯規模の大小に関係しているという説もあるが、ここでは詳しく照らし合わせる資料がないが次の表8-2-4を参考にした。この表8-2-4から世帯規模を地域別にみてゆくと、平均人員の最大は東北の4.61人、中部の4.29人、九州の4.12人、北海道の4.09人で、中国および四国は3.95人、3.96人で全国平均よりも少ない。しいて言えば、東北、北関東が多く西日本では少ないと言える。ここ10年間で世帯規模の縮小を地域的にみると、世帯の縮小がもっとも大きいのは北海道の1.16人で、東北の1.10人がつき、中国・四国・九州はそれぞれ0.77人、0.85人、0.88人の縮小がみられる。1世帯当りの人員の減少は必然的に生じているが未来にどのような数値が表われるであろうか。

表 8-2-4 1世帯当り人員の地域別比較

地域	年	昭和40年	昭和35年	昭和30年	昭和25年
全 国		4.05	4.54	4.97	4.97
北 海 道		4.09	4.69	5.25	5.33
東 北		4.61	5.21	5.71	5.78
関 東		3.85	4.38	4.91	4.87
中 部		4.29	4.71	5.08	5.13
近 畿		3.83	4.25	4.56	4.47
中 国		3.95	4.38	4.72	4.73
四 国		3.96	4.40	4.81	4.88
九 州		4.12	4.60	5.00	4.98

「わが国の人口」—その地域分布と構造—
昭和40年 総理府統計局

表 8-2-5 将来一世帯当り人員

年 次	人 員
1970	3.78
1975	3.53
1980	3.33
1985	3.21
1990	3.11

厚生省人口問題研究所

表 8-2-5 の厚生省人口問題研究所による推計値に
れば、これから先除々に1世

帯当りの人員も減り3人に近い数値が表われることを示している。推計値にも表われているように家族員の減少は必ず生じるであろう。その原因を考えると、いろいろあげられるが1つには家族の中の構成の変化が大きいと考えられる。15才未満の子どもがいるのは横尾では14世帯、25人、平均して1世帯1.79人、山神では13世帯、27人で平均すると1世帯2.08人である。横尾・山神では15才未満の子どもが2人前後であり、都市の子ども数と著しい変化はみられないようである。いわゆる山村(というのは専業が27%であるから)である横尾地区にも出生児数の減少からくる家族の小規模化の可能性はみられると思う。

1世帯平均の人数が多いことは、世帯員数別世帯分別もかなり影響していることがわかる。表8-2-6の世帯員数別分布をみると、横尾では1番多くの割合を占めるのが6人家族の40.9%、次に5人家族の22.8%それに3人家族が続いている。山神については1番多くの割合を占めるのは6人家族の34.7%、次に続くのが5人と7人家族で横尾と山神の世帯員分布についてはそれほどの差はないことがわかる。昭和40年の国勢調査をみてみると、全国で1番多いのが3人家族、それに続くのが4人、2人家族である。そして市郡については4人の家族、それに続くのが3人家族である。郡部についても1位は市部と同じく4人家族である。それに続くのが5人家族である。以上のようにこの分布を一覧してみると、やはり横尾・山神ともその分布の帯が全国、市部、郡部の分布の帯よりもやや多家族に偏っていることがわかる。前述の平均世帯員数が横尾・山神共に多いことは、いずれも6人家族が多いということからみても納得がゆく。

次に世帯員別分布を昭和40年国勢調査による経済構成を表8-2-7でみる。この表で農林就業者世帯というのは、世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯。農林非農林就業者混合世帯というのは、世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者が両方いる世帯。非農林就業者世帯というのは、世帯の就業者が非農林漁業就業者の世帯。非就業者世帯というのは、1世帯に就業者のいない世帯である。この表は、農業就業者のみとして分類せずに農林就業者世帯として分類してあるので、これが絶対的

というには問題がある。

表8-2-6 世帯員数別分布

	横尾	山神	全国	市郡	郡部
1人家族	4.5%	0%	7.9%	9.2%	5.5%
2人	0	11.5%	16.5	15.5	11.2%
3人	13.6	3.9	21.8	19.5	15.2
4人	9.1	11.5	17.7	23.1	20.5
5人	22.8	19.2	15.7	15.2	18.2
6人	40.9	34.7	10.4	9.2	14.1
7人	9.1	19.2	5.9	4.9	8.8
8人	0	3.9	2.4	1.9	3.8
9人	0	0	1.0	0.9	1.6
10人以上	0	0	0.7	0.6	1.1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(昭和40年国勢調査報告による)

表8-2-7 親族人員別普通世帯の経済構成

—昭和40年—

親族人員	種類	普通世帯総数	農林就業者世帯	農林・非農林就業者混合	非農林就業者世帯	非就業者世帯
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1人		8.2	3.3	—	7.9	45.6
2人		14.5	9.7	3.4	16.0	29.8
3人		18.6	11.5	9.1	21.6	13.4
4人		22.8	17.6	17.0	25.6	7.0
5人		16.3	19.9	21.2	15.7	2.9
6人		10.4	18.4	20.8	8.0	0.9
7人		5.7	11.9	15.3	3.5	0.3
8人		2.3	4.9	7.7	1.1	0.1
9人		0.9	2.0	3.5	0.4	—
10人		0.3	0.7	1.3	0.1	—
11人以上		0.2	0.3	0.8	0.1	—

「わが国の人口」—その地域分布と構造—総理府統計局

農林漁業者世帯と農林・非農林就業者世帯は、1, 2, 3位と同じ傾向であり、非農林就業者世帯は世帯総数とほぼ同じ傾向であることがわかる。これを見ても少なくとも専業ではなくとも農業に従事していると思われる世帯において世帯員は多いようである。

横尾の場合と山神の場合はこのようにも1人家族が他より高い割合であるが、一体構成のうちわけはどうなっているのだろうか。ある意味では農業を行っている関係上労働力の必要性からかもしれない。前述のように15才未満の子どもがそれほど多くないことにより次のことが考えられる。1つには世帯主の子どもが同居している。1つには世帯主の両親およびその子どもと

何世代かの同居である。

それをはっきりさせるために次に表8-2-8の世帯主との続柄別世帯員数をみてゆく。全国的にみてゆくと、1950年よりも1964年の方が直系卑属はたいへん減少していることがわかる。

表8-2-8 世帯主との続柄別世帯員数 (世帯主を100とする)

	世帯主	同配偶者	直系卑属	同配偶者	直系尊属	その他の家	同居人
						族	使用人
横尾	100	82	218	45	50	5	0
山神	100	92	246	58	19	8	0
全国 (1950年S25)	100	83	293	17	32	21	7
(1964年S39)	100	79	191	12	19	8	2
黒尾	100	86	183	20	73	8	0

(S25・39国勢調査報告による)

又直系尊属の減少が目立っている。横尾においては直系卑属が1964年の全国平均よりやや多くなり、その配偶者も多くなっている。又直系尊属は1964年の全国平均よりはるかに多くなっている。直系卑属のことから考えると、その1/4は結婚して配偶者と共に住んでいることである。直系尊属から考えると、世帯の半分は世帯主の両親と一緒に暮していることを示すであろう。山神においては、直系卑属は横尾よりも大きい割合を占めその配偶者にいたっては、全国よりはるかに多い割合を占めている。又直系尊属が1964年の全国平均並みであることは興味がある。というのは兼業の多い黒尾においてはその割合は72.5%という割合である。横尾・山神・黒尾と兼業が営まれていながらも直系尊属の差が表われている。山神・横尾に共通していることと言えば、直系卑属が全国平均よりも多く、その配偶者がはるかに多いということである。それは全国平均よりも多く世帯主の子どもが結婚して同居しているということである。

次にこれらのことを世代構成という点から分析する。

表8-2-9 世代構成

	世帯総数	1世代	2世代	3世代	4世代	5世代
横尾	1,000.0	45.5	181.8	727.3	45.5	0
山神	1,000.0	115.4	230.8	576.9	76.9	
全国	1,000.0	189.8	566.6	223.7	19.9	
郡部	1,000.0	131.2	513.9	320.7	34.2	

(調査表と昭和40年国勢調査報告による)

表8-2-9のように横尾では3世代世帯が非常に多い(全国平均の3倍以上)ことがわかる。

表8-2-10をみると総数では2世代世帯が多く、3世

代世帯は半分以下であるにもかかわらず、農林と農林・非農林世帯では3世代世帯が1位である。非農林世帯は総数と同じ傾向を示している。専業という型であれ、兼業という型であれ農業を職業とする場合の世代数と関係している。このことは横尾・山神にあてはまると思う。そして横尾の場合親・子ども共

表8-2-10 家族構成的普通世帯の経済構成

	親族世帯 総数	1 世 代 世 帯	2 世 代 世 帯	3 世 代 世 帯	その他の 世 帯
総 数	1,000	119	616	243	22
農林業就業者 世 帯	1,000	75	423	451	50
農林・非農林 就業者混合世 帯	1,000	19	420	508	54
非農林就業者 世 帯	1,000	135	687	168	10
非就業者世帯	1,000	341	548	159	52

にだいたいにおいて農業に従事している割合は多いようである。(横尾は兼業といっても、不規則的に他の仕事に従事している場合が多いから。)横尾と比べて、地理的によい条件に恵まれている山神にも3世代一帯という型が非常に多く見られ、2世代一帯という型が

全国あるいは郡部と比較してもかなり少ないということがわかる。これは山神の地理的環境によるものと解釈する。つまり岡山市に比較的に近いのでわざわざ市のすぐ近くに高い土地を買って親と同居せずこの一宮をでてゆくまでの必要性が認められないのだと思う。1世代世帯の割合は郡部の平均に対してそれほど少ないとも思われない。核家族化が一般現象として表われるけれど、1世代世帯(夫一妻という意味で解釈する場合)又2世代世帯(親一子という意味で解釈する場合)はここ数年山神にはそれほど急激に増加しないかもしれないと予想される。

世代構成からみてゆくと世帯主との続柄別世帯員数において山神は直系尊属の割合が少ないのは、世帯主の年齢層によるものも原因であると思われる。

又世代構成は表8-2-11の形態類別世帯分布をみてもうなづけると思う。

表8-2-11 形態類別世帯分布

	横 尾	山 神	全 国
単身世帯	4.5%	0%	8.1%
夫婦世帯	0	11.5	9.9
無配偶子女 を含む世帯	18.1	23.2	54.5
有配偶子女 を含む世帯	36.4	50.0	1.0
直系尊属	4.5	0	27.5
直系尊卑属	31.9	11.5	
停系親族	4.5	3.8	
	100.0	100.0	100.0

調査表と昭和40年国勢調査

横尾において一番多くみられるのは、全体の36.4%を占める有配偶子女を含む世帯(つまり世帯主又はその配偶者とその子ども夫婦の型である。)

次に多いのが直系尊卑属世帯の31.9%である。これは両親一世帯主一子ども(子ども夫婦)の型である。このことは、3世代の世帯が多いことから当然である。山神においては、有配偶子女を含む世帯が半分でありそれに次ぐものは23.2%の無配偶子女を含む世帯(世帯主一結婚していない子ども)の型)である。このことは表8-2-9

の世代構成の面で、ある程度農業が営まれているにもかかわらず、比較的2世代が多いことと一致する。形態類別世帯分布をみると、全国で一番多い世帯は、無配偶子女を含む世帯であり、そして有配偶子女を含む世帯と直系尊属、直系尊卑属の世帯と傍系親族を含めた割合はその半分にすぎないのである

から、いわゆる核家族（家族相互に強く結びついて家族の機能的単位となりやすい関係（夫—妻，親—子→両親（夫・妻）—子のセット）と大家族という面からみると、表8-2-12のようである。全国的にみて、核家族というのは69.2%であるにもかかわらず、横尾では47.2%，山神では38.5%となり直系家族の割合の多さが当然核家族の割合の少なさに対応している。大家族は横尾・山神共全

国平均の倍以上の広がりである。

表8-2-12 家族形態別世帯分布

	横	尾	山	神	全	国
A	一人家族	4.5%		0%		
B	夫婦家族	22.7		38.5		
A+B	核家族	47.2		38.5		69.2
C	直系家族	68.3		57.7		25.2
D	停系家族	4.5		3.8		5.8
C+D	大家族	72.8		61.5		31.0
		100.0		100.0		100.0

(2) 家族の役割分担

家族の役割分担を考える時には、核家族（実質的には夫婦家族）と大家族（実質的には直系家族）とにおいては当然その役割分担において異った関係がでてくると考えられるので必要に応じて分けて考えてみることにする。

比較対象地として、是里（赤磐郡）と黒尾（真庭郡）を用いる。

(注釈)

是里は、地域研究第6輯の調査対象地である。場所は、赤磐郡吉井町である。この調査は約10年も前に行なわれたものであるから、正確に比較の対象とすることはできないかもしれない。しかし専門農家がほとんどを占める山村農家として把握し、参考にした。一口に言えば家族構成の面においては、いわゆる古い型がとられているし役割分担の面から言えば、世帯主が圧倒的な権力を握っていた。それに反して主婦や、あつぎの嫁はほとんど女としての力しか持っていない。是里は調査した当時まだ農業一本で生活を営んでいたといっても過言ではないので、世帯主、主婦etc. は相当の労働力をしいられていたようである。そのことが、役割分担の上にもなんらかの影響を及ぼしていると思われる。

黒尾は久世町にあり、地域研究第12集の調査地である。ここは専門農家が97%を占め、そのうえ零細経営であり、機械力よりも人力に頼るような農耕の行なわれているところである。家族構成は是里とあまり大きな変化はみられないようである。是里も黒尾と同じく、直系家族が多く、それゆえに大家族の割合が多い。役割分担の面から言えば核家族、大家族ともに兼業農家が多いゆえに主婦の果たす役割が多いと考えられる。これはひとことに、世帯主が世帯主としての采配をふるってないという意味ではない。全体的にみると、調査年代のずれもあるだろうが、黒尾は兼業農家としての新しい特色も持っているところのようである。

横尾には1軒1人世帯があるので役割分担から除外してある。

① 農業労働の分担

横尾の農業に関する詳しい実態は、同章で前述なのでここでは省略する。現在横尾22軒のうち農業を専業としているのは6軒(27%)、第1種兼業5軒(23%)、第2種兼業10軒(45%)であり半分近くは第2種兼業である。

<A> 夫婦家族における農業労働の分担

表8-2-13 夫婦家族における農業労働

	世帯主	主婦	世帯主+主婦	その他
仕事のわりふり	66%	—	66%	1%
農作業	—	33%	33%	1%
家ちくの世話	—	100%	—	—
山仕事	66%	—	33%	1%

仕事のわりふりの場合、2世帯(66%)が世帯主が占めているが、これはかなり世帯主に権威があるのではないかと予想される。また世帯主+主婦という型がみられるので、これは夫婦のコミュニケーションが保たれていると考えられる。実際に農作業を行うのは、世帯主+主婦が2世帯(66%)を占めている。世帯主のみが従事しているということはなく、主婦もまた従事している状態である。家畜の世話は4世帯(100%)が主婦の仕事である。主婦の役割はかなり多いようであるがこれは後述する。山仕事というのは、これといってとりあげるほどのことはないという解答が多かった。

 直系家族における農業労働の分担

表8-2-14 直系家族における農業労働

		世帯主	主婦	世帯主の母	長男	長男の妻	世帯主+主婦	その他
仕事のわりふり	横尾	41%	7%	12%	24%	—	12%	4%
農作業	"	7%	12%	—	—	—	29%	51%
家ちくの世話	"	—	29%	36%	—	—	21%	14%
山仕事	"	15%	15%	—	—	15%	15%	40%

表8-2-14によると仕事のわりふりは圧倒的に世帯主が多くその次には世帯主+主婦よりも長男が多いことが目立つ。実際の農作業の場合は仕事のわりふりとは少しちがう結果がでている。つまり世帯主+主婦が5世帯(29%)もの割り合いを占めている。家畜の世話はやはり家にいて家の留守を守ることが多いと予想される世帯主の母がうけ持っている。山仕事は特に誰という結果は表われていない。

② 家事の分担

家事の面でのリーダーはあくまで女性と思われる。2世帯2人の主婦を除いて主婦も農業に従事している横尾と、だいたい半分の主婦が農業に従事している山神との比較を用いる。

<A> 核家族

「日常の金のだし入れ」といえば家庭管理の代表的な面ともみられると思う。都市の夫婦家族において、主婦の割合はかなり高くなると予想されるが、横尾の場合は表8-2-15のように半分が主婦であり、世帯主+主婦の割合が2世帯(25%)となっている。これは横尾に関して興味のある結果であると思われる。山神の場合ほとんど主婦となっている。「日常の金の出し入れ」ということのみでは

言い切れないが、しいて言えば横尾は是里に、山神は黒尾に似ているのではなからうか。つまり黒尾は農業に関する第2種兼業が、第1種兼業を上まわっているし、是里は第1種兼業である。

次に家事の分担にはいる。だいたいにおいて主婦の役割は大きいことがいえる。しかし全般的に言うとして単独で主婦の仕事として表われている割合は横尾、山神共にその割合はいくらか少ないことがわかる。主婦のみがやるという仕事の割合は横尾の方が少ない。例えば「食事の後かたづけ」では主婦単独というのはたった1軒(25%)であり、後は主婦+女の子である。山神では13軒(67%)が主婦のみである。「風呂たき」「掃除」にいたっては、黒尾・是里・山神共に主婦のみでやるというのは、半分以上であるのに横尾では4分の1にすぎない。炊事においても同じ傾向にある。横尾の主婦が農業にたずさわる機会が多いことからくる他の家族員の協力があ、り、カバーであろう。

表9-2-15 核家族における家事の分担

項目	地 域	世帯主	主 婦	女の子	主婦+女の子	世帯主+主婦	そ の 他
日 常 入 金 の 出 し	横 尾	25%	50%	—	—	25%	—
	山 神	—	89	—	—	11	—
	黒 尾	20	70	—	—	10	—
	是 里	37	55	—	—	—	7
洗 濯	横 尾	—	75	25	—	—	—
	山 神	—	100	—	—	—	—
	黒 尾	—	63	—	20	—	17
	是 里	—	90	—	—	10	—
炊 事	横 尾	—	50	25	25	—	—
	山 神	—	89	—	11	—	—
	黒 尾	—	90	—	—	—	10
	是 里	—	70	—	10	—	20
食 事 の 後 か た づ け	横 尾	—	25	—	75	—	—
	山 神	—	67	11	22	—	—
	黒 尾	—	80	—	10	—	10
	是 里	—	72	—	21	—	7
掃 除	横 尾	—	25	25	50	—	—
	山 神	—	78	—	11	—	11
	黒 尾	—	90	—	—	—	10
	是 里	—	64	13	—	—	23

			世帯主	主婦	女の子	主婦+女の子	世帯主+主婦	その他
寝ある床けしのお	横尾	尾	—%	50%	25%	25%	—%	—%
	山神	神	—	67	—	—	—	33
アンイロかけ	横尾	尾	—	25	50	25	—	—
	山神	神	—	78	11	11	—	—
戸締り	横尾	尾	33	—	—	—	33	34
	山神	神	—	89	—	—	—	11
食料品の購入	横尾	尾	—	—	25	50	—	25
	山神	神	11	67	—	11	—	11
	黒尾	尾	—	90	—	—	—	10
風呂たき	横尾	尾	—	25	—	50	—	25
	山神	神	—	78	—	—	—	22
	黒尾	尾	—	60	—	10	—	30
	是里	里	—	51	—	9	—	40
大工仕事	横尾	尾	75	25	—	—	—	—
	山神	神	44	22	—	—	—	33
	黒尾	尾	100	—	—	—	—	—

ある意味の近代化ではなからうか。「食料品の購入」では、横尾において、主婦のみというのが見受けられないが、これは交通の不便さからくる位置的なものである。世帯主や子どもなどが町にでてついでに新鮮なものを買ってくることが多い。

表B-2-16 拡大家族における家事分担

項目	地	域	世帯主	主婦	世帯主の母	あとつぎの妻	主婦+あとつぎの妻	主婦+世帯主の母	あとつぎ	その他
日し常入のれ金の出	横尾	尾	18%	47%	6%	12%	—%	6%	—	11%
	山神	神	12	47	12	6	6	—	—	17
	黒尾	尾	14	54	35	14	—	—	—	14.5
	是里	里	49	25	—	6	—	—	12	8
洗濯	横尾	尾	—	12	—	12	29	—	35%	12%
	山神	神	—	35	—	12	17	—	12	24
	黒尾	尾	—	36	35	7	11	3.5	21	18
	是里	里	—	31	—	28	—	—	41	—

	地 域	世 帯 主	主 婦	世 帯 主 母	あ と つ き 妻	主 婦 + あ と つ き 妻	主 婦 + 世 帯 主 母	あ と つ き	そ の 他
炊 事	横 尾	—	1 8%	6%	1 8%	2 4%	6%	2 9%	9%
	山 神	—	4 7	—	2 3	6	—	1 2	1 2
	黒 尾	—	5 3	7	2 1	4	7	4	4
食 事 の あ と か た げ	横 尾	—	1 2	6	1 2	2 4	6	2 9	1 1
	山 神	—	4 1	—	1 8	6	6	—	4 9
	黒 尾	—	4 6	1 1	1 1	1 4	7	7	4
掃 除	横 尾	—	1 8	—	6	2 4	6	2 9	2 9
	山 神	—	3 5	—	1 8	1 2	—	1 2	2 3
	黒 尾	—	4 3	1 8	3 5	1 1	—	1 4	1 0 5
寝 床 の あ り し	横 尾	—	6	—	6	2 4	—	2 4	4 0
	山 神	—	3 0	—	—	6	—	—	6 4
	黒 尾	—	1 0	—	—	2 0	—	2 0	5 0
食 料 品 の 購 入	横 尾	—	2 4	6	2 9	6	1 2	6	1 7
	山 神	—	4 1	—	3 3	6	—	6	2 4
	黒 尾	6	4 7	—	2 4	—	—	6	1 7
風 呂 た き	横 尾	—	5 0	—	6	—	6	—	3 8
	山 神	—	3 0	1 2	1 2	6	—	6	3 4
	黒 尾	—	3 6	3 2	3 5	—	—	3 5	2 5
戸 締 り	横 尾	—	5 3	7	—	—	—	—	4 0
	山 神	1 2	3 5	2 3	—	—	—	—	3 0
	黒 尾	5 8	1 2	—	—	—	—	—	3 0
大 工 仕 事	横 尾	4 7	6	—	—	—	—	—	4 7
	山 神	—	1 8	2 9	—	2 4	—	6	2 3
	黒 尾	—	4 1	1 7	1 2	1 7	—	6	7
つ くら い	横 尾	—	3 9	1 4	1 1	7	4	8	7

核家族におけると同様に家庭管理を日常の金の出し入れに求めると第1種兼業が主とされる是里以外は、世帯主よりも主婦の権威が大きいと考えられる。横尾の場合あつぎの妻が比較的割合が高い。直系家族の家事労働をみても、主婦・世帯主の母・あつぎの妻がだいたいにおいて重い比重を占めている。「洗濯」「炊事」「食事のあとかたげ」「掃除」「寝床のあらし」についてみれば横尾は山神・黒尾・是里でみられるよりは、主婦のやる割合は多くない。その代わり主婦+母のやる割合が多い。これは横尾の大家族のうち世帯主の母がいるのは、全体の4.7%をしめているし、山神の場合は3.3%という数字が関係しているのかもしれない。横尾では、あつぎの妻独自でやる役割は比較的少なくなっている。横尾の大家族の

うち長男の妻がいるのは、9軒で全体の60%で、山神は15軒で100%を占めている。長男の妻の役割が大きければ大きいほど次の代の主婦への移行が表われていると言える。横尾のあとつぎの妻の平均年齢は28.8才であり、山神のそれは31.4才である。横尾ではあとつぎの妻が農業に従事することが多い。「寝床のあげおろし」については、その他という欄に各自という割合が含まれていることを考慮すると、横尾ではかなり各人が協力しているし、山神ではかなり主婦がやっているようである。寝床のあげおろしは、相当きつい仕事だからこれを主婦に任せるというのではなく、もう少し各人協力するといいいのではなからうか。「戸締り」の場合横尾では全くたずさわっていないのに山神では2軒(12%)ではあるが世帯主が分担している。「風呂たき」は横尾では半分が主婦の仕事となっており、山神と黒尾がやや似ている割合を示している。横尾の主婦は家事の分担が他と比較して多いような気もするが、これは前にのべたように年齢にも関係していると思う。しかし主婦の役割が大きいはいえ女の子の協力がよくみられる。

③ 外部交渉役割の分担

外部的交渉の役割を果たすこと＝社会に対する家族内の権威を示すものとみなすと横尾の場合納税の手続き、役場への登録、盆暮の挨拶などは世帯主が半分以上占めているし、他の項でもだいたい第1位を占めている。

表8-2-17 外部交渉役割分担

項目	地域	世帯主	主婦	あとつぎの妻	世帯主 世帯主 世帯主	世帯主の 父 母	その他
納税の 手続き	横尾	62%	10%	5%	—	—	23%
	山神	56	20	—	—	8	84
	黒尾	63	11	—	—	13	13
	是里	56	15	—	—	28	
役場への 登録	横尾	68	10	5	—	—	17
	山神	42	31	—	—	8	19
	黒尾	68	10.5	—	—	2	2.5
	是里	57	9	—	—		33
盆暮の 挨拶	横尾	57	7	—	7	—	29
	山神	33	22	—	22	6	17
	黒尾	37	21	—	—	18	24
	是里	52	20	—	—	28	
親と あそび つき	横尾	48	10	—	14	5	23
	山神	37	19	—	27	8	9
主婦	横尾	20	25	5	25	—	25
	山神	—	38	—	38	4	20
喜びの あいさつ ・弔辞	横尾	35	10	—	25	10	10
	山神	30	26	—	21	21	2
	黒尾	32	16	—	23	16	13
	是里	51	17	1.4	—	40.6	

		世帯主	主婦	あとつぎ の妻	世帯主 主婦	世帯主の 父	世帯主の 母	その他
P.T.A に行く	横尾	17%	45%	17%	6%	—%	—%	15%
	山神	—	52	21	13	—	—	10
部会行 落合く のに	横尾	57	55	—	10	—	—	28
	山神	42	17	—	8	17	—	26
共仕で 同する のに	横尾	52	5	—	19	—	—	24
	山神	14	18	14	18	14	—	22

これは是里までもはっきり表われていないにしろ、世帯主の権威を相当ははっきり表わしている。横尾・山神ともに外部的交渉の主役をつとめているのは世帯主や主婦である。世帯主の父・母は喜び弔辞の挨拶や親せきとのつき合いではその存在がクローズアップされている。それは、年輩ということ、よく他の家の人運を知っていることでその必要性が生じるのかもしれない。横尾・山神ともに家事労働で重要な役を占めている主婦は、P.T.Aを除いては、かなり消極的に動いているようである。しかし山神においては、「納税の手つぎ」、「役場への登録」を除けば、世帯主+主婦でその役割を果たしているのが目につく。これは昔風の外のことは、世帯主へ任せっきりという型から、やや現代的な主婦も世帯主と一緒に役割を果たす型へ移っていつている。参考までに山神において「役場への登録」を主婦が多く占めているのは、山神であれば家から役場が近いということが原因である。横尾・山神の両方において、あとつぎはほとんど役割を果たしていないのでその欄は省略した。あとつぎあるいはその妻の役割が少し少なすぎるような気がする。もう少し彼らの果たす役割があってもよいような気がする。外部交渉の場合、主役となっているのはやはり世帯主であり、その協力者が主婦であり、次に世帯主の父母である。

④ 子どもの育児・教育に関する役割分担

子どもが生まれて初めて経験する集団は家族である。三つ児の魂百までということばが示す通り、家族の子どもに影響する力は実に驚くべきものがあると考えられる。「家族社会学」に示されているように親子関係を含む家族は特有な基本的な機能として、①子どもの扶養、②社会化の2つがある。とくに社会化について家族の果たしている役割は大きい。又家族は他の何ものによっても代行されがたい独特の機能をもつ集団であり、子どもにとってPersonality形成のもっとも重要な時期をすごしている。だから子どもの育児・教育に関する役割分担がどう作用しているかということは、家族を知る上で不可欠なものとなってくる。

表8-2-18 育児・教育に関する役割分担

	地域	父	母	祖母	父+母	一家で	母+祖母	その他
勉強を 勉みる	横尾	—%	57%	5%	14%	5%	—%	81%
	山神	8	42	8	12	4	—	26
	黒尾	14	28	4	4	—	—	50
し誰か つが けす はる	横尾	10	38	5	19	19	5	4
	山神	—	42	4	15	12	4	23
	黒尾	10	60	—	—	—	20	10
	是里	31.3	47.0	7.8	—	—	9.3	—